

平成30年第3回伊仙町議会定例会

会期日程

平成30年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

平成30年9月11日開会～9月21日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	11	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 総務文教厚生常任委員長所管事務報告 (3) 行政報告(町長) ○報告 2件(報告～質疑で終結) ○議案 10件 42号～51号(提案理由説明～質疑～討論～採決) ○認定 7件 1号～7号(提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託)	
〃	12	水	本会議	○一般質問(清議員、杉山議員、上木議員、福留議員 4名)	
〃	13	木	本会議	○一般質問(牧本議員、西議員、佐田議員、岡林議員 4名)	
〃	14	金	特別委員会	○平成29年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(現地調査)	
〃	15	⊕	休 会		
〃	16	⊕	休 会	各中学校体育大会	
〃	17	⊕	休 会		
〃	18	火	特別委員会	○平成29年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内審査)	

9	19	水	特別委員会	○平成29年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（室内審査）	
〃	20	木	休 会	※平成29年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会委員長報告作成	
〃	21	金	本会議	○全員協議会 ○追加議案（提案理由説明～質疑～討論～採決） ○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	

平成30年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成30年9月11日

平成30年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月11日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 平成29年度健全化判断比率（報告～質疑で終結）
- 日程第5 報告第4号 平成29年度資金不足比率（報告～質疑で終結）
- 日程第6 議案第42号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第43号 伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第44号 字の区域の変更（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第45号 水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手支援型）分担金負担割合（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第46号 平成29年度伊仙町上水道事業会計の利益処分（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第47号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第48号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第49号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第50号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第51号 平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第16 認定第1号 平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第17 認定第2号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

- 日程第18 認定第3号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第19 認定第4号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第20 認定第5号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第21 認定第6号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第22 認定第7号 平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから平成30年第3回伊仙町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美島盛秀君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、永田 誠君、福留達也君、予備署名議員を前 徹志君、明石秀雄君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（美島盛秀君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月11日から9月21日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月11日から9月21日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸報告

○議長（美島盛秀君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成30年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。したがって、主な項目についてだけご報告いたします。

6月20日に札幌市議会議員の視察がございまして、札幌市議会は鹿児島県よりも大きい大都市でありまして、今回の地震等がございました。心からお見舞いを申し上げます。

札幌市議会が、この奄美、徳之島の小さな島の小さな町の視察に訪れたということは、我が町が健康長寿、子宝の日本一の町ということで、非常に全国的にも知名度が高くなっているのではないかなということでございます。そういうことで非常にいい研修視察ができたということで、喜んで帰ったところでした。

それから、7月18日、総務文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会を開催いたしまして、それぞれの常任委員会の今後の活動、取り組みについての話し合いを持っていただきまして、いろいろと町政の状態、状況等あるいは予算執行状況等についてしっかりと精査をしながら、今後の町政にしっかりチェック機能を果たせる議会でありたいということをお願いを申し上げたところでもありまして、今それぞれの常任委員会で一生懸命取り組んでいるところであります。

7月24日、サトウキビ価格対策会議が奄美市でございまして、皆さん新聞等でごらんのように今年は糖度が低くて、糖度帯の値上げ、それからサトウキビ価格の値上げ等をお願いをしたところでありまして、中身については特にサトウキビ農家の今後の後継者育成と大型機械等に補助金と交付金を上げてくださいというような要望等でありました。

7月27日から30日、総務文教厚生常任委員会が県外研修に行きまして、特に志布志市においては志布志の大崎町ですけれども、リサイクル分別が日本一ということで研修に行きまして、今後徳之島広域アイランドクリーンセンターの運営や今後の徳之島3町のごみの分別収集等についても、非常に大切な研修ができたのではないかなという思いがいたしておりまして、あともってまた委員長のほうから詳しい報告があると思いますので、よろしく願いいたします。

その中で、農業公社の件についても研修をいたしました。その後、7月29日には大阪市のほうに行きまして、伊仙町連合会50周年記念総会並びに記念行事に参加をいたしまして、300人以上の郷友会の皆さんがお集まりをいただいて、盛大に記念行事を行われたところでありまして、そこに議員7名、事務局1名、8名で参加をいたしました。非常に意義ある行事だったと思っております。こういうふるさととの、郷友会との今後の交流をさらに深めていきたいというふうに考えておりまして、役場の職員から久保未来創生課長が参加をいたしまして、ふるさと納税等についても説明をし、お願いをしてきたところでありました。

8月6日には公立高校の生徒募集の説明会、南三島の説明がありまして、非常に少子高齢化による人口減に伴う定員割れが高校の生徒募集にも関連してきていると、非常に生徒数が少なくなって県下では、高校が1校がなくなるというぐらいの定員割れがあるという報告を受けております。徳之島にあります徳之島高校、それから樟南第二高校、この2校の存続に向けて議会としても、今後取り組んでいかなければならない問題ではないかというふうに考えております。

後は、皆さんのほうでごらんになっていただきたいと思います。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町、監査委員より平成30年8月分までの例月出納検査結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、総務文教厚生常任委員会による閉会中の継続審査の申し出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（岡林剛也君）

閉会中の所管事務調査報告をいたします。

去る7月24日、総務文教厚生常任委員4名、経済建設常任委員3名、事務局1名を含む8名で鹿児島県志布志市における農業公社研修制度及び環境政策総リサイクルセンターについて調査を行いましたので、報告いたします。

志布志市は人口約3万1,600名、1万5,600世帯、年間予算は30年度約244億円で、平成18年に志布志町、松山町、有明町が合併して誕生しており、本町の5倍ほどの規模の市であります。

市の農業生産額はおよそ391億9,000万円、うち70%の277億円が畜産関連農業、25%、101億円が耕種農業、芋や野菜などの生産額となっております。我が町においては、農業生産額50億円の持続的な達成を目標とし、伊仙町農業振興計画の推進を念頭に、担い手農家、新規就農者の育成と支援、農業研修に取り組む拠点として平成29年度に伊仙町農業支援センター青緑の里が建設され、稼働から1年ほど経過しましたが、その事業内容においてはまだまだ課題が多いようです。

志布志市においては、昭和43年からピーマンの植生栽培に取り組み、昭和52年には栽培面積が22.5haまで拡大しました。しかし、地域農業を取り巻く環境が高齢農家や兼業農家の増加による農業の担い手の減少、農業構造の弱体化等により衰退し、平成2年にはピーク時の3分の1の7.5haまで落ち込みました。

現状の打開策として地域農業振興と農村活性化により、農家の経済的社会的地位の向上と地域社会の発展を図ることを趣意として、後継者育成に限らず、人口減少社会における農村の活性化も念頭に、市外県外からも幅広く新規就農者を募集することとし、平成8年に志布志町とJAそお鹿児島の共同出資により、財団法人志布志町農業公社が設立されました。平成19年、旧3町にそれぞれ設立されていた農業公社が3町合併に伴い、志布志町農業公社の広域化によって、財団法人志布志市農業公社が設立されました。

現在は、平成24年に国の制度改革で公益財団法人志布志市農業公社と名称変更となっております。公社は15名の職員がおり、市やJAの助成と農家からの受託作業で運営されております。主要事業としては、1、農地利用集積円滑化に関する事業、2、農業の受託及び委託に関する事業、3、農業の後継者育成に関する事業、4、農業機械等の利用貸し付けに関する事業、5、志布志市その他関係機関からの農業構造の改善に資するための事業の受託に関する事業、6、その他目的を達成するために必要な事業となっております。中でも3の後継者及び新規就農者の育成が公社としての主な事業で、内容としては市内2カ所の農場で、研修ビニールハウス10棟（新たに20棟完成）を利用した冬春ピーマン栽培の研修であります。

なぜピーマンかということ、収穫期間が長く、ある程度軌道修正がきく、ホルモン処理や人工授粉の必要がない、選別が比較的簡単、A品、B品、規格外に分け、A品、B品だけ出荷、重量が軽い、女性でも大丈夫、収穫のタイミングが比較的簡単、色づきや糖度、積算温度等の縛りが無い、JA全量出荷のため、箱詰めや袋詰め作業がないということでした。

研修についてはまず研修希望者説明会、新規就農相談会を大阪や東京で実施していますが、随時ホームページ等でも受け付けはしており、研修希望者は現地にて3日間の体験実習、これは必須だそうです。これを受けてもらい、その上で本研修の申し込みをしてもらうこととなりますが、募集人員は毎年6名、これも12名に増員予定だそうです。市の補助金を使用されているため、500万円以上の自己資金と研修終了後も市内に居住し、就農できる者等、条件や審査はかなり厳しいようです。研修期間は2年間、短期滞在施設や研修生用住宅も整備されており、住宅の家賃助成もあるそうです。1年目は、1人当たり15aの公社研修ハウスを使用し、栽培管理技術に習得、ビニールの張りかえや植え付け等の共同作業の現地研修の他、農業、ピーマン基礎講座等を受講します。

この1年間は、ファームサラリー方式といい、青年就農給付金準備型と公社からの研修手当で、夫婦だと年間300万円、単身で180万円が支給されます。ちなみに、実施研修で栽培したピーマンの販売代金は、公社の運営資金となります。2年目は、独立経営方式をとり、自身のピーマン売上金と就農給付金150万円が所得となりますが、2年目を迎えると公社、畑かんセンター、JA、市が連携し、農地あっせん、就農計画、資金計画作成、複式パソコン簿記講座、各種補助事業申請の支援体制を整え、研修生の就農をバックアップしています。

平成8年から27年までの研修生は101人で、このうち72人が就農しています。また、9割以上が非農家出身で、出身地別では県外が74%、県内が26%で、市内のピーマン部会員数は既存農家よりも公社卒業生が多くなり、平均年齢も48歳と若返り、公社設立の実績・成果も立証され、今では地域の農業振興にとって不可欠な存在となっているようです。伊仙町農業支援センター青緑の里においても、本年9月より園芸作物栽培を本格的に目指す新規就農研究生を対象とした研修が始まっているようです。

当初、この事業は地方創生交付金を活用し推進してきましたが、これから先は町の単独事業としてセンター運営にあたることになると思いますので、志布志市農業公社のような成功事例をぜひ参考にし、伊仙町農業の発展に尽力してほしいと思います。

次に、環境政策そおりサイクルセンターについてですが、志布志市は焼却施設を持たず、一般廃棄物リサイクル率で市という自治体としては12年連続日本一となるなど、非常に高いリサイクル率76.8%を継続し続けていますが、どのようにしてリサイクル率を上げてきたかということ、平成18年の合併前、旧志布志町、旧有明町と大崎町は焼却施設を持たず、山間のくぼ地に全てのごみを埋め立てていました。

しかし、世論の環境問題への関心が高まってきたことで、いつまでもその状態を続けるわけにはいなくなり、平成2年3町は曾於南部構成事務組合を結成し、旧松山町は平成18年の合併時に加入、管理型最終処分場清掃センターを建設しましたが、このときはまだ分別をせずにそのまま埋め立てていたそうです。

ところが、平成10年ごろになるとこのまま全てのごみを埋め続けると、平成16年には満杯になるという試算がなされました。しかし、新たな施設を建設するには莫大な費用がかかり、場所の選定

も困難であるということで、この最終処分場を長く使えるようにするにはどうすればよいか、協議を重ねた結果、ごみの量を減らすための取り組みが開始され、まず分別収集と指定ごみ袋が導入されました。

平成11年には民間施設で容器包装リサイクル法に対応し、曾於地区自治体から排出される資源ごみの中間処理施設としてそおりサイクルセンターが完成し、3町はこの施設を利用することを前提に、平成12年から本格的にごみのリサイクル、資源化に取り組み始めました。

市の分別収集は、1、資源ごみ、27品目に分別、2、生ごみ、3、粗大ごみ、4、一般ごみの4つに大別されていますが、1、資源ごみと4、粗大ごみはリサイクルセンターへ搬入し、資源ごみは中間処理、選別、圧縮、梱包され、リサイクル業者へ売却されます。粗大ごみは再利用、販売会開催等を促し、できないものについては新型固形燃料RPF化、2、生ごみは基本的に自分で処理しますが、できない人はごみステーションに出し、週3回収集、収集された生ごみは生ごみ堆肥化センターにおいて、市内で伐採された草木とともに堆肥化され、学校や自治会などに無料配布、あるいは一般に販売され、循環型社会構築の一端を実現しています。4、一般ごみは最終処分場にて直接埋め立てていますが、今後いかにしてその量を減らしていくかが課題となっているようです。これらの取り組みの結果、埋め立てごみは8割も激減し、最終処分場はにおいもなく衛生的な環境が維持され、満杯になるまであと30年以上は余裕がある状態になったということです。

次に、市のごみ処理にかかる費用についてですが、平成29年度は3億1,800万円かかっていますが、その多くは最終処分場清掃センターの管理、運営、資源ごみ、中間処理業務リサイクルセンター、生ごみ草木処理堆肥化センター、ごみ収集運搬業務を請け負う有限会社そおりサイクルセンターへの委託金となっています。また、資源ごみや粗大ごみ、堆肥などの売却益は1,835万円です。市の歳入となり、全国平均1万5,300円かかっている年間ごみ処理経費が市民1人当たり1万7円となっており、コスト面でも成果が出ているようです。徳之島3町においてはリサイクル率約5から10%、クリーンセンター運営費3億6,600万円、これは平成28年度の決算です。島民1人当たりの年間ごみ処理費用は1万7,500円となっており、ごみ処理費用にかかるコストがかなり高いようです。

3町はこの先も同クリーンセンターを使用してく計画のようですが、既に稼働から15年以上は経過し、この先の維持費、修繕費も含めて財政面においても現在以上のコストがかかり、相当厳しい運営を強いられることと予想されます。また、最終処分場の容量や環境への負荷、地域住民の精神的、肉体的苦痛、さらにその先にあると思われる世界自然遺産登録等を考慮すると、現在のような焼却処理施設ではなく、リサイクルセンターとしての転換も視野に入れて議論を進めてもよいのではないかと思います。

以上、2項目について、閉会中の所管事務調査報告といたします。平成30年9月11日、総務文教厚生常任委員会委員長岡林剛也。

○議長（美島盛秀君）

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。行政報告の前に、今回台風21号そして北海道の地震におきまして、多くの方々が亡くなりになりました。心からお悔み申し上げたいと思います。

全国的に災害が頻発する時代になってまいりました。徳之島伊仙町においては、梅雨は雨量が少なかったのですが、それ以降、台風の影響で、台風が直撃しないということもありまして、例年になくサトウキビが順調に生育しております。来週また新しい調査がありますけれども、今の調子で大きな台風、干ばつ等がない限り、22万tもいくのではないかとというふうに期待をされております。

畜産関係におきましては、伊仙町のこの3町の大会におきまして、恐らく7年連続伊仙町の生産牛がグラントチャンピオンを獲得いたしまして、この前もお祝いがあったところであります。また、世界的には大坂なおみ選手がグランドスラム賞を獲得とするという世界的な快挙を成し遂げて、国民に大きな勇気を与えております。

6月17日に、関東伊仙町会総会及び懇親会がございまして、250の方が参加しておりました。

先ほど議長から説明があったとおり、6月20日、札幌市議会の議員の方々を含めて7名が視察に参りまして、学校統合しないこと等の理由等の質問がございました。また、福祉関係においても介護予防等の質問があったところであります。

6月22日、地域サロン合同交流会がございまして、伊仙町におけるこの地域さわやかサロンの活動が、先ほどもいろいろ各集落においていろんな盛会になされております。ある地区におきましては、外国人が参加をしたり、子供たちと高齢者が一緒になったさわやかサロンが進んでおります。まさにこれからは、地域共生社会という時代が来る中で、伊仙町の取り組んでいる各集落単位のさわやかサロン、地域包括ケアシステムの中のさわやかサロンは、全県的にも高く評価をされております。地方創生の持つ意味は集落の活性化ということ、まさに伊仙町においては実行している状況でございます。

同日、平成30年度の新規就農者を励ます会がございまして、伊仙町のほうから4人の女性の方が新規就農者ということでありました。

6月27日に、平成30年度第1回奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産候補地の地域連絡協議会が奄美市において、初めて沖縄の首長さん全員が参加して行われました。今回、延期になったということで、各自治体等もいろんな危機感を持って今これから協力して取り組んでいく状況になると思います。

7月6日に、徳之島愛ランド広域連合議会がありまして、その後、小原先生、今日手久に移住してきた小原先生の推薦で全国的なおむつのリサイクルをやっている会社の社長さんが、来島いたしまして、いろんな説明会、勉強を行ってまいりました。先ほど岡林議員から報告があったように、志布志市大崎地区においてもおむつのリサイクルが最大の課題でありますけれども、いろんな技術の進歩によりまして、おむつもリサイクルの時代がやってまいると思います。現在、全国で子供の

おむつ使用料が49万 t、大人が32万 t ですけども、あと10年後にはこの数が逆転するというふうな説明もございました。

6月25日から7月17日までの間、町内の9つの小中学校を教育長とともに、教育長はまた指導主事の方と一緒に、学校の現況等をヒアリング、聞いて、意見交換会を行ってまいりました。4年ぶりにこのような意見交換会を行った中で、いろんな問題点が出てまいりました。現場に、町長も行ってやはり現場を視察して、先生方の意見を聞いてくるということが非常に重要であるというように改めに感じたところであります。

具体的に、時間かかりますけど、少し説明をいたしたいと思います。

喜念小学校においては、暑いということでクーラーの件、それから老朽化の課題が出ました。伊仙小学校においては、電子黒板、IT化の推進の必要性を説明を受けました。自分自慢という取り組みを伊仙小学校はやっているそうでございます。鹿浦港小学校におきましては、新校舎を早急にという要望、そして交流学习の効果などがありました。その成果もあって、鹿浦港小学校の学力は大変向上しているということでもあります。糸木名小学校においては、これは子供たちの半分が母子家庭というふうな説明がありまして、世の中はそういう流れに来ているような状況でもあります。面縄小学校におきましては、クーラーの設置、それから教育力の中で期限つき教諭の指導力に対して、今後とも大きな課題であるというふうな言葉もいただきました。犬田布小学校は、学力向上が非常に成功したというふうな説明もございました。

伊仙中学校において、発達障害の子供たちが約6%というふうな説明も受けました。また、キャリア教育におきましては、県の指定を受けているということもございます。面縄中学校におきましては、教員住宅の整備を要望されました。7人の教諭が町外からの通勤ということでもあります。犬田布中学校におきましては、体育館雨漏り等の改修の要望がございました。

7月14日に、伊仙町に伝泊という形で古里地区に3つの宿泊施設をつくった伝泊の会社が、奄美市に伝泊まーぐん広場というものをオープンいたしまして、これ7つのホテルの部屋と、それから1階にはカフェ、レストラン、そして驚いたことにこの一時預かりを中心とした介護施設ですけども、全てが畳の部屋、そして風呂も畳だということで、これはいろんな介護施設やっている方々の経験から、畳の上で生活している高齢者がベッドにくると、かなり運動を、自分で、自力で動いたりすることが制限されるために、ベッドでの預かりはよくないということで畳にして、非常に効果が出ているというふうな話がございました。

鹿児島県の浄化槽推進市町村協議会の総会に参加いたしまして、伊仙町は浄化槽の設置率が最下位でありましたけれども、今回の発表では最下位でなく、一自治体より上回ったという結果が出ておりました。その後、港湾協会の通常総会と懇談会がございまして、県の担当のほうから面縄港についてのサジェスションというか、面縄港は今後、商港を中心としてやっていく場合には、県管理にするよりも町管理でやったほうが時間的には短縮されるというふうな指導を受けました。

それから、伊仙町肉用牛振興会総会におきまして、このときに今年間約400頭前後の牛が分娩時の

死亡事故でなくなっているということで、その分勉管理に関しまして今、牛温計とか、カメラとか、いろんな形のモニターが今後出てくるのではないかと思います。長年、肉用牛振興会の会長をなさっておりました常会長から、今回初めて女性の基山美奈子様が振興会の会長になりました。

21日には、台風の影響で116ミリという雨、これも結果としては恵の雨となったと思いますけれども、大きな災害がなかった状況でございます。

7月23日には、飯田市議会が来島いたしまして、飯田市議は今東京から名古屋までのリニアモーターカーが走りますけれども、その駅として今後大きく発展する可能性があるということでありました。同じ日にサトウキビキャラバン隊が国のほうから来まして、いろんな議論を深めたところでございます。

7月29日には、伊仙町ほーらい祭りがありまして、今回は吉本興業のほうから4人の方が参加いたしました。盛大に開催されました。この日は、非常に涼しい状況でありましたけれども、子供たちが3人、けいれん等を起こしまして、脱水状態になりました。これは涼しいということで、水分補給が足りないためにけいれんを起こしたようでありまして、いろんな売店の近くで走り回ったりすると、やっぱり相当脱水状況になるということで、今後、注意が必要になると思います。

7月30日には、三反園知事を励ます会がございまして、2年間の知事の成果がございました。これは、観光客がふえたと。肉用牛の全国大会で久しぶりに鹿児島県がチャンピオンを獲得したと。それと、鹿児島県の農業生産額が目標の5,000億円に近付いてきたという、4,900億円近い農業生産額が出て、これは過去最高の状況でございます。

8月1日には鹿児島県離島行政懇談会がございまして、この中で全県的な形で5年に1回開催されている太平洋島サミットを鹿児島県で誘致することが可能ではないかというふうな質問をいたしましたら、多くの県議会議員の方々がこれは、このことに関しましては賛同をいただきまして、ホテルが、多くの首長らを宿泊させるホテルが完備されていないということですが、そのことも今後県としても対応していけたらと思っております。

8月4日に、徳之島の将来の医療と福祉を考える会がございまして、これ首長が2年持ち回りで、今年からまた伊仙町の担当となりました。この前、知事との意見交換会の中でも、私も二人の女性から小児科の常勤がないところでの要望がございましたけれども、このことも今度福祉を考える会で、産婦人科同様常勤が確保できるようにしていく努力が必要ではないかと思っております。

伊仙町が11月10日に予定をしておりますメディカルビレッジ学会は、これは新しい時代にがんの末期の方々も、介護を受けている方々も全て病院でもなくホスピスでもなく、地域で生活をしていくという新しい考え方の学会を伊仙町で開催してまいります。それはまたいろんな人たちがこの島に移住してくるというふうな流れをつくり出していけるのではないかと考えております。

8月6日に先ほど議長から説明があったとおり、徳之島高校の新入生が初めて100人を切るという非常に危機的な状況がございまして、その後、県のほうから徳之島高校の学級数を1つ減らすという、今は3学級ですが、それを2学級にするというふうな通達がございました。その中で、教員

の方々のこれは高校の教員ではなくて中学校、小学校の教員の校区内居住の重要性をしたところでございます。

奄美農業を語る会という形で、本田農政部長が来島いたしまして、3町との話し合いがございました。この中で、本田部長が話したのは高齢者の方々が非常に活発に、家庭菜園をつくってそれが見回りとか、これは日置市の高山地区というところの例でございますけれども、集落にいろんな道の駅の方々が車で回収、回って高齢者の方々の野菜を集めて、それは午後から安くで売するという形で、高齢者の方々が非常に元気が出てきたという話がありました。

8月8日から東京のほうに出張で行きまして、中野区長と面会いたしまして、伊仙町が中野サンプラザで伊仙町のシンポジウムを行ったときの係長の方が今中野区長になられまして、今後伊仙町とできたら姉妹都市という形から始まって、このCCRC、要するに東京の介護難民が出てくる方々を、徳之島で元気な方もそうでない方々も治療していくという、社会に向かって中野区と連携してまいりたいと思っております。

それから、順天堂大学の樋野興夫先生にメディカルビレッジの主催者でございます。が来まして、新たに要望したところでございます。

この中で、11月10日の一週間前に鹿児島県庁のほうで、これは記者会見をやってまいりたいと思います。

これには載っていませんけれども、森山裕先生とお会いいたしまして、面縄港の要望書を提出いたしました。森山先生のおはからいで国交省の技術部の最高責任者ともお話をいしまして、いろんな宿題をいただいたところでございます。

8月10日には知事と語ろう車座座談会が、伊仙町を中心として行われまして、3町から27名の代表の方々が多種多様な要望、意見等を出しましていただきまして、その中でいろんな伊仙町の若者が1人、子牛の生産牛の小規模農家を守るための補助事業という形で要望がございました。これは、種子島とか沖永良部で始まっておる、キャトルセンターというものを伊仙町でもやっていたらということでございます。これは生まれたばかりの子供を預かって、そしてその高齢者の方々がまた畜産に意欲を持ってやっていけるような仕組みでございます。

8月20日、先ほど申し上げましたグランドチャンピオン、これは清裕二さんの牛がグランドチャンピオンに選ばれました。お祝い申し上げたいと思います。

8月30日に、伊仙町の農業振興会総会がございまして、この中でビレットプランターという新しい大量にキビを植えつける機械の話などが出ました。また、この中で各委員がかつてないほど活発な意見を出していただきまして、総会においても全ての方々が発言するような形を今後作り出していけたらと思います。この中で、最初に突破口を開いたのは美島議長でございます。

9月1日には、モスク伊仙町オフィスの開設式がございまして、今後、伊仙町に5つほどの会社がオフィスを開いていける、その始まりになったのと思っております。

9月6日には、伊仙町土地改良区平成30年度通常総会及び理事会がございまして、土地改良区の

地区外への不正使用について、かなり厳しい意見が出されたところでございます。

9月7日には、県の生活衛生対策室の室長が来られまして、今後とも伊仙町において公共下水のあり方、普及率、設置率を上げるために、今までは市町村型という表現でしたけれども、なかなかこれは財政的にも厳しいという中で、共同型という100人槽から、50人槽から100人槽の浄化槽を集落排水のような形とする事業が、今後新たにやってくると。これは例えば伊仙町において、喜念とか上面縄とか、東面縄などはある程度集落の形態をなしておりますので、今後この共同型の浄化槽についても検討していく必要があると思っております。

以上、長くなりましたけれども、行政報告といたします。

○議長（美島盛秀君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 報告第3号 平成29年度健全化判断比率

△ 日程第5 報告第4号 平成29年度資金不足比率

○議長（美島盛秀君）

日程第4 報告第3号、平成29年度健全化判断比率、日程第5 報告第4号、平成29年度資金不足比率の2件を一括して議題とします。

提案者の報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第3号及び報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率、公営企業会計の資金の不足比率を監査委員の意見に付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債比率11.3%、将来負担率86.2%となりました。

公営企業会計における資金不足比率については、簡易水道特別会計、上水道事業会計ともに資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、報告第3号、平成29年度伊仙町健全化判断比率について補足説明をいたします。

平成29年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書4ページをお開きください。

左側の表の欄でございますが、一般会計、ほーらい館特別会計、また各国民健康保険事業会計等特別会計において黒字であることから、実質赤字比率、連結実質赤字比率を横棒で示してございます。

続きまして、5ページのほうを参照していただきたいと思います。

実質公債比率の状況を示してございます。上段、中段、各関係の指数等を列記をしてございますので、これを参考にしていただき、本年度決算においては過去3年を平均した数値11.3%が実質公債比率ということでもあります。

6ページをお開きください。

ここには将来負担比率の状況を示してございます。各指数等計算した結果、今年度の決算において将来負担比率は86.2ということでございます。詳しい計算、数値等は成果説明書のほうをご参照いただきたいと思います。

また、平成29年度伊仙町歳入歳出決算意見書11ページをお開きください。

監査委員の意見において、早期健全化基準により下回っており、将来負担率が軽減されつつあるが、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や老朽施設の更新等を勘案し、将来負担率が増加しないように、今後とも健全なる財政計画を推進していただきたいとのご指摘もあり、将来不安を払拭するためにも努力を惜しまず、健全な財政運営をしていきたいと思っております。

続きまして、報告第4号、平成29年度資金不足比率について補足説明をいたします。

成果説明書4ページにお戻りください。

成果説明書は、右側の欄において伊仙町上水道事業会計、伊仙町簡易水道特別会計における剰余額を示しており、いずれにおいても資金不足は生じていないことを報告いたします。

また、監査の意見書26ページをお開きいただき、結びでご指摘がありますように、今後予定される老朽施設の更新と原価に基づいた水道料金の改正や未収金の徴収に努力し、今後とも引き続き公営企業の事業目的に沿った企業運営に努めていきたいと思っております。

以上、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

報告第3号、報告第4号について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第3号、報告第4号の2件について終結します。

- △ 日程第6 議案第42号 伊仙町税条例の一部を改正する条例
- △ 日程第7 議案第43号 伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例
- △ 日程第8 議案第44号 字の区域の変更
- △ 日程第9 議案第45号 水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手支援型）分担金負担割合
- △ 日程第10 議案第46号 平成29年度伊仙町上水道事業会計の利益処分

- △ 日程第11 議案第47号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）
- △ 日程第12 議案第48号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第13 議案第49号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第14 議案第50号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第15 議案第51号 平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（美島盛秀君）

日程第6 議案第42号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第43号、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例、日程第8 議案第44号、字の区域の変更、日程第9 議案第45号、水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手支援型）分担金負担割合について、日程第10 議案第46号、平成29年度伊仙町上水道事業会計の利益処分、日程第11 議案第47号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）、日程第12 議案第48号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13 議案第49号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第14 議案第50号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）、日程第15 議案第51号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

平成30年度第3回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第42号から議案第51号について、提案理由の説明をいたします。

議案第42号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

議案第43号は、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

議案第44号は、第一面縄1期地区の土地改良事業に伴い、字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定より提案してあります。

議案第45号は、平成31年度新規採択希望水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手支援型）（農業用水、農業用排水施設整備及び農道整備）東部地区の分担金の負担金割合について提案してあります。

議案第46号は、平成29年度伊仙町上水道事業会計の利益を平成29年度決算に伴い処分するものであります。

議案第47号は、平成30年度伊仙町一般会計。

議案第48号は、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計。

議案第49号は、平成30年度伊仙町介護保険特別会計。

議案第50号は、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第51号は、平成30年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第42号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（名古健二君）

議案第42号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

主な内容といたしましては、加熱式たばこの販売に伴う税条例の一部改正、きゅらまち観光課が進めている中小企業の新規取得資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする条例の整備、字句の一部改正他などです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第42号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第42号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第43号、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第43号、伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例について、補足説明をいたします。

平成20年度から限度額認定書が発行開始となったことから、それまでに高額な療養費の資金調達が困難な方で、一定の要件を満たす方に対し、貸し付けを行う高額療養費資金貸付制度がありましたが、限度額認定書の発行で貸し付けの必要性がなくなったため、本条例を廃止するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第43号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、伊仙町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第43号、伊仙町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第44号、字の区域の変更について、補足説明があれば、これを許します。

○耕地課長（上木正人君）

議案第44号、字の区域の変更について、補足説明をいたします。

この字の区域の変更につきましては、県営畑地帯総合整備事業第1面縄1期地区、実施年度平成20年度から平成30年度、地区面積が36.8haの土地改良事業完了に伴い、道路、水路の形状が変わりましたため、字の変更を行うものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第44号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、字の区域の変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第44号、字の区域の変更は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号、水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手支援型）分担金負担割合について、補足説明があれば、これを許します。

○耕地課長（上木正人君）

議案第45号、水利施設等保全高度化事業特別型農地整備事業分担金負担割合について、補足説明をいたします。

県営畑地帯総合整備事業、目手久地区及び第一面縄地区で、区画整備された地区92ha、受益者数185名、工期が平成31年度から平成36年度に末端散水施設、スプリンクラーの設置を行うもので、事業費の負担区分を示したものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第45号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号、水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手支援型）分担金負担割合を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第45号、水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手支援型）分担金負担割合は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第46号、平成29年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について、補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第46号、平成29年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について、補足説明をいたします。

この剰余金につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定より、平成29年度伊仙町上水道事業会計未処理分利益剰余金8億9,583万6,285円のうち、32万2,045円を利益積立金に充てるものといたします。

また、処分後の残高の繰り越し利益剰余金8億9,551万4,240円につきましては、平成27年度の会計基準の見直しを行う前の国庫補助金や一般会計補助金の未処理分として振り分けられたものとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第46号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、平成29年度伊仙町上水道事業会計の利益処分を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第46号、平成29年度伊仙町上水道事業会計の利益処分は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第47号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第47号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額62億5,980万7,000円に歳入歳出それぞれ7,397万5,000円を増

額し、歳入歳出予算の総額を63億3,378万2,000円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

8款地方特例交付金、補正前の額46万7,000円、から5万3,000円を減額し、41万4,000円とするものであります。

9款地方交付税、補正前の額30億4,442万9,000円に1,270万7,000円を増額し、30億5,713万6,000円とするものであります。

13款国庫支出金、補正前の額7億4,019万7,000円に12万4,000円を増額し、7億4,032万1,000円とするものであります。主なものとして、国庫委託金における国民年金事務費交付金システム改修分でございます。

14款県支出金、補正前の額5億4,444万3,000円に339万円を増額し、5億4,783万3,000円とするものであります。主なものとして、県補助金において、シニア元氣いきいき推進事業、全国和牛能力共進会推進事業、多面的機能推進事業、里山林総合対策事業、県委託金で統計調査事業、県道拡幅工事、畑総事業に伴う遺跡発掘調査事業等によるものであります。

17款繰入金、補正前の額2億383万3,000円に487万9,000円を増額し、2億871万2,000円とするものであります。主なものとして、きばらでえ伊仙応援基金繰入、先ほど可決いただきました伊仙町国民健康保険高額療養資金貸付基金の廃止による繰り入れでございます。

18款繰越金、補正前の額2,108万4,000円に、決算確定により4,568万円を増額し、6,676万4,000円とするものであります。

19款諸収入、補正前の額7,024万3,000円に128万円を増額し、7,152万3,000円とするものであります。主なものとして、全国和牛能力共進会団体総合優勝記念事業助成等であります。

20款町債、補正前の額9億7,160万円に596万8,000円を増額し、9億7,756万8,000円とするものであります。主なものとして、過疎債において徳之島愛ランド広域連合火葬場待合所建設事業によるものであります。臨時財政対策債は事業費確定によるものであり、歳入合計62億5,980万7,000円に7,397万5,000円を増額し、63億3,378万2,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は6ページでございます。

2款総務費、補正前の額9億8,314万7,000円に2,762万9,000円を増額し、10億1,077万6,000円とするものであります。主なものとして、総務一般管理費、伊仙町公共施設総合管理基金積み立て、台風7号及び15号によるIP告知機の修繕、きばらでえ伊仙応援基金事業等によるものであります。

3款民生費、補正前の額13億9,160万1,000円に132万5,000円を増額し、13億9,292万6,000円とするものであります。主なものとして、国民年金事務費、地域包括支援センター運営費、子育て支援事業費等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額4億8,491万9,000円に319万9,000円を増額し、4億8,811万8,000円とするものであります。主なものとして、徳之島愛ランド広域連合火葬場待合所建設事業、美しい村づ

くり総合整備事業等によるものであります。

5款農林水産業費、補正前の額9億966万3,000円に3,217万円を増額し、9億4,183万3,000円とするものであります。主なものとして、有機物供給センター薬品購入費、畜産振興費、畜産資材導入補助等、農業支援センター運営費、農地費において多面的機能支払い交付金、県営畑総事業、林業費において松くい虫被害木伐倒駆除委託事業等によるものであります。

6款商工費、補正前の額3,614万4,000円に87万9,000円を増額し、3,702万3,000円とするものであります。主なものとして、伊仙町観光施設整備基本計画策定業務、世界自然遺産登録記念イベント関連費等の減によるものであります。

7款土木費、補正前の額7億2,292万2,000円に802万2,000円を増額し、7億3,094万4,000円とするものであります。主なものとして、道路維持管理経費、公営住宅維持管理経費等によるものであります。

8款消防費、補正前の額2億8,071万3,000円に12万1,000円を減額し、2億8,059万2,000円とするものであります。

9款教育費、補正前の額4億7,136万4,000円に47万3,000円を増額し、4億7,183万7,000円とするものであります。主なものとして、県道拡幅工事、畑総事業に係る遺跡発掘事業等によるものであります。

10款災害復旧費、補正前の額87万9,000円に公共土木施設災害補助申請に伴う測量設計業務経費39万9,000円を増額し、127万8,000円とするものであります。

11款公債費については、財源の振りかえによるものであり、予算額の変更はございません。

歳出合計62億5,980万7,000円に7,397万5,000円を増額し、63億3,378万2,000円とするものであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債の補正についてご説明をいたします。

(1) 過疎対策事業債、限度額5億9,850万円を6億480万円とするものであります。

(5) 臨時財政対策債、限度額1億3,200万円を1億3,166万8,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第47号について質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

平成30年度一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

歳入の8ページ、諸収入、違約金及び延納利息の件について、詳しい説明をお願いいたします。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

28年度の多世代交流の未納品の金額の毎月契約業者から9月より4万円入りますので、その収入となっております。

○13番（樺山 一君）

未納分の380万円の、詳しい金額はちょっと忘れたのですが、380万円を4万円ずつ月々返していくということですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

はい。そのようになっています。月々4万円です。

○13番（樺山 一君）

4万円ずつで、その債権を回収するのに何カ月、そして何年かかるか、お答えください。

○社会教育課長（稲田良和君）

約8年以上かかる計算になります。

○13番（樺山 一君）

8年以上かかって、町長、そして社会教育課長、まだ役場にいますかね。

それで、これで本当に債権が回収されると町長思っていますか。町長の考えを求めます。

○町長（大久保明君）

これは回収するつもりで計画が立ててありますので、回収できるように最大限の努力を行ってあります。

○13番（樺山 一君）

そしたら、8月の21日に伊仙町の監査委員から賠償責任の勧告を受けておりますが、その件についてはもう賠償責任はしなくて、業者から債権を回収していくということという考えでよろしいでしょうか。監査委員の勧告は無視するというのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

監査委員からの勧告におきまして、勧告の措置を平成31年3月までに行ってもらいたいということ等もございまして、その前段階において町執行部といたしましても、できる限りの債権回収等も行い、また監査勧告、真摯に受けとめてその部分に関してもこれから3月31日まで協議をいたしながら、どういった方策をしようかということで、これからまた十分に検討をしていきたいと思っています。

○13番（樺山 一君）

8月22日付の奄美新聞のインタビューに対して町長は、約2カ月前、22日から2カ月前に、当該業者と会って9月から毎月4万円ずつ返納していくとの確約書をとってあると。勧告に沿って我々が賠償する必要があるのか、疑問に思うというインタビューの記事が出ています。

そして、監査委員への町長が出した弁明書、平成30年7月13日付で町長が伊仙町監査委員に対し

て弁明書を出しております。本来、受注者による返納すべきである金額を受注者へ法的手段を用いて裁判提起すると書いてありますが、なぜこの弁明書をする時点で、裁判提起すると申し上げたのか、7月13日時点では確約を町長もらっていたんじゃないですか。業者のほうから。2カ月前に確約もらっていると。そして、この7月13日の弁明書には今度は法的手段で裁判提起すると。確約もしながら裁判も提起するということですか、お答えください。

○総務課長（池田俊博君）

これは、3月議会、6月議会においても国、県等の未納品の件で損害賠償等確定した場合においては、町の監査のほうに執行部のほうから監査請求をして、その損害のあり方を検討していただくということをずっとお話をしておりました。

ですので、この弁明書の中においても監査請求の中での弁明書においても、この部分の文言に関してはそのように使わせていただきました。また、その確約書の中においても2カ月間ほど滞納すると、支払いがないとどのような措置も受け入れるという文言等もございますので、そのような法的措置を最終的には考えなければならないという考え方で弁明書のほうに記載してございます。

○13番（樺山 一君）

そしたら、その2カ月前に確約書をとった、その確約書はございますか。

○社会教育課長（稲田良和君）

はい。確約書はあります。

○13番（樺山 一君）

そういう、結局は30年の4月に契約破棄を、業者と契約破棄をしているわけですね。それで、契約破棄をした段階で訴訟を起こすか、そういうやはり債権の回収、それを優先にすべきだと思いますが、そして県への顛末書、社会教育課からの顛末書、そして報告した業者との備品納入問題で納入できなかった。何度約束しても納入できなかった。そういう業者が月々4万円、本当に払えると、本当に思っているのか、もう一度念を押して町長に確認しておきたいと思います。

○町長（大久保明君）

先ほど答弁したとおりでございます。全力で取り組んでまいります。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、堆肥センター問題も、まだ100%ではないということ、こないだ議会で聞いております。そういうことがないようにしていただきたい。そして、またこういう小手先でごまかすような、こういう予算を措置するのではなくて、するのでしたら、調定を380万円、その債権分をして、調定を入れるぐらいのそういう考え方、そして、監査員の勧告に関しては、それはあくまでも、監査員の勧告です。そして、業者からその債権を回収するのは別の問題ですので、そのところを考え違いないような形で、この債権回収については進めていただきたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

他に、質疑ありませんか。

○8番（上木千恵造君）

平成30年度一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

歳出の9ページ、目9の企業誘致対策事業費の152万6,000円が賃金使用料、原材料と計上されていますが、これはどこに使用するのか、説明をお願いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの上木議員の質問にお答えします。

当初予算で載せてあったのですが、糸木名に今回、施設ができますので、その町道の縦断勾配が合わないということで、底を下げ、水の排水処理について、問題があったため縦断勾配を下げたのですが、その施設ができた後に、現排水路までの町道に排水路を設置しないといけなくなったので、この予算を計上してあります。

○8番（上木千恵造君）

この場所は、糸木名の現在マルコさんへ企業誘致したあの場所ですか。

○未来創生課長（久保 等君）

今、県道の中央線から郷野自動車さんに突き当たるその交差点があるのですが、そこをさらに奥に入って、清原さん宅があるのですが、そのところです。

○8番（上木千恵造君）

その次の目12、地方創生推進事業費のこれは6月補正で委託料たしか1,000万円計上されて、今回また1,000万をそのまま落とされているような形になっていますけど、この理由の説明をお願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

6月補正の段階で町有施設の施設委託金としまして、1,000万計上したと思いますが、芳朗館も建てて20年目に入るので、その公衆トイレ、それからサッシ、入り口のドア、それから空調設備等がかなり古くなって使うのにちょっと不自由を感じているということで、町有施設を改修ということで、1番の11の修繕費に250万円、あと各集落にある公民館等の改修希望が多いということから、そういった事業がなかなか出せないということで、この集落の公民館等の改修を図って、都会から帰ってきた方、それから、またUターン、Iターンで、徳之島のちょっと経験をしたりとか、集落と交流を持って進めていきたいと、そういう集落もありますので、その公民館等の改修に750万の充てるということで振替えてあります。

○8番（上木千恵造君）

これ何か所かあると思いますけども、今、現在計画している場所はどの集落と集落なのかお聞きします。

○未来創生課長（久保 等君）

この補正予算が可決通り次第、各集落から計画等を立てていただいて、それを審査して実施に移

る予定です。

○8番（上木千恵造君）

これは、もう集落に負担金として、集落のほうに渡すわけですかね。

○未来創生課長（久保 等君）

そうです。改修にあたる集落に対して、補助金という形で出す予定にしています。

○8番（上木千恵造君）

11ページをお願いします。

款3民生費の目2老人福祉費に2万4,000円、講師謝礼金というのが計上されていますけど、これはどういう目的で使うのか、説明をお願いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

みません。ちょっと確認ですけども、老人福祉費の8節報償費の2万4,000円でしょうか。

○8番（上木千恵造君）

はい。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

この29万5,000円の事業に関しましては、食生活改善推進委員さん、食改さんの養成講座を10月から行いますが、その講師に充てる謝金でございます。

○8番（上木千恵造君）

歳出13ページ、款5農林水産事業費の目9畜産振興費、これに畜産資材導入補助となっていますけど、これはどういう補助なのかご説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

こちら、大規模農家というか、畜産の総会の中でも意見が出たそうですけども、ユーモーションという家畜管理機器の導入ということで、牛の首にセンサーをつけると、牛の疾病とか発情、体調不良等の異常があれば、持ち主の携帯、スマホのほうにメールで知らせができるというシステムでございます。そちらを導入しようと考えております。

○8番（上木千恵造君）

これについては、何か希望する畜産農家がいらっしゃるの、それで計上したということですかね。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほう、農家のほうから要望というか、していただけないかということで、名簿のほうが上がってきております。

○8番（上木千恵造君）

個数は何個くらいの農家から要望が上がっているのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまのところ、10件ほどですけれども、こちらは、やはりある程度、規模がなかなか一人で農家さんが管理できない多頭の方のほうに必要なのかというふうに思っています。一応、希望があるのは10件です。

○8番（上木千恵造君）

次に、14ページ、款5農林水産事業費の目1林業振興費節13委託料、松くい虫被害倒木補助委託料、これはどこに委託するのか、わかっていれば教えていただきたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは、松くい虫の被害があって、特に経済課のほうでは、森林のほうの松の枯損木の除去、伐倒しているんですけど、こちらにつきましては、特に、この松くい虫の駆除の講習会があるんですけども、技術的な、そちらの受けている免許を持っている町内の業者に発注をしようかなと考えております。

○8番（上木千恵造君）

款6商工費、目2観光費の15に工事請負費18万6,000円の解体撤去費費用が減額になっていますけれども、これはどこの施設なのか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

これは瀬田海浜公園休憩場所の解体工事であります。執行残でございます。

○8番（上木千恵造君）

この工事については、もう既に施工されて、もう工事は終わってあるんですかね。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

契約が税抜205万円で締結いたしまして、お金のほうも振り込んでございます。検査済みでございます。

○8番（上木千恵造君）

終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○5番（清平二君）

先ほどの諸収入についてですけれども。

○議長（美島盛秀君）

ページ数を。

○5番（清平二君）

8ページの業者から月々4万円もらって改修するということなんですけども、4月の臨時議会、全員協議会の中で副町長は、3月の28日顧問弁護士相談して、3月29日顧問弁護士からの回答、4月の

11日顧問弁護士と面談となっております。そして、4月14日に契約解除及び事業費返納通知を出したということですが、この返納額の通知を出したのは、幾ら出したのか、そして、代金支払済みの返納期限が4月27日になっていますけど、それと今の4万円との整合性を示してほしいと思います。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

30年の4月13日付で契約業者に契約解除と金額の返納通知をお出ししまして、期限が4月末ということになっておりますが、また、新たに確約書を取りまして月々4万円支払っていただくということになっております。

○5番（清 平二君）

その4万円を8年間かけてということですが、これは町民が許してくれるか、あるいはこの4万円とした根拠は何か示してほしいと思います。

○社会教育課長（稲田良和君）

月々4万というのは、契約者の代表者のほうからの申し出で、月々4万円というふうをお願いをされましたので、月々4万円となっております。

○5番（清 平二君）

業者に4月の3日に全額支払いしてあるのに、業者からもらうのは、また業者の言うとおりの4万円ずつということですが、何か普通考えてもおかしくないでしょうか。8年間かけてあると、これに利息もついてくると思うんですけど、町が支払いするのは、業者の請求どおり支払いし、また、業者からの支払いは業者の言うとおりの4万円ずつということですが、それから違約金の問題はどうかしているのでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、監査請求があつて、監査の対応が3月31日までということでこの件について、監査のほうから勧告があつたわけでありまして、今、それに対して、いろいろと協議中でございます。

なぜ、4万円かということに関しては、一括して払えないという事情を鑑みて、じゃあ、幾らであればできるかということで、とりあえず4万円としたことでもあります。

そして、さらに違約金につきましては、今現在、4万円払うのが精一杯というふうな状況の中で、違約金でありませんが、今後、違約金も確かについてくるものと思っております。

○5番（清 平二君）

4月の全員協議会の中で代金の返納がない場合は、訴訟を起こすということを説明してありますけれども、やはり、これは公的機関でありますので、民間の機関じゃなくて公的機関でありますので、ちゃんと第三者委員会を設けてやるべきじゃないでしょうか。それとも、訴訟を起こしてやるべきものだと思いますけども、何かこの業者との馴れ合いでやっているような感じがしますが、

これについてはどう思われているのでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

決してそのようなことはありませんので、ご安心ください。

訴訟は、先ほど総務課長がしましたけど、4万円が滞るときには法的手段もやむを得ないということで、法的手段という言葉を使っているわけでありますけれども、先ほどからおっしゃっているとおり、第三者委員会というところが監査のほうで、しっかり監査していただいて、その勧告を受けているわけですので、それにどう対応していくかということで、今、協議しているところでございます。

○5番（清 平二君）

じゃあ、監査から請求している金額と、今、業者から4万円ずつの金額は別という考え方でよろしいでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

本来は、行政が返納すべき金額でありますけども、その期間的なものにおいて、今、我々が三役が賠償として、3月31日までどうするかということを協議している途中でございますので。

○議長（美島盛秀君）

清君にお願いします。予算等についての質疑は3回までということですので、お願いをいたしたいと思います。

それから、資料等が先ほどの確約書、資料等の請求がありますので、あともって、全議員に配付をしていただきたいと思います。

これで暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に続いて、会議を開きます。

会議を開きます前に、執行部にお願いします。先ほど確約書の提出がされておりますけれども、この住所、氏名、黒塗りにされている理由の説明をお願いいたします。

これは確約書にならないと、伊仙町の予算、いろんな政策等について議論をする、審議する議会にこういうのを提出するというのはいかなものかと思っておりますので、議長として申し出をいたします。（発言する者あり）答えられないの、なぜこれを黒塗りにしたのか、理由を説明しなさいということ。

○副町長（稲 隆仁君）

これで信用できていないというのが非常に残念でありますけれども、少なからず住所、会社、代表者名については、名前を黒塗りでなく明記して提出したいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

○5番（清 平二君）

さっきの問題でありますけれども、やはり全員協議会でありますように、訴訟をして、やっぱりそのようなところは地方公共団体として、きちっと示してほしいと思いますので、業者間同士の話し合いとかじゃなくて、第三者委員会にわかるような方法で訴訟を起こして、これを解決していただきたいと思います。

それと、9ページですか、地方創生推進事業について、先ほどもありましたけど、6月で補正したのに、また9月の議会で組みかえをしてあります。これの計画的、この予算なのか、これは今年単年度で終わるのか、今後も続けていくのかをお尋ねします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

地方創生推進交付金事業が今年30年度までとなっています。ですから、この事業内における町の町有施設の改修ということは、今年で終わりなんですけど、引き続きまして、総務省からまた、同じような地方創生事業の違った形の事業が出ましたら、それには、また申請していくつもりであります。それと、この補正で委託1,000万で上げたものを今回組みかえという形なのですが、おっしゃるとおり、ちょっと計画性がないのかということと言われますと、今回、芳朗館に250万で町有施設というものが公民館にあたります。

今の段階の要項では、各250万ずつ、3カ所程度改修できればと思って、その要項をつくっているところであります。

○5番（清 平二君）

公民館の250万の3カ所ということですけども、今、各校区にトイレが水洗化されていないところはあると思いますけども、こういう公民館、やはり、今後、災害等が起きたら、ここに避難する可能性もありますので、やはり水洗化されていない公民館を基準にして、250万の3カ所じゃなくて、なるべく多くの地域の方々の公民館を整備していくようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

先ほども申したとおり、今年のこの事業の中でありますので、おっしゃるとおり各公民館全てを改修できたらいいのですが、逆にそれを分けてしまうと、トイレの改修等に予算がオーバーする。各集落に30万ずつという形にしても、浄化槽まで届かないというところがありますので、今回、3カ所程度をめぐりに計画書を出していただいて、そこで選考して、決めていきたいと思っています。

○5番（清 平二君）

今から募集をするということですけども、やはり、この募集をして、やはり透明性のある募集の仕方、実施のあり方をやっていただきたいと思いますので、そのまた実績等の中で、どのような

方向でやったのかという実績をしていただきたいと思います。

それと14ページ、款6 商工費、1 商工費の2、観光費の中ありますけど、13の委託料210万ありますけれども、これはどういう計画委託をしていくのか、今、わかっているだけでもよろしいんですけど、説明をしていただきたいと思います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

伊仙町においては、観光振興基本計画が再策定されておらず、いろんな点において観光地整備を今後、世界自然遺産登録に向けても進めて行かなければならないということで、この観光振興の委託料でございます。今回計上した次第でございます。

○5番（清 平二君）

これの大まかな計画と言いますか、町としては大体どういうところを見ていただきたいとか、何か趣旨、210万も委託料組んであるので、やはり、基本的な計画策定資料はあると思いますけど、今、わかっているだけでもあれば教えてほしい。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

計画内容といたしましては、現況の施設及び観光資源の整備、また現状課題等の分析など、整理、また、計画内容の検討及び基本計画図の作成等を今考えているところでございます。

先ほども言いましたように、この基本策定がなされていないこれが基本として、今後の補助事業をとるにあたって必要ということで、今回上げた次第であります。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。他にありませんか。議員の皆様をお願いします。1項目、3回ずつですので、3回でまとめて、項目質問をお願いします。

○2番（牧本和英君）

款5の農林水産事業、目の9 畜産振興費で節の19負担金助成及び交付金についてであります。

先ほど説明がありましたけど、この畜産資材導入費、町では、今のところ10件ほど来ているということですが、大体1個あたりの金額はどのぐらいになるのか、そして、また補助額は幾らなのかをお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。こちらの金額は総額6割補助の金額は載っているんですけども、基本的には担当のほうから確認とりますけれども、聞いているのが月々の使用料というのは聞いているんですけども、1個あたりの単価というのは、また確認をして報告したいと思います。

○2番（牧本和英君）

これいつから要望を始めて、何件ほど対象とするのかをお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

取り急ぎ資料のほうを準備したいと思います。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

○2番（牧本和英君）

すみません。今、確約書のほうを見ながらですが、これは2カ月前にとったちゅう割には、8月1日なっている面もあり、そして、これは誰がとりに行かれたんですかね。（発言する者あり）

○議長（美島盛秀君）

仲島課長いいわけね。

○社会教育課長（稲田良和君）

その確約書は、私が赴いて書いてもらいました。

○2番（牧本和英君）

これ8月1日に行かれたちゅうことですかね。

○社会教育課長（稲田良和君）

8月1日に行きました。

○2番（牧本和英君）

8月1日に鹿児島まで行かれたちゅうことだろうと思います。そして、また保証人につけてあって、この保証人というのは鹿児島の方で間違いのないわけですよ。鹿児島市在住の方ちゅうことなのでですかね。

○社会教育課長（稲田良和君）

それは個人情報になりますので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（美島盛秀君）

暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時30分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

今の件に関しては、一般質問等もありますので、あともって、また議論していただきたいと思えます。

○経済課長（仲島正敏君）

担当に確認をしましたところで、1頭あたりというのは、なかなか出ないのですが、100頭規模で換算した場合、3年間で216万ぐらいかかるものの補助を考えておるということでございました。これの大体60%が補助ということで、大体自己負担が90万円ぐらいになるのかなという計算でございます。それ以外に電気代や通信代がかかるというような形になります。

○2番（牧本和英君）

100頭規模というあれですので、そんなに出ないと思うのですが、補助受けたいって要望が多ければ、どういう過程で決めていくのか、審査していくのかをお伺いしたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

要望が多ければということでございますけれども、先ほどもありましたように、決定に至るまでに透明性を高められるような感じで、できるだけ希望に添えるような形でとればなと思っております。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。他にはありませんか。

○12番（明石秀雄君）

歳出の一般管理の中で、積立金額といいますか、伊仙町公共施設総合管理基金積立の2,000万は。

○議長（美島盛秀君）

ページ数を。

○12番（明石秀雄君）

9ページです。積立金。いいですか。公共施設と言ってもいっぱいあるんですが、特に何のためにしているのか、伺います。

○総務課長（池田俊博君）

9ページの一般管理費、25積立金の伊仙町公共施設総合管理基金積立金2,000万のことでございますが、これは6月の議会のほうでも条例を皆様のほうで可決していただいて、その中で公共施設全てのほうに最終的に行くのですが、今年度とか、ここしばらくの間に関しては、庁舎のほうをメインとして考えているところであります。

○12番（明石秀雄君）

わかりました。その下のほうですね、8企画費のところですか。11需用費334万3,000円、どれをどのようにするのか伺います。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

修繕費の334万3,000円なんですけど、台風7号の災害で断線した箇所は補修と、台風10号による断線等の補修、それから6月に起きました落雷によるIP告知端末、それからONU機器等の交換等の補修という形になります。

○12番（明石秀雄君）

それから、その次は、11ページです。

目9包括支援のところですか。車検整備が20万組まれておりますが、これは当初で組めなかったのか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

当初で組み忘れました。申しわけありません。追加で2台分載させていただきました。

○12番（明石秀雄君）

こういったものは、年度初めに組んで間違いのないようにしていただきたいと思います。それから、12ページ、清掃です。徳之島愛ランド広域連合負担金が230万8,000円、これはほとんどが年間組まれていると思いますが、どういうことですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この補正分に対しましては、当初計画で火葬場の待合所の工事として、計上してありましたが、その火葬場の焼却施設の海側の駐車場に計画しておりましたが、その段差が1mぐらいの段差がございまして、その焼却所と休憩所との平行に持つために、不便性を感じるということで、今回その1mぐらい埋め立てをするということで、その分の補正額であります。わかりますか。

以上です。

○12番（明石秀雄君）

その上の、これは借上料がそのまま落とされているのですが、これはもう執行残として見ていいですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

これは借上のほうですね。

○12番（明石秀雄君）

借上料。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

これは、当初、ネコの捕獲用としてリースを計画しておりましたが、旧の企画課のほうで古い車がありましたので、これを譲り受けていただきましたので、今回、減額した次第であります。

○12番（明石秀雄君）

そうすると、企画課のほうの車があるということ。そこから借り上げるものはもう金は要らないということですか、借り上げは。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

もとの企画課でありまして、今、未来創生課であります。企画課がなくなったものですから、私のほうで譲り受けたということでもあります。

○12番（明石秀雄君）

わかりました。その下の美しい村づくりのところ、事務賃金組まれているんですが、これは何人で何カ月分なのかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、この美しい村づくり事業の賃金を充てた次第は、今、海岸漂着物の事業がございまして、この漂着物が1月で事業が終わるということで、この6名の今、臨時職員おりますが、この方を2月と3月の事業がないものですから、一般財源として、今回2月、3月分の賃金として上げた次第でございます。

○12番（明石秀雄君）

その補助金が終わるということですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

海岸漂着物がずっと1月で終わるようになっておりまして、2月、3月分の対象が出ないということでもあります。

○12番（明石秀雄君）

じゃあ、その方たちの仕事はどういうふうになるのですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今、大分世界自然遺産に向けて不法投棄が多くございますので、その不法投棄の回収と、また外来種駆除のほうをお願いしようかなと思っているところであります。

○12番（明石秀雄君）

その下で海岸漂着ですが、組み替えが行われているのですが、この中で社会保険料は要らないということですよ。もう掛けないということですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

6名の方を当初、共済のほうを計画していたのですが、3名の方が社会保険には、ちょっと掛けたくないということで、その分ちょっと余ったと言ったらおかしいのですが、組み替えをさせていただいた次第であります。

また、2名ぐらい、また多目に人件費を組むわけではありますが、この強風で海岸の漂着物が多いということで、この分の2名をここに充てることにいたしました。

○12番（明石秀雄君）

上の清掃のところで、落として仕事がなくなって、補助金がなくなったとこと、落としたり、ここでもまた保険は掛けないといけないのではないですか。これは義務じゃないですか、保険は。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

これは社会保険に加入しないで、国民保険に加入はしているわけですので、その部分はその3人は、国民健康保険を掛けるということでもあります。

○12番（明石秀雄君）

農業支援センターの備品は、これは何をかうのか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの農業支援センターの備品でございますけれども、実体顕微鏡という80倍ぐらいまで拡大できる顕微鏡がございます。こちら、今、農業支援センターのほうに土壌分析とかもあるんです

けども、それ以外に去年、一昨年とミカンコミバエ等出ているということで、そういうのをミカンコミバエの胴体確定、ミカンコミバエか違うかという確認を地元でするのですけれど、そのときに、そのような高性能な顕微鏡でないと確定ができないということで、このような高価なものを計上させていただきます。

また、あと、今、伊仙町は馬鈴薯の産地ですけれども、今後、北海道の種芋産地のほうで発生しておりますシストセンチュウとか、そういうものの確認のためにも整備が必要ということで、一番管理ができてい農業支援センターのほうに備品として計上をさせていただきます。

○12番（明石秀雄君）

土木費です。3道路維持のところの賃金、人夫賃金と町道補修人夫というのは、どのような違いがあるのですか。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

人夫賃金というのは、外注して、してもらう人の人夫賃金で、この町道補修人夫賃金というのは、建設課にいる臨時職員の賃金になります。

○12番（明石秀雄君）

その下、15ページ、下の土木、需用費のところ、36万4,000円、これ需用費だけが出ているんですが、人夫賃金じゃなくて、これはできるのでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この修繕費は、住宅のフロアが故障しているところがありまして、フロアの交換なので、人夫賃金がなくても大丈夫です。

○12番（明石秀雄君）

ぜひ、やっぱり、予算を計上するときは、当初でなるべくして、補正予算はなるべく大きな補正が出ないように、今後とも注意をしながら、予算編成をしていただきたいと要望をいたしまして、終わります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

○6番（岡林剛也君）

平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

13ページの先ほどもありました農業支援センター運営費のこの備品購入費88万5,000円ですけども、確かにミカンコミバエの検体の識別とか、そういうのは大事でしょうけども、やっぱり、農業支援センターの本来の目的というのは、担い手育成とか、後継者育成、新規就農ですので、やはり、今、農業支援センターに足りないのは、やっぱり畑が足りないのです。

だから、そのために義名山のほうも、何年も前からずっと言っているのですが、最近は何か図面

がつくれていないということで、それを前の答弁では、町で予算を計上してでもやっていきたいとことを言っておりましたので、その予算の計上とかの予定はないのですか。この顕微鏡だけで、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今週、議員の皆様にも現地のほうの視察をしていただくんですけども、それをもとに12月のほうには計上したいなと思っています。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。次は、9ページ、地方創生推進事業費の町有施設ですけども、これは確か泉芳朗館ということで、6月に補正でしたのですが、芳朗館をやめて公民館に最初、改修していくという答弁でしたが、これは国の補助金に入っていますが、この事業の内容を書いて、大丈夫なものか、ひっかからないのかどうかお伺いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この地方創生推進交付金事業の申請ですが、町有施設の改修事業ということで、計画を上げてありまして、この町有施設ということで、芳朗館並びに公民館全て、町有の施設でありますので、実績の報告としまして、町有施設を何カ所か改修したという実績報告になりますので、芳朗館を全て改修するという計画でなくて、町有施設の改修という大きなくくりで上げてありますので、その実績の報告として3カ所、4カ所、その実績に応じて、実績を報告するということになります。

○6番（岡林剛也君）

6月補正で1,000万出てきて、もう既に3カ月で、また組みかえというか、やっていますけれども、やっぱり、その辺は先ほども指摘ありましたけれども、ちゃんと計画的に計画にのっとってやってほしいものだと思います。

たしか6月で崎原か上晴の青少年会館、その辺の補修費も何かたしか補正で出ていたような気がしますけど、それはもう終わっているのですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

今、入札の文書を送っているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

今、進行中ということですね。

○社会教育課長（稲田良和君）

はい。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

次に、その上、企画費、サテライトオフィス進出企業補助金60万ですけども、これは平成29年度に地方創生のお試しサテライトオフィスですか、これで多分、その流れでやっていると思うのです

けども、そのときの予算が1,100万ぐらいですかね。今回、ここに来ることになった企業さんは、そのときにもずっと参加してくれていたオフィスですか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今回、伊仙町に事務所を開設した業者さんですが、その29年度に実施したお試しサテライトオフィスモデル事業に参加されたところであります。

○6番（岡林剛也君）

前も企業誘致のときに、やっぱり町でも幾らかの支援をしていかないと、やはり、来にくいということで、多分この60万出すということですけども、多分、60万と言ったら家賃と光熱費ぐらいは、それで一年間賄えると思うのですが、やっぱり、こういうのは、いつ撤退していくかわからないので、一年間ぐらいは、やっぱり家賃の半分を補助するとか、そういうふうにして地元の雇用を何人したから補助していくとか、そういう形にしないと何もなくて、いきなり60万上げて、そして、また来年はどうなるのですか。何年間ぐらいこの補助をやり続けるのですか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

おっしゃるとおり、規定がないと、初めから来たから60万円という形ではないです。地元雇用者1名以上、それから水道光熱費、それから家賃、それから事務所経費など含めて、今回9月からスタートしていますので、3月の分までということで、年間、一年間いたら60万という形なのですが、9月から実施していますので、7カ月で35万という形になります。今回、60万上げているのは、今、空き家の情報をとって、また、同じようなIT企業さんですが、徳之島、伊仙町にまた事務所を移したいという希望の電話がありましたので、その分、また11月ごろということで聞いていましたので、その分、12月の議会では、間に合わなくなるので、今回60万円という計上になっているのですが、他の、今回新たに伊仙に進出した企業さんに、他の町から、またアポがあつて、そこは不動産等の賃借料、年間30万、あと事務所機器、通信回線使用料、年間50万ということで、年80万の5年間を掲示してあります。

それから、瀬戸内町の場合なのですが、起業家を支援しますということで、補助限度額50万、それから地元雇用者3人までした場合に、1人20万で110万円の補助をしますという形で、地元から雇用が生まれるということで、こういった補助制度があるのですが、今回、伊仙町で考えているのは、3年間です。ですので、今年始まって3年目までは、この補助金を出すのですが、4年目からは地元で根づいてくださいという意味で、3年間というくくりにしてあります。

○6番（岡林剛也君）

3年間というくくりだそうですけども、やっぱり、今、説明があつたように、企業誘致合戦みたいな感じていい条件を出してくるところに行くというのは、わかりますけれども。それはお金がある自治体ならわかりますけども、うちのようにかつかつでやっている自治体は、やっぱり、身の丈

に応じたそういう援助の仕方をしていかないと、やっぱりいけないと思います。

そしてから、やっぱり、来る企業によって、援助の仕方がばらばらであってはいけないと思うので、何か一つ基準をつくって示してほしいと思います。あと、ここに今後の対応方針という資料がありますけども、財政支援も含め、税制優遇制度などもある。書いてありますけども、これは伊仙町に決算で、税金とかは落ちるものなのでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

今の段階では、本社が東京のほうにありまして、伊仙のほうは、支所という形にもなっていませんので、まだ、伊仙に法人税が落ちるとい形にはなってないです。

○6番（岡林剛也君）

そうですね、やはり、基準をつくる場合ですけども、最初の一年間ぐらいは様子を見ながら、町の貢献度といいますか、そういうのに応じて補助金を出すにしても、ただ、一律に出すのではなく、そういうふうに表示したいと思います。

次、また戻りますけれども、8ページの諸収入、売買契約等による違約金28万円ですけども、これはまた来年は来年、その次はその次と、当初でずっと収入を歳入で組んで行くのですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

来年度、31年度当初のほうで歳入を組みたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

組みたいと思っておりますじゃなくて、それはずっと組んでいかないといけないと思うのですが、これはあと何年間ずっと組み続けるのですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

先ほどもお答えしましたとおり、8年弱かかると思いますので計上したいと思います。

○6番（岡林剛也君）

じゃあ、この確約書に返済対象は今年の今月からなっていますけども、ちゃんとこれも入れるべきじゃないですか。入ってないように思うのですが、なぜでしょうか。

○社会教育課長（稲田良和君）

一応、その文書も弁護士と相談しながらつくったものですから、そういう文書になっております。

○6番（岡林剛也君）

この確約書を見ると、未来永劫いつまでも、これは待てるというように見えますよね。だから、やっぱりこういうのもちゃんと日付を入れてもらったほうがいいと思いますけども、弁護士が言うのが100%正しいかどうかわかりませんが、私には、これは全然確約書とは認められないと思います。

以上です。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第47号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案の原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第47号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第48号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

規定の歳入歳出予算の総額10億1,600万5,000円に歳入歳出それぞれ193万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額10億1,793万8,000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算次項別明細書をお開きください。

6款県支出金につきましては、補正前の額8億1,275万5,000円に140万7,000円を増額し、8億1,416万2,000円とするものであり、主なものとしては、5ページの6款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金、2節特別交付金を140万7,000円増額し、10款1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節職員給与費繰入金52万6,000円増額し、5節財政安定化支援事業繰入金53万6,000円減額する組みかえを行うものであり、11款1項繰越金1目前年度繰越金を10万6,000円増額、12款1項延滞金、延滞金加算金及び過料、1目延滞金1節一般被保険者延滞金として、16万4,000円を増額し、12款諸収入4項5目1節一般保険料第三者納付金として25万6,000円を増額するものであります。

歳入合計、補正前の額10億1,600万5,000円に193万3,000円を増額補正し、10億1,793万8,000円とするものであります。

次に、歳出は予算書6ページをお開きください。

主なものとしまして、1款総務費1項総務費管理1目一般管理費12節役務費の電算事務処理手数料27万3,000円とレセプト縦覧点検業務手数料21万9,000円を、13節委託料から組みかえを行うもの

であり、改正に伴う国保情報集約手数料として40万円を増額、13節委託料で国保情報データベースシステム改修委託料として、27万円を増額するものであります。

また、同款1項2目国民健康保険団体連合会負担金、19節負担金補助及び交付金において、国保共同事業負担金として6万3,000円を国保データベースシステム負担金として、6万3,000円を増額するものであります。

また、6款保健事業費1項2目疾病予防経費につきましては、疾病の重症化予防にかかわる分析委託料24万4,000円や、保健指導委託料44万9,000円を増額補正し、ほーらい館への運動指導料として17万4,000円を早世対策として、若年者健診委託料20万3,000円を増額補正するものであり、3目医療費適正化対策経費におきまして、主なものとしましては、7節看護師賃金を72万円増額、重症化予防にかかわる保険者のスキルアップを目的とした研修参加旅費として、46万1,000円を増額するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第48号について質疑を行います。

○5番（清平二君）

6ページ、今、保健事業の中に若年者健診委託料とありますけれども、これは何歳以上で、何名ぐらいを予定していますか。お願いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

特定健診の対象年齢が40歳からなっています。伊仙町では20歳から40歳未満の方を若年者対象としまして、健診を負担しております。ちょっと、計算、今、あれですけれども、5,444円、一人かかりますので、割った計算になります。

○5番（清平二君）

5,400と、大体、5,500円の40名ぐらいかなと思うのですが、やはり、こういう予算をもっとふやして、若年者の健診をふやして、早世者を少なくするという。もうちょっと若年者の健診をふやしてほしいと思います。積極的にふやしてほしいと思いますが、その辺、今後の計画というか来年度予算に対しての計画等があれば教えていただきたいなと思います。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

この若年者健診委託に関しましては、調整交付金で入ってくる100%の事業ですので、なるべく受けていただきたいということで、広報等はしております。実績で、このぐらいの予算が上げておりますが、なるべく1人でも多くの方に受けていただきたいということで、来年度はもっと予算を上げていきたいと思っています。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか、他にはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第48号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第49号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第49号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額9億7,058万9,000円に、歳入歳出それぞれ63万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億7,122万5,000円とするものでございます。

予算書3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入につきまして、5款繰入金、補正前の額1億3,986万円に介護給付費準備基金繰入金7万2,000円を増額し、1億3,993万2,000円とするものであります。

7款繰入金、補正前の額1,000円に実績に伴い56万4,000円を増額し、56万5,000円とするものであります。

歳入合計を補正前の額9億7,058万9,000円に、63万6,000円を増額補正し、9億7,122万5,000円とするものであります。歳出につきまして、予算書6ページをお開きください。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金23節償還金及び割引料において、前年度実績に伴いその他、特定財源として支払基金へ地域支援事業過年度精算償還金として31万9,000円を増額、介護給付費過年度精算償還金として31万7,000円を増額補正するものでございます。

ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第49号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第49号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第50号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○ほーらい館長（重村浩次君）

それでは、議案第50号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の説明をいたします。

1 ページ目をお願いします。

既定の歳入歳出予算額総額1億3,224万9,000円に、歳入歳出それぞれ68万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を1億3,293万5,000円とするものです。

3 ページをお願いします。

歳入款2繰入金補正前の額6,899万2,000円に、68万6,000円を増額し、6,967万8,000円とするものです。歳入合計1億3,224万9,000円に68万6,000円を増額し、1億3,293万5,000円とするものです。

6 ページ目をお願いいたします。

1 総務費項1 総務管理費目1 一般管理費の8 報償費32万円については、現在、毎月1回を予定していた教室を週1回実施するための講師の報償費です。

18備品購入費の78万円は、教室で使用する健康運動機具の購入費です。これは、ふるさと納税の健康増進基金を充てる予定であります。

款3文化事業費の27万円については、10周年記念式典で講師の依頼を予定いたしましたが、保険センターのほうで講師依頼のほうをしていただいたので、不要となったためです。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第50号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第50号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第51号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

上水道補正予算の1ページと2ページをお開きください。

収益的収支及び支出の収入から説明させていただきます。

1 款水道事業収益 1 項営業収益の119万6,000円を減額し、2 項営業収益へ119万6,000円を増額するものであります。これにつきましては、他会計負担金から他会計補助金手数料への組みかえであります。水道事業収益の増減がありあせん。

次に、支出について説明いたします。

1 款水道事業費 1 項営業費用 3 目総係費4,273万円のうち、407万4,000円を減額、2 項営業外費用 1 目支払利息288万5,000円のうち、5万6,000円を減額し、1 項の 1 目原水浄水費に組みかえをするものであります。これにつきましては、年度初めの人事異動に伴う総係費のうち、人件費の減額、利率見直しに伴う支払い利息の減を、ろ過砂購入費に、または過年度水道料減額に伴う過年度修正損への組みかえとなります。

次に、議会の議決を経なければ流用できない経費であります。

1 職員給与費2,372万2,000円のうち、379万7,000円を減額し、1,992万5,000円とするものでございます。

以上、補正予算の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（美島盛秀君）

議案第51号について、質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

平成30年度上水道事業会計補正予算書。

○議長（美島盛秀君）

岡林議員、マイク。

○6番（岡林剛也君）

この職員給与費が379万7,000円も減っていますけども、これは職員が減ったということによろしいですか。

○水道課長（福島隆也君）

職員が給料の高い方が異動になったということでございます。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか、他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第51号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第16 認定第1号 平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第17 認定第2号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第18 認定第3号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第19 認定第4号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第20 認定第5号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第21 認定第6号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第22 認定第7号 平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（美島盛秀君）

日程第16 認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第17 認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第18 認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第19 認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第20 認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第21 認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第22 認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の7件を一括して議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から認定第7号までは、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成29年度上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、監査員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

これで提案理由の説明を終わります。質疑に入る前に提案のあった7件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑を行います。

○2番（牧本和英君）

平成29年度歳入歳出決算書の16ページ、15款財産収入123万2,926円の内訳をお願いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

事業費の明細書の26ページお開きいただきたいと思います。

まず、土地売払収入として33万2,926円がございしますが、これは1件が県道拡張による土地売払、もう一つは木之香畑総事業による畑の払い下げによる1件がございまして、合わせて33万2,926円となっております。あと2節の物品売払収入に関しましては、給食センターの配送車2台を入れかえた関係上、2台分が競売にかけて売り払って、90万円の収入がございました。

以上でございます。

○議長（美島盛秀君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第16 認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、日程第22 認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算まで

の7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他、6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますがお異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、日程第16 認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、日程第22 認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他、6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他、6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行います。ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時17分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に、岡林剛也君、副委員長に牧 徳久君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、9月12日午前10時から開きます。

議事日程は、一般質問であります。お疲れさまでした。

散会 午後 2時20分

平成30年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成30年9月12日

平成30年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年9月12日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（清平二議員、杉山肇議員、上木千恵造議員、福留達也議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

平成30年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	清平二 (議席番号5)	1. 町道・農道の管理について	町道・農道において、枯れ松や落石注意箇所はどれくらいあるのか。これらの危険箇所の解決計画があるのか問う。	町長
		2. 職員の採用計画について	①年度ごとに職員の採用計画をしているのか問う。	町長
			②新卒者の受験機会と職員年齢平準化のために、毎年採用試験を行う考えはないのか問う。	町長
2	杉山肇 (議席番号1)	1. 公営住宅について	①建設予定地の選定はどのような形で行われているのか問う。	町長
			②西部地区において、過去何年間かを見てみると西犬田布集落、崎原集落、上晴集落に建設なされていないようですが、今後予定されているのか問う。	町長
			③中部地区において、中伊仙東集落には公営住宅がありません。「集落の地域力の向上のために是非とも」との声が集落青年団から聞こえておりますが、早期計画、早期実現ができないか問う。	町長
		2. 中学生までの医療費について	現在、医療費の自己負担について、未就学児までが2割、それ以降は3割となっておりますが、子育て世代の負担軽減を考えると、無償化も不可能ではないと考えられますが、無償化に向けての考えを問う。	町長
3	上木千恵造 (議席番号8)	1. 公共施設の管理計画について	①平成28年3月策定の、伊仙町公共施設等総合管理計画では、公共施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などと合わせて、財産管理を所管する部署で一元管理体制を構築するとなっているが、これらの計画の現段階での進捗状況はどうなっているのか問う。	町長
			②ほとんどの施設が、昭和40年代から50年代前半に建設された施設であり、耐用年数が間近で老朽化が進み、建替え時期になっている施設も多いと思いますが、今後どのような計画を考えているのか問う。	町長

3	上木千恵造 (議席番号8)	2. 学校施設の維持管理、改修計画について	①学校施設の維持管理費用は年間どのくらいかかっているのか問う。	教 育 長
			②町内各学校の校舎で、耐用年数を過ぎ、建替え時期がきている所は何校あるのか。併せて今後の改修計画等について、どのような考えを持っているのか問う。	教 育 長
			③学校建設において、民間資金を活用したPFI事業の導入は可能なのか問う。	教 育 長
		3. 公営住宅の維持管理改修計画について	①現在、町で管理している公営住宅は何戸あるのか問う。	町 長
			②今後5年間の町営住宅改修計画は、どうなっているのか問う。	町 長
			③平成28年から29年度にかけて、阿三、阿権、小島集落等で民間資金を活用したPFI事業により建設した定住促進住宅は、今後も引き続き計画する考えはないのか問う。	町 長
4	福留 達也 (議席番号10)	1. 障がい者福祉政策について	①障がい者雇用促進法に基づき、民間企業や国・自治体に一定割合以上の障がい者を雇うよう義務付けがなされているのが障がい者雇用率制度であります。現在、国や全国の自治体において障がい者数の水増し問題が社会問題化しているが、伊仙町の現状を問う。	町 長
			②国においては、年金・医療・福祉費等、社会保障費の負担軽減策として、障がい者の長期入院を認めず、在宅へ帰す政策が採られています。伊仙町における住居や見守り等の受け入れ支援体制はどうなっているのか問う。	町 長
			③障がいの程度により、就労時における雇用形態は様々であり一律ではないと思われるが、仮に役場での雇用となった場合に、終日勤務ばかりではなく、2～3時間、あるいは半日勤務、このような雇用のありかたは、条例や規則運用などで可能なのか問う。	町 長
5	牧本 和英 (議席番号2)	1. 農業振興について	国が推奨する、「収入保険制度」について問う。	町 長

5	牧本 和英 (議席番号2)	2. 教育行政について	①今年6月に発生した大阪府北部地震によりブロック塀が倒壊し、通学中の女兒が亡くなり、大きな問題となりましたが、伊仙町における安全性の調査状況と定期的な点検活動について問う。	教 育 長
			②給食センターの老朽化が著しいが、改修・新設の考えはあるのか問う。	教 育 長
6	西 彦二 (議席番号10)	1. さとうきび増産推進事業について	夏植え推進計画について問う。 ①切苗作業員の作業賃金について。 ②今後の作業機（ビレットプランター）導入について。	町 長
		2. 畑地帯総合整備事業について	第一面縄地区スプリンクラーの設置時期について問う。	町 長
		3. 面縄港振興について	面縄港には休憩場・トイレ施設が無いが、今後整備する計画はないのか問う。	町 長
		4. 観光振興について	伊仙町の中心地である役場周辺の県道の緑地化（植栽）の計画はないのか問う。	町 長
		5. 教育施設について	町内学校教育施設のブロック塀等以外に危険箇所はないのか問う。	教 育 長
7	佐田 元 (議席番号4)	1. 備品未納問題について	①住民監査請求がなされたことについて、どの様に受け止めているか問う。	町 長
			②住民監査の結果、出された勧告内容についての対応を問う。また、8月22日付の奄美新聞でのコメントの真意を問う。	町 長
		2. 当該業者との面会の経緯と内容について	8月22日付奄美新聞での町長のコメントの中で、「約2カ月前に当該業者と会った」とあるが、具体的に誰が、いつ、どこで、誰と会ったのか。また、面会の結果、どのような対応をする事となったのかを問う。	町 長
		3. 平成29年6月6日の3社間の面会について	平成29年6月6日の3者間の面会以前に、この問題について把握はしていなかったのか。また、部下職員からもそのような報告等はなかったのか問う。	町 長
		4. 当該業者の返納額の根拠と返納請求の手続きについて	①契約書に基づいての請求か問う。	町 長
			②返納請求の手続きはどのように行ったのか。また、受入はどのようにするのか具体的に問う。	町 長

7	佐田 元 (議席番号4)	5. 当該業者の課税について	適正な申告と課税がなされていたのか問う。	町 長
		6. 「すべての町民が主役のまちづくり」について	農業生産工程管理（GAP）関連の出張旅費を当時の会長だけ支給を認めなかった理由について問う。 また、この件は公職選挙法に抵触しないのか問う。	町 選 管 長
8	岡林 剛也 (議席番号6)	1. 平成29年度離島漁業再生支援交付金について	第2回定例会において発覚した「平成29年度離島漁業再生支援交付金事業」の不適切な予算執行について、その後の対応、処置について問う。	町 長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、清 平二君の一般質問を許します。

○5番（清 平二君）

おはようございます。5番の清 平二です。

町民393名の代表として、9月議会の一般質問をいたしますので、明瞭簡潔なご答弁を期待します。

最近の日本を見てみますと、7月に西日本豪雨災害で死者225名、台風21号の関西地方の被害、さらに、北海道地震など、今まで想定されない災害が発生しております。ここで、被災されました皆様に、この場をかりまして、心からお見舞い申し上げます。皆様方がもとの生活に一日も早いご回復を心からお祈りいたします。

さて、私たち伊仙町ではどうでしょうか。先般、小原の30メートルほどの高さから落ちるシャワーの落石、また、小島上成川線で道路を覆いつくし、人が通行できない状態の大きな落石が起きました。これは、私たちが想定外の落石でありました。上成川線では、夜半から早朝に起きたものと思われます。もし、昼間、もしくは勤務時間だったら、人命事故につながったと思うと身震いがします。

私たち行政にかかわる者は、安全で安心して生活できることが伊仙町の原点だと思います。

そこで、1番目に、町道・農道の管理について質問をします。

町道・農道において、枯れ松や落石注意箇所はどのくらい把握しているのか。この対策はどうなっているのかを問います。

2、職員採用は年度ごとに計画しているのかをお伺いします。

新卒者の受験機会と年齢平準化のため、毎年採用試験を行う考えはないのかどうかをお伺いします。

この後は、自席にて質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

清儀議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったとおり、この想定外の災害というものは、起こって当たり前であると、伊仙町においても3年ほど前、50年に一回の豪雨というのが1カ月の間に二度ほど東部地区を中心に行われまして、この100年に一回とか50年に一回ということは、これは死語に近いような状況に

なってきたと思います。

この奄美群島においても、長い歴史を見れば、喜界島に大地震があったり、沖縄の宮古島が、全島が津波で覆われたとか、そういう1,000年単位で見ればかなりの災害が起きております。

伊仙町におかれましては、町道の距離が県下で最も長い自治体の一部でありますので、そういうことも含めて今後、徹底した調査管理を行っていく必要があると思っておりますので、危険箇所の具体的な例に関しましては、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

枯れ松の危険箇所が19カ所、急性傾斜崩壊被害想定区域が23カ所となっております。現在のところ、随時処理をしていますが、具体的な解決策は、計画は今のところありません。注意喚起のために看板等の設置をしながら調査していきたいと思っております。

○耕地課長（上木正人君）

清議員のご質問にお答えをいたします。

耕地課で把握いたしております枯れ松の危険箇所が9カ所、落石箇所が2カ所確認してございます。

解決策につきましては、先ほど建設課長が答弁されたとおり、現在のところございませんが、注意喚起のために看板等などの設置や、専門業者からの意見を参考に進めていきたいと思っております。

今後も、撤去の依頼や危険とみなしたものにしましては、速やかに対応をしてみたいと思っております。

○5番（清 平二君）

私が、西部地区で知る限りは4カ所あります。上成川線で1カ所、小島上晴線で1カ所、明眼線等この3カ所は、通行止めなどを行い、緊急に対策が必要だと思われませんが、いかがでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

緊急に対策をできればしたいと思っておりますが、予算もありますし、それに通行止めするとなれば、迂回路等も整備ちゃんとしないといけないので、すぐにとはできないと思っております。

○町長（大久保明君）

明眼の大きな岩に関しましては、数年前にも通行止めをして、いろいろ調査をした結果、あの岩はかなり安定した形でありますので、その時、落石があったのではないかといういろんな心配がありましたけれども、ずっと振り返ってみますと、あの岩はほとんど固定した形でありますので、本当、見た感じ倒れそうですけれども、安定しているというふうに理解をしております。

○5番（清 平二君）

やはり、安定したと言いますけれども、現在、日本では想定外の事故が起きています。やはり、私たち伊仙町では、やっぱり住民の生命が第一であると考えれば、予算がないとか、迂回路ができないとかいうのじゃなくて、やっぱり人命を大事にしていくのが基本だと思いますけれども、あの

明眼線は通学路のほうになっているものと思われます。

犬田布中学校の、小中学生がどのような気持ちであそこを通学しているのかと思うと、本当に怖いです。私もあそこを通るたびに、早く通り抜けを、地震が来ないうちに早く通り抜けようという気持ちでいつも通っていますので、やはり、予算とか迂回路とかいう問題じゃなくて、やっぱり伊仙町の住民の生命を守るということを基本に考えてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

明眼の森の件なんですけど、明眼の森は国の天然記念物となっていて、あそこを落石のあれを撤去するのも、国に申請をして、その申請するときに調査費が3,000万ほどかかるということで、あと、国の許可が得られるのも二、三カ月かかるということになっています。

○5番（清 平二君）

私が申し上げているのは、やはり、人命第一だということを考えてほしいと思います。

国の許可が2カ月かかるんだったら、何で2カ月前、わかっているんだったら、その前に許可を取って、調査をしてやらないといけないんじゃないでしょうか。

金額も3,000万円ぐらいかかるとわかっていますので、やっぱり緊急ですので、その辺のところをきちっと調査してわかっているわけですので、早目の工事をして、伊仙町住民のために頑張してほしいと思います。

あと、この他に町内に何か所か把握しているのがあれば、ハザードマップ等があれば示していただきたい。

私たちここにいる議員のみんなも、ハザードマップを利用して、町民に、ここ危険箇所だよ、ここは早急にできるのだよということを知らせることができますので、そのハザードマップがあるのかどうか、あればみんなにお配りしてほしいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

何カ月前だったかちょっと忘れましたが、伊仙町防災マップというのを全世帯に配布してありますので、それで急傾斜危険箇所とかわかりますので、ごらんになってもらったら助かります。

以上です。

○5番（清 平二君）

やはりこのような、一刻も早く対応をしてほしいと思いますので、予算とか迂回路とか言わないで、やはり、伊仙町住民の生命を守るという原点になって取り組んでほしいと思います。

そして、私たち議会と町行政とが一体となり、町民が安全で安心して暮らせる町、災害のない町として全国に発信して、できることを期待し、町道・農道管理についての一般質問は終わります。

○町長（大久保明君）

2番の職員採用計画についてでございます。

①の年度ごとの職員の採用計画をしているかということでございますけれども、基本的には毎年

採用ということになっております。けど、今、定年する方々の人数等もあわせ、今後とも理にかなったような形で採用をしていきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

基本的には年度ごとということですが、平成29年に実施された合格者数は何名でしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

平成29年度の採用試験に関して、合格者数というか、名簿登載者数が17名でございます。

○5番（清 平二君）

これは、先ほど町長がおっしゃられたように、年度ごとということですが、17名登録されているということですが、これは30年度中に採用になる予定でしょうか。それとも31年度にまたがるのかどうか、お伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

この登録者の中から、30年度においては、もう既にご存じと思いますが、10名は採用してございます。

そして、31年度に残りの7名を採用する予定でしております。

○5番（清 平二君）

その合格者の有効期限というか、これは何か法的根拠はありますか。

○総務課長（池田俊博君）

すみません、今調べていますので。

今、条例のほうを見えています。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この件に関しては、伊仙町職員の任用に関する規則第16条により、名簿の失効の中で、名簿が確定後、1年以上を経過した場合に失効することができるということで、期限においては、次の試験採用でした場合においてはまでは有効ということで、期限的には1年以上あっても、それ以上で失効させることができるということとなっております。

○5番（清 平二君）

1年、2年の合格で登録できるということですが、私たち伊仙町は、子宝の町、特殊合計

出生率は日本一の町ですが、新卒者の受験資格についてはどう思うのか。今年3月に卒業する高校生、または大学生、この方々が、今年の受験がなかったために、試験が受けられないという人が出てくると思いますが、これについては、町長、どのようにお考えでしょうか。町長にお伺いします。

○町長（大久保明君）

今年卒業して、高校を卒業、大学を卒業して、どうしても町の職員に受験したいという方も確かにいらっしゃると思います。

過去、伊仙町においては、職員の退職者が少ない時点とか、それから、県の集中改革プランによって、これは県もですけども、採用がない、採用が非常に少ない時代がありました。これは、168人から、今、伊仙町の定員は150人ですけども、県の指導で140人という形であります。

そういった中で、採用のない年が過去にも何回かありました。

今後、採用試験を、例えば定年者がゼロとか、これからは2、3名という時代が、今の50歳前後の方のときは退職者もないという世代がありますので、そういうときには採用はできないわけがありますので、そういう年代のバランスなども考えてみて、それから、県の職員の定数削減という状況の中で、毎年できなかったという経緯もありますので、今後、できるだけ一人でも二人でも採用の枠があった場合は、毎年ということも考慮には入れていく必要はあると思います。

○5番（清 平二君）

私が質問しているのは、来年、採用の人数はありながら、この新卒者の高校生、大学生にそういう資格とか、そういう機会を与えなかったこと、これは、私たち議会のほうもそうですけども、子宝の町とか、特殊合計出生率日本一など言って、子供に説明できるでしょうか。

やはり、毎年試験を行って、その子供たちにそういう道をあけてあげるのが、私たちの役目だと思いますが、やはり、この子供たちのことを考えて、私は毎年試験をしてほしいと思いますが、今後の計画はどうでしょうか。その子供たちのために、気持ちになってお答えしていただきたいと思っています。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどから町長が話しているとおり、毎年度実施というのは、それは物すごく素晴らしいことだと思ってはおります。このことが、本当は望ましいというのはわかってはいるんですが、今、これから先、伊仙町というか、公務員の定年が65歳に変更にはなっていきます。そのときにおいては、定年が2年ごとです。

その場合において、またそういうようないろんな制度の改革等ありましたときにおいてどのようにするかと、これから先またしばらくは考えながら、毎年度採用、定年者、2年後を見込んで、その半数を採用していくとか、そういうような方向性等を検討しながら、清議員、または、大切な自分たちの子供たちのために、そういうふうやっていくように、また努力はしていきたいと、これから、思っているところであります。

○町長（大久保明君）

子供たちが、今、例えば企業が糸木名に出来たときに、企業のほうに就職という形でいろいろ、各学校を、会社の方とも、私もいろいろ要望に行ったときに、高校生のほとんどが島外に出たいと、島外に出て一度働いてから帰ってきたいということが中心にありました。

今年度、この糸木名の会社に2人ほど高卒の方が、その予定をしておりましたけども、最終的にはどうしても本土に一度行ってみたいというふうな話もございました。

以前、南西糖業がそのような制度を設けておりましたし、たしか去年か今年1人、高卒の方が採用をされたと思います。

長寿・子宝の町であるわけですから、雇用を生み出していこうということで、町職員に限らず、あらゆる企業誘致、あるいは、それから、子供たちが島に帰ってこれるような住宅政策などを行った結果が、社会的な人口増加という、これはどこにもなかなかできないような成果を生み出しておりますので。

もちろん、今は総務課長が話したような町職員として、高校を卒業して頑張りたいという方が、去年の受験生で1人いらっしゃいましたけれども、その方は、本当は都会に行きたいというふうな話もしておりましたし、本気で、これは失言ですけども、ただ受けてみたいという気持ちだけだったような、成績も含めて思いましたので、島から一遍出てみたいというのは、ほとんどの高校生の気持ちにあります。

ですから、その若者が島に帰ってこれるような、今、農業支援センターをつくったり、それから、住宅政策、わかったことは、住宅を、民間で安い住宅を中心部以外につくったら、間違いなく子供たちは帰ってくる状況になりますので、今後とも、この前のモスク・クリエイションという会社を、徐々に地元の人で採用して、5人まで持っていきたいと。

また、徳之島ビジョンの方も、町内の方々、若者を採用していくというような形で、今後、私たちはいろんな企業の、徳之島への誘致を今後ともやってまいりたいと思うし、いろんな、高齢者の方々が島で、帰ってきて、第二の人生を送りたいと、そして、その方々、いろんな、介護を受ける方々があっても、障害のある方々であっても、出身者でなくても、この健康長寿の伊仙町で住みたいと思われるような政策をする、その最大の目的は雇用でありますので、そして、人口を維持していくと、そういうふうな政策を今後とも全力で取り組んでまいりますので、島の若い子供たちが本当に、どの町よりも多く帰ってこれるような町を、今まで以上に推進してまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

今、高校生のお話が出ていますけども、やっぱり新卒の方が出ていって、帰ってくる可能性があると思います。やはり、こういう子供たちのためには、私は、門を開いておくべきだろうと思います、伊仙町として。

定年する人がいないからとか、いろいろ理由はあると思いますけども、その辺のところはしっか

りとした対応をしていただき、計画的に採用をし、この若者の芽を摘んではいただきたくないんです。ぜひ、若者を、新卒者がいたら、その方々を伊仙町役場に入れていただきたい。私のその気持ちをわかっていただき、伊仙町発展のために頑張ってくださいと思います。

また、国の地方分権改革の推進、発展、進展による事務の権限移譲など、業務量は増加の一途をたどっていると思います。さらに、その内容も高度化、複雑化してきている中、財政状況も厳しい中、さらにまた、厚生労働省から出している障害者雇用等の義務化も課せられています。

また、伊仙町は、職員は伊仙町の財産でもあります。職員の採用試験については、憲法第14条及び地公法第13条、平等・公開の原則を最大限尊重されますよう期待し、私の一般質問といたします。

終了いたします。

○議長（美島盛秀君）

これで、清平二君の一般質問を終了します。

次に、杉山肇君の一般質問を許します。

○1番（杉山 肇君）

町民の皆様、おはようございます。議席番号1番、杉山 肇です。

平成30年第3回定例会におきまして、議長より許可がおりましたので、一般質問に入っていきます。

通告順にいきますので、よろしくお願いします。

1番目に、公営住宅について、一つ、建設予定地の選定はどのような形で行われているのか伺う。

次に、西部地区において、過去何年間かを見てみると、西犬田布集落、崎原集落、上晴集落に建設がされていないようですが、今後予定されているのか伺う。

次に、中部地区において、中伊仙東集落には、公営住宅が昔からありませんが、集落の地域力の向上のために、ぜひともその声が集落青年団から聞こえておりますが、早期計画、早期実現ができないか伺う。

2番目、中学生までの医療費について。

現在、医療費の自己負担について、未就学児までが2割、それ以降は3割となっておりますが、子育て世代の負担軽減を考えると、無償化も不可能ではないと考えられますが、無償化に向けての考えを伺う。

2回目からは、自席にて質問をさせていただきます。

○町長（大久保明君）

杉山 肇議員の質問にお答えいたします。

1番の1、公営住宅については、随時、老朽化した住宅を県の計画により、今、立て直しをやっている状況でございます。

詳細については、担当課長のほうから答弁をしてもらいますけれども、今、町営住宅と、それから、民間に家賃の安い低廉化した住宅は、これは民間の会社につくってもらって、町がこれをPFIという形の中で買い取って、そして、15年間でリース料を払うというふうな仕組みをやっておりますけれども、これは、住宅の家賃の格差が問題になりますので、周辺部の集落を中心にやってまいりたいと考えております。

あと、県営住宅につきましても、知事にそのことを要望しております。これは、私たちがやっているこの各集落、特に周辺部の集落に、県営住宅を1戸でも2戸でも各集落につくっていただきたいという要望は、今後ともこれは強く要望をしてみたいと思っております。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの杉山議員の質問にお答えします。

1番目の質問なんですが、平成23年度に策定されている伊仙町公営住宅長寿命化計画によって選定しております。

○1番（杉山 肇君）

長寿命化計画です。平成23年度ですか。

その中に盛り込まれていないと思うんですが、なるべくだったら、地域の住民、自治会など、企業等と色々な方々がありますが、結局はその集落の人が一番、集落の身近な課題を解決したりするちゅうのがありますけど、こういうのもなるべくだったらこの中に、判断の中に入れてもらえたら助かります。

次行きます。西部地区において、過去の年間かを見てみると、西犬田布集落、崎原集落、上晴集落に建設なされていないようですが、今後予定をされているか。

○建設課長（松田博樹君）

杉山議員の質問にお答えします。

現在のところ、西犬田布集落、崎原集落、上晴集落は予定されていませんが、ただいま杉山議員が言われたとおり、集落の要望等があれば、集落の要望や地域の状況を勘案し、長寿命化計画を変更していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○1番（杉山 肇君）

これちょっと関連になるんですけど、西部地区に一番の観光地、犬田布岬があるんですが、その山側にも町営住宅でした、あったのが。そこは、今現在、人が住まわれているんですか。

○建設課長（松田博樹君）

現在、1世帯住んでおります。

○1番（杉山 肇君）

わかりました。

次行きます。

中部地区において、中伊仙東集落には、昔からその公営住宅がありませんが、集落の地域力の向上のためにぜひとの、集落青年団からの声が聞こえておりますが、早期計画、早期実現ができないのか問う。

○建設課長（松田博樹君）

先ほどもお答えしましたとおり、集落からの要望や地域の状況を調査し、必要なら長寿命化計画にのせて実施したいと思います。

○1番（杉山 肇君）

これも関連になるんですけど、中伊仙東の現在の状況なんですけど、この中伊仙東集落というのは、北側が狭く、海側に広い集落の形になっているんですけど、北側の距離で言うと150メートル程度、三島商店から伊仙カーシテイーまでの間が中伊仙東集落になっているんです。その県道の山側には中伊仙東じゃなく、東伊仙西という形になっているんです。

三島商店から伊仙カーシテイーまでの間に集落の入り口となる道路が、3本の道路が入っているんですけど、その1本には住居があるのにもかかわらず、昔からの側溝も整備されておらず、生活排水も敷地内に垂れ流しの状況になっております。

その横道に行きましたら、一方に側溝があるんですけど、側溝にふたもされていないと、雨降りの後とかは、天気がよくなったら物すごく悪臭が出たり、年配の方が車の離合をするときに、車の脱輪をさせてしまったり、そういうのが多々ちょっと続いていますので、その青年団のほうから強くこれはどうかという意見が出ているんですけど。

進む集落ばかりが整備されていくんじゃないしに、大体その集落の平等性というのも考えるべきではないかと、その青年団のほうから強い声が出ていますので、なるべく早期実現を目指していただきたく、お願いします。

これで終わります。2番目で……

○議長（美島盛秀君）

答弁要らないの。

○1番（杉山 肇君）

いいです。次行きます。

現在、医療費の自己負担について、未就学児までが2割、それ以降は3割となっておりますが、子育て世代の負担軽減を考えると、無償化も不可能ではないと考えられますが、無償化に向けての考えを問う。

○町長（大久保明君）

今、国のほうの大きな社会保障制度の中で、多世代型社会保障制度という形で、高齢者に重点を置いた社会制度保証から、子育て世代という形に今なってきておりますので、そういった中で、消費税が来年の10月に上げると同時に、子供たちの医療費、保育料を全国一斉に無料化しようというふうな公約がございます。

この公約が100%実現されるかどうかはまだ不透明な面がありますが、そうした場合には、いろんなまた、財政負担をどうなるかということで、それは国がある程度の交付税措置はすると思いますけれども、各自治体の負担が相当かかるのではないかと、町村会などは懸念もしている状況であります。

ただ、医療費に関しましては、県下においてかなりの自治体が無料化しておりますので、伊仙町、これは、細かいことは担当課長のほうから答弁させていただきます。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

杉山議員の質疑にお答えいたします。

少子高齢化社会の課題として、子育て支援をどうするかといった点から、鹿児島県もこの10月から住民税非課税世帯における就学前の乳幼児医療を対象に、窓口負担をなくする制度が始まります。

また、県内の多くの市町村が、対象年齢や課税状況の有無などの要件等に違いはありますが、それぞれ子供の医療費の負担軽減に対する政策をとっているようです。

本町におきましては、まだ未就学児に対する医療費助成につきましては、非課税世帯は全額個人負担分が償還払いとして助成されておりますが、課税世帯については1人当たり3,000円を超えた額が助成の対象額となっております。

天城町が昨年度より中学生までの児童の医療費全額助成を行っていますが、本町におきましても、必要な医療につきましては受診ができるように、次年度実施に向けて検討をしていきたいと思っております。

○1番（杉山 肇君）

これは単に中学生までの医療費を無償化にするとかじゃなくて、いろいろやっぱり行政側の考え方があると思うんですが、例えば、一気に中学生まで無料にせずに、小学生だけ、その中にくくりをつけて、例えば各種税金、各種料金等完納後に支払いを実行するといった、そういうことを織り込んだら、もっと前向きに考えれるんじゃないかと思いますが。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

おっしゃるとおりで、財政難ではありますが、小学生までにするか、中学生までにするかというところは、また財務と相談しながら進めていきたいと思っております。

そういった中で、実施しております天城町さんにもお伺いしましたら、メリットとしましては、権利と義務ですけれども、例えば税務課等で納税状況、そこを確認しまして、納税をしていただいてから、申請時に、この乳幼児・こども医療費の助成の申請をする際に、町税の納入状況を確認して、納めていただいてというところも実施しているってちょっとお伺いしましたので。

伊仙町におきましても、そういった面では、家庭状況におきましては厳しい世帯もあるかもしれませんが、分納でしたりとか、その辺の対策も講じながら、そういった面でもメリットは出てくるのではないかとこのふうには考えております。

○1番（杉山 肇君）

ぜひ前向きに早期の実現を、お考えください。

以上で、終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、杉山 肇君の一般質問を終了いたします。

次に、上木千恵造君の一般質問を許します。

○8番（上木千恵造君）

町民の皆さん、おはようございます。議席番号8番、上木千恵造でございます。

ただいま議長より、一般質問の許可がありましたので、通告書に従い質問いたします。

1点目、公共施設の維持管理、改修計画について。

①平成28年3月策定の伊仙町公共施設等総合管理計画では、公共施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などと合わせて財産管理を所管する部署で一元管理体制を構築するとなっているが、これらの計画の現段階での進捗状況はどうなっているか伺います。

②ほとんどの施設が昭和40年代から50年代前半に建設された施設であり、耐用年数が間近で老朽化が進み、建てかえ時期になっている施設も多いと思いますが、今後、どのような計画を考えているのか、お尋ねします。

2点目、学校施設の維持管理、改修計画について。

①学校施設の維持管理費用は年間どれぐらいかかっているのか、伺います。

②町内の各学校校舎で、耐用年数を過ぎ、建てかえ時期が来ているところが何校ぐらいあるのか。あわせて、今後の改修計画については、どのような考えを持っているのか、お尋ねします。

③学校建設において、民間資金を活用したPFI事業の導入は可能なのか、お尋ねします。

大きな3番目。町営住宅の維持管理、改修計画について。

現在、町で管理している町営住宅は何戸あるのか、伺います。

②今後5年間の町営住宅の改修計画はどうなっているのか、伺います。

③町内の各集落で町営住宅のない集落があるのか、伺います。

④平成28年から29年にかけて、阿三、阿権、小島集落等で民間資金を活用したPFI事業により建設した定住促進住宅は、今後も引き続き計画する考えはないのか、お尋ねします。

これで、1回目の質問を終わります。2回目からは自席で質問させていただきます。

○町長（大久保明君）

上木千恵造議員の質問にお答えいたします。

平成28年3月に策定いたしました伊仙町公共施設等総合管理計画に基づきまして、現在、町の委員会を設けまして検討している状況でございます。詳細については、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの上木議員のほうの①について補足説明をいたします。

これは伊仙町の公共施設等総合管理計画の中の全町的な取り組み体制の構築及び情報管理、共有方策として一元管理体制を構築していますが、公会計管理台帳の整備は、一応今、なされて、平成28年度決算の分においては公表はしてございますが、なかなか1年、これまでの流れにおいて、財産の管理台帳等、過去までさかのぼって行って、その金額がどうのこうのというのまでは精査をしている段階でございます。また、これをいかにして、全町的に、どのように活用できるかということに関しては、これからまた、公共施設等検討部会のほう等においてもまた、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○8番（上木千恵造君）

先ほどの町長の説明では、何と申しますか、もう立ち上げて、計画始まっているという答弁でしたけれどもね。今、池田総務課長の話は、何か、今後やっていくというような答弁でありましたけれども。

○総務課長（池田俊博君）

舌足らずで申しわけないですが、これは公共施設のほうで話し合いをしていて、②のほうで、この部分については話をしていこうかと思っていたところでございます。

この中において、伊仙町のほうにおいて今、公共施設等総合整備検討部会というような形で、月に2回、今4回ほど会合をした状況でございます。7月の全員協議会のほうでも、このようなことを一応、お話をしてございますが、その以降についてまた、機会がありましたら、議会のほうにも報告ができるような形でやっていきたいと思っております。

○8番（上木千恵造君）

検討委員会を立ち上げて4回ほど会合をしたということですので、これはもう長い計画、平成27年から平成56年度までの30年間、末永いスパンの計画ですので、じっくり検討していただいて、今の施設がより安全で、また、町民の皆さん、利用しやすい施設になっていくように努力していただきたいと思っております。

これで1番目は終わります。

次に、②の、ほとんどの施設が四、五十年たって老朽、建てかえ時期になっていると思っておりますけれども、先般のきのうの補正の中で、未来創生課長から各集落の公民館については、ことし、何か所か改修していくという答弁がありましたけれども、今後とも、集落の公民館施設については、順次改修していく計画があるのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

きのうの補正予算の中でも、ちょっと質問があった中で答えるんですが、今回、町有施設の改修事業につきましては、地方創生の推進交付金事業、平成30年度まで、ことしでこの事業は終わりで

す。新たにまた、総務省等のこの地方創生の事業、また別の事業が出たときには、こういった集落の公民館を改修できるような事業を、計画をして申請したいと思っております。

なかなか規模が多い中、これといった公民館を改修する事業がなかなか見つからない中で、少しでも優位な事業をとって、各集落の希望にこたえられるようにしていきたいと考えております。

○8番（上木千恵造君）

ちなみに、ちょっとお伺いしますが、現在、各集落、全体は、伊仙町でどれぐらいの集会所施設があるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（池田俊博君） 各集落の集会施設ということで、伊仙町公共施設等総合管理計画の23ページにあります。今、集落のほうにおいては、町のほうで25施設等を今、こっち側に載せてございます。

○8番（上木千恵造君）

各集落見てみますと、外側のペンキがはがれたり、トイレが漏水したりする箇所が、うちが見た限りでも何か所かあると思います。

さっきの未来創生課長の話では、今後、そのようなところを調査して、順次、国の事業でもないかということを探していくということですので、今後検討していただきたいと思います。

ペンキがはがれてみずぼらしいとこ、何か所か、2、3カ所、極端にひどいところがありますけれども、これは多くはお金はかからないと思いますけれども、補正でも組んでいただいて、今後やる考えはないのか、お尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

区長会等、そういうときにおいて、区長のほうからも、各集落の集会施設等が少し修繕等必要じゃないかということで、お聞きはしております。また、そこら辺のところを、また保健福祉課長とか経済課長、関係する課長等と検討しながら、できる限り、長寿命化に持っていけるような形でやっていければと思っております。

○8番（上木千恵造君）

この各集落の施設については、順次計画して、今後前向きに検討していただきたいと思います。

それと先般、役場の耐震調査を入札したということをちょっと聞きましたけれども、今後、この耐震調査について各施設と、例えば東部公民館、中央公民館、西部公民館ですか、このあたりを耐震調査する計画はないのか、ちょっとだけお尋ねしてみたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

今の段階において、耐震の調査等は計画はしていないんですが、施設が、もうこうやって老朽化してきますと、耐震等の調査等も必要となってくると思いますので、また、そこら辺のところを検討していきたいと思います。

○8番（上木千恵造君）

耐震調査をして、早めに改修計画を前向きに検討していただきたいと思います。

それと、この各公民館、例えば東部、中部、西部、この辺のところ、民間に委託するとか、そういう方法は現在検討しているのか、また、考えられるのか、お尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

今の公民館のほうで民間のほうに委託しているのが、西部地区の公民館のほうは西部のほうの保育所のほうに、同時に、同じ敷地内にありますので、管理を委託してございますが、ほかのところに関しては、今のところは、そういうような計画はしてないところでございます。

○8番（上木千恵造君）

この伊仙町公共施設等総合管理計画書では、集落施設については、将来的には、各集落に譲渡するか管理を委託するというようなことが書いてありますけれども、このことについても、随分前向きに検討していただいて、集落が自由に使われるのが考えであったので、前に進めていっていただきたいと思います。

○町長（大久保明君）

今、集落、町と関係のない集会所がありまして、崎原の中原集会所というところは、これ、出身の方が資金を提供して改修いたしました。また、同じように去年、上トウバルの集会所もトイレを出身者の方々が改修してありました。典型的なのは、老人と子どもの家が崩落で解体いたしました、そこは、出身の方が、未来館という形でつくっていただきましたし、また、西目手久集落のトイレ等も、出身者の方々と地元の方々が、協力してトイレを改修しています。

ですから今後、民間の方々に経営、運営管理もしていただくということになれば、私は、その出身者の方々のふるさとに対する強い思いがあるわけですから、例えば、鹿浦小学校が何十周年だったかな、記念のときに、募金をかなり集めまして、そのお金で入学者に、1人に対し3万円を提供する、学用品を含めて提供するというような形などで、子供たちも、入学が増えてきたりしておりますので、今後、出身者の方々、またいろんなOBの方々と集落の公民館の運営に関しましては、かなり協力を連携していくと。そして、維持管理も全て地元でやっていくということは、今、上木議員が話したような流れは作り出していける可能性は十分あると思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○8番（上木千恵造君）

ぜひ前向きに検討して、使い勝手のいい施設にしていっていただきたいと思います。これで1番は終わります。大きな2番、お願いします。

○教育長（直章一郎君）

上木議員の質問にお答えします。

①については、課長のほうから具体的に説明があります。

学校施設につきましては、安全性を最優先して、必要に応じた部分的な改修等を行い、施設の維持管理に努めてきました。しかしながら、校舎や施設の老朽化に伴う広範囲に及ぶ外壁の損傷等につきましては、部分的な改修では解決が困難であるため、小規模校4校の校舎を対象とする抜本的

な大規模改修が必要であると考えています。今後の事業の実施に向けては総合的に検討し、年次的、計画的に取り組んでまいります。

民間資金を活用したPFI事業の導入については、文部科学省も地方公共団体において、PFIの検討や円滑な実施ができるように支援していますので、導入については可能であると認識しています。

具体的なことはまた、課長が答弁いたします。

○教委総務課長（喜 昭也君）

ただいまの上木議員の質問にお答えいたします。

学校施設の維持管理費用は年間どれぐらいかかっているのかということですが、平成27年度末で1億2,400万円程度かかっております。

○8番（上木千恵造君）

1億2,400万円ほど、これ、11校合わせて1億2,400万円ということですね。

そしたら、この維持管理費用について、例えば、最近新しくできた犬田布小学校は、小学校なんかで一番新しくできたと思いますけれども、それと、古い学校、喜念とか鹿浦、その辺の管理コストというか、比較のようなのがありましたら、お願いしたいと思います。

○教委総務課長（喜 昭也君）

延べ面積に対するコストの比較ということで、喜念小学校は、ちなみに1㎡当たり8,147円かかっております。ちなみに、犬田布小学校が3,722円ということです。

○8番（上木千恵造君）

このコストの面を見ても8,147円と、犬田布小学校が3,722円と、そういうことで、3倍近くの格差があるようです。学校が古いので、そういうような格差が出るとは思いますけれども、教育長のご説明では、今後、改修計画を立て、順次計画しているようなことの答弁がありました。そういうことで今、耐用年数が来ている学校は何校ぐらいあるんですか。

○教育長（直章一郎君）

耐用年数は60年とありますが、耐用年数が過ぎている学校が2校あります。喜念小学校と鹿浦小学校。

○8番（上木千恵造君）

ちなみに、耐用年数というのは、僕の記憶では50年か60年だと思いますけれども、コンクリートについては、何年ぐらいなんですかね。

○教育長（直章一郎君）

専門家ではありませんので具体的なことはわかりませんが、僕の記憶では、耐用年数は60年だったと思いますけれども、だれか。

○8番（上木千恵造君）

たしか60年だと思います。そういうことで、今、喜念小学校、鹿浦小学校についてはもう、既に

60年を過ぎ、もう63年から64年目に入ってますかね。古い学校、また子どもたちも危険性を感じていると思います。ぜひ前向きに、この改修計画については、年度を引き寄せてでも前向きに検討できないのか、教育長のほうに再度お尋ねします。

○教育長（直章一郎君）

なるべく早く、いろいろ、そういった要望もありますので、喜念小学校、鹿浦小学校、もちろん、馬根とか阿権もありますので、その建設については、なるべく早く実施できるように頑張りたいと思います。

○8番（上木千恵造君）

頑張っていたきたいと思います。

総務課長、財政面からこれ、来年、再来年と実現できる可能性があるのかどうか。

○総務課長（池田俊博君）

教育委員会のほうで、その部分で、文科省のほうに申請していけば来年度でも、今年度でも申請して、文科省が確認済が降りればすぐにできる可能性があると思います。

これはなぜかという、事態として、文科省が、一応は形としては2分の1の補助、そして、教育施設整備事業債を使えば、一応、町の予算はそれほど、実際の一般財源を使わなくてもできるならば、今、利率が安いうちにやったほうが財政としては助かるというような形です。

確かに、これを措置していくと、いわゆる公債費の残高が増える。そこら辺のところはまた、議会の皆様方との意見交換しながら、そこの増える部分と、あと施設を整備していく部分のつり合いをとりながらやっていければと思っています。

○8番（上木千恵造君）

先般、鹿浦小学校、喜念小学校は議会でも視察に行きましたけども、やっぱり鹿浦小学校の中は危険で、使えない教室を、閉鎖している教室も2つぐらいありました。そういうことで、この問題については早急に申請すればできると今、総務課長おっしゃっていますので、ぜひ申請して、31年度か32年度で予算に計上して、早急に進めていってほしいと思いますが、再度、教育長、決意をお願いします。

○教育長（直章一郎君）

頑張ります。

○8番（上木千恵造君）

力強い返事でしたので、期待しておきたいと思います。これで②は終わります。

③のPFIを導入するのも可能ということですかね。

○教育長（直章一郎君）

文部省も、さっきも言ったように、そういったことを積極的にはしていますので、可能であると理解しています。

○8番（上木千恵造君）

これちょっと、技術的なことになると思いますけど、例えば1億円かかるとします。このうちの半分は50%、国から補助いただきますよね。残りの半分について、PFIを導入することはできるのかできないのか。どうですかね。

○総務課長（池田俊博君）

PFI事業ですけど、これは、これからまた勉強もしていかなければならないところなんですけど、これが有効に、交付金とかそういうのがつくかどうかというのもまた、これから文科省のほうと勉強して、そうしてやっていかなければちょっと、今のところ、ぱっと答えられるような問題、私やってなかったもんですから、すいませんが、よろしくお願いします。

○議長（美島盛秀君）

ちょっと待ってください。

職員の皆さんにお願いします。こういう一般質問が通告されてますので、きちんとその利用、方向性、それからきちんと調査、精査をして、しっかりと答弁ができるように、今後お願いします。

○8番（上木千恵造君）

このことについては、ぜひいろいろ調査していただいて、補助率、財政支出が少ない方向で建設を進めていっていただきたいと思います。学校建設②については、これで終わります。

大きな3番、お願いします。

○建設課長（松田博樹君）

上木議員の質問にお答えします。

現在、伊仙町が管理している住宅は101棟326戸管理しております。

○8番（上木千恵造君）

この326戸というのは、現在、入居者がいる、入っている戸数ということですかね。

○建設課長（松田博樹君）

そのうち、老朽化、耐震上の理由で使用されていない住宅が1棟2戸、政策空き家として28棟76戸あるんですが、そのうち、57戸が空き家になっております。

○8番（上木千恵造君）

現在入居している住宅は250戸ぐらいということになりますので、今、住宅の申し込みとかそういうのは、ちょっと何人ぐらい申し込まれて、現在もまだ入れない人がいるのか。

○建設課長（松田博樹君）

現在、66件ほどの申し込みがあります。

○8番（上木千恵造君）

66件ほどの申し込みがあるということですけど、住宅の需要については、まだまだこれから増えてくると思います。そういうことで、②の今後5年間の改修計画等がわかっているならば教えていただきたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

現在の計画において改修する予定なのが佐弁1棟と検福、糸木名が計画されていますが、新築住宅をつくっていく兼ね合いがありますので、財務とも相談しながら改修等もしていきたいと思っております。

○8番（上木千恵造君）

ことし、30年が目手久地区を建設しますよね。31、32、33年とずっと計画あるということですか。

○建設課長（松田博樹君）

一応、長寿命化計画のほうに34年度から佐弁、検福、糸木名を計画しているところです。

○8番（上木千恵造君）

34年からということで、もう31、32、33年は、とりあえず、住宅建設はないということですね。

○建設課長（松田博樹君）

一応、新築がこれから3年間して、あと34年度から改修という計画になっております。

○8番（上木千恵造君）

要は、引き続き計画はあるということですよ。わかりました。

さっきの3番、町内の各集落で、これは杉山議員とかぶりますので、もう3番はいいです。

4番、今後PFI事業、先ほど町長がちょっと答弁しましたがけれども、今後とも計画する考えがあるのかどうか。

○建設課長（松田博樹君）

PFI事業ということで、今後も計画する予定ですが、先ほど町長の答弁もありましたとおり、大規模工区での計画は、現在の町営住宅等の家賃の格差が大きく、難しいと思いますので、小規模工区を中心に、現在、町営住宅のないところを計画していきたいと思っております。

○8番（上木千恵造君）

先ほどの杉山議員のあれです。上晴とか崎原とか、西犬田布とか、住宅が、今のところ計画はないということで、あの辺西部地区に、まだこういうPFI事業を導入して人口増につなげていっていただきたいと思います。

このPFI事業というのは土地があればできるわけですので、前向きに検討していただいて、特に、西部地区が人口も少なくなっていますので、西部地区あたりを中心に、ぜひ進めていっていただきたいと思います。町長、お願いします。

これで質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

注意をします。最後までしっかりと質問をする。そして、しっかりと答弁をする。こういうきちんとしたけじめをつけてください。

○8番（上木千恵造君）

はい、わかりました。

○議長（美島盛秀君）

これで上木議員の一般質問を終了します。

これでしばらく休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

福留達也君の一般質問を許します。

○10番（福留達也君）

皆さん、こんにちは。10番、福留でございます。ただいま、議長の許可がありましたので、平成30年第3回定例会において、一般質問を行いたいと思います。

通告してありました障がい者福祉政策に関し、幾つか伺いたいと思います。

まず1点目、障害者雇用促進法に基づき、民間企業や国、自治体に一定割合以上の障がい者を雇うよう義務づけがなされているのが障害者雇用率制度であります。現在、国や全国の自治体において、障がい者数の水増し問題が社会問題化しておりますが、伊仙町においてはそのようなことがなかったのか、伺いたいと思います。

次に、国においては、年金、医療、介護費等、いわゆる社会保障費の負担軽減策が講じられ、障害者福祉政策の分野においては、障がい者の長期入院を認めず、在宅へ帰す政策がとられています。長期入院患者を在宅へ帰すとき、まず、受け皿としての自宅があります。けれども、自宅には高齢の親御さんがいらっしゃる。40から60代の障害を抱えた方の親御さんの年齢は、60代後半から90代の高齢者の方であると思われます。

そういった方は、自分の日常生活を維持していくのが精いっぱいである方が大半であると思われます。そういった状況に、病院から子供や兄弟が退院させられ自宅に戻されると、面倒を見ることになる親御さん自体の生活も大変なものになってしまうことは、だれにだってわかることだと思われます。

このような流れの中において、受入態勢として自宅以外の住居の問題、あるいは支援体制として、生活支援や見守りの体制など、伊仙町における受入支援体制がどうなっているのかを伺いたいと思います。

3点目として、障害の程度により、就労時における雇用形態はさまざまであり、一律ではないと思われますが、伊仙町内における就労支援、これは、いわゆる働く場の確保であります。これらの就労支援の現状を伺いたいと思います。また、仮に、役場での雇用となった場合に、終日勤務ば

かりではなく2時間から3時間、あるいは半日勤務、こういった雇用のあり方は可能なのか。

現在、役場内において、条例や規則等が整備され、それらにのっとって雇用を行っているのかを伺い、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

福留達也議員の質問にお答えします。

1番に関しましては、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

先ほど調べましたら、今、日本人の約6%が障害があります。精神障害の方々が320万人、身体障害者が366万人、知的障害者が55万人ということになっております。

後でまた述べますけれども、この障がい者雇用が今、社会的問題になっていますけれども、この国や自治体には何のペナルティもないそうですけれども、企業において2.2%という形で、その不足分は、納付金という形で納付しなければならないそうでもありますので、これからの社会は共生社会という、今、国が1年ぐらい前から言い出してきたことは、地方創生から1億総活躍の時代から地域共生社会というふうに表現が変わってまいりました。これは、伊仙町などが取り組んでいる各集落の活性化、そして、伝統文化の復活そのものが地方創生であるという、私たちが考えていたことを国が共生社会という形で入ってまいりました。その中で、障がい者の雇用も含めて、いろんな解決すべき課題があるということでもあります。

例えば、イギリスではもう、この法定雇用率を撤廃して、障がい者の実情に合った仕事の提供という形で、時間とか働く密度なども考慮した形が進んでいるということでもあります。

例えば、私が前、金森ひろみさんと一緒にドイツに視察に行ったときに、ある農家、これは無農薬農家に行きましたら、ほぼ全員が知的障がい者の方でありました。ただ様子がおかしいなと思いましたが、その方々が、やっぱり1日、半日ぐらい働いているとか、日本でもそういうふうな、徳之島町の水耕栽培では、1日3時間働いておりますし、それから、徳之島病院のあけぼの会の方々も、いろんな清掃活動に働いてきておりますので。

行政としても、例えば今、条例とかで設定できないかということでもありますけれども、これはまだ、国内ではどこもやってないわけでもありますので、伊仙町と伊仙町議会が、このような条例を制定していくことは可能ではないかと思っておりますので、今後取り組んでいかなければならないとは思っておりますので。

時代はもうそういう時代になってきたし、前も申し上げたように、例えば、刑務所においても、欧米では、壁のない刑務所というのは、もう普通になってきたし、精神科の病院においても、鉄格子なんかすべて撤廃されてる時代になりますので、これから、労働力は雇用人口が減っていくということですが、その中で、障がい者の果たす役割というのは、いろんな介護施設においても、例えば、知的障がい者であるダウン症の子どもたちが、今は大人も含めてですけども、いろいろ福祉施設で配膳したりということは、非常に高齢者の方にとっても非常に回復が早いと、まさにそういう、老若男女が、また、障害があるなしにかかわらず活躍する、そういう時代というものを

つくり出していかなければならないし、伊仙町において、そのような仕組みを、全国に先駆けてやっ
ていこうという意欲と気概があってもいいんじゃないかと思っております。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの町長の答弁に補足を少ししていきたいと思えます。

まず、伊仙町における障がい者雇用率ということで、平成28年度が3.57、平成29年度が3.74で、
法定雇用率は2.3ということで、それ以前まで、29年以前は雇用率を充足していて不足はなかった
ということなんですけど、それが平成30年度になりますと1.79ということになって、そしてしかも、
法定雇用率は2.5に上がって、どうしても1人足りないという形となってしまいました。このこと
について、この数値が減少したということは、平成30年の3月31日において、重度身体障がい者の
方が職員を定年退職されたということで、この分が減額になったということでございます。

以上です。

○10番（福留達也君）

各自治体においては、言ってみれば伊仙町においては、町長部局ではその2.5%、教育長部局に
おいては2.4%、これを法定雇用率として、これ以上をなるべくやってくれということがあったん
ですけれども、これ、今は28、29は満たしていたんですけども、30年は退職した関係上、なっ
てない。この法定雇用率に換算するのは役場職員だけなんですか。それとも、臨時職員も含めて、そ
のトータルの2.5%とか2.4%でいいんですか。

○総務課長（池田俊博君）

今、算定の対象になっているのは職員のみでございます。

○10番（福留達也君）

その町長部局とか教育委員会部局とか分かれて算定しているのか、それとも、もう伊仙町は1つ
でいいと、そういうふうになっているのか。

○総務課長（池田俊博君）

今のところは伊仙町として1つという形ではないんですけど、伊仙町の町長部局で、一応送っ
ていると。あと、教育委員会部局のほうにおいては、職員の実数が42名以下ということで、報告義務
がないということで、報告はしてないということでもあります。

○10番（福留達也君）

30年度、最近なんですけれども、満たしてなかったと。この前のそういった全国の調査があっ
て、いろんな都道府県から、国の役所もそうだったんですけども、満たしてなくて、いろんな今後の
改善策を立てていこうとかやってるんですけども、町としてその方がやめて、今現状、そういっ
た足りないというのがわかったんですけども、これはどういった対応をしていくつもりですか。

○総務課長（池田俊博君）

かねがね、町長のほうからも、ずっとそういうような障害者の雇用がどうしたらできないかとい
う相談等、課長会の中でもそういう話はずっと出ておりました。平成31年度においては、職員採用

試験もございましたので、その障害者枠等、そういうのを鑑みながら、これからまた採用の方向でやっていきたいと思っております。

○10番（福留達也君）

ということは、今度、30年度に、もし職員採用がなかったら、31年度の職員採用まで待つということなんですか。

○総務課長（池田俊博君）

今のところは、そういう方向で進んでいるところであります。

○10番（福留達也君）

障害者差別禁止指針というのがあるんですけども、基本的な考えとして、障害者であることによる差別はいけないと、そういったことがあるんですけども、ただし書きのなことで、積極的差別是正措置として、障害者を有利に扱うこと、合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果、異なる取り扱いをしても構わないと、そういった指針みたいのがあるんですけども、今回の、こういった水増し問題が全国各地で起きて、いろんな取り組みがなされるということなんですけれども、こういった反省を踏まえて、採用においても、障害を持っている方を特別に採用して、いこうという自治体もあるということなんですけれども、町において、そういった障害者を特別に採用していくとか、そういった考えはあるんですか。

○総務課長（池田俊博君）

職員の採用ということで、先ほど清平二議員のほうにも答えたのは、公平、公正でやっていきたいということで、30年度においては、町の一般の職員の採用試験はなかったものですから、平成31年度には職員採用の試験を行って、その中において、障害者枠、あとは技術職等を分けながら採用ができていければと考えているところであります。

○10番（福留達也君）

聞きたいのは、職員採用は定期的にやっていくんでしょうけれども、法定雇用率、ここ伊仙の今の定数ですれば、3名から4名ってなるんですけども、今回は、その方が抜けて1.79になっているとか、こういったことになってきたんですけども、今の定数の状況だと4名は確保しなきゃいけないとか、そういったのがあって、障害者雇用枠とか、そういったのを設ける気はないんですかということですか。

○総務課長（池田俊博君）

職員の中において、またそういう枠ができればというか、採用自体は試験採用という形になっていくと思いますので、また障害者雇用枠という形は持っていきたいと思っています。

○10番（福留達也君）

いろんな分野においては、健常者よりすぐれた能力を持っているケースがあったりすることもあると言われていきますので、いろんなハンデを持っている方を適材適所に配置して、そういった方が働きやすい環境というのを、公的な、こういった機関が率先して導入していただきたいと要

望しておきます。

2番目の在宅に帰す政策なんですけれども、今年の3月にいただいた伊仙町障害者計画及び第5期障害者福祉計画というのがあって、今年の3月に作成されて、進んできたばかりだと思うんですけども、基本理念として、障害のある人も、ない人も、ともに生きる島づくりが基本理念として定められて、障害のある人も、ない人も暮らしやすい環境及び体制づくりを目指すということで計画をつくってあるんですけども、先ほども言ったように、国の政策で、精神的に入院している長期患者を在宅に帰す、そういった政策で一番問題となってくるのが、まず住むところなんです。自宅も、先ほど言ったように、高齢な親御さんがいらっしゃる、なかなか自分の生活も大変になっていると、そういったところに帰されたら大変だということで、まず、そういった人たちが住む住宅の問題が出てくると思います。

その次に、帰ったはいいいけれども、いきなり一人で生活するのも大変だということでの生活支援とか、見守りとか、ヘルパーさんが来て介助をするとか、そういったこと。あと、それが落ち着いてきたら、今度は雇用の場が必要になってくると。そういった手順が必要になってくると思うんですけども、その大前提として、それぞれがどういった環境にあるのかとか、それを調査する相談員さんをきちんと確保するとか、そういった流れで、最終的には、自分の生まれ育った地域で幸せに暮らせる。そういった環境というのが理想だと思うんですけども、こういった流れで、一つ一ついろいろなのを聞いていきたいと思うんですけども、まず、受け入れ態勢の住居です。こういった障害を持った方が、仮に退院してきた場合に、自宅以外で暮らしていけるような住居というの、こういったのは伊仙町に足りていますか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

福留議員の質問にお答えいたします。

住居の受け入れ支援体制についてですけれども、長期入院により住居を失うようなケースは、身体であれば少なくとも、持ち家または家族のもとへ帰るケースがほとんどですけれども、その身体、精神、知的、3障害のうち、中でも精神障害については、家族がいても、今おっしゃるように、高齢者世帯に4～50代、5～60代の子供が帰るといった場合など、受け入れが難しいケースも多くあると思います。

今、第5期計画にもありますように、地域移行支援や地域定着支援ということで、国や県も進めておりまして、居住の確保は課題になっています。また、精神障害に限らず、現役高齢者、これからですけれども、Uターン、Iターン等を含め、障害のある方が地域で暮らしたいといった場合の支援体制を含め、居住の確保は必要性が、今後、もっと出てくると思われます。

そうした点から、なるべく自宅に帰られるケースはいいのですけれども、そうでないケースに限りましては、地域事業所、徳之島島内に障害福祉施設が18施設ありまして、うち1施設が入所施設、あとグループホームが9カ所ありますけれども、そういったまだまだ少ないところです。あとは、そういう施設もですけれども、町営住宅とか、その辺の整備のほうも、今後必要になってくるので

はないかと思います。

○10番（福留達也君）

今、課長が町営住宅の入居のことも考慮しているとあるんですけども、確かに、今、住宅政策、いろいろPFI事業とかを導入しながら、どんどん建てていっているんですけど、今のところ、町外の子持ちの方を優先的にという政策でやっていると思うんですけども、やはりこういった障害を持った、今現状は、本当に2～3千円の安くて本当に大丈夫かなという住宅に暮らされている方、結構いると思うんですけども、そういった方を新しく建築なり、何なりしていく、そういった住宅に優先的に、町外の子持ちの方も優先的に入れているんでしょうけれども、そういったところに障害を持った方とかも含めて、優先的に入居してもらうような考えというのはありますか。

○建設課長（松田博樹君）

今のところ、精神障害者とか、そういった障害者の方を優先的に入れるという計画は持っていませんが、今後、必要となってくるのであれば、そういった方も優先的に入れるような仕組みをつくっていきたいと思います。

○10番（福留達也君）

もうちょっと力強く、優先的に入れていきたいとか、そういう返事がほしいけど、頑張りたいと思います。

それと、今、退院してきたときに、希望するのは、グループホームという話が結構あるらしいんですけども、先ほど、澤さんが、島内の施設というのが18あって、グループホームが9つあると。

この前いただいた福祉計画の中の一番後ろにあったんですけども、島内には24施設があって、そのうち15件が徳之島町で、伊仙と天城は4カ所ずつしかない。伊仙町にはグループホームは1つあるらしいんですけども、それも本当に待機状態というか、みんな希望するんだけど、なかなか待たされている状況だと。こういったグループホームを、今後、導入というか、設立というか、していく考えはありますか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

施設のほうですので、町がといいますか、今、計画を上げているところが1カ所ありまして、糸木名のほうに今年度中にグループホームと、あと生活介護事業所ということで設立をする予定にしているそうです。

○10番（福留達也君）

今、出てきた糸木名は、それはグループホームなんですか。何人ぐらい入れて、いつごろ完成して、動き出す予定なんですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

生活介護事業所及びグループホームということで建設予定になっております。生活介護が10名、就労型が10名、高齢者もということで、高齢者小規模サービスが10名ということで伺っております。入所が16、ショートが1名という形で計画をしているようで、年度内ぐらいに建設の予定というこ

とで伺っております。事業所名は、言わないほうが……。申しわけないんですけども、そちらのホームページのほうにもあるようですので、また後ほど、ごらんいただければと思います。

○10番（福留達也君）

いい方向だなと思います。こういった施設、僕ら要望するんですけども、仮に今言った、そういったのができたとしたら、障害者の方も介護保険の中の障害区分というのを利用してするわけですよ。例えば、ヘルパーさんを利用するとか、そういったことになった場合は、やはり介護保険料がぼんと、はね上がるんですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

障害は自立支援の中で歳出されますし、65歳以上の方は障害のある方も介護優先ということで、今、介護保険の事業を使っておりますので、施設が増えていけば、それは増えていくと思いますけれども、急減にはね上がるということはないかと思っています。

○10番（福留達也君）

わかりました。住居のほうは、そういった感じで、それほど保険料も上がらずに、そういった安心できる場所ができるというのは、どんどん進めていっていただきたいと思います。

あと、言われるのは、生活支援とか見守りってなってくると思うんですけども、こと老人福祉に関してのヘルパーさんっていうのは、結構、伊仙町も充実しているのかなと思うんですけども、この障害者に対する介護、これに対するヘルパーさんとか、見守りする方というのは、今、現状どうなんですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

在宅で福祉サービスを受けることを居宅介護サービスとか、移動支援サービスの利用、また宅配給食などの利用で、生活状況の確認とか見守りとか、その辺はできていると思います。

しかし、この点におきましても、地域移行支援が厳しい精神障害者におきましては、社会参加に向けての支援や通所サービス、訪問サービス、支援体制をもっともっと強化しないと厳しいのではないかなと思っています。

また、こういう福祉サービスのほうは、介護サービスのように、先ほど言いました島内の施設事業所のほうで、町内におきましても4事業所ありまして、そちらのほうで生活介護等を行っておりますので、生活相談支援専門員の計画によって、そういうサービスが利用されていると思います。

また、こういった福祉サービスの利用だけではなくて、今後、本町におきましては、包括支援センターのほうで生活支援体制整備事業という中で、地域の困り事、そういったことに対してのボランティアといいますか、生活サポーターの取り組みを今後していくということで、現在も生活支援コーディネーターを2名雇用しまして、その体制づくりも行っているところであります。

○10番（福留達也君）

ちょっと難しくてわかりづらかったんですけど、要するに、障害を持っている方に対するヘルパーというのは足りているということですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

申請が上がってきますので、上がっている方に対しては、伊仙町の場合、自立支援事業費が右肩上がりで増えていまして、利用のほうは十分、島内の中でもされているのではないかなと思います。

○10番（福留達也君）

わかりました。また、足りないとばかり思っていたものですから、もしそうであれば、老人福祉関係のヘルパーさん、あの人たちも同じ資格で、そういったヘルパー業務をできるというものですから、また、老人福祉に携わっているヘルパーさんというのは、忙しい時間帯というのは、大概決まっていて、朝、昼、夕とか、1時間程度だと。そういったときに、ちょっとその人たちとずらして、障害を持った人の見守りとか、介護とか、そういったふうに入っていけるように、指導なんかしていただけたらなど、そういった思いでありましたけれども、足りているということですね。わかりました。

次に、就労、要するに働く場の確保に移りたいと思うんですけれども、こういった人たちは、簡単な農作業あるいは清掃作業、公共工事、こういったところにおいて軽作業がメインだと思うんですけれども、いろんな種類があって、就労施設B型とかいうのがあったり、A型というのがあったり、一般型と、段階、障害の程度に応じて、段階的なものであるらしいですね。言ってみれば、B型というのが1日700円程度で雇えると。A型、一般となると、最低賃金程度になっていくらしいんですけれども、今、伊仙町内には、そういった就労施設というのほとんどなくて、みんな徳之島町に行っているという現状であるらしいんですけれども、町内にいる人で、そういった就労施設へ行って働けるといふ人はどれぐらいいるんですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

具体的な数値は、今、持っておりませんが、島内の作業所のほうに継続支援B型の施設のほうに行かれています方、また就労支援A型のほうに行かれています方が、ちょっと今、数は調べますけれども、いらっしゃいます。

今のところ、町内のほうにはそういう作業所がありませんけれども、伊仙町からそういうふうに通っている方はいらっしゃいますし、また、糸木名のほうでは就労型っていうのもありますので、今後、そういったこともされていくのではないかなと思います。

○10番（福留達也君）

福祉協議会の方に聞いたら、そういった就労施設みたいなところに通っているのは30名弱じゃないかなという話をしていたんですけれども、これ全て徳之島町に行っていると。徳之島町内において、トイレや公園、グラウンド等の委託作業を請け負ってやっていると。これ、伊仙町内においても、こういった軽作業はもちろん可能だと思うんですけれども、いろんな施設のトイレの掃除とか、観光地のトイレとか、ジャガイモの収穫時期、人手不足で大変だといったときに、またその人手不足を補ったりとか、そういったことをすることによって、またその人たちの働きがいがあって、満

足していくと思うんですけども、今、糸木名にある就労施設以外に、今後、こういった就労施設を導入しようという考えはあるんですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

事業所に関しましては、事業所のほうから申請が上がってきますので、今のところ、他にはそういうところはありませんので、お答えできませんけれども、あと、先ほど町長のほうからもありましたように、生涯活躍の町というところで、今、地方創生の中で、そういう人材センターみたいな公社づくりを検討しています。そういう中で、高齢者の雇用の創出、そういったものとか、障害者に関しても、そういうところで登録をして作業できるような、例えば、農作業でしたりとか、そういったのが将来的にできるような体制づくりを始めていきたいと思っております。

○10番（福留達也君）

ぜひ、そういった形で公社づくり等をやって、町内において、そういった方々が就労していける、そういった場所を提供していただきたい。こう見てみると、岡林商店周辺でちらちら見かけたりするんですけども、きちんと週5日ぐらい働いているらしいんです。大概の方が、何をしているんだろうとか、遊んでいるんだろうなどか思ったりするらしいんですけども、実際はそういった就労施設に行って、きちんと働いていると。そういった姿が町内で見れると、やはり町の方も、こういったハンデを持ちながら頑張っていると、そういったことになっていくと思いますので、ぜひ町内に、そういった方の就労施設というのを確保していくように要望しておきたいと思えます。

それと、こういった人たちが、どんな症状があつて、どんなサービスが必要かという、そういった相談支援専門業務、こういったのは、今、何で社会福祉協議会に2名しかいらっやらないんですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

現在、伊仙社協に2名います。あと、つい最近なんですけれども、伊仙町に、あと1カ所、事業所が立ち上がりまして、そちらのほうで相談支援員ということで、プラン作成はできるようになっています。

○10番（福留達也君）

最初に、町長は、日本全国で6%弱の方が、何らかの障害を持っていると。こと伊仙町においては、それ以上、1割とはいかないんですけども、1割近くの、そういった障害を持っている方がいると。ということは、6~7千人のうちの600人、700人ってなってくるのかなと思うんですけども、そういった、それだけの数があるのに、2名から4名程度で、その相談員というのか、そういった人のいろんな今後のプランを立てたりとか、そういったことは間に合うというのか、可能ですか。

○町長（大久保明君）

今の状況では、全く足りないんですけども、先ほど話の出た方は、あけぼの会でやる以外にも、ほとんど毎日ボランティアで町内の県道から、役場前の縦線から、驚くぐらい伐採しています。完

全にボランティアです。ですから、それだけの仕事をして、町のためにやっているという誇りも持っています。ですから、今後、そういう仕組みを、町がどのような形で、先ほどサポートセンターという話がありましたけれども、最初に申し上げたとおり、これは皆さんと伊仙町議会と一緒にあって、そういうものを立ち上げていったらどうかというふうに思います。

執行部が決めたことを、決めないとやらないということではなくて、これはオール伊仙町ということを考えれば、前から思っていましたけれども、議会のいろんな政策提案とか、そういうことを行政だけやるのではなくて、町民みんなと一体となってやっていくと。これは、恐らく集落でのクリーン作戦とか、そういうことにも、かなりの障害のある方は参加しております。

今、きゅらまち観光課でも、視力障害とか、依存症とか、そういう方も、あえてきゅらまち観光課で頑張ってもらっています。そうしたら、徐々に仕事が楽しくなってくる。自分の存在感も自信も出てきているわけですから、それを各課で、例えば正職員じゃなくても、これは31年から障害者枠をつくった場合に、障害者の方でも、例えば知的障害は全くない、精神障害は全くない、何とか歩けるとか、そういう方は、恐らく8時間労働というのは可能だと思いますけれども、体力が余りない方は、半日労働とか、そういう形でもいいわけですから、町の関連の施設の清掃もできるし、また、いろんな社会福祉施設で働く、先ほど派遣する施設をつくっていかうとかいうことができるわけでありますので、そういう立ち上げる委員会というのを、余り委員会をつくらないほうがいいという話もあるんです。委員会をつくっていかなければならないという委員会ができた、この前、冗談めいて言っていましたけれども、そういうことを保健福祉課の障害者の計画に沿ってやるのではなくて、今、28年度につくった計画でも、もう一回、内容も見直していくとか、そういうことをしながら、バレイショの収穫のときには、本土から、かなりの若者、出身者も帰ってきておるし、キビかさぎのときも帰って来たりしているし、そういう季節的な形での、島に短期滞在するとか、そういうことなども含めて、その中にいろんな障害のある方も帰ってきて、施設におる方も島に帰ってきて働くことができるとか、いろんな方法はあると思いますので、いろんな意見を聞きながら、前向きに考えていきたいと思えます。

人口の6%、伊仙町に600人はいないわけですから、かなりのいろんな各障害のある方はいるし、また、全く働くこともできないとか、車いすから動くことができないとか、ベッド上の生活とかいう方々は除いて、動ける人に関しては、車いすであろうと、何らかの仕事をやっていくと。集落で、自分の自宅の周りで、この前、日置市の話をしましたけれども、かなりの障害者手帳を持っている高齢者の方々が、何とか動ける方が、自分の家の畑の周りで野菜を生産して、それを道の駅から集めに来るとかいうことが注目されたりしていますので、そういうことも視野に入れながら、総合的に、これからの地域共生社会というものをつくり上げていけたらと考えております。

○10番（福留達也君）

そうですね。障害やハンデを持った人というのも、いろんなタイプがあって、身体から精神から知的とか、いろんなハンデを抱えていると思うんですけれども、やはり、その人、その人に合った

ことを行政がまずは中心になって主導して、雇用なり、そういったことをしていただきたいと思いますなど。

町長も施政方針にも、障害のある人もない人も、ともに生きる島づくりの推進って掲げておりますので、現在進めている地方創生のCCR事業においても、そういった方も取り込んでいく地域づくりをするとうたっていますので、この介護福祉計画は、今年始まったばかりでありますけれども、今後も、この意識を忘れずに、そういった弱者というと、またおかしいんだろうけど、ハンデを持っている、そういった人たちに対する目配りを忘れずにやっていただきたいと思いますと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（美島盛秀君）

これで、福留達也君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の議会は9月13日、午前10時から開きます。

議事日程は一般質問であります。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時46分

平成30年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成30年9月13日

平成30年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年9月13日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（牧本和英議員、西彦二議員、佐田元議員、岡林剛也議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、牧本和英君の一般質問を許します。

○2番（牧本和英君）

おはようございます。2番、牧本和英です。

まず最初に、北海道地震や台風21号など、今年は多くの自然災害が起き、被災された方々に、この場をおかりしてご冥福とお見舞い申し上げます。

それでは、議長の許可がおりましたので、一般質問に入らせていただきます。

農業振興について。

国が推奨する収入保険制度についてですが、近年、台風被害や予想のつかない自然被害も多く、農家の経営が安定していない中、糖業振興では、町が取り組んでいる増産基金事業やさとうきび生産性向上支援事業など、キビ農家の負担軽減及び栽培意欲の向上につながったと思いますが、園芸振興では、今年は価格低迷により生産額が減少し、また果樹農家も病害虫や気象被害に左右され、決して経営が安定しているとは言えません。

伊仙町のサトウキビ農家は1,122人、年代別では、20から39歳では7.3%、81人、40から69歳では61.4%、689人、70歳以上30.9%、346人となっており、このデータを見ても、高齢化が進み、後継者不足と言える。

サトウキビ農家は、キビ共済がありますが、加入率は天城町50.8%、徳之島町54.8%となっており、伊仙町は40.8%と低く、町として、全体の農業経営安定と後継者不足という問題などをどのように考えているのかを伺う。

次に、教育行政についてですが、学校教育の安全性について。

今年の6月に、大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒壊し女兒が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。文部科学省は、全国の学校にあるブロック塀の緊急点検結果を発表し、約2割の学校で安全対策実施せずとありました。

ブロック塀の設置基準として、高さを2.2m以下にすることや、高さが2.2mを超える場合には一定間隔で控え壁を設置することを義務づけていると新聞で見ましたが、伊仙町でもひび割れや損傷が見つかり、町教育委員会では補強や撤去などの対策を検討しているとのあるが、何校で何カ所あったのかを伺う。

②給食センターについて。

給食センターの老朽化が著しいが、補修または新設の考えがないかを伺う。

これで1回目の質問を終わります。2回目は自席で行います。

○町長（大久保明君）

おはようございます。牧本議員の質問にお答えいたします。

今、西郷どんがかなり話題になっていますけれども、沖永良部に遠島されたときに、台風被害に遭って、そして農家の方々が大変苦しんでいるのを見て、そのとき提案したのが備蓄の問題でございます。いかにして今のような共済組合のようなものをつくり上げていこうかということで、西郷さんが指導してやったのが備蓄体制であります。その結果、今、沖永良部においては90%近い共済加入率であります。

今、説明があったとおり、伊仙町においては、他町よりもまだまだ加入率が少ないと。以前、五、六年前は30%台でありました。これが大変な台風被害が出て、加入率がどんどんふえていっていきまけれども、まだまだ足りない状況ではあると思います。

その点に関しましては、詳しくはまた担当課長のほうから説明をしていただきます。

先ほど、高齢化率の話がございました。70歳以上の農家の方々30.9%ということで、今、この徳之島においては、全国的な地方の農家の方々に比べて、比較的若手の新しい農業をやっているという方々がふえてきている状況でございます。今、伊仙町の東部地区の30代の男性が、約半数ほど島に帰ってきているという集落もございますので、そういう方々は、特に畜産を中心とした形で農業をやりたいということですが、それはいろんな複合農業になっていかざるを得ないと思います。単に畜産だけでやっていくことが、大規模化することが本当に正しいのかどうかも含めて、サトウキビ、園芸を中心とした複合農業をやっていくことが、多くの若者が結果として島に帰ってくるという効果が出てくるのではないかと考えております。

そういう意味において、通告にはなかったんですけども、高齢化問題、そして若手の農家育成のために農業支援センターを設立して、この前、新しい、最初の若者が2年間やる予定になっておりますので、今後とも農家の方々のいろんな意見を聞きながら、共済の問題などは対応していきたいと考えております。

補足説明は、経済課長のほうからしていただきたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの牧本議員の質問にお答えをいたします。

加入促進につきましては、今までもですけども、今年度、特に経済課の管轄する各種総会であったりとか、いろいろな会のおきまして、また農談会等、農家さんが集まる場所におきまして、南大島農業共済組合の担当によります説明の場を設け、やはり備えがあればということで、現在、農家への普及啓発を図っているところでございます。

○2番（牧本和英君）

31年1月から、農林水産省から経営全体を対象とした総括的な収入保険が始まりますが、大まか

でよろしいですが、内容の説明をお願いしたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいま牧本議員のほうからありましたように、平成31年度から、農業経営全体を対象といたしました収入保険制度が始まります。ただし、こちらの場合は、農家の方が青色申告を行っているということが条件でございます。

先般、南大島の共済の担当に確認をしましたところ、まだ最終確定ではなく、若干の修正があるかもしれませんがということで、今現在、10月より正式な申し込みが始まりまして、こちらが11月までの申し込み期間に今年度はなるということでございます。

また、なぜ青色申告が必要なのかというのは、農水省のQ&Aによりますと、国費を投入して収入減少を補填する制度は他産業にはない制度であるため、収入把握の正確性が国民の理解を得るための肝であるということで、青色申告が必要ということでございます。

あと、こちらの収入保険、大まかな概要ということでございますけれども、先ほどのキビ共済のような自然災害はもちろんですけれども、価格の低下等も含め、販売収入等の減少を広く補償することなんですけれども、それをするに当たっては、先ほどの青色申告はもちろんなんですけれども、加入する前に、事前に営農計画でこの作物とこの作物というのを植えつけをしますという計画書を出して承認を受けることが必要だというふうに聞いております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。今、青色申告のこと等が出ました。

補足として、農産物であればどんな品目でも対象になる。そして、また簡単な簡易な加工品も保険対象。また、一番メリットは、災害により作付不能、いわば作付段階から、取引先がなくなっても、取引先が倒産等しても保険対象となると、いろいろなメリットがあります。

それで、この収入保険が伊仙町の農家にとって安心して活用できるかを伺いたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

まず、この収入保険とキビ共済とかは、あと、伊仙町の場合、特にジャガイモが基幹、野菜のほうではなるんですけども、野菜安定化制度と、両方には一緒に入れられないということでございます。

ただし、今まで共済等がなかった他の作物については入れますし、またキビであったりとかパレイショであったりとかも収入保険に入ることはできますけども、その際には、キビ共済等は解約というような形をとらないといけないと聞いております。

○2番（牧本和英君）

キビ共済とか、ジャガイモでいえば安定基金なんかも、そういうのはなくして、この1つにまとめるちゅう保険なんですけども、自分が思っているのは、キビもジャガイモも収穫時期が重なったり、そしてまた収入が偏り、夏場の収入が減少し、また収入も安定していない。そして、また、この収入保険に入ることによって、経営管理や作業内容、そういうのが明確になり、また後継者が就農しやすく、夏野菜や新しい農作物にチャレンジすることができる。そして、また、新たな徳之島産の

農作物ができるのではないかと考えられます。

次に、今後、この青色申告に向けて、税務課から農家の方に白色申告から青色申告へ推進などはできないかを伺いたいと思います。

○税務課長（名古健二君）

ただいまの牧本議員のご質問にお答えします。

青色申告については、メリットがいろいろとありまして、まず青色特別控除というのがありまして、最高65万円までの控除ができる。あと、また純損失の繰り越しができるということで、例えば設備投資をしたとか、あと災害により農作物の収入が得られなかったとか、そういうときのマイナスの分が翌年に持ち越せるということで、白色申告と比べまして多くのメリットがありますので、我々税務課のほうでも、白から青への移動というか、かわるような形で農家のほうにも勧めていきたいと思います。

以上です。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。推奨できるちゆうことですので、よろしく願いいたします。

そして、次に、青色申告を始める方には、また地域のJAや農業委員会でも無料相談や代行サービスなどのサポートをしますとありますが、農業委員会では無料相談やサポート体制ができているのかを伺いたいと思います。

○農委事務局長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

農業委員会自体では、専門がいませんのでサポート自体はできないんですが、今、サポートしているJAさん、あと農業改良普及さんのほうと連携をとりながら、そういった相談には乗っていきたいと思っています。

以上です。

○2番（牧本和英君）

ぜひ農業委員会でも、農業に関することですので、無料相談ができる体制、サポート体制などを進めていってほしいと思います。ぜひこの体制を整え、農業共済、JA、行政が一体となって、収入保険制度加入を町がもっと力を入れて、農業経営安定につなげてほしいと思います。

基礎的なことをすれば、やっぱり後継者不足なども解消ができると、そして収入安定につながると考えられます。また、ここにいる私たちが、農業を守るイコール島を守るという気持ちで今立ち上がってしなければならない時期で、島の産業は付加価値のある産業と思います。まずは、産業のプラス0.5次化を進めていき、経営安定と後継者育成の取り組みを進めるべきと考えますが、具体的に課長の考え、そして町長の考えをお聞かせください。

○経済課長（仲島正敏君）

やはり先ほどから申しましているとおりの、備えあればということでございますので、青色申告の

ほうを経済課としては勧めてまいりながら、今ありましたことに関しましては、今回、農業研修センターのほうもできておりますので、そちらの利用促進のほうにつなげていきながら、農家の知識の向上等に経済課のほうでは努力をしていければなと思っております。

○町長（大久保明君）

牧本議員の本当に新しい農業に対する対応、特に青色申告に関しましては、これは県も含めてかなり大きな問題などをずっと指導している中で、高齢者の方々の認識、意識を変えていくということは、中間管理機構の問題でもなかなか難しいところがありますけれども、まずは農業支援センターを中心に、各課が、税務課も含めて、連携をとって、若い人から徐々に青色申告の内容の勉強などをやっていくと。これはもう経営ですから、どれだけの収入があつて、どれだけの支出があつたということは記録しておかなければならないわけですから、その辺の数字を的確に判断しながら、この数年間どのように推移してきたかなど、またサトウキビの収穫がどれくらいであつたかと数字で示していくことが次の目標の設定にもつながっていくこととなりますので、今、課長が話したように、収入保険とサトウキビ共済が、これは両立できないというふうな表現でしたけど、その辺のところも本当に理にかなった形で農家の方々の利益になるような制度が大事でありますので、共済組合、そして県などと交渉していく必要があると今思いましたので、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

ぜひ伊仙町で、農家の方々にわかりやすいパンフレット等を作成し、農家の皆さんへ配布し、手続の仕方、そういうのも含め、加入促進につなげてほしいと思います。

これで農業振興の質問を終わります。

教育行政についてお願いします。

○教育長（直章一郎君）

おはようございます。それでは、牧本議員の質問にお答えします。

6月に発生した大阪北部地震で、小学校4年生の女の子と見守り活動をしていた男性が、小学校のブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれて亡くなるという、本当に痛ましい事故が発生しました。生命の尊重とかあるいは自然に対する畏敬の念等、学校を中心とした指導体制、そして学校、家庭、地域が一体となった安全指導が強く求められています。

教育委員会としても、町内の学校の古いブロック塀等、倒壊の恐れのあるブロック塀の安全点検をしてきました。町内の学校でも、早急に対応しなければならない箇所が1カ所あります。少しの傾きや劣化等が見られるところがありますので、今後とも日常の点検等、倒壊防止に努めていきたいと考えています。

また、定期的な点検活動については、学校側と綿密に連携して対応していきたいと思っております。

補足説明等については、課長がいたします。

○教委総務課長（喜 昭也君）

牧本議員の質問にお答えいたします。

調査の結果、建築基準法に違反したブロック塀はございませんでした。しかし、劣化や植栽樹木による損傷が各学校で見受けられました。また、学校周辺での環境の変化によって生じた不具合も数カ所確認しております。

幸い、緊急性を要する損傷ではありませんでしたが、重大な損傷となる前に改修を施す必要がある場所が1校ございました。それにより、各学校ごとに、担当職員がブロック塀以外を含めた形で毎日通常点検を実施しており、さらには月1回以上あるいは必要に応じて、管理職を含めた複数職員による詳細な点検を実施しているところでございます。

○2番（牧本和英君）

早急にせんといかん場所が1カ所あるちゅうふうに伺いましたが、その後の対策としてはどのようになっているのかを伺います。

○教委総務課長（喜 昭也君）

その学校につきましては、費用も大分かかるんですが、まず地権者との話し合いが今進まなくてと言いましょか、交渉中でございます、その話し合いがまとまり次第、工事に入っていきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

地権者がおるちゅうことですのであれですが、補強など、また夏休み中などではできなかったのでしょうか。

○教委総務課長（喜 昭也君）

今まで異状が見つかった箇所については、教育委員会施設担当のほうに連絡が来ます。それで、時間外、朝であれ夕方であれ、担当が駆けつけて現場を確認し、その都度、できる分に対しては修理をしているところでございます。

○2番（牧本和英君）

危険性のある場所には通行人への注意表示などもするとありますが、そういう注意表示などはされているのかを伺います。

○教育長（直章一郎君）

注意喚起については、この前の台風、犬田布小校区でいうと中学校の照明、あれが落ちたりしてちょっと通行に支障があるということで、係が行って、すぐ通行止めを出したということは聞いています。

○2番（牧本和英君）

犬田布中、危険性があるものは犬田布中学校ちゅうことでよろしいんですか。（「中学校」と呼ぶ者あり）いえ、犬田布中学校でよろしいんですか。早急なブロック塀の……。 （発言する者あり）違う。

このブロック塀、もう早急に対応せんといけないちゅう場所は、そういう表示なんかはされているのかちゅう質問ですが。

○教育長（直章一郎君）

今、質問がありましたけども、その学校については、ブロック塀、これがものすごく高いもんですから。今行って、子供たちが危険だという、そういう状況では僕はないと思います。しかし、いろんなことがあって、ぜひそこは危険ですからすぐ工事を進めてくださいと、そういう要望があるということは聞いています。しかし、こっちは危険ですから、そこに入ってはいけませんよということ、まだしていません。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、そういう危険箇所子供たちが入らないように対策をとっていただきたいと思います。

そして、地域や学校側から、学校周辺、通学路の危険箇所などの報告などはないでしょうか。

○教育長（直章一郎君）

ただいまの件ですけども、各学校で通学路のチェックリスト、これを作成して、随時点検しています。これが今の犬田布小校区の安全マップですけども、犬田布小学校の校区に崎原とか上晴、糸木名、それから犬田布の西犬田布、東犬田布と木之香がありますけども、それぞれの校区に、例えば高いブロックがどこにあるとか、あるいは崖がどこにあるとか——通学路にですよ——それから公民館、そして子ども110番の家が何軒あるか。犬田布小校区は子ども110番の家は2軒あるようです。

それとあわせて、完全なチェックリストについては、登下校中の人とか車の通行、それがこの通学路には多いとかあるいは時々とか少ないとか、そういったチェック等。いわば、路上の死角、通学路上に障害物がないとか、あるいは今言った子ども110番の家、そして歩道と車道の区別があるのかないのか、あるいは一部であるとか、そして高いブロック、崖、110番、こういったものがどこにあるかということは、ちゃんとそれぞれの学校でチェックするようになっています。これはもう夏休みに、犬田布小学校だけじゃなくて、各小学校校区からこのマップは来ています。

○2番（牧本和英君）

夏休み前にあったということですが、一父兄として、まだ自分は確認されていないんですが、父兄のほうなどにも配布するよう、伝達はしてあるんですか。

○教育長（直章一郎君）

各保護者、地域の方にこういったマップを配布するようという、その指示は出していません。これはあくまでも、それぞれの学校でこういったマップをつくりなさいという指示は出してありますので、それが保護者または地域に届いているかということはまだ把握していません。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。本当に子供たちや通行人の安全性を考えて、早急な対応をとっていただきたい、そう思うばかりでございます。

次に、給食センターについてお願いします。

○教育長（直章一郎君）

給食センターについてですけれども、給食センターの老朽化あるいは改善、新設については、老朽化により調理業務に支障を来しているということは今のところありません。新設については、多額の費用を要することになり、現在の財政状況を考えますと、今すぐにとはいけないのが実情であります。

ですから、今後とも十分検討していきたいと考えていますけれども、当面の間、入念な点検、整備を実施して対応していきたいと考えていますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○2番（牧本和英君）

伊仙町の給食センターは築何年になるか、また耐震性など、そういうのは調べてあるのか、お願いします。

○学給センター所長（伊藤勝徳君）

牧本議員のただいまの質問にお答えいたします。

給食センターは昭和41年4月にスタートいたしまして、今年で52年目を迎えました。耐用年数は60年ですので、まだあと8年ほどあります。

以上です。

○2番（牧本和英君）

修繕とかしているちゅうことですが、修繕費は年幾らぐらいかかっているのか、お願いします。

○教育長（直章一郎君）

給食センターの施設、この修繕ということは聞いていません。まだ僕の耳に入っていないけれども、中の備品あるいは空調設備、そういったものは新しく入れかえたということは聞いていますけど、金額とか、ちょっとそこは僕は把握していません。

○2番（牧本和英君）

予算組んでするはずですので、年幾らぐらいかかるちゅうのは把握しててもらいたいと思いますが。

今現在、給食センターではどのような問題を抱えているのかをお聞かせください。

○学給センター所長（伊藤勝徳君）

給食センターでは、去年、今年、台風が結構多くなりまして、それに伴いまして停電が発生いたしまして、停電発生しますと給食がつくれなくてというので、今、発電機は業者から借りて夏場の停電のときに対応していますけど、できたら発電機をセンターのほうに設置していただけないかなと希望しております。以上です。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。本当にもう台風地帯ですので、そういう停電等で子供たちに給食が届けられないちゅうのはなくしてほしい。そしてまた、町としても、そういう発電機等を給食センターに備えつけるなどの対策をとっていただきたいと思います。

そして、予算書で害虫対策に費用がかかっていましたが、年間幾らでしたでしょうか。また、年何回行っているのか。また、時期的にはいつごろしているのか、お答えください。

○学給センター所長（伊藤勝徳君）

害虫駆除は、会社が——会社名も言っていないんですか。（「金額でいい」と呼ぶ者あり）年間の金額が21万6,000円です。年2回駆除をしております。6月と9月です。第2土曜日の午後のほうからやっております。

以上です。

○2番（牧本和英君）

年2回、そして6月、9月第2土曜を利用しているということですが、その薬などは、ちゃんと給食の衛生面で大丈夫ということですよ。

○学給センター所長（伊藤勝徳君）

土曜日の午後しており、月曜日に給食が始まりますんで、1日おいてあるという事です。

○2番（牧本和英君）

本当に安心安全な給食を届けていただくよう、お願いいたします。

そして、以前、内部告発的なショッキングで不衛生な内容のビラが配布されました。また、その内容の一部がなされていたという結果報告でしたが、その後改善され、安心安全な給食が提供できているのかを教育長並びに所長に伺います。

○教育長（直章一郎君）

3月の終わりから4月以降、いろいろトラブ的なことがありましたけども、その後は一切そういったトラブルは聞いていません。

○2番（牧本和英君）

すいません。トラブル等を伺っているんじゃないかと、その中で職員がいろいろこうあった、あああったちゅうのがありますが、それはもうされていないのか、改善されたかちゅうことです。

○教育長（直章一郎君）

改善については、正直言って、僕は去年までは給食センターに行ったことがありませんでした。4月以降、そこで働いている方がどういった仕事をしているかということで、月に1回、必ずセンターに行って様子を見るようにしています。今日の朝も行ってみましたが、僕が把握している段階ではそういうことはないと思います。改善されたと思います。

○学給センター所長（伊藤勝徳君）

改善についてですけど、その後、栄養士の先生と相談いたしまして、月1回、最終の金曜日に講習会という形で全員を集めまして、安全安心に向けて勉強会を行って、7月でしたか、DVDを保健所から借りまして全員に見せて、改善に向けて、意識改革を含めまして全員の食に対する安全を勉強してっておりますんで、改善はなされておると思います。

以上です。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。二度とそのようなピラ等が出回らないようにしてもらいたいと思います。

そして、食育施設機能と防災施設機能をあわせ持つ、喜界町に防災食育センターが完成したと、29年の5月の喜界町の広報紙を見ましたが、喜界町は旧給食センターの老朽化や大規模な被害時の防災の拠点の必要性などから、平成27年度から整備を進めてきた。総事業費は9億8,911万4,000円、その財源の内訳は、国庫補助金が4億3,759万9,000円、町費5億2,340万円、一般財源2,813万5,000円となっております。その新施設は、平常時は幼稚園から中学校までの子供たちに安心安全でおいしい給食を届ける。また、一方、大規模な被害や災害等が起きたときに、避難所兼炊き出し施設として機能もすると書かれておりました。

長寿・子宝の島という面から子供たちの食の安心安全と、また大規模な災害時に町民の命を守る施設として、庁舎建てかえよりも先に、総合的な給食センターの建てかえが必要と考えられますが、最後に、町長に具体的な考えをお伺いいたします。

○町長（大久保明君）

給食センター、耐用年数がまだあるということでございますけれども、いろんな機械の更新など、また給食センターの配送車の更新などのたびに、かなり老朽化しているということは十分認識しております。

先ほど教育長のほうから、いろんな財政の問題でということございましたけれども、きのうの一般質問にもあったように、小規模校区を早急に改築していくという答弁をしましたので、同時にこの給食センターもいろんな事業を考慮しながら、例えば民間資金活用などを考慮しながら、これは、今後、伊仙町は全ての小中学校を存続すると決定したわけでありますので、そういう中にあって、迅速な対応をしてみたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

町長、防災的機能の果たせるようなセンターという事ですが。

○町長（大久保明君）

喜界町の新しい庁舎の横に、これは防衛省の予算です。喜界町はご存じのとおり、いろんな通信施設がありますので、その中に新しい役場と接続してその防災センターがあつて、その中に給食センターがあるということでございます。

伊仙町において、今、防災訓練、今年また再開をいたしますけれども、例えばこれは各校区の体育館にするか、伊仙町の中心地のほーらい館に全ての方を集めるか、義名山体育館に集めるかなどは防災会議の中で決定をしてみたいと思うし、和泊町の防災センターを視察しました。これもいろんな集会所を兼ねた防災施設でありまして、バス、トイレ、そしてそこでいろんな緊急の食料の炊き出しなどをできる施設でありましたので。

今まさに地震、伊仙町において最大の危険は大規模地震でございますが、もちろん台風もそうで

すけれども、そういうことが起こり得る中で、給食センターと防災センターが庁舎と接続してあるというふうな形は、新しい事業を組み合わせ、そして補助率を高く獲得した例として、今後とも、伊仙町の公共施設の今後のあり方についての協議会を毎月2回行っておりますので、その中で、給食センター、防災センターをどういう位置づけにしていくかは考慮してまいりたいと思います。

○2番（牧本和英君）

ぜひ予算化していただき、また町民が安心して暮らせるまちづくり、そして子供たちが安心安全で給食が食べられる給食センターづくりなどに取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、牧本和英君の一般質問を終了します。

次に、西彦二君の一般質問を許します。

○3番（西彦二君）

おはようございます。3番、西彦二です。ただいま議長より許可を受け、平成30年度第3回定例会におきまして一般質問を行います。

まず最初、さとうきび増産推進事業について、夏植え推進計画について問う。

①切苗作業員の作業賃金について。

②今後の作業機導入について伺います。

2番目に、畑地帯総合整備事業について。第一面縄地区スプリンクラー設置時期について問う。

3番目、面縄港振興について。面縄港には休憩施設、トイレ施設がないが、今後整備する計画はないか問う。

4番目、観光振興について。伊仙町の中心にある役場周辺の県道の緑化の計画はないのか伺います。

5、教育施設について。町内学校教育施設のブロック塀等以外に危険箇所はないか伺います。

以上、2回目からは席に戻って行います。

○町長（大久保明君）

西彦二議員の質問にお答えいたします。

1番の、さとうきび増産推進事業についてでございますけれども、昨今、この夏植えの重要性が南西糖業の社長と、そして県のほうから推進をしております。去年の10月の大規模塩害被害に対しまして、急遽、県から、そしてJAの方々の努力下、国会議員の先生方、農水省の大臣が徳之島と種子島を視察いたしまして、そのときのセーフティーネット事業で、夏植えやこの春植えの推進が、事業が出たところであります。その内容に関しましては、詳細については課長のほうから答弁をしていただきます。

今後の作業機、これはビレットプランターに関しましては、大東島などで高齢化、そして農家人員の不足を補うためにということで、導入がされております。この徳之島においても、先般、面縄

地区のほうで実証実験を行ってございましたけれども、それを視察したときに思ったのは、この近代化の技術、例えばハーベスターが来たときと同じくらい衝撃的な機械でありました。ハーベスターで刈りとった苗をそのまま大量に、ものすごいスピードで畝をつくってその中に植えつけていくという機械でございました。この機械、後ほどまた、担当課長のほうから答弁をしていただきますけれども、少し思ったのは、効率の問題です。苗のどんどん撒いて、どんどん埋め立てていくわけですから、それが完全に有効になっているかどうかは、まだまだ未定のところでありまして、ただそれにも増して、ある程度の省力化が進んでいけば、このビレットプランターというものは大きな生産性向上に貢献する可能性はあるとは考えています。

いろいろ、本当補助事業でどういうふうにしていくかなど、またハーベスターとかユニック車を同時に購入しなければならないなど、経費の問題を国が、県がどのように補助事業にもっていくかなどは、私たちもこれから、強く要望していかなければならないと思っております。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの、西議員の質問にお答えをいたします。

夏植えの進捗状況ですけれども、目標面積140haに対しまして、9月5日現在で68haでございます。先ほど出ております各種の夏植えについての補助なんですけれども、今、役場のほうでいろいろと申し込み、糖業振興会のほうに申し込みがきております。

春植えについては、ほぼ、おおむね、100%に近いような形で申し込みを受け付けをいたしました。

夏植えにつきましては、まず堆肥の助成が、今現在66%ほどでございます。あと、BB400という晩効制の肥料、一発くんは73%、センコールが62%、農作業の受委託、先ほど町長申していただいたビレットプランターにつきましては、100%申し込みがございました。

あと、まず第1番目の作業賃金についてでございますけれども、苗の採苗の作業につきましては、採苗班という形で、班のほうとらせていただいているようでございます。こちらは、業務時間や人数等に関係なく、採苗を行った束数に応じて支払いを行っているということでございます。その採苗が、1束20本、基本的に20本で200円ということで、農家の支払いはその200円と、あとその苗代が400円ということで1束600円、もしこれに運賃を、また運びも入れると運賃代が100円ということで、そのような金額がかかるというふう聞いております。

ちなみに、1反当たり大体30束でございますので、30束を苗と採苗までお願いすると1万8,000円、また運搬代もお願いした場合は2万1,000円になるということでございます。

○3番（西彦二君）

今期のサトウキビ生育状況ですが、台風の影響も少なく、9月まで適度の水量もあり順調に生育しているところであります。今後も、自然災害の影響を最小限に願いながら、今期の収穫を迎えたいと願っています。

さて、サトウキビ農家は、前期の生産量の低下で苗料金、また植えつけ料金の支払いが厳しいと聞

いています。苗代、植えつけ料金は来期のキビ代金からの立て替え支払いができないか、伺います。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらの件につきましても、町の糖業部会とでも議題というか、話にも出ておりましたけれども、1番の問題点は代金の回収ができるかどうかということで、現在は、先ほどの採苗につきましては、受付時、役場のほうにございます糖業振興会におきまして、前払いというような形で、負担金を支払っていただいているんですけども、今、西議員のほうからありましたとおり、昨年度のキビの低糖度であったり、ジャガイモの値段等であったりとかいう問題ございまして、なかなかできないということでございます。

この件に関しましては、やはりJAさんと協議をしないといけないというか、クリアをしないといけない問題点というのはかなりあるかもしれませんが、まずはJAさんと、この件について実現できるかどうかというのは町のほうと協議をしてみたいと思っております。

○3番（西彦二君）

この件につきましても、農家さんの契約書をかわしながら、来期のキビ代金から集金に充てていただけると助かります。

2番目に、採苗作業員の作業賃金につきまして伺います。現在、採苗作業員は南西糖業さんからの委託を受け、取り組んでいますが、夏植え時期には暑さや人材不足で、採苗作業が間に合わないと聞いていますが、どう思われますか。

現在、採苗料金が農家負担額で1束200円となっておりますが、農家、また営農集団の方々が、何とか町または南西糖業さんと予算の計上ができないか聞いております。

ちなみに、農家で負担で200円、町また南西糖業さんで100円を計上し、300円の採苗料金ですがいかがでしょうか。300円の採苗料金が計上できれば、採苗作業員の確保、雇用にもつながりますので、よろしく願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいま、先ほどお答えしました1束200円を300円、100円値上げはできないかということでございますけれども、こちら、現在、先ほどから申しておりますとおり、全額農家負担という200円の中で、新たに値上げということに関しましては、まずは南西糖業と役場のほうで財源的な、ところもございまして、まずは実現可能かどうかというのは、またこちらのほうにつきましても、議論はしてみたいと思います。

○3番（西彦二君）

よろしく願いいたします。

続きまして、今後の作業機導入について伺います。

6月の一般質問でも伺いましたが、農家の高齢化、人材不足の厳しい状態と思います。収穫時期にはバレイショ収穫と重なり、営農集団も人材不足で困っています。新たに、管理組合組織や植えつけ作業機、ピレットプランターや他作業機の導入は欠かせないと思っています。町の農業振興費

を計上してお願いできないかと、お願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほどからありますとおり、高齢化も進み、特に夏植え等、植え付け作業が困難な中、先ほど町長も言われました、面縄圃場でピレットプランターの植え付け、私も一緒に見させていただいたんですけれども、確かに本当に時間が短縮で、労力的にも軽減される事柄です。町としても導入について、やはり営農集団と協議をしてみたいと思っております。

ちなみに、ピレットプランターは、価格で400万ほど。それに牽引をするトラクターが70馬力以上の大型トラクターがないといけないということと、先ほど町長が申しておりましたとおり、ハーベスターでまず採苗するということと、ハーベスターで収穫した苗をユニック車で運んで、そのピレットプランターのほうに入れないといけないということと、あともう一点、このピレットプランターは、苗が普通の植え付けよりも1.5倍ほど量がどうしても必要になる等々ございますので、これの問題点も含めながら、町として何か事業等ないか研究をしてみたいなと思っております。

また、営農集団におきましても、ただいまいろんな会の中でも人手不足という問題であったりとか出る中で、今後、各営農集団の考えをアンケート等で、こういうことが、今、西議員のおっしゃったようなことができるかできないか、そういうのをまたアンケート等実施をしてみたいなと思っております。

○3番（西彦二君）

高齢化が進みながら、やっぱり最新の技術、機械化導入の必要さが重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番、畑地総合整備事業について、お伺いいたします。

昨年、徳之島ダムが完成し、一部供給が始まっています。サトウキビ、畜産、園芸作物や他の農産物には欠かせない事業だと思います。この事業で、島全体の農業生産額向上が期待できると思います。面縄スプリンクラー設置について伺います。

○町長（大久保明君）

詳細については、担当課長から説明していただきますけども、徳之島ダムが完成いたしまして、1年近くたちます。この水が伊仙町内の圃場に最終的にくるのが、まだ確定しませんけれども、町内においてはまだまだ畑総、畑かんの要望がある中で、木之香の畑かん、そして今、三崎地区にも水がくるようになりました。その結果、干ばつ時などは約2倍の収量の差があるということもわかってまいりました。

この畑かん問題でいろんな賦課金がございます。これは農家の方々を本当に、それだけの水の効果があるということ、最近はっきり実感するようになってきた中で、強力に推進していかなければならないと思っております。これはまた、今後、サトウキビだけではなくて、この畜産のグラス等もかなり効果が出てまいりますし、将来、いろんなもっと付加価値の高いハウス農業などをやって

いくときにも、大変、重要でありますので、徐々に今、このスプリンクラーの設置などをやっている状況でありますので、その時期工程表については、また役場のほうで各集落の方々には説明できると思いますので、面縄につきましては、担当課長のほうから説明をしていただきます。

○耕地課長（上木正人君）

西議員の第一面縄地区スプリンクラーの設置時期について問うの質問にお答えをいたします。

水利施設等保全高度化事業特別型、目手久、面縄地区をあわせてです。東部地区として、平成31年度新規採択の予定でございます。一昨日、11日の本会議で可決をしていただきました。議案45号に沿うものでございます。第一面縄地区につきましては、ゴラン線から面縄川までの地区、採択後、設計等の関係で早ければ32年度もしくは33年度からの工事着手の予定でございます。

○3番（西彦二君）

第一面縄地区も整備を行い、10年近くになりますが、設置計画や地主説明会を行う予定がありますか。また、設置予算額についてもお願いいたします。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの西議員のご質問にお答えをいたします。耕地課内で既に東部地区畑かんの申請同意というふうなことで、6月の末に約200名の同意を、回収ではないんですが、同意取得の割り当てというふうなことで、4班に分かれまして、各ブロックごとにこれから同意取得の準備に取りかかる予定で、今現在、また職員のほうも取りかかっている状況でございます。

予算につきましては、東部地区事業費負担区分というふうなことで、目手久、面縄地内あわせまして16億4,250万円、工期が31年度から36年度、国が66%、県が23%、町が7%、地元が3%の負担となっております。

○3番（西彦二君）

ありがとうございます。スプリンクラーの設置により、農業生産額並びに反収向上にもつながりますので、事業計画に期待をいたします。ありがとうございます。これからも、畑総事業並びにスプリンクラー事業は大切ですので、徳之島ダムの利用し、島の農業の発展に期待が出来ます。

続きまして、3番、面縄港振興についてお願いいたします。

○町長（大久保明君）

面縄港は今、夏祭りなど、また災害の事業等を進んでいる状況の中で、今日の質問は、この休憩場、トイレ等の施設がないかということでございますけれども、これに関しましては担当課長のほうから説明をしていただきます。

面縄港は、20年ほど前から伊仙町議会のほうで、この整備、特に商港化という形での整備や要望がなされてまいりました。今まで、合計、五、六回は、県国に要望している状況の中で、最初は非常に厳しい、ハードルが高すぎるというのか、何を言っているのかというぐらいの対応でしたけども、時代が推移してまいりまして、その要望を国県が徐々に対応するようになってまいりました。

その中で、伊仙町が商港化という形での絵をかいて、何回か提出いたしました。そして、この今、

面縄港は伊仙町管理の港であります。これを県管理にしたほうがいいんじゃないかということで、そのことも要望してまいりましたが、最近、県の担当とお会いしたら、あの事業はむしろ町管理のままのほうが、事業を推進する場合はスピード感、早急に対応できるというふうな、いろんな指導もお伺いいたしました。

1つは、これはまた沖永良部の和泊港の裏港として伊延港というものがありますけど、この港は本当に徳之島のどの港よりも大型船が安全に停泊できるというふうな、ここは私は知りませんでしたけど、和泊町管理になっておりますので、あのぐらいの港を今後の徳之島全体の港の状況を、老朽化した港、そしてなかなか台風などで抜港数が減らないという状況など、またゴラン線ができて、徳之島全体の農産物、畜産、バレイショ、そして南西糖業のザラメ糖などの運搬、またガスなど、いろいろ新しい拠点を考えた場合に、この南向きであると、そして人口密集をしていないという、大型トラックの行き帰りも非常に安全であるということなどを考慮して、また、近い30年前後というふうに言われております、以内と言われております南海トラフ地震の対応等を考慮した場合に、西議員の自宅近くの斜面、高台にあるということなども、非常に有利な立地条件があると思いますので、面縄港に関しましては今、要望書を持っていつている中で、国の最大の事業推進の官僚の方からいろいろ、宿題をいただきます。その宿題をいただきます、その宿題を解決しながら、これは島全体の将来の自然遺産の中で、どのような港が必要であるかというところや、もちろん両町ともそのことは必死になって要望していく中で、この冷静になって島の将来を考えてみた場合の状況というものは、国県の大局的な見方の中で、判断をしていくことでありますので、今までとは違った感触が出てきたことは間違いないと思いますので、それは推進していくことが重要であると、要望を指示し続けることの重要性を改めて感じたところでございます。

○建設課長（松田博樹君）

西議員の質問にお答えします。

現在の面縄港ということで、現在のところ休憩場、トイレ施設の整備の計画はありません。今後、必要性があるか、また整備した後の管理はどうなるかなどを調査して、検討していきたいと思っております。

○3番（西彦二君）

面縄港は昔、水産物、農産物の水揚げ港として栄えていたときあります。今後の整備について計画はないと言いますが、現在、面縄港、鹿浦港、前泊港とありますが、面縄港は交通のアクセスや利便性により、町の一大イベントほらい祭りの会場として利用していただき、ありがとうございます。

港には、現在、休憩施設やトイレ施設がなく、港を利用している皆様に不便さをかけています。施設計画は、ぜひこれからの世界遺産、観光振興のためにも、町及び漁業組合と協力をして予算化をし、実現をお願いいたします。

また、港にはまだ未整地箇所が数カ所ありますが、今後の計画はいかがか聞きます。

○建設課長（松田博樹君）

現在の面縄港ですよね、未整地箇所というところ、砂。あそこは毎回、台風等で流されたりして大変なんです、そこをするといふ計画は、今のところありません。

○議長（美島盛秀君）

トイレについて。トイレの計画はできないか。（「ないってさっき答えましたけど」と呼ぶ者あり）

○建設課長（松田博樹君）

トイレの施設等、管理体制をどうするかとか、そういった調査もしなければいけないので、そういう調査をしながら検討をしていきます。

○議長（美島盛秀君）

執行部をお願いします。こういう通告が出されたら、それについて計画するのかしないのか、あるいはまた計画があるのか、そういうのをきちんと調べて答弁をしてください。

○3番（西彦二君）

ぜひ、予算化に向けて取り組んでもらいたいと思います。ありがとうございます。

4番、観光振興について、お伺いします。

○町長（大久保明君）

伊仙町の中心地に関しましては、先般、三反園知事が来島したときに、議員の方々全員と役場前の中止になっております歩道化について、要望したところであります。ここまでずっと緑地化の、当初は計画がありましたけれども、今は中断しているわけでありますので、今後、この県道の緑地化を、県は町にするようには言っていませんけれども、いろいろ地元の商工会の方々やっていたきたいという話はございます。町のきゅらまち観光課においても、これは今まで以上に住民の方々、今、商工会といっても、花壇の横にある家が決して商工会に入っていない方もかなりいらっしゃいますけど、その辺の対応をどうしていくかということは、町全体で考えていかなければならない、大きな課題でございます。

当初は、クロトンを植えるとか、コクタンを植えるとか、いろんなありましたけれども、今、中断している状況でありますので、担当課長のほうから補足説明をしていただきます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの西彦二議員の質疑の4番にお答えいたします。

今、道道拡張整備により、順次、検福の方向に整備を進めておりますが、県道及び路側帯の花壇等については、県の管轄でございます。県の徳之島事務所の見解は、この花壇等については、地元の婦人会、それから地域の皆さんに活用していただくということで設けたようでございます。

また、この花壇には大きな樹木は安全面を考慮して植樹しないようにということで聞いております。他の町の事例として、管理できない花壇についてはコンクリートで覆ってふたをしているようでもあります。

本町では現在、徳之島高校の生徒、それから白組サロン会、公民館、講堂の花いっぱい地域団体、そして店舗及び自宅前の方々が世界自然遺産へ向けて、町中に花を咲かせましょうをキャッチフレーズで手入れをしているようであります。その他の荒廃しているところは、私たち課で除草剤を散布しているのが現状であります。

今後も引き続き、地域住民団体に呼びかけて、手入れをしていくようお願いしたいと思います。

以上です。

○3番（西 彦二君）

現在、町では、長道・伊仙線、木之香・犬田布線と県道拡張工事が行われています。交通の安全性や空港、港への利用アクセスに大変、嬉しく思っています。

さて、町の中心地である役場周辺の県道も整備が進み、県道緑地化の計画を伺いましたが、町の中心地でもあり、一番の町の顔、メイン通りだと思っていますので、ご検討お願いいたします。

また、あまり手のかからない、低い植物でも検討お願いします。世界遺産や観光振興にも向けて、ぜひ、ご検討をお願いいたします。

続きまして、教育施設についてお願いいたします。

○教育長（直章一郎君） それでは、西議員の質問にお答えします。

町内のブロック塀の危険箇所については、先ほど、牧本議員への質問の答弁のとおりですけれども、大阪北部地震で小学校4年生の女の子と、見守り活動をしていた男性が小学校のブロック塀の倒壊によって犠牲になったこと。この事故を踏まえて、ブロック塀の簡易点検、例えばそのブロックの高さとか壁の厚さ、基礎の有無、そして表面が老朽化していないか、亀裂などが生じていないか、あるいは傾きとかぐらつき、こういった外観から見てのそういった、外観による点検等に努めて、倒壊防止に今後、努めていきたいとこのように考えています。

○3番（西 彦二君）

先ほど、牧本議員と重複いたしますが、町内学校通学路など、危険箇所早期に対応し、町民児童の安全第一に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、よいお知らせで終わりにします。伊仙町出身の永里さんのご紹介いたします。

○議長（美島盛秀君）

許可します。どうぞ、教育関係だから、スポーツ関係だから。

○3番（西 彦二君）

山岳をかけるスピード競技のスカイランニングという世界選手権に、本日13日から15日の3日間イギリスであります。日本代表選手として、伊仙町出身の永里剛城君が初出場しています。永里君は面縄中学校1年生、県中学校総体シングル500m走で優勝し、鹿児島県の高校を卒業し、後、陸上自衛隊に入隊し、今年2月、県下1週駅伝で大島チームの選手として出場いたしました。

昨年9月に代表選考会をかね山形県であったアジア大会の男子メンバーで2位に入賞いたしました。それをつなぎ、日本代表選手として、本日、世界大会に挑んでいます。永里さんは家族はもちろん、島の人たち、職場など多くの人たちから声援を受けている、これを力に変えて上位入賞を狙っていきたいと思っています。町出身者の世界大会出場、大変に嬉しく思っております。

町としましても、2020年オリンピックもあります。若く、これから伊仙町を担う子供たちにも町をあげて支援や育成をお願いしていただきたいものと思っています。町長に伺います。

○議長（美島盛秀君）

ちょっと西君をお願いします。これは通告外ですので、答弁はまたいろんな面で。

○3番（西彦二君）

一応、以上を。もちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（美島盛秀君）

これで、西彦二君の一般質問を終了いたします。

次に、佐田元君の一般質問を許します。

○4番（佐田元君）

町民の皆さん、こんにちは。4番、佐田元でございます。多くの町民の切実な声を是は是、非は非として、町民の声を反映させ、町民の代表の一人として責任を果たし、夢の持てるまちづくりを目指して、町執行部と議論を交わしていきたいと考えているところであります。

本日、第3回定例会において、一般質問の許可がございましたので、通告書にしたがって質問いたします。執行部の皆様の明解なるご答弁をお願いします。

まず初めに、備品未納問題についてであります。住民監査は地方自治法第242条の規定に基づき、地方公共団体の住民が当該団体の執行機関、または職員の違法、また不当な財務関係会計上の行為、または怠る事実について、これを監査し、また是正することで住民全体の利益を守ることを目的とする制度であるとされております。

私は、こうした制度を活用して、多くの町民が時間や労力をかけて住民の全体の利益を守るべく、住民監査請求がなされたことは大変意義深く、請求者の方々の努力、そして請求を受理して、真摯な態度で監査を行った監査委員など、関係者の方々の努力に敬意を表すべきものと考えます。

特に、先の3月議会で、私が備品未納問題に関連して、この業者が受注した全てのものを調査する考えはないかという質問をしたところ、指名者であります副町長が、再度監査員の方に審査をお願いいたしまして、この結果に基づいて今後の対応を図ってまいりたいと答弁しておりますので、この答弁に基づいて迅速な対応がなされていけば、このような住民監査請求もなかったのではないかとすることも考えられます。町当局がこの事案を、深刻に受け、真摯な態度で自主的かつ適正な取り組みが今日に至るまで、何らなされなかったということは、大変残念でなりません。

そこで、町長にお伺いいたします。住民全体の利益を守ることを目的に、住民監査請求がなされたことについて、どのように受けとめているか伺います。

2番目に、この監査請求になされた勧告内容にどう対応するのか。また、次に8月22日付の奄美新聞で、勧告内容に疑問を呈するようなコメントが記載されております。このことに対しまでも問います。

そして、大きい2番は、当該者と面会の経緯の内容についてでございます。これも8月22日付奄美新聞でのコメントの中で、約2カ月前に当該業者と会ったとあるが、具体的に誰が、いつ、どこで、誰と会ったのか、また、面会した結果、どのような対応をすることになったのかを問います。

次に、3番目に、平成29年の6月6日の3者間、これは町長のほうにも、まだまだ記憶が残っているかと思しますので、この件に関しまして聞きたいと思います。

4番目には、当該業者の返納額の根拠と返納請求の手続きについて。これは契約書に基づいての請求か。また、返納手続はどのように行ったか、この返納された受け入れはどのようにするか、具体的に問います。

5番目に、当該業者の課税について、適正な申告と課税がなされていたのかを問います。

次に、6番目に、これは先月の6月議会でも質問いたしましたが、再度お伺いいたしたいと思えます。全ての町民が主役のまちづくりについてですが、農業生産工程管理のGAPの関連の出張旅費を当時の会長だけに支給を認めなかった理由をお伺いいたします。

また、この件は公選法に抵触しないか、選管長に伺います。

以上、1回目の質問はこれで終わります。次からは自席で行いますので、よろしくお願ひします。

○町長（大久保明君）

佐田議員の質問にお答えいたします。

住民監査請求に関しましてどのように受けとめているかという質問でございます。

このことは、本当に大変残念で、私たちも真摯に受けとめております。これは、町行政のみならず国・県への信頼を損なう事態であり、公金を扱う自治体としてあってはならない事案であります。各職員・管理職が基本的な職務規定にのっとり、基本に立ち返った上で一地方自治体の適正な事務執行に努め、二度と繰り返すことのないようチェック体制管理を強化していかなければなりません。

先ほど佐田議員が申し上げた、是は是、非は非ということは、町長となりましてずっとそのことを念頭に町政を運営してまいりました。住民全体の利益を守るということも、これも私は常に、町がどのようにしたら発展していくかということは考えない日はないわけでありますので、そのことは私も重々、今後とも理解して取り組んでまいりたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

今、町長のほうからの答弁によりますと、この件に関しては町としても深く反省をしているようでございます。ぜひこのような事案が起きないように、今後ともこの業務執行には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、まず、8月の22日の奄美新聞でのコメント。このコメントについて町長の真意をお伺いしたいと思います。町長、よろしくをお願いします。

○町長（大久保明君）

この点に関しましては、確か夜中の8時から9時の間だったと思います。新聞記者のほうから携帯のほうに電話がありまして、住民監査請求についてのいろんな質問がございました。

この中で、この疑問があったということに対する質問だと思いますけれども、これはこの新聞の、かなり省略して書いてありますので、皆さん、誤解を与えたんじゃないかと思っております。これは、要するに、私が言ったのは、その監査請求した内容の額に対して疑問があるというふうに言ったつもりでございますので、そのことに関しましては説明いたしますと、国に対する自主返納額が確定していない中で、また対象職員の減給・懲戒処分、町長等の懲戒処分に準ずる自戒措置としての給与の減額等もあります。ですから、この額を、この差額をどうするかなど、正確な数字じゃないということでございます。

今回、勧告されている請求金額が妥当であるかどうかの疑問であったということでございます。

○4番（佐田 元君）

今の答弁によりますと、職員も減額処分などされているということで、いう答弁であります。この取材によりますと、町長は8月22日の奄美新聞の記事を持っておりますが、約2カ月前、当該業者と会って9月から毎月4万円ずつを返納していくとの確約書をとった。勧告に沿って我々が賠償する必要があるのかは疑問というコメントを出しております。誤解を招いたという答弁もありましたが、この中に、勧告に沿って我々が賠償する必要があるかの疑問、これとは違うという意味ですか。ご答弁よろしくをお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほど述べたとおりでございますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

町長、勧告についてどう思っているかということですよ。

○町長（大久保明君）

それは、1番で答弁したとおりでございます。真摯に受け取っております。

○4番（佐田 元君）

この問題は、町長の答弁、コメントの誤解という答弁であります。これは誰が見ても我々はこの勧告に対しては責任はとらないというような取り方しかできないコメントではないかと思っております。私が申したいのは、この勧告と月々4万円の返済、これは、この月々4万円の返済とこの勧告、住民監査を経て、そして監査委員が勧告した。そこで勧告文、ご存じと思いますが、見ておるとは思いますが、勧告文にも誰々がいくら支払いなさいという勧告を出してるわけです。これと4万円とは私は別次元のものではないかと思っております。いかがでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

8月22日の奄美新聞のこの文言だけを持っての誤解と、先ほども町長がご説明申し上げましたけれども、改めてご説明申し上げたいと思いますけれども。

まず、先ほど町長が申し上げましたとおり、住民監査請求を受けたことに関しましては真摯に受けとめて、これに法廷に、法にのっとって対応していく所存でございます。これについては間違いございませんので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、町長が疑問に思われているというところは、本来であれば、契約した業者が納品するのが普通の常識であります。しかし、それが今回、なかったと。確かに事務失態はありましたけれども、普通の常識で考えられないことが起こったというのが今、現実、どう対応していくかということであるわけでありますので、本来であれば、業者がその品物なり、その金額を返すのが筋である。ここはよろしいでしょうか。しかし、事務失態的なところによって町三役及び職員の責任的なものがあって、住民監査で賠償しなさいという監査勧告が出てきたわけです。これも間違いのないと思います。

しかし、疑念に残るということは、じゃあ、業者の方が月々4万円ではありますけれども、一応返納の意思を表しています。そして、我々はじゃあ三役以下職員は300万余りの損害賠償金として支払ったとします。町は二重払いになるということですね、結局。最終的に。じゃあ、これがこれでいいのかということで、まだ協議するというか、そういうところ確認しなければならないという余地があって、先ほどの疑念というか、弁償する、しないということに対する疑念ではありません。これに対しては事務失態に含めての懲罰・懲戒もしているわけでありますので、これは真摯に受けとめて何らかの対応をしなければいけないということでありますけれども、ただ、その返済方法と、しかし、今、二重払いが果たしてそれでいいのかどうか。これも含めて弁護士とも相談しながら問い合わせてありますけれども、業者からの支払いと三役との支払いが二重払いになると考えられる。

いずれにしても、確約どおり毎月4万円が支払われた場合、どうするのか等、監査委員の意思をはっきり確認したほうが良いというご指導受けておりますので、今後、こういう、今後対応していかなければならない対応の方法に、法的にどう対応していけばいいかという協議するという余地があるということで疑念と申し上げたことでありまして、決してこれに対して責任を逃れるということではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

○4番（佐田 元君）

今、副町長のほうからの説明がありましたが、4万円と監査請求の額をこの業者さんから取ろうということはどういうことかという、今、弁護士やらと相談してるということですが、繰り返しお聞きします。2カ月前にこの当該業者さんと会ってるわけですね。2カ月前に会ったということは間違いありませんね。

なぜならば、2カ月前に会ったのであれば、この住民監査はいつ出されたんですか。いつ受理されたんですか。住民監査請求が出て、結果が出て、8月22日の新聞に、会っていろいろ4万円我々

が支払う、疑問に思う。ここなんですよね、私が聞きたいのは。

いいですか。監査請求、住民監査請求が出ました。勧告が出ました。なぜそのときに今のような答弁を監査のほうにしなかったか。そこをお聞きしたいと思います。どうですか。

○副町長（稲 隆仁君）

住民監査が出された段階での答えということでもありますけども、先ほど申し上げました、242条によって、地方自治法によって監査請求がなされたわけでもありますので、法にのっとって出されたものに関して我々もその法の結果、監査の結果を踏まえないことには法的な答弁ができないということでもあります。6月18日、住民監査が請求されました。監査期間が8月の17日まででございます。その間、請求人からの陳述があり、7月13日につきましては町のほうから弁明書を提出したところでございます。その結果を持って住民監査の確定ということで、勧告を受けたわけでもありますけれども、その勧告の内容について先ほど申し上げましたとおり、二重払いになる等々の問題があつて、そしてさらには国の補助金の今後返還ということも多分、発生してくるだろうと思っておりますけども、これに関しては、逆に今度は町のほうから、町長から243条2の第3項にのっとって監査のほうに監査請求を提出する予定でございますので、もろもろそういう結果を全て踏まえて、その段階でどう対応すればいいのか、我々執行部は考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

若干の、町長が先ほど2カ月前と、このコメントは、これは多分、町長の勘違いだと思います。なぜかと申しますと、先ほど来、この事件・事案が発生して以来、弁護士とも相談しつつ、業者にどのような形で返納ができるのか、どういう方針でやるのかといろいろとこう協議をしながらできるだけのことをとということで、そして途中においては裁判も辞さないよということですね、告発も辞さないよということを業者とも話しながら、弁護士とも相談しながら協議している関係上、2カ月前と、そういう以前からのことを2カ月前という期限を切っておりますけれども、これについては私は町長の勘違いではなかったかなと思っておりますのでございます。

○4番（佐田 元君）

いろいろ規約もあることでしょう。

しかし、私、思うのは、住民監査が出て、勧告が出て、今になってこのような弁明と申しますか、弁明してるような新聞、コメントですので、この結果が出てからのこのようなコメントはいかがなものかと考えられているところです。

先ほど副町長のほうから、もろもろ顧問弁護士の相談とかいろいろ話を伺っておりますが、私の今、手元の資料によりますと、この案件に対しまして顧問弁護士への相談が3月の28日、弁護士からの回答は3月29日、もろもろのことをして4月の14日にこの当該業者さんと契約解除及び事業返納通知を4月の14日に出されております。そして4月の27日に代金支払い済みの返納期限をつけて出しております。その下に、代金返納のない場合、訴訟を起こすと、このように今後の流れ、執行部のほうから出ております。この件に対して、先ほども申し上げましたが、なぜ月々の4万円なのか。このときに4月の27日の期限、この代金返納のない場合、訴訟を起こすと、そういうことをち

やんとうたつてあります。これはただの紙切れですか、文書だけですか、これは。伺います。

○副町長（稲 隆仁君）

先ほど来、説明いたしましたけれども、返納のない場合ということは、これは監査も確かに返納のない場合ということで監査結果を出されたと思います。

というのが、監査委員も二重払いは念頭に置いてなかったと。つまり、もう業者は多分、返納できないだろうということのもとに三役にこの、本来は業者が弁済すべき金額を三役及び職員で賠償しなさいという結果を報告したわけでありますので、その時点では業者に対しては多分、返納能力があるか、ないかというところは疑問でありましたけれども、しかし、業者も何らかの形で対応したいということで、訴訟ということも先ほど来、説明行いましたけれども、訴訟も考えておりましたけれども、何らかの形でも少しでも返納したいという業者のその気持ちを考えたときに、じゃあどれだけできるかというところのすり合わせと言えば変かもしれませんが、それはそれで、もう少しでも返納できるのであればその意思を汲み取ろうということをやったわけであります。

もろもろの最初の段階では、いろいろな交渉の段階では、確かに返済能力はないものだろうと、これは監査委員、どうですか、思ったんじゃないですか。あの……。

○議長（美島盛秀君）

副町長、資料についての答弁であります、質問でありますので、その提出された資料について答弁をしてください。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時15分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありますので、先ほどの副町長の、佐田元議員の質問に対して、副町長のほうが不適切と思われる答弁がありましたので、このことについて副町長のほうから説明をさせ、陳謝をさせたいと思っております。

○副町長（稲 隆仁君）

先ほどの答弁の中で、大変不適切な答弁がありましたこと、撤回申し上げましてお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（美島盛秀君）

それでは、一般質問を続行します。

○4番（佐田 元君）

先ほどの質問、午前中の質問ですが、この質問の中でこの流れ、契約解除及び事業費返納通知、4月14日出されていますが、先ほどいろいろ資料を精査してみますと、当該業者さんは島にいな

いということのようですが、この通知はどういうような出し方をされたのか、そしてまた当該、この業者さんはこの通知を受け取ってあるのか、この通知がまた返ってきたのか、返送されてきたのか、そここのところをお伺いいたしたいと思います。

○社会教育課長（稲田良和君）

佐田議員の質問にお答えします。

この4月の13日付で提出した契約解除と返納通知書が弁護士と相談しながら通知、簡易書留で郵送してありますので、戻ってはいません。

○4番（佐田 元君）

返ってないちょうことは、本人さんは受け取ったことということでよろしいでしょうか。

○社会教育課長（稲田良和君）

社会教育課のほうに戻っていませんので、受け取ったというふうに思っています。

○4番（佐田 元君）

なぜ私がこういうことを申し上げるかということは、このような金額の請求、こういう書類を簡易書留で発送する、これ自体が私はそもそも間違っているのじゃないかなど。こういう書類は配達証明、もしくは内容証明、こういうのをするのが妥当ではないかと思われませんが、配達証明は配達を何月何日まで、何月何日配達したという証明を発送元のほうに届くわけですが、簡易書留の場合は、ちょっと今、郵便法も変わって、本人の受領印がなくても簡易書留の場合は配達できるというシステムになっていると思います。私が勤務しているその後に契約変更があったりしたら、これは別ですけど、何せこういう返納通知とかお金にかかわるものは、配達証明、これであるのが筋ではないかと思いますが、今、聞いたところによりますと、弁護士さんの指導を仰いでということですので、それは間違いなくお手元に届いているものと思われま。

それでは、この新聞記事によりますと、2カ月前、当該者に会ったと。これを具体的に誰が、いつ、どこで、誰と会ったのか、また面会の結果、どのような対応をすることになったのかを問います。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいま佐田議員のご質問にお答えします。

本年4月、先ほども申しましたとおり4月13日付で契約解除並びに需用費の返納通知を行いました。その後、応答がなかったため、6月28日に直教育長と私と、まず代表者の方と面会いたしまして、何年かかっても支払いたいという申し出がありましたので、また確約を取り、8月1日に私が代表者と面会し、確約書を提出していただいたということです。

○4番（佐田 元君）

6月の28日に教育長、経済課長と3名で資料によりますと契約者の夫から入院してるとの電話連絡があったということですが、この29年の4月、この事案が発生した日、そのとき、その後の交渉は誰とやっていったんですか、伺います。

○社会教育課長（稲田良和君）

4月27日以降ですけれども、代表者を含め代表者の夫である両名と交渉をしてきました。

○4番（佐田 元君）

私はこの資料で説明していますので、資料の中にちゃんと入ってます。これは、社会教育課のほうから出された資料ですので、ちゃんとこっちに名前が載っておりますので、そのとおりにしております。

○議長（美島盛秀君）

佐田議員、通告書に従って質問してください。

○4番（佐田 元君）

それでは代表者とやったということですが、この社会的地位ある方、その当時の議会議員、何回か話をされていますよね。しかし、なぜ今になって、この代表者である方と8月1日に面会しなければいけなかったのか、その理由を説明をお願いいたします。

○社会教育課長（稲田良和君）

お答えいたします。

先ほど副町長からもありましたとおり、やっぱり責任を取っていただくということで面会に行きました。

○4番（佐田 元君）

平成30年の28日に3名で代表者の方と面会して確約書を取ったということですが、この確約書は資料によりますと、8月の1日に代表者と面会して出していただいたということですが、これは委員会の中でも質疑がありまして、課長さんみずから行って8月の1日にこの確約書を取りに行かれたという答弁でございますが、その8月の1日、この確約書のわざわざ鹿児島まで行って、ごめんなさい、鹿児島かどこか、ちょっと住所がわかりませんのであれなんです、わざわざ行って、取りに行ったということですが、これは、この確約書はその8月1日に課長と一緒に確約書を書いてあったのか、またそれ以前に書かれているのを受け取りに行ったのか、そのところを答弁お願いいたします。

○社会教育課長（稲田良和君）

この確約書については弁護士の方と相談しながら作成し、8月1日に出張がありましたので午前中、上りまして、書いて提出をしていただいたところです。

○4番（佐田 元君）

今、弁護士の方と相談されてということですが、ということは同席して、一緒になってこの確約書を書いたという取り方でよろしいでしょうか。

○社会教育課長（稲田良和君）

平成30年8月1日という日付ですので、私が訪問した日が8月1日でございます。

○4番（佐田 元君）

なぜこのような質問をするかと言いますと、この確約書、法定代理人、全部塗りつぶしてありますね。カメラさん写っていますか。こういうのが確約書として、資料として我々に提出する資料、これは先ほどの委員会でも話をされて、そしたら個人情報だということを、執行部のほうから個人情報だからこっちは消してあるという話を答弁いたしました。

しかし、今になって上の部分は公表しています。こういうことをこの確約書を弁護士とお話をされて作成したということですが、この確約書は公文書として取り扱っていますか、伺います。

○社会教育課長（稲田良和君）

これは決済も全て受けております。

○4番（佐田 元君）

今、決済を受けているということですが、その決済を受けているあれは何もありません。教育長のもありません、町長もありません、副町長の印鑑も何もありません。これは、はっきり言いまして、ただの紙切れと一緒にですよ、これは。これがここに弁護士と相談して書いたという確約書なのか。連帯保証人は上記の株式会社、伊仙町に対してを押すの連帯して保証しますと書いてありますが、この連帯保証人、誰々ですか。その執行部の皆さんが連帯保証人になっていますか。町のほうに損害を与えておるわけですよ。これを、この論理してるのではっきりわかりませんが、私が思うところは恐らく身内の方じゃないかと思われま。身内の方であれば、こういうのは確約書ではありませんよね。

そして、8月1日に受けたということで、この受け付けは平成30年の8月16日になってます。この約15日か2週間、この書類、誰が持っておったんですか。疑いたくなりますよね。そして、ここに受け付けをされたということですが、これを受付簿、公文書の受付簿があれば、また後ほど提出も求めたいと思いますが、受け付けをされている第何号、ただ受け付けをした日付が入ってるだけの話。こういう書類を我々、議会に提出して、確約書もとってあります、月々4万円払うという約束してあります、これはただの、はっきり申します、その場しのぎの資料じゃないかなと思わざるを得ません。

そして、この確約書に書いてある、2回払わないときには即時残金を一括して払うと、支払うとして、いかなる処分を受けても意義はありませんというような文言が入っております。これはどういうふうにして裁判、もし刑事訴訟なんかを起こすとき、どうして、これを証拠にするわけですか。こういうの、はっきり言って証拠にならないと思いますよ。この説明をお願いいたします。そして、また次に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○副町長（稲 隆仁君）

佐田議員の、確約書が確約書ではないというご質問でありますけれども、まず第1点の公文書として受け付けてるかということは、起案書で決済は一応三役全て回っていることは、後で、後ほどお見せしたいと思っておりますけれども。

ただ、この確約書が正式なものであるかどうかということであるか否かということについては、今後、弁護士というか専門家のほうと協議をして、これが有効になるかならないかということに関しては、今、ここで我々で判断できませんので、確認し次第お知らせいたしたいと思います。

○4番（佐田 元君）

今、副町長のほうから、これが有効であるか、ないかちゅうのを弁護士と相談されてやるということですので、ぜひ、この確約書、有効に取り扱っていただけるか、いけないか、私はこれはただの紙切れとしか思っています。これ、私の見解ですので、これが有効になる可能性もあるのかわかりませんが、私はただの紙切れと思っています。

それでは、この論理された連帯保証人、これは住所も何もわかりません。そして、私が言いたいのは、この株式会社はくぶんしゃ、これ、現在もまだこの伊仙町のほうに、まだあるのか、ないのか、そこを伺いたしたいと思います。

○副町長（稲 隆仁君）

はくぶんしゃの会社があるかどうかということでもありますけども、実態にあるか、ないかということは把握しておりませんが、少なからず町の指名等もろもろ含めてには存じておりません。

それと、最初、黒塗りで出した段階で、2枚目のところでは会社名だけはオープンにして、連帯保証人は黒塗りと、これも弁護士と相談した結果であります。最初、なぜ三様に黒塗りしてあったかと言いますと、問い合わせたところ、裁判官が出廷中ということで連絡を取れなかったため、皆さんからの要望に応じて最初は一応黒塗りでし、そして確認後、連帯保証人は黒塗りでオープンにするということで指示を受けましたので、このような形で皆様にお示ししたところでございます。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございました。

それでは、先ほどの、この1日から16日、これは答弁、まだですよ。何でこんなにまで時間がかかったかということです。

○社会教育課長（稲田良和君）

代表者と面会したのは勤務先ということで、印鑑がないということで、印鑑を押した後、郵送で送るということでしたので、その間、遅れたということになります。

○4番（佐田 元君）

すいません、今、答弁によりますと、印鑑を送ってもらって、その印鑑は。すいません。

○社会教育課長（稲田良和君）

代表者が別の仕事をしています、会社の印鑑がないということでしたので、押して、後日、郵送で送り返すということで、私は戻ってまいりました。

○4番（佐田 元君）

何か、さっきの答弁とちょっと若干違うような感じがいたしますが、先ほどは8月1日に確約書を受け取りに行ったという答弁じゃなかったですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

確約書を持って、書いて、会社名を直筆で書いていただくために持っていったということです。

○4番（佐田 元君）

まだ理解というか、納得できない部分はたくさんありますが、これは先ほども副町長のほうから答弁がありましたので、ぜひこの確約書、これだけしっかりしていただきたいと思います。

それでは3番目に移りたいと思います。平成29年の6月6日の三者間の面会について。

平成29年6月6日以前にこの問題について把握していなかったとか、また部下職員からもそのような報告はなかったのか、問います。これは町長のほうからお願いいたします。

○町長（大久保明君）

私はこの6月6日に当時の課長から説明を受けました。それ以前については全く私は、これは本当に驚きましたので、その前には何の情報もなかったと思います。このとき、三者間の面会という、ちょっと違うんじゃないかと思いますが、私はその課長の説明を受けました。

○社会教育課長（稲田良和君）

今、町長の答弁に補足をいたします。

6月6日以前は、残りの未納品について契約業者と面談や連絡を取ってまいりましたが、6月1日及び5日に契約者の受注先より連絡がありまして、この本事業品の代金が未払いであるところが判明いたしましたので、その旨、6月6日に町長に報告したということになります。

○4番（佐田 元君）

今、町長も三者間の面会はやってないと、また課長は報告をしたということですが、30年の2月23日の教育長のほうから出されている経緯報告書によりますと、6月6日同日、Cが来庁し、町長Bと三者で協議を行ったと、こういうふうに書かれていますが、町長はそういう記憶はないわけですか。

○町長（大久保明君）

この日にちは6月6日、初めて報告を受けたのは初めてでございます。その後は、その業者ともお会いして、いろんな説明を受けたことはあります。最初に三者ということはなかったと思います。

○4番（佐田 元君）

はっきり申しましょう、町長。私の質問で、この三者で会うというのは、私は問題があるのではないかという質問いたしました。しかし、私は町長の答弁、私は何ら早く商品を支払いなさい、納品しなさいというアドバイスをしたと、そういうことで何ら問題はないと思っているという答弁がありますが、これは今の町長の記憶違いじゃないかと思います。ぜひ参考にして、また町長が覚えていないというのも、それは事実でしょう。はっきり申しまして去年のことであり、こんなにまで時間が過ぎているわけだから、それは無理ないことかと思えます。

この件に関しては、またぜひ文書等で報告を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私がなぜ、この質問をするかと言うと、6月の5日に卸元であります業者さんのほうから、この残った代金は私に全部支払ってくださいという電話をいただいているわけですが、そのあくる日に町長室の役場のほうに来庁されたということですが、これは来庁は来庁で結構です、しかし、その来庁したのは、これがたまたま来庁したのか、そこをちょっと伺いたかったんですけど、今、町長のほうの記憶がないということでもありますので、先ほども言ったように、後ほどまた文書でもお願いしたいと思います。

このときに、受注者は土地・財産、甥・姪の承諾を得て自身に登記をして、それを担保に融資を受けて支払いますと、少し時間をくださいという説明をしたということまで載っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、4番目に、この当該業者の返納額の根拠と先ほど新聞載っておりますこの返納額の根拠と、返納手続について、またこれは、契約書に基づいての請求かを問います。そして、返納手続はどのように行ったのか、また、この受け入れはどのようにするのか、具体的に聞きたいと思えます。よろしくお願います。

○社会教育課長（稲田良和君）

佐田議員の質問にお答えします。

本年4月13日付で、契約業者のほうに契約解除及び事業費返納の通知に基づいてでございます。返納については、月々4万円を振り込んでいただくということになっております。

○4番（佐田 元君）

この4万円、委員会のほうでも答弁がありました、8年ほどかかるということですが、はっきり申しまして、あと8年、町長以下職員、8年後もまだ残っている職員もいらっしゃるでしょうが、それまでに、定年されたりする方がたくさん出てくるかと思えます。これを月々4万円で返済してもらおうということ、これ自体がはっきり申しまして、まあ先ほど何回も午前中出ておりますが、この住民監査が出た、この金額を請求するのが建前じゃないでしょうか。

毎月4万円、28万円の調定額を今年立ててあるようですが、来年なれば、これが48万になるかと思われませんが、実際にこれをもし返納できなかった場合、誰が責任をとることになるのか。4万円ずつ支払った、しかし、皆さんの契約書の中には延滞金もあります、違約解除金もあります。そして、皆さんがこの案件に対して県やら、またもろもろのところへ行って説明し、弁護士さんと会い、弁護士代、そういう費用、こういう費用はこの中に4万円の中には含まれていませんよね。

これをなぜこの契約書のとおりにしなかったのか、この4万円から、先ほども副町長のほうからありましたが、返納させるちゅうのは、ちょっと厳しいというようなお話もありましたが、この4万円の根拠、これをどこからこの4万円なんですか、お伺いいたします。

○社会教育課長（稲田良和君）

月4万円に関しては、契約業者のほうから月々4万円でお願いますということでもあります。

○4番（佐田 元君）

契約業者のほうから月々4万円という申し出があったということではありますが、それはそれで結構です。

しかし、この契約書第8条では、納入遅延に対して年8.25%の遅延利息、契約解除に伴う違約金として、売買代金の100分の10と定められています。

こういうことを課長は知っておって、この4万円の額を当該業者さんの言いなりに引き受けたわけですか。伺います。

○副町長（稲 隆仁君）

4万円の根拠というのは、先ほど業者が精いっぱい何とか、何年かかっても返納したいという意思によって、金額においては微々たる金額でありますけども、さっき議員が申し上げましたとおり、10分の1の違約金と、それから延滞利息等というものも含めて、今後どういうふうな形で取り扱っていけばいいのかということ踏まえて、一番最初に申し上げたとおり、今後協議をしなければならぬ余地が多々あるということも申し上げましたけれども、8年かかる返納金は、とりあえず我々が三役及び職員に監査のほうから、監査請求の結果として勧告としてありましたとおり、賠償すべきだということがありますので、そういうところと鑑みて、今後の対応をとっていかなければいけないということで今検討中でございます。

○4番（佐田 元君）

今、力強いと申しますか、副町長のほうから、我々のほうで検討して責任をとるといような答弁と思われませんが、ぜひそのようにしてもらいたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

佐田君をお願いします。

時間が大分過ぎとりますので、あと10分程度をお願いします。

○4番（佐田 元君）

はい、わかりました。

それでは、次、5番目に……。

○議長（美島盛秀君）

ごめん、あと1時間あるそうです。

○4番（佐田 元君）

まあ、1時間はかかりません。

次に、5番目、当該業者の課税について、適正な申告と課税がなされていたのか、税務課長のほう、よろしくをお願いします。

○税務課長（名古健二君）

ただいまの佐田議員のご質問にお答えいたします。

当該業者の法人申告については、28年度は、税理士が関与しまして行われ、適正にされていると

思われます。課税のほうもされております。

以上です。

○4番（佐田 元君）

課税されているということですので、まあ、何ら問題はないじゃないかなと思われませんが、何せ、この業者は、受け入れ原価のない売り上げ収入が約500万、493万余りありますので、これに対して適正な申告がされておるのかなという思いで質問したところであります。課税されておれば、問題ないじゃないかなと思います。

それでは、最後になりますが、6番目として、これは、6月議会でもちょっと伺いましたが、通告外のところがありましたので、まあ、再度通告して質問いたしたいと思います。

全ての町民が主役のまちづくりについてですが、農業生産工程管理（GAP）関連の出張旅費を当時の会長だけ支給を認めなかった理由をお伺いいたします。

○町長（大久保明君）

町長に与えられた権限というのは、2つあるわけです。この人事権と予算編成権があります。それを町長の判断で行使するということは、それはあくまでも町長の判断でございますので、そのことをご理解いただきたいと思います。

○4番（佐田 元君）

町長に与えられた権限でこういうことになったということのようですが、私が聞いた範囲内では、この元当時の会長が、町長選において批判的な発言をしたということで、謝罪すれば、支給をするというような話もされたということですが、以前、町長が政争の町から政策の町へという言葉を発表しております。私は、これに対し、絶大なる称賛をしました。これこそまさに伊仙町選の歴史に残るではないかという思いがしたこともあります。その中で、町長がこのようなことをしたということは、非常に残念でなりません。

そこで、町長は、平成30年の施政方針の中で、伊仙町の町政を狙うリーダーとして初心に返り多くの町民の付託に応えられるよう全力で取り組んでまいりますと、うたっております。この初心に返り、まあ、4期もすれば、いろいろおごりも出たり、いろいろあって、こういうことがあるかと思いますが、ぜひ、この施政方針に述べられているとおり、初心に返られて、もう少し足元を見て、そして我が伊仙町の町政のリーダーとして取り組んでいただきたいものと思っております。

それでは、この件に関して選管長に伺いますが、これは公選法の136条に抵触しないのか、伺いたいと思います。

○選挙管理委員会書記長（鎌田重博君）

これは、公職選挙法には抵触しません。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございました。先ほど町長が言われた人事権、予算権、そういうあれで公職選挙法に抵触しないということですので、以上で、私の質問を終わりますが、先ほど議論しているこの備品

未納問題の事案は、まだまだ私たち納得いかなところが多々あります。これからも精査して、町民の皆さんの理解が求められることが必要と思いますので、最後になりますが、議長、この件に関して、特別調査委員会の設置をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

これで、佐田 元君の一般質問を終了します。

次に、岡林剛也君の一般質問を許します。（発言する者あり）

○町長（大久保明君）

次の質問の前に、私もいろいろこの件に関しましては、いろいろ考えておりました。確かにおっしゃるとおり、私は全ての町民が主役のまちづくりをこれからも徹底してやっていく覚悟でございます。

日本人の、ちょっと演説になりますけれども、いろいろな惻隱の情とか、それから潔さとか、利他の心とか、こういうものが私は非常に重要だと思っております。

この方に関しましては、今日は傍聴にもいらっしゃいますけれども、私非常に信頼関係を築いておりました。私が不徳のいたすところで、こういう結果になったんですけれども、やはり、言葉というものは、発言というものは、その方、責任を持たなければいけません。もちろん私たちもですけども、そういう意味において、そのことを少し理解していただくということでの、今回の私の予算の変更でございました。

それは、再度その方としっかりと話し合いをしていく価値のある方だと思っておりますので、少し先輩でありながら、その方に対して礼儀を資したかもしれませんけれども、それは私の恥とかそういうことに関して、やっぱり理解して発言をしなければいけないということでございます。

それから、もう一つは、先ほど奄美新聞社から連絡がありまして、町長の発言の中で、このコメントに関しまして、私が述べたこと、今日の発言が少し違うんじゃないかというふうなことがございましたので、そのことを報告いたします。

この住民監査請求に対しまして、町が、私が発言したことと、その報道関係者が理解したことに、すれ違いがありましたので、そのことをぜひ弁明してほしいということでもありますので、一応報告をしておきたいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

一般質問を続けます。

岡林剛也君の一般質問を許します。

○6番（岡林剛也君）

町民の皆様、こんにちは。6番、岡林でございます。

9月第3回定例議会において、議長より質問の許可がございましたので、質問をしたいと思っております。

6月の第2回定例議会での質問、平成29年度離島漁業再生支援交付金の不適切な支出において明

らかになった事案について、少し概要を説明させていただきたいと思います。

離島漁業再生支援交付金、この交付金は国、県、町が補助金を出し合い、離島であるがゆえに不利な条件下にある地区、漁業集落に対して、市町村が事業主体となり、その活動、伊仙町においては、サメ・オニヒトデ駆除、魚礁設置、密漁監視、魚祭り開催などを支援するための補助金であります。伊仙町においては、平成29年度当初は811万2,000円で予算計上されております。

しかし、この予算が当初の予定どおり執行されておらず、町は県に対して83万7,617円減額した727万4,383円で事業を終了しました、とまるで帳尻合わせとしか受け取れない実績報告を出していますが、実際は、町がある業者に、漁業集落がイベントで使用するガス釜セットの代金83万7,600円を現物がないにもかかわらず、先に支払ってしまい、ガス釜はいまだに未納であり、結果的に代金をだまし取られた状態になっているという事案であります。

それにも増して、驚くべきことは、この事案が先ほどの社会教育課備品未納問題と同一業者によるものであり、まさにその問題が発生、発覚し、町民の間においても、うわさになりつつある最中に起きているということです。

釜代の支払いが昨年11月、備品未納問題発覚が6月、この間、町が何ら対策をとらず、職員への周知もされなかったことにより、この釜未納問題が発生したことは、100%三役の指導、監督責任問題になると思われれます。そして、この釜、漁業集落の釜未納問題は、この社会教育課備品未納問題の二次被害であるとも言えます。

次に、問題になっているのが、5月24日付県大島支庁林務水産課長から町長へ来ている照会依頼の文書、1、平成29年度サメ・オニヒトデ駆除の活動記録35件について、2、申請時における漁業世帯数、この2件に対して疑義が生じたために報告を求められ、町長は5月31日、1については適正でないと判断する、2については、根拠資料を添えて報告をしていますが、県は奄美新聞の取材に対し、事業費返納を視野に対応を検討していく方針、現在町の報告を待っている状態、しっかりと精査したい、と7月11日に報道されました。

以上が、現在までの大まかな平成29年度離島漁業再生支援交付金事業における不祥事事案であります。このことを踏まえて、その後対応、処置について伺います。

あとは自席で質問したいと思います。

○町長（大久保明君）

岡林剛也議員の質問にお答えします。

議員が今説明があったとおり、先ほど佐田議員の質問の、その解決がなされていない中で、そういうまた同一業者ということで、これが周知されていれば、防げた可能性があるというのがご指摘ございました。

私もこれに関しましては、その業者とその後何回か呼んで、何度も何度も説明をしました。それはお金は必ず支払うという大まかな内容でしたけれども、そのことを期待をして待っていた中での今回のこのことでもありますので、二次被害ということを言われても、私はそれは反論はできないと

思っております。

今、詳細については、担当課長のほうからまた説明をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの岡林議員の質問に対しましてお答えをいたします。

ありましたように、新聞にも載りましたとおり、その件につきましては、その後何度か漁業集落の役員であったりとか、ヒアリングを行い、県とも調整しながらその結果をもとに県に対しまして、報告書を作成中でございます。また、作成後、県に提出した、その後、県から国に報告がなされ、今後の対応が決まると思います。

なお、県への報告書が出され結果がまとまり次第、議会に対しましても、速やかに報告をさせていただきますと思っています。

○6番（岡林剛也君）

まず、この事案、前から3カ月たっているわけですが、前回の答弁ですが、町長が検証委員会は当然すべき、再発防止のための委員会を早急に設立し、これ以上発生しないよう、何よりも町民の方々の信頼を失うことのないような行政づくりをやっていかねばならないと覚悟しています。また、副町長は検証的のところ、並びに研修会等は行っている。立つ位置も含めて、今後検証し、事業運営に取り組んでいきたいという答弁がありましたが、その具体的な内容と検証結果を伺いたいと思います。

○町長（大久保明君）

この正式名の検証委員会というのは、まだ立ち上げていません。この関係した職員等については何回もヒアリングをしたり、県の方々の話を聞いたりしている状況でございます。

今後、担当課長もかわったり、それから職員が少し体調を悪くしたりした中で、少し滞りましたけれども、新しい体制で、今後しっかりとやっていきたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

検証委員会のようなものを立ち上げる準備はされているのでしょうか。

○議長（美島盛秀君）

誰が答えるの。

○町長（大久保明君）

先ほども申したとおり、しっかりとした体制で早急に対応をしていきたいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

執行部にお願いします。

答弁については、以前に答弁をした内容について、今、伺っていますので、そういう経過についてしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

全然準備もなっていないようですが、もうあれから、6月から3カ月以上たちますけども、これ

ほどの町民の関心が高い、大きな不祥事にもかかわらず、全く危機管理がなっていないと思われませんが、いかがですか。

○町長（大久保明君）

この2つの案件が関連していたこともあり、そしてまた、別に発覚したサメの駆除の問題も含めて、これは、一緒の委員会ということはできませんけれども、対応していきますのでご理解いただきたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

先ほどの県の結果とかが出るのは、大体早くてどれくらいになりそうですか。

○経済課長（仲島正敏君）

今月中をめどに今作成中でございます。

○6番（岡林剛也君）

それは、県への報告が今月中ということで、その結果が出るのはどれくらい先になりそうですかという質問です。

○経済課長（仲島正敏君）

結果につきましては、県の方から特に今のところは言われておりません。

○6番（岡林剛也君）

それでは、その結果ができ次第、報告書なり何なり議会へ報告をお願いしたいと思います。

一番、今から、前回もやりましたけれども、この釜の代金83万7,600円について伺いますけれども、その後、6月議会から後ですけれども、この漁業集落の総会が開かれたのか、また開かれたのであれば、この釜の件、代金についてはどういう協議がなされたのかお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

漁業集落の総会については、現在のところまだ開かれておりません。

○6番（岡林剛也君）

この釜の代金はどうなるとお考えですか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど、総会が開かれてないというの、釜の件もですけれども、サメ駆除等、その漁業集落民の中で精査しないといけない部分がありましたので、開いておりません。

釜の件につきましては、今のところ町としては漁業集落のほうに補助金を出しておりますので、一応形上は漁業集落に対しまして返還を求めるつもりでございます。

○6番（岡林剛也君）

町が漁業集落に返還命令なり何かそういうのを出すということですが、漁業集落は、多分その釜代については、私は間違いなく払わないと思いますけども、どうお考えですか。

○経済課長（仲島正敏君）

仮定の話はできないんですけども、また、場面、場面で協議を進めたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

私は、これは漁業集落に、前回6月も言いましたけども、請求するのは大間違いと思いますよ。だって、本来町はもう県に対して不用額ということで返納済みであると、40万ね。だから、これは町が業者と直接協議をしたらどうかと思いますけども、どうですか。

○経済課長（仲島正敏君）

業者さんにおきまして、お金を返していただけるようお願いをしているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

先ほどの答弁で、3人で鹿児島に行って業者さんと会っているわけですけども、そのときはこの釜の件は話はされなかったんですか。

○経済課長（仲島正敏君）

釜の件につきましても、話はしてございます。

○6番（岡林剛也君）

業者は何と言っているんですか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど社会教育課の備品の問題もありましたとおりに、離島漁業の釜の件につきましても、できる範囲で返していきたいという話は出ておりました。

○6番（岡林剛也君）

ああ。（笑声）どうしたらいいんでしょうか、これはね。とにかく、実際町がまた、集落民が損害をこうむっているわけですから、何とか町が業者さんと集落の間に入って、うまい解決方法を探してほしいものと思いますけど、それは可能ですか。

○経済課長（仲島正敏君）

個人的に、時間がかかっても毎月お金を返してもらうようにしたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

その件はよろしく願いいたします。頑張って回収してください。

次、釜の件は帳尻合わせで予算を取り繕って事業を終了した形をとっているんですけども、もし、このサメ、オニヒトデ駆除等にかかわる疑義についてですけども、これは多分もし、これが不正だということになると、補助金返納の事案になると思われませんが、この件についてもまだ何も県からは言ってこないんでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

最初に申しあげましたとおりに、県に報告書を作成中ということでございますので、その報告が固まり次第、各個人、個人に対してとなると思うんですけど、まずは漁業集落に対しまして返還命令が出るかと思えます。

○6番（岡林剛也君）

町長が「適正に行われていないと判断する」と回答していますが、これは何を根拠にそういうことをおっしゃっているのでしょうか。

○議長（美島盛秀君）

町長のコメントに言っているんだから町長に。（発言する者あり）

○町長（大久保明君）

課長のほうがいろいろ県との交渉をしているわけですので、私はその写真とかそういうものを見ただけでの判断でございますので、詳しくは課長のほうから答弁していただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいま町長の答弁にありましたとおりに、写真のデータであったりとか、写真をもとにまた聞き取り等して今判断をしているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

そもそもこの事業における町の役割は、漁業集落に対して指導、助言する立場であるにもかかわらず、それはしないでおいで、しなくてもいい本来集落がすべき交付金の執行管理は町がするという、こういう長年にわたるずさんな事業執行が現在のような危機的状況を引き起こした原因と思われるのですが、町長どうですか。経済課長や係の人はころころかわって、よくまだ内容がわかっていないところもあると思うんですけども、これはもう10何年やっていますので、その辺をよくわかっていると思われる町長もしくは副町長、お答えをお願いします。

○町長（大久保明君）

なぜ漁業集落の事務を町がしなければならないかということなど、それぞれの経緯については、これは当初は漁業集落が役場内において担当がいろいろな事務作業をしていたと思いますけれども、その後は、その方は多分まだ漁業集落の仕事していると思います。そういった中で、どうして町に依頼が来たと思いますけども、それを町が受けてやっている状況でありますので、今回このような事案が出たということを含めまして、やはり今後町と漁業集落がどのように関係を築いたほうがより適正なのかも含めて考慮をして、協議をしていく必要があると思います。

○6番（岡林剛也君）

それと、大島支庁水産課の依頼の文書の申請時における漁業世帯数の調査ですけども、これについては根拠資料を添えて報告をしていますが、この根拠資料とはどういうものなのかお答えください。

○経済課長（仲島正敏君）

根拠資料について説明をいたします。

まず、年に30日以上漁業されている方であり、かつ伊仙町に住んでいるか、もしくは住んでいなくても毎日のように伊仙町の港に来て、毎日というか年30以上来て活動ができるかとか、そういう要件がございます。

そういうのをもとに、今回証明というかを各個人の自己申告を漁業集落、港が3つございますので、3つの代表に証明をしてもらい、それを伊仙町地区漁業集落の代表にまた証明をしていただいております。

○6番（岡林剛也君）

その県に送った添付書類というのは、それは正当な書類でしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいま申し上げましたとおりに、漁業集落民がみずから提出したものを各港の代表が証明し、それを3港の代表がまた証明したのを、町が原本証明ということで証明をして提出をいたしております。

○6番（岡林剛也君）

じゃ、それは適正な書類ということですね。よろしいですか。

それでは、次に、平成30年度、本年度の申請状況はどうなっているのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度は今ある問題が解決するまで、申請ができない状況になっていることを申しわけなく思っております。

○6番（岡林剛也君）

多分もう今年度は事業申請ができないとなると、せつかく今まで何年もかけてやってきた、このサメやオニヒトデ駆除が水の泡になりかねません。野猫や畑の雑草と一緒に、ずっと野猫の去勢手術やら畑の雑草もやり続けないと、すぐ種が落ちて、もう1年間も放置すると、多分そこらじゅうサメだらけ、オニヒトデだらけになるのではないかなと思っています。しかもこれは伊仙町の海だけの問題じゃなく、徳之島全域に影響を与えたいと思います。

また、毎年の魚祭りを楽しみにしている町民もたくさんいると思います。今回のこの一連の不祥事によって、町民はもとより、この国や県に対する信用も大きく損なわれてしまったと思われるのですが、この責任は誰がいつ、どうとるべきだと考えられますか。

○町長（大久保明君）

県の市町村課長などとも何回もお会いいたしまして、このことはおわびを申し上げております。

信頼回復のために、伊仙町が今後本当にさらに努力をしていく必要があると思いますので、簡単に信頼回復と言っても、これはそう一朝一夕にできるものではありませんので、しっかりと地道に、そして町民への説明を続けながら、そしてこの町があらゆる意味で、失点はありましたけれども、もっともっとそれ以上に評価できる点もあると。そのことをもっともっとやっぱり発展させていくことが、このような不祥事を防いで、そしてそのことを糧として全職員が、全町民が大きく前進するように、今回のこの件を本当にしっかりと反省して、逆に、逆境にも立ち向かっていくという伊仙町の力を示していかなければならないと思っております。

○6番（岡林剛也君）

本当に一日も早くこういう不祥事調査委員会なりつくりまして、やっぱり二度と、もう毎回、不祥事が起こるたびに執行部の方々は同じことを繰り返してて、何かもう神経が麻痺してるんじゃないかなと思うような感覚もありますけれども、最後に、前回も伺いましたけども、説明責任、これはもともとは公共機関による納税者への公金の使用説明から来たとされておりまして、不正や失敗の経緯を明らかにするという意味もありますが、説明責任を果たすということは、権限を行使してみずからの役割を果たし、もし失敗したり不正を働いた場合はその責任を負う、最終的に出处進退を申し出て裁きを待つ、あるいは責任を認めて制裁を受け入れるということだそうです。このことを踏まえまして、再度、お伺いします。これだけの不祥事が続出している中で、町長は町民に対して謝罪・説明責任を果たす義務があると考えられるが、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

伊仙町議会においても、これは今、ユーチューブでも全て中継されております。パソコンだけじゃなくて、今や伊仙町議会の、今日でも相当数の本土の方もリアルタイムに見ている状況でございますので、この場を借りて、今日、視聴、見ている方々にこの場で今回の一連の問題に関しましては、町長の説明責任を果たして参らなければなりません。その有名なマックスウエーバーというドイツの政治学者は、政治家に必要なのは情熱と、そして強い情熱と、そしてどんなときでも間違わない判断力と、最後は責任能力だというふうになっております。私はその言葉をしっかりと自覚しながら今日、この伊仙町議会の傍聴している方々、そしてまた町内でインターネットなどで見ておられる方々、全国の郷友会の方々に改めて、今回の件は町長としてしっかりした管理ができなかったことをお詫び申し上げたいと思います。

そして、今後、このようなことが二度と起こらないように、全力で努力をすることをお誓い申し上げます。

伊仙町に本当に期待している方々、また今回の件で大変失望した方々もいっぱいいらっしゃると思います。しかし、先ほども申し上げたように、私たちは伊仙町議会の方々、非常にこう厳しい状況、厳しい質問もありますけれども、それは真摯に受けとめて、謙虚になって、伊仙町発展のために今後とも全力で頑張りたいと思いますので、今回の件を改めてお詫び申し上げます。

○6番（岡林剛也君）

町長の覚悟はしかと今、もう、何万人の方が多分、今、視聴していると思いますが、皆さん、心に響いたと思います。

最後になりますけども、この離島漁業再生支援交付金事業、図らずもこれだけ不祥事が発生して、事業継続自体が危ぶまれていますけれども、一刻も早くこの諸問題を解決して、町民はもとより国・県との信頼回復に努め、関係機関と連携を取りながら事業が再開されることを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

これで、岡林剛也君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

明日9月14日は平成29年度会計歳入歳出決算審査特別委員会による現地調査となりますので、議員の皆さんは現地用の制服を着用の上、10時までに議場へ参集願います。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時30分

平成30年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成30年9月14日

平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成30年 9月14日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 平成29年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山肇君	2番	牧本和英君
3番	西彦二君	4番	佐田元君
6番	岡林剛也君	7番	牧徳久君
8番	上木千恵造君	9番	永田誠君
10番	福留達也君	11番	前徹志君
12番	明石秀雄君	13番	樺山一君

1. 欠席議員（2名）

5番 清平二君 14番 美島盛秀君

（※清議員及び美島議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 元原克也君

～平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ただいまから平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算、審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、平成30年9月11日の本会議において付託されました平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は本日9月14日から20日までの7日間、実質4日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力を申し上げます。

日程第1 委員の派遣について、議題とします。

お諮りします。平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づきお手元に配付してある委員派遣要求書のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣についてはお手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。次は9月18日火曜日午前10時より本議事堂において、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出審査を行いますので、午前10時までに本議事堂にご参集ください。

散 会 午前10時10分

平成30年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成30年9月18日

平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成30年 9月18日（火曜日） 午前10時05分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 認定第1号 平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第2 認定第2号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第3 認定第3号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第4 認定第4号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第5 認定第5号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第6 認定第6号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第7 認定第7号 平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
6番	岡林 剛也 君	7番	牧 徳久 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
10番	福留 達也 君	11番	前 徹志 君
12番	明石 秀雄 君	13番	樺山 一 君

1. 欠席議員（2名）

5番	清 平 二 君	14番	美島 盛秀 君
----	---------	-----	---------

（※清議員及び美島議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	佐 寶 永 英 樹 君

～平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時05分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ただいまから平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算外 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、本日は平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算外 6 特別会計歳入歳出決算についての補足説明のみを行います。

説明をする際は、歳入歳出それぞれ各款項目順に各課長により、決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で、進めていただきたいと思います。

また、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、特に徴収率、不用額、流用額、繰越額について、詳細な説明をお願いいたします。

日程第1 認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。決算書70ページをお開きください。

実質収支に関する調書から、歳入総額59億9,002万7,000円、歳出総額58億3,052万4,000円、歳入歳出差し引き額1億5,950万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額1,473万9,000円、実質収支額1億4,476万4,000円、実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額7,800万円とし、これによりまして、平成29年度繰越額が6,676万4,000円と確定したところであります。

それではまず、総務課所管事務につきまして、詳細説明をいたします。決算書6ページから7ページをお開きください。成果説明書においては、10ページを参照いただきたいと思います。

2款地方譲与税 1項地方揮発油譲与税、これはガソリン等に課税される地方揮発油税の100分の42、また2項自動車重量譲与税は、車検などの際に、自動車の重量等に応じて課税される国税の40.7%を市町村の道路台帳に記載されている道路の延長及び面積により案分して交付されるものであり、本年度の交付額は、7,323万円となり、前年度比0.4%、30万3,000円の減額となっております。

3款利子割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、57%を市町村の個人県民税の徴収率によって案分して交付されます。本年度の交付額は57万7,000円となり、前年度比153.1%、34万9,000円の増であります。

4款配当割交付金、これは上場株式等の個人に対する配当額に対し、課税される県民税の59.4%を、市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。本年度においては、70万2,000円であり、前年度比23.4%、13万3,000円の増となります。

5款株式等譲渡所得割交付金、これは一定の特定口座における上場株式の譲渡により、所得等の

金額に対して課税される県民税の59.4%を市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。

本年度においては、69万7,000円であり、前年度比115.1%、37万3,000円の増であります。

6款地方消費税交付金、消費税率8%のうち1.7%が地方消費税として県に入ります。さらにその2分の1を国勢調査時の人口及び事業所従事者数により案分して市町村へ交付されます。

消費税の増額分の1%が社会保障財源として交付され、本年度交付額は1億374万2,000円であり、前年度比3%、299万8,000円の増であります。

成果説明書21ページをお開きいただきたいと思います。

ここに市町村の交付金、社会保障財源化分として充てられた社会保障4経費、その他社会保障施策に要した経費として、歳入に関しては、地方消費税交付金の内の社会保障財源交付金4,786万円でございますが、これを社会福祉、社会保険、保健衛生費等記載してある事業に充当してございます。

伊仙町においては、社会保障費の経費が15億4,333万6,000円であり、そのうち国庫支出金が6億9,189万4,000円、地方債として2,200万円、使用料、個人負担金等のその他財源が4,164万4,000円、そこに社会保障財源交付金4,786万円を充当すると、完全なる一般財源は7億3,993万8,000円ということになり、前年度比一般財源の伸びが5.7%、4,207万1,000円となります。

それでは、また決算書8ページをお開きください。成果説明書においては10ページでございます。

7款自動車取得税交付金、これは自動車の取得に対して、所在の県において課税される県民税の95%を市町村の道路台帳に記載されている道路の延長及び面積により案分し、交付されるものであります。本年度の交付額は1,270万5,000円となり、40.5%、366万1,000円の増であります。

8款地方特例交付金、この交付金は、住宅借入金等特別税額控除等により、町に入るべき税収が減少しますので、その補填をするために交付されるものであります。本年度の交付額は40万2,000円となり、前年度比4.7%、1万8,000円の増であります。

9款地方交付税、この地方交付税の財源といたしましては、国において所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額、消費税の22.3%相当額を総額と定め、普通交付税において、地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するというものであり、特別交付税としては、地方交付税総額の5%を上限とし、交付税法に定められた事業に充当した金額及び特別な財政事情等により、なされた事業に対して交付されるものであります。本年度において、交付額は総額で31億6,216万1,000円となり、前年度比0.2%、658万3,000円の減であります。

10款交通安全対策特別交付金、この交付金は、道路交通法の規定により納付される反則金に係る収入を財源とし、道路交通安全施策の設置、管理及び交通安全教育に要する経費として、自治体の基準により交付されるものであります。本年度は149万2,000円であり、後ほど歳出のほうでもご説明いたします。

決算書10ページをお開きください。成果説明書においては、25ページを参照ください。

13款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金、この補助金において、社会保障税番号制

度システム整備費補助金として32万4,000円が収入されております。

4番の電算システム事業の維持管理事業に充当してございます。ご参照ください。

決算書14ページをお開きください。成果説明書は、後ほどまた消防費のほうで説明をいたします。

14款県支出金2項県補助金7目消防費補助金、この補助金においては、平成28年度からの継続事業として、奄美群島防災関連施設整備事業費補助金として、3,600万円が収入されております。これは後ほどまた消防費のほうにおいて説明させていただきます。

決算書16ページをお開きください。成果説明書は26ページでございます。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入としては、駐在所、道路占用料等の貸し付けでございます。財産収入、その他総務関係歳入の財産収入等のところに詳細は載せてございます。これは成果説明書です。

2目利子及び配当金として、基金利子、日本エアコミュニティー株の株主配当金でございます。

これもその財産収入のほうに、詳細は載せてございます。

2項財産売り払い収入でございます。この中で、土地売り払い収入として、土地2件、33万2,926円、物品売り払い収入として、これは給食センターの配送車2台でございますが、90万円となっております。

これも財産収入のほうに詳細記載してございます。

16款寄附金1節一般寄附金として、個人1件、法人1件により15万円、2節指定寄附金として100万円の寄附をいただき、道路補修費として充当させていただきました。また、きばらでえ伊仙応援寄附金に関しましては、未来創生課より説明いたします。

決算書17ページをお開きください。

18款繰越金として、前年度決算剰余金6,501万797円であります。

19款諸収入であります。項目が多数あり、総務所管について成果説明書25から26ページに詳細を記載してあります。

主なものとして、市町村振興協会から宝くじ交付金、後期高齢者医療一部事務組合出向職員負担金、徳之島アイランド広域連合等前年度分返還金、建物共済、返戻金等であります。

20款町債、決算書18ページをお開きください。

本年度においては、6億1,152万1,000円の借り入れをしてございます。成果説明書は15ページで、事業ごとの起債額を示してあります。

成果説明書16ページにおいては、各事業債の平成28年度末現在高、平成29年度発行額、平成29年度元利償還額等地方債現在高の状況を示してございます。平成29年度末現在高は78億1,804万4,000円となっております。

17ページには、地方債借入先別利率別現在高の状況を示してあります。ちなみに、利率が1%以下借り入れが56.8%となっております。

18ページには、今後10年間の年度別償還状況を示してございますので、ご参照いただきたいと思います。

います。

歳入については、以上で説明を終わりました。歳出について、まず各課共通する1節報酬から4節共済費について、成果説明書12ページで説明いたします。

右側表にあります1、人件費、その内訳で、1、議員等報酬手当、これは議員の皆様、農業委員、教育委員、監査委員等の報酬9,433万円、2、町長、副町長、教育長の給与3,179万6,000円、職員等の給与5億7,917万1,000円、4、職員共済組合負担金1億3,998万8,000円、5、退職手当組合負担金1億4,407万3,000円、7、災害補償費80万3,000円、その他として、旧恩給条例等に関する給付負担金として23万円を支出いたしました。

また、成果説明書14ページには、款ごとではありますが、支出した人件費を記載してございます。総額で9億9,039万1,000円であります。

それでは、総務課関係事業についてご説明いたします。決算書20ページ、成果説明書は22ページをお開きください。

1目一般管理費、これは役場全体の維持管理経費で、印刷機の借り上げ、光熱水費、電話交換手、条例等追録費等であります。また、総務課事務執行経費、旅費、公会計制度導入、職員安全衛生関係、きばらでえ伊仙応援基金事業として頑張る集落支援事業、8集落から応募を受け、案内板等の設置を行いました。

先ほど歳入でも説明しました臨時運行許可証、仮ナンバーの発行も総務一般事務事業であり、さらに広域連携事業として郡、県町村会への負担金、防犯連絡協議会を代表する警察署関係協議会等への負担金を行いました。

2目財産管理費、決算書は21ページ、成果説明書24ページでございます。

この費目は、庁舎管理、町有施設、公用車等の災害共済事務を執行する経費であり、台風、落雷等の多発で、光ファイバー回線の切断等、共済請求事務が多くなっているところであります。本年度は庁舎外壁塗装、工事を行い、あわせて雨漏り箇所等の修理を行ったところであります。

詳細は、事業費の明細書をご参照いただきたいと思います。

3目交通安全対策費、この事業は交通安全教育事業、交通安全施設整備事業と大きく2つの事業があり、交通教育事業として、交通指導員賃金、小学校新入学児に黄色い帽子等の配付、小中学校での交通安全教室を行いました。

交通安全施設整備事業として、交通安全対策特別交付金を活用し、ガードレール、カーブミラーの設置を行い、交通事故の起きにくい安心安全なまちづくり事業を推進しました。

決算書22ページ、成果説明書25ページ。

男女共同参画事業費、この費目は男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、本町においては、社会教育課の人権講話とタイアップし、講演会の開催、研修会参加を行いました。

決算書55ページ、成果説明書は71ページでございます。

1 目常備消防費、この経費は、徳之島地区消防組合の事務執行経費を徳之島3町の負担割合に応じて支出してございます。

2 目非常勤消防費、この費目は災害等から町民の生命財産を守るという消防の使命のもと、消防防災全般にわたる施策を実行するものであります。

主に消防団員出動手当、市町村消防補償等組合負担金等に執行しております。

3 目防災まちづくり事業費、この経費は、防災等の危機管理の周知、広報を行う一方、防災施設、施設整備と災害への迅速な対応ができる環境づくりを目指す事業であります。前年度から引き続き、奄美群島防災関連施設整備事業を活用し、防災無線のデジタル化、防災行政無線個別受信機の設置を行いました。

決算書69ページ、成果説明書16ページをお開きください。

11款公債費、地方債現在高の状況、平成29年度元利償還額、合計欄、元金、これは1,000円単位でまとめてありますが、8億2,047万8,438円、利子7,967万407円となっております。

また、年度末工事代金の支払いで3月22日に3億の借り入れを行いました。成果説明書17ページに一時借入金の状況を示してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、総務課関連の詳細説明を終わらせていただきます。

○未来創生課長（久保 等君）

それでは、未来創生課に関する決算の説明をいたしますが、その前に、成果説明書の分、この決算書の款項目に沿った形で皆様にお配りしてありますので、そこの33から37ページをご参照いただきたいと思います。

平成29年度一般会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

まず最初に、歳入から説明いたしますが、歳入については、成果説明書への記載がございませんので、あらかじめご了承くださいと思います。決算書10ページをお開きください。

12款使用料及び手数料1項使用料4目商工費使用料2節貸工場施設使用料であります。これは糸木名にあります貸工場の施設使用料360万円であります。

続きまして、12ページをお開きください。

13款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金2,524万7,281円のうち、2,439万8,281円が地方創生推進交付金に係る2分の1補助分の歳入であります。

同ページ下段の13款国庫支出金3項国庫委託金1目総務費国庫委託金3節お試しサテライトオフィスモデル事業委託金1,127万159円ですが、喜念バンガローを利用して実施した首都圏の企業向けにお試しサテライトオフィスモデル事業の委託金であります。これは、総務省からの100%補助事業であります。

続きまして、13ページをごらんください。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節土地利用対策費補助金につきましては、届け出受付事務の県補助金であります。

同款項目 2 節企画費補助金311万9,000円については、内訳として、地方公共交通対策事業補助金306万2,000円、旅券事務交付金 5 万7,000円に係る県補助金であります。

決算書14ページをお開きください。

14款県支出金 2 項県補助金 5 目商工観光費県補助金 1 節商工費県補助金118万9,000円に、106万9,000円の消費者行政活性化事業補助金が含まれております。

決算書、15ページをごらんください。

14款県支出金 3 項県委託金 1 目総務費県委託金 3 節統計調査、調査費委託金55万3,724円ですが、教育統計調査、工業統計調査、県人口異動調査、経済センサス調査、就業構造基本調査、住宅土地統計調査、統計調査員確保対策に係る委託金であります。

決算書16ページをご参照ください。

16款寄附金 1 項寄附金 1 目寄附金 2 節指定寄附金の5,112万2,049円ではありますが、指定寄附金100万円、きばらでえ伊仙応援寄附金4,632万2,049円、それに企業版ふるさと納税380万円が内訳でございます。

同ページ下段の17款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金 2 節きばらでえ伊仙応援基金繰入金3,401万2,923円については、基金からの一般財源への繰り入れであります。

決算書17ページをご参照ください。

19款雑収入 3 項雑入 1 目雑入 6 節雑入の7,935万4,354円のうち、一般コミュニティー助成金250万円、青少年育成事業100万円、I R U契約収入の光ファイバー網施設貸付料で1,080万7,510円、それからその他収入19万3,171円が含まれ、当課の分として合計が1,450万681円です。

その他収入については、広報いせん有料広告料、県議会だより配付業務委託料、行政視察時の負担金であります。

以上で、当課の歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明に移り、主なものについて説明させていただきます。

決算書22ページからです。

成果説明書は先ほどお配りした別紙を、上から順番に、一番左手に目の番号で載せてありますので、そちらをご参照いただければと思います。

2 款総務費 1 項総務管理費 7 目文書広報費11節需用費123万6,101円については、29年度に発行した広報紙の印刷製本費であります。

決算書23ページをご参照ください。

8 目企画費について説明いたします。

11節需用費1,245万7,635円については、光熱水費161万5,777円、これはサーバー室の電気料と修繕費1,015万4,400円の光伝送路に係る台風による断線や落雷による端末の取りかえ等の修繕費が含まれております。

13節委託料1,305万9,940円については、29年度に発行した町勢要覧作成委託料と光伝送路施設保

守委託料が含まれております。

不用額については、町勢要覧作成に係る入札の執行残であります。

14節使用料及び賃借料639万2,209円については、主に光ファイバー網に係る九州電力株式会社、西日本電信電話株式会社及び自営柱の電柱使用料であります。

19節負担金補助及び交付金4,937万9,813円については、奄美群島広域事務組合負担金941万9,000円、コミュニティー助成補助金250万円、地方公共交通特別対策事業補助金1,020万5,416円、航路航空路運賃軽減等事業負担金2,628万4,497円が主なものであります。

不用額については、地方公共交通特別対策事業補助金の前年度の実績分を29年度に計上してありましたが、その分が下げられた分による不用額となっております。

下段、9目企業誘致対策事業費の主なものとしまして、13節委託料46万5,120円については、糸木名貸工場施設の高圧電気管理委託料と浄化槽管理委託料であります。

決算書23ページをご参照ください。

10目きばらでえ伊仙応援基金事業費の主なものとしまして、8節報償費1,938万5,513円については、ふるさと納税に係る返礼品代であります。

不用額につきましては、寄附金の返礼品代であるため、不足が出ないように多目に計上したためであります。

12節役務費494万1,888円につきましては、返礼品やお礼状に係る通信運搬費331万5,000円と、楽天ふるさと納税に係るクレジット決済手数料105万1,000円が主なものであります。

25節積立金4,632万3,732円については、きばらでえ伊仙応援基金への積立金であります。

決算書23ページ、11目企業版ふるさと納税事業11節需用費380万円については、社会教育の図書充実に必要な図書購入費であります。この不用額につきましては、ふるさと納税と同様、寄附金でございますので、多目に計上してあるのが主な要因であります。

決算書24ページ、12目地方創生推進事業費の主なものとしまして、4節共済費、7節賃金につきましては、地方創生推進事務に従事する3名の人件費であります。

9節旅費251万5,940円につきましては、生涯活躍のまち検討委員への費用弁償とお試し勤務企業交流会、地方創生「まちてん」への登壇並びに随同行、地方創生全国協議会への登壇並びに随同行、サテライトオフィス体験企業誘致交流会への旅費であります。

不用額につきましては、台風等での天候不良により会議等が中止となったためであります。

11節需用費につきましては、移住定住のガイドブック簡易版の作成費が主なものであります。不用額については、当初の積算よりも実施の印刷製本代が安く抑えられたためであります。

12節委託費については、地方創生推進事業全般の突発的に起こるシンポジウム等の広告料として予定してありましたが、29年度中においては、広告をするイベント等が生じなかったためであります。

決算書24ページをご参照ください。

13目移住推進事業費の主なものとしまして、13節委託料については、移住定住ガイドマップの正規版の作成費用であります。

19節負担金及び交付金につきましては、空き家改修補助金であります。

不用額につきましては、要綱に適さない事案等により交付できなかったためであります。

下段の14目地域おこし協力隊推進事業費としましては、1節報酬と4節共済費については、12月から受け入れています地域おこし協力隊1名分の人件費であります。

9節旅費につきましては、地域おこし協力隊担当者の旅費であります。

11節需用費につきましては、協力隊の活動に必要な消耗品等の経費であります。

14節使用料及び賃借料につきましては、協力隊への家賃、パソコン等の使用料であります。

決算書25ページ、16目長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業費としましては、9節旅費につきましては、お試しサテライトオフィスを体験した22社の費用弁償、旅費が主なものであります。

11節需用費につきましては、当事業に必要な消耗品とサテライトオフィス体験パンフレットの印刷製本費が主なものであります。

13節委託料につきましては、お試しサテライトオフィスモデル事業の誘致戦略策定業務の委託料であります。これは首都圏の企業を回り、当事業の内容説明や、参加へのあっせん等が主な目的です。

14節使用料及び賃借料につきましては、サテライトオフィスで使用する機器のリース料や施設使用料が主なものであります。この不用額については対象企業の滞在日が少ない企業があったためであります。

決算書下段、98目生涯活躍のまち構想検討事業の主なものについては、8節報償費であります。生涯活躍のまち構想検討委員への報償費であります。

9節旅費についても、当検討委員への費用弁償であります。不用額が発生している主な原因として、台風等の天候不良でこの委員が出席できなかった会議があることが原因であります。

13節委託料につきましては、生涯活躍のまちに関する施設利用調査研究委託と直売所百菜の経営診断委託料であります。この不用額につきましては、両委託の執行残であります。

決算書29ページ、2款総務費、5項統計調査費であります。1目統計調査総務費から決算書次ページの85目統計調査員確保対策事業費までは、県から委託を受けている各種統計調査に係る歳出経費であります。

決算書49ページをご参照ください。

6款商工費、1項商工費、3目消費者行政推進費につきましては、4節共済費、7節賃金につきましては、消費者行政担当者の人件費であります。

8節報償費につきましては、無料弁護士相談会での弁護士への謝礼金であります。

9節旅費につきましては、弁護士相談会時の旅費及び担当者会議への参加旅費であります。

以上で、未来創生課が所管する歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○税務課長（名古健二君）

皆さん、お疲れさまです。税務課のほうから、補足説明をさせていただきます。

まず決算書の歳入の6ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市町村たばこ税について説明がありますが、成果説明書のほうが分かりやすいので、そちらのほうで説明させていただきたいと思っております。

成果説明書の38ページから42ページをお開きください。38ページから39ページは、賦課事務の説明となっておりますので、お目通し願いたいと思っております。

40ページをお開きください。徴収事務のほうの説明をさせていただきます。

まず、表2の町民税個人分の現年度分から説明いたします。調定額1億2,476万9,920円に対しまして、収納額が1億2,036万3,876円であります。徴収率が96.47%になっております。これは前年度と比較しまして、0.23%の増となっております。29年度も28年度に引き続き、税務署の立ち入り等がありまして、目標徴収率98%には届きませんでした。

続きまして、個人分の滞納繰越分は1,242万8,262円の調定に対しまして、徴収額は303万523円、徴収率25.84%であります。これは28年度より7.68%の増となっております。差し押さえ等が大きな要因であると思われれます。

続きまして、法人税は1,265万5,000円の調定に対しまして、収入額が1,236万6,700円になっております。徴収率は97.72%であります。28年度より0.56%の増となっております。今現在、滞納者の内訳は小売店2件、業者1件であります。

続きまして、固定資産税29年度の調定額1億721万2,200円に対しまして、収入額1億19万5,300円あります。徴収率は93.46%であります。28年度より0.35%の減となっております。滞納繰越分は2,905万7,700円に対しまして、収入額は388万7,700円になります。徴収率は15.3%であります。3.75%の増となっております。

続きまして、軽自動車税、調定額2,983万9,400円に対しまして、収入額は2,709万9,555円になっております。徴収率は90.82%で昨年度より2.99%の減となっております。軽自動車税が上がったことや、サトウキビの塩害、バレイショ価格の下落等などが考えられます。

続きまして、たばこ税は調定額4,760万6,167円の調定に対しまして、収入額4,760万6,167円の100%の徴収率であります。昨年と比較しまして、収入額が185万9,317円の減となっております。売り上げ本数の減少や、たばこ税率の低い加熱式タバコの普及等が原因と考えられます。

続きまして、収入済額の下の方の合計を見ていただきたいです。

28年度の3億919万7,098円に対しまして、29年度は3億1,688万4,821円、差し引き768万7,723円、去年より収入額は増となっております。

次に、収入未済額を見ていただきたいと思っております。収入未済額の下の方の合計を見ますと、29年度が4,963万3,268円に対しまして、28年度が4,080万9,503円になります。882万3,765円の増になってお

ります。調定額の増に伴い、両方とも増になっております。

表3のほうの(2)の滞納処分の実施状況を見ていただきたいと思います。差し押さえ額は、昨年より117万4,000円伸びております。家宅捜索も行いましたが、2件行いまして、1件は差し押さえるものがなかったという状況でありました。もう1件は、家宅捜索のほうに行きまして、1件差し押さえましたけども、翌日に入金されましたので、動産のほうにはゼロという掲示がされております。

表4のほうに、不納欠損額の税別状況が書かれております。お目通し願いたいと思います。これは5年たちました消滅時効分であります。これは通知書、督促状、催告状などを送っても返事がなく、訪問しても接触できないものや、住所だけ置いて出稼ぎに行っているものや、行方知れずなどが原因だと思われまます。

以上で、歳入の徴収の説明を終わります。

次に、決算書の25ページから26ページをお願いします。

税務課のほうは前年度とほぼ一緒でありまして、不用額は徴収員に対する徴収報酬であります、不用額として少し残っております。あと役務費、督促状、催告状などを送るための切手代であります。これが少し不用額として残っております。

以上で、税務課の説明を終わります。

○町民生活課長(水本 齊君)

それでは町民生活課から、決算書の説明をさせていただきます。

決算書は9ページでございます。成果説明書は、55ページから57ページでございます。歳入からご説明いたします。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節私立保育所費負担金。これは私立保育所に入所している児童の保護者の負担分です、保育料です。未収入が27万7,500円ございますが、現在徴収済みでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務費手数料、1節諸手数料、収入済額のうち620万5,250円が窓口手数料でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金。これは私立保育所へ支払っている交付金のうち、国への負担分です。国が4分の2、県と町が4分の1でございます。

続きまして、3節児童手当負担金。これは児童手当を支払っているうちの、国の負担分でございます。

次に、12ページをお開きください。13款国庫支出金、3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金、1節社会福祉費。これは国民年金事務の交付金でございます。

次に、13ページをお開きください。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節児童福祉費負担金。先ほどの国の事業と同じように、私立保育所の県の負担分でございます。

4節児童手当負担金、これも先ほどと一緒に、児童手当の県の負担分でございます。続きまして、17ページをお開きください。

19款諸収入、3項雑入、1目雑入、3節過年度収入。これは平成28年度の国、県の保育費と児童手当の精算分でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

決算書の26ページをお開きください。主なものについて、説明いたします。

2項総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。13節の委託料と14節の使用料及び賃借料は、主に戸籍事務総合システムの負担金、委託料とリース料でございます。

19節負担金補助及び交付金。この交付金は不用額がございますが、27ページの3目個人番号カード交付事業、この繰り越し事業で支出したためでございます。

続きまして、35ページを開いてください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目へき地保育所費、18節備品購入費、これは喜念へき地保育所にクーラーを購入した費用でございます。

36ページをお開きください。

3目私立保育所費、19節負担金及び交付金。これは私立保育所への交付金です。先ほどの国、県の負担額の対象経費でございます。

次に4目子育て支援事業、13節委託料。これはNPO法人に、病児保育を委託している金額でございます。

以上で、町民生活課の説明を終わります。

○選挙管理委員会書記長（鎌田重博君）

それでは、選挙管理委員会の、平成29年度決算について、主なものについてご説明申し上げます。決算書27ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

4項選挙費、3目町長選挙につきまして、支出済み額は226万4,828円でございます。

続きまして、28ページの4目の町議会議員選挙費の支出済み額は、373万4,464円でございます。

5目衆議院議員選挙費の支出済み額は、537万5,072円でございます。

29ページの94目海区選挙費は、平成29年7月12日執行予定でありましたが、無投票になりましたので、よって支出済み額は、賃金の8万475円と、旅費4万2,940円、入場券印刷代8,254円、合計13万1,669円です。

歳入につきましては、12ページをお開きください。

3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金、2節選挙費委託金。これが衆議院議員選挙への歳入で

ございます。

15ページをお願いいたします。

3項県委託金、1目総務費委託金、98節選挙費委託金。これが海区選挙費の歳入でございます。成果説明書は、37ページ、38ページです。お目通しをお願いいたします。

これで、選挙管理委員会の説明を終わります。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成29年度一般会計決算審査、保健福祉課管轄分の補足説明をいたします。

歳入につきましては、実績に伴うものがほとんどでございます。主なものについて、ご説明させていただきます。

決算書9ページ、1目民生費負担金では、さまざまな理由で介護が困難な65歳以上の施設入所に対する入所者負担金等で、前年度よりは若干増加しております。養育療養費や、2目の保健衛生費負担金につきましては、調定額が前年度より下がっていますが、健診受診者の減少があると思われ

ます。決算書10ページから11ページにかけまして、国庫支出金におきましては実績に伴い、障害者自立支援給付費事業費などの伸びにより、増額となっております。

決算書13ページの県支出金につきましても同様に、障害者自立支援給付費等事業費などの伸びにより、調定額がふえております。

歳出につきましてご説明いたします。

支出済み額の大きいものと不用額の大きいものについて、説明をいたします。

決算書31ページをお開きください。成果説明書は43ページからになります。

3款民生費、1項1目社会福祉費総務費、19節負担金補助及び交付金につきましては、主なものとしまして社会福祉協議会運営補助金と民生委員協議会補助金、社会福祉専門員設置補助金で、社会福祉協議会シルバー人材センターなどへの補助金1,241万2,000円であります。

続きまして、同項28節繰出金は、国庫特別会計、介護保険特別会計に関する町負担分繰越金、総額2億9,807万560円であります。特別会計繰出金につきましては、各特別会計決算書、一般会計繰入金をご参照ください。

続きまして、決算書32ページをお開きください。

同項3目老人福祉費につきましては、13節委託料として、第7期高齢者福祉計画、介護保険計画策定委託費として162万円、19節負担金補助及び交付金では、主なものとしまして老人クラブへの補助金167万円であります。

20節扶助費は、敬老年金や老人保護設置費等9,185万6,383円であります。

同項4目後期高齢者医療費、28節繰出金1億5,019万7,518円で、主なものとしまして、後期高齢者医療費にかかわる後期高齢者特別会計などへの繰出金で、昨年度より増加傾向にあります。

32ページ、同項6目障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金154万6,480円は、主なものとしま

して、伊仙町身体障害者福祉協議会補助金17万2,000円などでありますが、民生委員制度設立100周年記念大会参加の旅費助成や番号制度改正によるシステム改修などで、前年度より増額となっております。

続きまして、決算書33ページ、同目20節扶助費 2億6,249万7,651円は、障害者の医療費、介護給付費、生活用具給付、身体障害者施設入所、訪問旅費などで前年度より増額となっております。

またその下、23節償還金利子割引料287万2,656円は、過年度28年度分の自立支援費、障害施設給付費等の負担金確定による、国、県への償還金であります。

成果報告書は44ページをお開きください。

同項8目重心医療費、20節扶助費は、重度心身障害者医療費助成金、受給資格登録者の自己負担に関する医療費の助成として1,879万5,521円を、また腎臓移植旅費一部扶助59万8,610円を補助するものでありますが、約200万円ほどこちらのほうも昨年度より増額となっております。

同項10目臨時福祉給付金事業費（経済対策分）、決算書はめくって34ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金4,713万円は、非課税世帯1人当たり1万5,000円の3,142人分の給付費であります。

続いて同項11目小さな拠点づくり推進事業費は、地方創生事業の一環として実施したものであり、主なものとして、地域包括ケアシステム構築にかかわる公社設立に向けた13節委託料599万9,400円であり、ほーらい館を拠点とした介護予防教室、介護予防園芸療法事業費に関する事業費として、14節使用料及び賃借料として、教室運営にかかわるほーらい館使用料159万4,000円であります。

目98臨時福祉給付金事業費、23節償還金利子及び割引料は、過年度国庫補助金返納金として、146万円であります。

続きまして、決算書36ページ。成果報告書は戻って43ページになります。

3款民生費、4目子育て支援事業費の20節扶助費1,122万4,430円は、主なものとしまして第1子以降、子育て支援金として39人に総額380万円、ひとり親家庭医療費助成事業費348万6,410円、乳幼児医療費助成事業351万7,340円などであり、子育て支援金は今年度対象が少なく、反面ひとり親家庭医療費助成事業や乳幼児医療費助成事業は増加しております。

続きまして、4款衛生費、保健センターの事業費であります。

決算書38ページをお開きください。成果報告書は44ページになります。

4款1項保健衛生費、5目保健センター運営費、12節役務費371万5,391円は、地方創生交付金事業を活用した長寿食材調査成分分析検査代371万5,391円であります。

同款6目予防費、11節需要費375万9,526円は、主なものとしまして各種予防接種ワクチン代でありまして、13節委託料1,086万8,549円につきましても、乳幼児の各種予防接種や高齢者の予防接種、結核検診などの医療機関への委託料であります。

決算書39ページ、成果報告書は46ページです。お開きください。

同項7目健康増進事業、13節委託料1,250万195円につきましても、各種がん検診などの検査機関

やシステム管理に関する委託料であります。がん検診受診率向上は、早期発見、早期治療といった観点から重要であります。前年度より15%ほど委託料は下がっており、女性がん検診は上がっておりますが、胃がん検診、大腸がん検診などは前年度より受診率が下がっており、がん検診受診率向上について努力が必要と考えています。

続いて、成果報告書は44ページになります。

8目すすく親子推進事業費、13節委託料453万6,234円につきましても、妊婦や乳幼児健診委託料が主なものであります。

同項19節負担金補助及び交付金630万5,527円は、産科医確保にかかわる補助金600万円他、不妊治療支援事業への助成であります。

以上、保健福祉課管轄の説明を終わります。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

きゅらまち観光課の、歳入歳出の決算書を説明いたします。

皆様のお手元の10ページをお開きいただきたいと思っております。決算書の10ページでございます。

12款使用料及び手数料、1項手数料、4目商工費使用料の1節観光施設使用料でございます。339万7,540円の歳入になっておりますが、これは闘牛場におけるなくさみ館の使用料及び展示室の入館料でございます。

同じ10ページの12款使用料及び手数料の2項手数料、2目衛生費手数料の1節の諸手数料であります。歳入が25万7,250円の歳入となっておりますが、これは犬の登録代、それと猫の登録代等でございます。

次に、11ページのほうをお願いいたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節環境衛生補助金、1,772万2,000円の歳入でございますが、これは合併浄化槽の国の補助金でございます。

続きまして、14ページのほうをお願いします。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節環境衛生費補助金でございます。これも浄化槽整備事業の交付金でありまして、これは県のほうからの補助金でございます。

同じ14ページの14款県支出金、2項県補助金、5目商工観光費県補助金、1節商工費の補助金であります。これは屋外広告物の権限移譲金、環境保全支援活動事業などがあります。当きゅらまち観光課には12万円の歳入となっております。

次に、15ページをお願いします。

14款県支出金、3項県委託金、2目衛生費県委託金、1節環境衛生費委託金。これは海岸漂着物対策事業の補助金でありまして、1,607万9,000円の歳入になっております。これは、県からの90%でございます。

次に、17ページをお願いします。

19款諸収入、3項雑入、1目雑入、6節雑入。これはヤスデの対策、それとハブ駆除対策費が権

限移譲委託金、そして総務課のほうからも先ほど説明がありました、徳之島アイランド広域連合からの返納金等でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出のほうをご説明いたします。

歳出のほうは、成果説明書は57ページから60ページになります。決算書のほうは、36ページのほうをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生総務費、4,369万8,528円の歳出となっておりますが、大きな歳出といたしましては徳之島食肉センターの負担金等でございます。不用額の主に大きいものとしましては報償費でございますが、これはハブの買い上げ料で、大きな不用額となっております。

37ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費は、主にハブ買い上げ、またはハブ咬傷費、それから合併浄化槽の補助金等でございます。成果説明書にございますように、ハブ買い上げ数は1,727匹、ハブ咬傷費、ハブにちょっと会われた方が8名、それから合併浄化槽補助設置基数といたしまして、39基でございます。

同じく4款衛生費、1項保健衛生費、3目清掃費、これは一般廃棄物収集運搬の委託料及び徳之島アイランド広域連合への歳出でございます。不用額としては、28年度並みでございます。

同じく37ページの4款衛生費の1項保健衛生費、4目美しい村づくり総合推進事業でございますが、これは主に不法投棄の回収に対する支出、不法投棄による看板設置、ゴミステーションの設置などでございまして、これも大きな不用額はございません。

次に、40ページのほうをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、96目海岸漂着物地域対策推進事業費といたしまして、海岸漂着物の回収作業員を雇用いたしまして、毎日清掃を行っているところであります。また、台風時や強風時には特に海外からと思われる漂着物が多く、重機等をリースしながら回収しております。29年度は回収量といたしまして131トンの回収物を回収処理しております。

続きまして、48ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、これは大まかには商工会への負担金が主で、商店町が衰退、個人消費の低迷により大変厳しい状況にあります。このような状況で、行政並びに商工会が一体となって、伊仙町で確実に消費がなされる景気対策を目的として補助しております。

49ページのほうをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目観光費でございますが、これは各施設の維持管理またはトライアスロン等の負担金、闘牛連合会への負担金、それから伊仙町ほーらい祭りのほうへの負担金でございます。29年度は、トライアスロンの参加者が744名の参加でございまして、完走者が613名ということになります。

同じく49ページの6款商工費、1項商工費の4目徳之島地域文化情報発信施設運営費でござい

すが、なくさみ館施設の管理運営、それから臨時職員の雇用の支出でございます。

次は49ページから50ページでございます。

6款商工費の1項商工費、5目世界自然遺産推進費としまして、主に徳之島地区自然保護協会の負担金等であります。

次に、50ページの6款商工費の1項商工費の6目景観計画策定推進事業とありますが、市町村が景観行政事務をするに当たり、景観計画等策定への移行する研修会の旅費等の歳出であります。

次に、50ページの、同じように6款商工費の1項商工費、8目景観形成環境保全活動支援事業費といたしまして20万円歳出しておりますが、これは景観形成環境保全活動支援補助金として上検福集落と西目手久集落に美化活動の一環で、集落の清掃や維持管理に必要な器具等を補助してございます。

きゅらまち観光課からは、以上でございます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○農委事務局長（元田健視君）

それでは、農業委員会の補足説明をいたします。

歳入の決算書14ページをお開きください。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業補助金、1節農業委員会補助金、収入済額補助金607万4,666円となっております。内訳といたしまして、農業委員会補助金として215万2,000円、機構集積支援事業費といたしまして153万6,000円、農地利用最適化交付金といたしまして238万6,660円となっております。

続きまして、17ページ、お開きください。

19款諸収入、4項受託事業収入、1目受託事業収入、1節農業者年金収入済額39万8,900円、3節農地売買等事業委託業務として1万3,000円となっております。この委託業務は、権限移譲による事務委託料となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書40ページ、41ページをお開きください。成果説明書が61ページからになります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬、これは農業委員会会長及び委員、推進員の報酬となります。

13節委託料は、農家台帳システムの管理委託料になります。

19節の負担金及び補助金、交付金は、県農業会議所及び奄美地区農業委員会連絡協議会の負担金となっております。

続きまして、成果説明書の61ページをごらんください。

農業委員会総会の開催状況は、毎月15日前後の総会日と決まっております。主な議題といたしましては、農地法3条許可申請の議案、農地法4条、5条許可申請を議案として、主に取り扱っております。29年度の農地法3条許可申請は84件、29万1,374m²が売買及び贈与となっております。農地法4条許可申請は2件で853m²、農地法第5条許可申請が10件で、7,499m²が転用されております。

続きまして、農地利用集積結果は23件、22万7,333m²となっております。農業者年金加入状況についてですが、平成29年度は1件もありません。受給者数は190名となっております。

あと予算書45ページをお開きください。

5款農業水産業費、1項農業費、21目農地利用最適化交付金事業費、この分に関しましては、農業委員会推進員の活動報酬となっております。主な活動としましては、土地集積、農地調査、土地中間の推進、農地中間の推進ということで、活動の報酬となっております。今回、活動といたしまして1委員、約11万9,333円の、20名分の報酬となっております。

以上で、農業委員会の説明を終わります。

○経済課長（仲島正敏君）

引き続きまして、経済課の補足説明をいたします。

決算書、歳入について14ページをお願いいたします。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節農業費補助金9,785万1,315円のうち、主なものといたしまして、青年就農給付金事業補助金986万円、奄美群島農林水産業輸送コスト支援事業補助金8,008万4,122円、鳥獣被害対策事業補助金として287万3,000円がございます。また強い農業づくり交付金1億3,405万2,000円が、歳出の42ページ糖業振興費において翌年度繰り越しに記載されていますが、南西糖業伊仙工場の結晶缶の機能向上を図るための交付金でして、製糖期終了後に工事を行う関係上、このようになっております。

続きまして、4節林業費補助金393万1,800円のうち、主なものといたしまして、松くい虫駆除補助金といたしまして257万6,000円になります。

5節水産事業補助金644万9,190円のうち、主なものといたしまして、離島漁業再生支援事業補助金566万5,191円です。

続きまして、15ページ、3項県委託金、3目農業水産業県委託金、1節農業費委託金662万3,000円は、奄美群島移動規制害虫特別防除事業委託金になります。こちらはいわゆるCGカンキツグリーニングの調査の委託になります。

続きまして、16ページ、17款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、3節伊仙町肉用牛特別導入事業基金繰入金2,673万3,059円は、基金の国庫返納に伴うものでございます。

続きまして、17ページ。19款諸収入、3項雑入、1目雑入、6節雑入7,935万4,354円のうち、435万8,000円が農地中間管理事業事務委託費になります。

続きまして、5目貸付金元利収入、1目農林水産業貸付金元金収入、1節貸付金元金収入調定額の500万円は、平成27年度直売所百菜への貸付金ですが、平成29年度決算では60万円が返納され、残金の収入未済額が440万円でございます。こちらにつきましては、引き続き今年度も毎月20万円ずつ返金をされております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

決算書41ページ、明細書のほうは62ページから64ページになります。

41ページ、5款農林水産業費、1項農業費、4目農業総務費、主なものといたしましては、11節の需要費516万7,986円のうち、堆肥センターの計量器の修繕費が429万8,400円でございます。

続きまして、42ページ、5目特殊病害虫駆除対策費、こちらはCG病カンキツグリーンング病やミカンコミバエ等の侵入防止のための需用費でございます。主なものといたしましては、11節需用費の中の薬剤代が主な支出でございます。

続きまして、6目糖業振興費、主なものといたしましては委託料121万2,312円、サトウキビ優良種苗供給確保事業の原料圃場の委託料でございます。また19節の負担金補助及び交付金の翌年度繰越額に記載されております1億3,405万2,000円は、先ほど歳入で説明いたしましたとおり、南西糖業の結晶缶の機能向上を図るための工事費でございます。現在、工事中でございます。

続きまして、7目有機物供給センター管理運営費、主なものといたしましては13節委託料992万6,000円、こちらは有機物供給センターの管理委託料になります。

続きまして、42ページから43ページにかけまして8目園芸振興費ですが、主なものといたしましては、19節の負担金補助及び交付金の46万4,000円のうち、伊仙町園芸振興会活動費の36万円でございます。

続きまして、9目畜産振興費、主なものといたしまして19節負担金補助及び交付金のうち997万6,000円が優良素牛保留事業の補助になります。こちらのほうも翌年度繰り越し額に1,104万3,000円の記載がございますが、こちらは平成29年度畜産基盤再編総合整備事業のうち、参加者の2名の方の負担分でございます。

その下の23節償還金利子及び割引料2,673万3,059円は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金、国庫基金の返納になります。

続きまして、11節農林水産物輸送コスト支援事業、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金9,255万4,279円、こちらは平成29年3月から平成30年2月までの農林水産業輸送コスト支援事業の補助金になります。

続きまして、43ページから44ページにかけまして、12目青年就農給付金事業費、主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金975万円は、7名の受給者のうち6名が150万円の年間分と、1名が半年分の75万円でございます。

続きまして、飛びまして15目鳥獣被害対策事業費、主なものといたしましては、8節報償費84万6,000円は、有害鳥獣捕獲駆除としてイノシシ1頭当たり1万8,000円の頭数分になります。

16節原材料費319万6,800円は、イノシシ侵入防止対策の、防止柵の材料費になります。

続きまして45ページ、17目農業支援センター運営費、主なものといたしましては、18節備品購入費1,000万円、こちらは支援センターのトラクター及び周辺機器並びに公用車、作業用の軽トラック等の備品購入費になります。

続きまして48ページ、3項林業費、1目林業振興費、主なものといたしまして、13節委託料466万5,600円のうち267万8,400円を、松くい虫駆除の伐倒作業委託料として支出いたしております。

続きまして、4項水産業費、1目水産振興費、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金830万2,000円のうち、811万2,000円が離島漁業再生支援事業補助金として支出をいたしております。

以上、経済課の補足説明を終わります。

○耕地課長（上木正人君）

それでは耕地課管轄の、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

まず、歳入より説明をいたします。決算書の8ページをお開きください。

11款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、1節現年度分調定額525万2,260円に対しまして収入済額297万1,740円、収入未済額が228万520円、徴収率56.58%です。現在進行中の基盤整備事業区域でございまして、引き続き、徴収に努めてまいりたいと思います。

同じく11款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金2節滞納繰越分、調定額6,317万6,837円に対しまして収入済額779万5,415円、収入未済額が5,538万1,422円、徴収率12.34%です。合計調停額6,842万9,097円に対しまして、収入済額1,076万7,155円、収入未済額が5,766万1,942円、徴収率15.73%です。昨年度に比べまして、若干ではございますが5.4%の増となっております、他の徴収率から比べますと、大幅に低い状況でございます。原因といたしましては、工事の苦情や土地の配分などの不満等があり、解決には時間を要しますが、関係機関と連携をしながら粘り強く説得に当たりたいと思います。また今年度より毎月夜間徴収、催告状の発送、電話による催告などを実施しておりまして、今後も、徴収の強化に努めていきたいと思っております。

過去の滞納分に関しましては、昭和50年代にさかのぼるため、滞納者の転居先不明、死亡、土地の売買、相続人不明者などの理由で、徴収が困難な状態が少なくありません。今後の対策といたしまして納税証明書等の発行をしないなど、少額滞納者の見直し、悪質な滞納者に対しましては、法的根拠等も今後考えていきたいと思っております。

次に、14ページをお開きください。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、3節農地補助金、調定額3,152万7,660円に対しまして、同額の3,152万7,660円。主に多面的機能支払交付金、地籍調査事業補助金、ハザー

ドマップ作成委託業務補助金でございます。歳入に関しましては、以上でございます。

続きまして、歳出について説明をいたします。決算書の46ページをお開きください。成果説明書は66ページになります。主だったものを説明したいと思います。

5款農林水産業費、2項農地費、1目農地総務費、3節委託料、1,308万9,200円で、主に一筆測量図、合成図面作成業務、農道台帳作成業務、ハザードマップ作成業務委託料でございます。

下段のほう、19節負担金補助及び交付金、支払済額4,500万4,613円で、主に多面的機能支払交付金、町負担金、徳之島用水土地改良区補助金、町土地改良区運営補助金でございます。

2目の特定地域振興生産基盤整備事業、19節負担金補助及び交付金、支払い済み額が8,813万534円、これは主に県営畑地帯総合整備事業町負担金でございます。不用額733万8,466円につきましては、年度内に工事する予定の地区が諸事情等によりまして終了できなかった状況になったためでございます。

4目ダム管理費、13節委託料263万4,288円に対しまして、中部ダムのテレメータの保守点検委託料でございます。

6目地籍調査費、13節委託料433万3,000円に対しまして、こちらのほうは地籍調査、面縄の一部10ヘクタールの調査委託料でございます。

以上、耕地課からの説明を終わらせていただきます。

○建設課長（松田博樹君）

建設課関係の平成29年度歳入歳出決算について、説明いたします。決算書10ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目土木費使用料の1節公営住宅使用料につきましては、歳入が4,477万500円、現年度徴収率が93.4%となっております。

2節滞納繰越分が収入額41万5,600円で、徴収率が1.1%になります。

次に11ページ、13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、1節社会資本整備交付金が1億5,984万5,000円、うち明許繰り越しが8,157万1,000円、これは公営住宅家賃低廉化事業、公営住宅建設整備事業、防犯灯整備事業、伊仙馬根線整備事業です。

次に、同目2節防災安全社会資本整備交付金1億3,580万円、これは道路環境整備橋梁の整備事業になります。

歳出へ移らせていただきます。48ページをお開きください。

5款農林水産事業費、4項水産業費、3目漁港管理費、19節負担金及び負担金補助及び交付金11万8,000円、これは水産土木技術センターへの負担金、県漁港協会負担金となっております。

50ページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、主なものとして19節負担金補助及び交付金23万5,000円、これは電子入札システム共同利用料と市町村社会資本整備協議会への負担金となっております。

続きまして、2項道路橋梁費、1目過疎対策事業費、主なものとしまして15節工事請負費4,967万8,400円、これは成果説明書68ページのほうにありますので、ごらんください。明許繰り越し751万2,000円とありますが、これは東花津川線改良工事1工区分となっております。これはもう完了しております。

続きまして、3目道路維持費、主なものとしまして、7節賃金582万4,000円、これは各町道の補修人夫賃金です。

14節使用料及び賃借料961万660円、これは町道修理に伴う重機の借り上げ料等です。

16節原材料費1,739万3,158円とありますが、これは町道修理に伴う生コン代、レミファルト代等です。

4目県道維持管理費、主なものとしまして、14節使用料及び賃借料182万9,900円、これは建設課で所有している重機のリース料などが含まれております。

次に、52ページをお開きください。

5目社会資本整備総合交付金事業、主なものとしまして、12節役務費179万1,900円、これは登記手数料、土地鑑定手数料となっております。

14節使用料及び賃借料246万2,400円、これは土木積算システムの使用料となっております。

15節工事請負費8,267万600円です。これは成果説明書の68ページに載っておりますので、ごらんください。明許繰り越し5,931万2,000円は伊仙馬根線と阿権馬根線になります。

17節公有財産購入費は明許繰り越し1,090万円、阿権馬根線の用地購入費となります。

次に、6目防災安全社会資本整備交付金事業、主なものとしまして13節委託料1,225万3,014円、これは測量設計業務委託、CBR試験委託となります。

15節工事請負費1億4,749万800円、これは成果説明書の69ページに載っておりますので、ごらんください。

98目防災安全社会資本整備交付金事業、橋梁整備事業、15節工事請負費5,000万円、これは成果説明書の70ページのほうに載っております。

次に3項港湾費、13節委託料227万1,000円、これは成果説明書の71ページになります。

4項住宅費、1目住宅管理費、主なものとしまして、原材料費307万1,622円、これは住宅の補修材料費となっております。

54ページをお開きください。2目公営住宅建設事業費、主なものとしまして、13節委託料2,360万6,000円、これは設計委託費、工事監理委託料、伊仙町耐震改修促進計画策定業務委託などになります。明許繰り越しが765万円ですが、これは設計委託料です。

15節工事請負費2億2,269万1,000円、成果説明書の70ページになります。明許繰り越しは813万6,000円、これは大久保住宅解体等になります。

3目定住促進住宅運営費、主なものとしまして14節使用料及び賃借料1,874万160円、これは定住促進型住宅のリース料となります。

15節工事請負費1,482万5,000円、これは定住促進住宅排水路工事となります。

17節公有財産購入費150万円、これは小島団地用地購入費になります。

22節補償補填及び賠償金199万5,962円、これは電柱移転の補償費になります。

68ページをお開きください。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、4目港湾施設災害復旧費、主なものとしまして、13節委託料383万4,000円、これは面縄港防波堤災害復旧費工事測量設計業務委託になります。

15節工事請負費は明許繰り越しとなっております。

以上で、建設課の補足説明を終わります。

○教委総務課長（喜 昭也君）

それでは、教育委員会総務課関係を説明させていただきます。

まず歳入で決算書の8ページ、9ページをお開きください。

11款分担金及び負担金、2項負担金、3目教育費負担金、収入済額305万1,600円は各幼稚園の保育料等預かり保育の、保護者の負担分でございます。

続きまして、12ページをお願いします。

4目教育費国庫補助金、1節小中学校費補助金の歳入済額381万3,000円、これは小中学校の高度へき地修学旅行に対する補助金でございます。

次に、2節幼稚園費補助金20万9,000円は、町外での幼稚園を利用する場合の補助金でございます。

次に、4節保健体育費8万6,000円は、これは小中学生の新入生児に対しましての心臓検診をする際の補助金でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

6目教育費県補助金、2節保健体育補助金16万4,000円は、スクールガードに対する県の補助金でございます。

続きまして、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、収入済額904万2,680円のうち512万9,000円が、小中学生の教職員に対する宿舍の住宅の収入でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

19款諸収入、3項雑入、1目雑入、6節雑入の7,935万4,354円のうち、40万4,000円が伊仙小学校の太陽光発電の売電収入でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。56ページでございます。成果説明書は、79ページから84ページでございます。ご参考にしていただきたいと思います。支出の大きなものを説明させていただきます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費196万9,140円は、教育委員関係の予算でございます。

次に2目の事務局費は教育委員会総務課の経費でございます。特に大きなものは11節の需用費で、

199万7,503円は、これはコピーのカウンター台もろもろ経費でございます。

次に、58ページ。小学校費の9目学校管理費の、7節の賃金661万7,800円は、各小学校の用務員さんの賃金で、11節需用費の2,056万737円は、各小学校の修繕費及び教員住宅の修繕費でございます。

13節委託料320万3,404円につきましては、浄化槽または電気保安等の各種委託料でございます。また18節備品購入費の146万258円は、各小学校の机、椅子などの購入費でございます。また10目教育振興費の、18節の備品購入費の100万円は、各学校の理科の教材購入費でございます。

20節扶助費の286万7,924円は、小学校の高度へき地修学旅行費と、準要保護児童への援助費でございます。

次に、59ページでございます。

3項中学校費、4目学校管理費、11節需用費の933万8,235円は、各中学校の修繕費、教員住宅の修繕費でございます。

13節委託料225万2,404円は、浄化槽または高圧電気などの各種の点検委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金の154万4,565円は、各中学校の体育連盟に対する補助金などでございます。

次に60ページです。5目教育振興費の18節備品購入費の100万円は、中学校の理科の教材の購入費でございます。

次に、6目学校建築費、15節工事請負費につきましては、昨年の2月の臨時議会でも説明したとおりで、今回は実施を見送りいたしました。

次に、4項幼稚園費、4目幼稚園管理費の7節賃金の521万9,757円は、町内3園の代替や、預かり保育の先生方の賃金でございます。

最後に67ページ、6項保健体育費1目保健体育総務費8節報償費の159万2,350円は、内科、眼科、耳鼻科、歯科の医師に対する報酬でございます。また、12節役務費の121万1,953円は、教職員の健康診断の際の検査手数料でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（稲田良和君）

では、社会教育課関係にかかわる平成29年度歳入歳出の決算について説明いたしたいと思っております。まず、歳入でございますが、決算書10ページをお開きください。

12款使用料及び手数料1項使用料3目教育使用料1節社会教育使用料190万6,181円は、総合体育館、公民館使用料及び歴史民俗館の入館料でございます。

11ページ、お願いいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金3目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金1億5,984万5,000円のうち、ナイター設備改修工事金及び管理棟の耐震診断業務及び設計業務委託費1,380万7,000円が含まれております。

12ページ、お願いします。

13款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目教育費国庫補助金 3 節社会教育費補助金428万円、14ページ、14款県支出金 2 項県補助金 6 目教育費県補助金 1 節社会教育費補助金29万8,000円、15ページ、3 項県委託金 4 目教育費県委託金 1 節社会教育費委託金2,314万円につきましては、町内遺跡確認調査事業及び畑総地内遺跡等発掘調査事業費における国、県の補助金及び委託金でございます。

17ページ、お願いします。

19款諸収入 3 項収入 1 目雑入 6 節雑入7,935万4,354円のうち一般コミュニティー助成金100万円が含まれております。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出にきたいと思います。

成果説明書は84ページから90ページとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

決算書、歳出54ページ、7 項土木費 5 項公園費 1 目特定地区公園整備事業費につきましては、9 節旅費は不用額といたしまして、県との打ち合わせ等の旅費でございましたが、打ち合わせ等ございませんでしたので、16万4,950円が不用額となっております。

13節委託料につきましては、グラウンドの管理棟の耐震診断等設計業務委託になっております。

15節工事請負費でございますが、ナイター設備の改修工事になっております。

続きまして、61ページをお願いいたします。

9 款教育費 5 項社会教育費 1 目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金でございますが、地域女性連やP T A、青年団等各種団体の補助金及び県、地区の負担金でございます。

62ページ、3 目学習支援プロジェクト事業費でございますが、4 節共済費、7 節賃金につきましては、図書室の臨時職員の保険と賃金になっております。

4 目社会体育費11節需用費でございますが、主に体育館の光熱費となっております。

12節役務費につきましては、消防検査手数料が年2回となっておりますが、1回でありましたのでその不用額が13万6,480円の不用額となっております。

あと、19節負担金及び交付金でございますが、町体育協会、スポーツ少年団の補助金及び県、地区の負担金でございます。

5 目義名山公園管理費、11節でございますが、公園グラウンドの草刈り機の修繕費等でございます。

62ページから63ページ、6 目公民館費 7 節でございますが、公民館の臨時職員の賃金でございます。

11節需用費でございますが、東公民館の光熱費でございます。

63ページ、7 目文化費19節負担金補助及び交付金でございますが、町文化協会の補助金及び県、地区の文化協会の負担金となっております。

8 目図書室運営費13節委託料でございますが、蔵書システム保守管理委託料でございます。

続きまして、64ページ、お願いいたします。

9目歴史民俗資料館11節需用費でございますが、阿権平家屋根の改修費、高倉修繕のための解体費でございます。10目並びに11目につきましては、国、県の補助を受けまして、町内遺跡等の調査事業が行われていますが、賃金等につきましては、事務及び作業員の賃金となっております。

また、13節委託料でございますが、水中海底地形測量委託料面縄塚シンポジウムのポスター作成及び遺跡等の看板作製委託料でございます。

同じく、14節使用料及び賃借料でございますが、水中海底地形測量時の船舶の賃借料でございます。

続きまして、65ページお願いいたします。

12目及び13目、66ページ、15目、97目、98目につきましては、県の補助を受け実施しております主なものとして、賃金並びに委託料については、発掘現場、調査現場における発掘作業員並びに整理作業員の賃金、また委託料につきましては、年代測定、報告書作成などとなっております。使用料及び賃借料につきましては、発掘現場の機器の借り上げ料となっております。

14目寺子屋事業8節報償費でございますが、講師及び支援員の謝礼金及び謝金でございますが、不用額につきまして52万7,352円が不用額となっておりますが、当初講師の補助として支援員を募集しましたが見つからず、これの残となっております。

13節委託料でございますが、東大ネット遠隔双方向ライブ授業の委託料となっております。

66ページをお開きください。

96目青少年健全育成事業でございますが、コミュニティー助成事業を受けて毎月開催の親子チャレンジ教室、8月に行うリーダーキャンプ等青少年健全育成事業として実施しているものでございます。

以上、社会教育課管轄の説明を終わります。

○学給センター所長（伊藤勝徳君）

それでは、給食センターの説明を行いたいと思います。

歳入につきましては、18ページをお開きください。

19款諸収入4項受託事業収入1目受託事業収入2節製パン加工賃、収入済み額496万9,230円となっております。これは、製パン加工賃としての受託費であります。内訳といたしましては、製パン加工賃が211万6,892円と、米飯加工賃が285万2,338円でございます。

続きまして、歳出の決算書は67ページから68ページになります。成果説明書は最後のページ91ページに載っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

歳出の分、9款教育費6項保健体育費2目給食センター運営費、主なものを紹介していきたいと思っております。

7節賃金は、運転手と調理員等の賃金でございます。

あと、9節旅費は、大島地区学校給食センター運営協議会総会研修会と、鹿児島県学校給食セン

ター運営協議会総会研修会の分でございます。

続きまして、68ページ、13節委託料につきましては、高圧電気管理と浄化槽管理とネズミ、ゴキブリ駆除の委託分でございます。

14節使用料及び賃借料は、コピー機リース料、あとは夏場の台風等に停電がいたしますので、発電機の借り上げ料及び給食用の運搬車のこれが2台分のリース料でございます。3台、運搬車がありますけど、2台の新車を購入いたしましたものですから、この2台分のリース料でございます。

続きまして、18節備品購入費につきましては、温食施設に備えつけの冷蔵庫が平成30年2月の21日に故障いたしましたものですから、大型冷蔵庫を2台分、152万2,800円、あと防水型デジタル大ばかりが1台、あと冷蔵庫といたしまして、これ牛乳保冷庫なのですが、喜念小学校と面縄小学校に購入した2台分で33万4,800円の分でございます。

あと、19節の負担金及び交付金につきましては、負担金といたしましては郡と県の給食センター運営協議会と学校給食栄養士の協議会及び徳之島保健所管内給食施設連絡協議会の分でございます。

あと、補助金につきましては、準用保護児童生徒給食費といたしまして245万5,488円分と、学校給食用物資代分として1,481万5,260円分でございます。

あと、27節の公課費につきましては、公用車、給食用運搬車が3台ございますので、この分の重量税でございます。

以上で、給食センターの説明を終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

補足説明を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書89ページをお開きください。

実質収支に関する調書について、歳入総額は13億5,441万6,000円、歳出総額は13億2,830万9,000円で、歳入歳出差引額は2,610万7,000円、実質収支額も同額2,610万7,000円となっています。うち、基金繰入金は2,600万円となっております。

成果報告書については49ページ、お開きください。

49ページ、療養の給付費等について説明いたします。

経年変化を見ますと、成果及び問題点にありますように、平成26年度から27年度にかけては、保険給付費全体の対前年度比が伸び、平成28年度決算では、対前年度比は3.4%で保険給付費が増加していましたが、29年度におきましては、対前年度比1.5%、1,077万8,545円減少で、保険給付費等支出額の一定の抑制効果はあったのではと思われます。

しかし、49ページの給付費等の表を見ますと、一般療養給付費の件数は前年度よりやや増加していますが、保険者負担分支出額では5億8,124万3,148円で、前年度比1.9%の減少となっており、療養費においては件数もやや減少し、療養費の保険者負担分は488万8,388円で、前年度比14.6%の減少となっております。

しかしながら一方、退職者医療においては、加入者は減少する中、療養給付費、療養費、高額療養費ともに増額となっており、退職者医療給付費の年報値における支出額においては、対前年度比27.6%の526万5,904円増加となっております。重症化した症状の医療費が多かったと考えられます。行政の適正化のさらなる取り組みとして、加入者におきましても重症化を予防する認識を高め、生活習慣改善などさらに図っていく必要があると考えます。

また、昨年度より重要対策としました中の一つであります療養費の伸びに対する対策としましては、柔道整復にかかわる療養費について、施術内容の審査より要件に該当する加入者への内容調査及び適正受診の勧奨を行ったことなどから、結果として、一般退職合わせて前年度比14.2%、82万3,421円の減少となり、一定の抑制効果につなげることができました。

しかし、高額医療費も、前年度比較では一般医療は減少しましたが、退職者医療につきましては20%の増加となり、1件当たりの保険者負担額として42.8%の増加となりました。がんや虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病、腎症などによる人工透析などの増加も懸念され、高額な治療費を要する疾患に対する予防に、さらに力を入れていく必要があります。

こうした現状に対し、成果報告書46ページになりますが、保健センターのほうで特定健診、特定保健指導の実施や、国庫や県費を活用して適正化事業を行っています。検診結果からリスクの高い方を抽出して、重症化予防や医療費適正化に向けて、仲間意識を持ち、楽しく健康づくりができるようにインセンティブをつけたウエストサイズ大作戦を今年度も継続して実施し、参加者も増加していますが、期間中だけでなく継続して生活習慣の改善が図られるよう検討をするとともに、重複、頻回受診などの適正受診についての訪問指導や高額療養につながるような重症化予防については、今後さらなる取り組みを強化していきたいと考えています。

最後に、繰入金につきましては、決算書80ページになりますが、平成29年度は、主に共同事業交付金が前年度比12.1%減額の4,820万1,575円減額したことなどもあり、法定内繰り入れを含めた一般会計繰入金が、前年度より増額の1億6,373万7,893円となっております。

平成30年度から、制度改正により、県が保険財政運営を担うことになりましたが、この改正の目的の一つが、法定外繰り入れを是正していくことであり、当面は国の財政支援もありますが、保険

給付に必要な費用は全額市町村に県が支払いますが、県が決定した国保事業納付金を県に納付しなければならず、このためには収納額を上げる努力と医療費の適正化を図ることが重要であります。なるべく保険税の自主財源不足に伴う決算補填を目的とした一般会計からの法定外の繰り入れを是正していけるよう、今後も努めていきたいと考えます。

保健福祉課からは以上ですけれども、税金につきまして、税務課のほうから説明をお願いいたします。

○税務課長（名古健二君）

続きまして、税務課から、国保税の徴収について説明させていただきます。

決算書の76ページから77ページ、お聞きください。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税の合計額の現年度と滞納繰越分の説明をいたします。

現年度分の調定額は1億882万7,700円、収入額9,348万100円、徴収率85.9%、前年度より0.1%の増になっております。

続きまして、滞納繰越分の調定額5,595万7,563円、収入額925万5,655円であります。徴収率16.54%、前年度より0.9%の減になっております。

合計額の調定額が1億6,478万5,263円、収入額1億314万4,155円であります。徴収率62.95%、前年度より1.04%の増になります。合計額で前年度より収納額が801万441円の伸びになっております。これは、税制改正による後期高齢者支援費の均等割り、平等割額のそれぞれ3,000円の増額が主な要因だと思われまます。

続きまして、不納欠損額320万6,400円であります。人数といたしましては78名、納期者数282件になります。これは全て5年が過ぎました消滅時効であります。

これで歳入の徴収説明を終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

補足説明を終わります。

日程第3 認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書105ページをお聞きください。

実質収支に関する調書について、歳入合計は9億6,558万1,000円で、前年度よりやや微増、歳出総額は6億3,101万7,000円で、前年度比較より2.2%減となっており、歳入歳出差引額は3,456万4,000円、実質収支額も同額3,456万4,000円となっています。うち、基金繰入金額を3,400万円としています。

決算書93ページから96ページ、歳出が97ページから104ページにあります。まず歳入について、90ページをお開きください。

1 款保険料について、成果報告書は51ページをお開きください。調定額が第1号被保険者現年分と過年度分合わせて1億6,112万4,656円に対し、収入済額が1億2,316万4,730円で、収納率は現年度分が前年度より0.3%低い96.74%、過年度分が5.27%で、前年度より1.0%低い状況になっております。

不納欠損は、前年度引き続き死亡者で徴収ができない人について行っています。

収納率が前年度より下がっていますが、成果報告書にありますように、滞納者につきましては、督促状の送付時に、介護保険制度についての説明書や、滞納者の対応などについて記載した文書を同封したり、また個別訪問や夜間徴収、電話相談など、収納率向上にさらに努めていきたいと思っております。特に、普通徴収の徴収率を上げることが大きな課題であり、個別訪問などの対応をしっかりと行っていきたいと考えています。

2 款から5 款につきましては、介護保険給付費及び地域支援事業費における予防給付費他各事業の実績に伴う国庫、支払基金県支出金であります。

5 款繰入金につきましては、基金からの繰入金2,286万5,000円もありますが、決算書96ページですが、その他繰入金は1,315万2,000円で、前年度より0.8%増となっておりますが、実績に伴い、全体としましては前年度より6.5%減額の1億5,719万7,667円となっております。

戻りまして90ページ、6 款諸収入につきましては、2 項雑入634万9,762円となっておりますが、これは督促手数料や主には前年度分実績による支払基金と介護保険組合からの返還金などです。

歳入合計は、収入済額9億6,558万1,257円となっておりまして、前年度より41万4,000円ほどの増額となっております。

続きまして、歳出につきましては、決算書91ページをお開きください。

成果報告書は50ページから51ページになります。

1 款総務費 1 項総務管理費は、前年度比12.8%の増となっておりますが、主な理由は、制度改正に伴うシステム改修の介護電算事務処理負担金の増額によるものであり、2 項介護認定審査会費につきましては、前年度比6.5%、73万412円の全額となっております。

2 款保険給付費につきましては、認定件数は減少しているものの、介護度の高い割合がやや高くなったこともあり、1 項介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費の増加などでやや微増、2 項介護予防サービス等諸費については、予防給付費は下がっていますが、介護予防福祉用具購入費の増加や総合事業の定着により、介護予防サービス計画給付費が増加し全体として微増となっております。

平成30年3月31日現在の要介護認定者数は509人となっておりまして、前年度比0.8%の減少となっております。

成果及び問題点にありますように、認定審査時に窓口での聞き取り調査や自宅訪問を行い、必要

に応じて介護申請または総合事業の申請を行っていったことから、前年度に引き続き認定者数も減少し、適正化につながってきていると思われます。

しかし、若年者の介護申請が増えつつあり、介護認定の要因が末期がんであるケースが増えつつあります。この点については、脳卒中などもそうではありますが、疾病の予防と早期発見、早期治療が重要であり、健康増進部門とも連携を強化していきたいと考えています。

また、総合事業が推進され、地域サロンの活性化、地方創生事業などを活用しての包括支援センターの予防活動により、予防給付費は大幅減少していますが、介護給付費につきましては横ばいの状況にあります。この点につきましては、給付費の抑制に向けて、介護、包括また各事業所と連携を強化し、さらに介護給付費適正化に努めていきたいと考えています。

3款地域支援事業につきましては、全体として前年度比の7.0%増の3,580万4,132円となっていますが、地方創生事業の活用などにより、2目の一般介護予防事業費は減額していますが、1項介護予防生活支援サービス事業費は前年度より17.5%の増、3項包括的支援事業任意事業費は前年度比20.8%増額となっています。

成果報告書51ページから52ページになりますが、総合事業で高齢者の自立支援の取り組みを行ったことで、介護予防効果が見られ、介護予防給付費の削減や認定率も下がっていますが、介護相談は増加しており、相談やプラン作成から評価までを行うケアマネジャーや看護師などの確保や、自立支援に向けた質の高いケアマネジメントを行うための研修参加なども必要で、予算確保が必要になっています。

また、2項一般予防介護予防事業費は、他事業の活用で、事業費は昨年度より25.2%減額していますが、地域でのサロン活動に加え、ほーらい館での介護予防教室も充実してきました。

しかし、成果報告書にありますように、ほーらい館まで送迎がないと来られない方も多く、今後体制づくりが必要と思われます。

3項包括的支援事業任意事業費につきましては、1目総合相談事業費が7節の賃金の増などにより前年度より増額となっていますが、成果報告書にありますとおり、相談件数も前年度より282件増え、内容につきましても認知症、介護問題や独居世帯で身元引受人がいない方、また家族が島内にいないケースなど相談内容が多様化し、指南困難ケースが増加しています。定期的な看護師の訪問での実態調査などで、重症化予防に努めるとともに、今後も在宅生活を継続できるように医療機関との連携を図り、在宅医療、介護連携事業の推進に努めたいと考えています。

最後に、6目生活支援体制整備事業につきましては、13節委託料240万円を社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを中心に、地域の介護課題や地域の人材を含めた介護資源などについて話し合いを持つマップづくり、サロン交流会の開催等を行いました。

しかし、認知症など相談件数など認知件数が増えるなど、地域での課題も大きく、地域力の高い島の特性を生かし、今後こうした課題を地域の方々にも生活支援サポーターとして、地域の困りごとは地域でも解決するなどの体制づくりを図っていきたいと考えています。

歳出合計につきましては、支出済み額、前年度比2.2%減の9億3,101万6,762円となっています。

平成30年度から、第7期介護保険計画も推進中ではありますが、住みなれた地域で高齢者が重度の介護状態になっても、そのままその地域で暮らし続けることができる地域づくりを行っていきう、地域包括ケアシステム体制づくりを、今後も関係機関各部署と連携を強化して取り組んでいきたいと考えています。

以上で補足説明を終わります。

御審議のほうよろしくお願いたします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

補足説明を終わります。

日程第4 認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成29年度伊仙町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書114ページをお開きください。成果報告書は54ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料現年度分が前年度比1.54%増加の99.19%、滞納繰越分が前年度比1.67%増加の45.87%となっています。特に、昨年度より滞納繰越分につきましては、28年度84件、184万6,600円から、平成29年度は出納閉鎖時には32件、89万2,700円とかなり減少しました。今後も、滞納解消に向けて制度の理解促進や納税相談の実施、個別相談、個別訪問などを実施し、また税務課と連携を図り、未申告者への申告による適正賦課を行うなど、申告の推進や納税相談を小まめに実施し、滞納額の減少に努めていきたいと考えています。

2 款使用料及び手数料の1万9,600円は、督促手数料であります。

3 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度比3.08%増加の1億5,019万7,518円となっております。特に3項療養給付費繰越金が前年度より7.4%増加し、1億400万1,374円となっています。

4 款繰越金は、190万7,439円となっています。

5 款諸収入につきましては、主に4項受託収入で、前年度比40.8%の増加の172万6,720円となっておりますが、療養費が増加する中、長寿健診実施や各種後期高齢者保険事業広域連合より受託して実施するものであります。

歳出につきまして、決算書107ページをお開きください。

特に2 款後期高齢者医療広域連合納付金が、前年度比4.9%の増加で、874万1,239円の増額で、1億8,661万2,626円となっています。療養費の増加に伴うもので、療養費につきましては、成果報告書にありますように、1人当たりの受診件数は若干減っていますが、1件当たり日数や1日当たり日数、1件当たり診療費、1人当たり診療費が増加しており、重症化予防の取り組みや適正受診についての訪問指導など、医療費の適正化が必要と考えています。

こうしたことから、29年度より、3 款保険事業費は重症化予防として保険事業を受託し、訪問指

導などを行い、適正受診や未受診者への受診勧奨、要医療者への訪問指導などを実施し、また地域サロンへの健康運動インストラクターへの派遣や食生活改善推進員さんたちの派遣などを行いました。

今後も、長寿健診、受診勧奨、重症化予防としての保険事業の取り組みや包括支援センターや保健センターと連携を図り、健康寿命の延伸を目指し努力していきたいと考えています。

以上で、補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

補足説明を終わります。

日程第5 認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（重村浩次君）

それでは、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書の115ページから120ページ、成果説明書の72ページを参考にしてください。

では、歳入の部分、118ページをお願いします。

まず、施設の利用状況ですが、スポーツジムの説明をします。成果説明書の72ページにあります。

年間の全体の延べ数が6,148名。月平均しますと512名の来館がありました。その内訳が、徳之島町、天城町の利用者が月平均になおしますと、徳之島町が58人、天城町が27人、伊仙町が427名でございます。

決算書の118ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目使用料、4,485万6,021円ですが、この内訳といたしまして、施設利用料が4,171万309円、文化施設使用料が314万5,712円です。

次に、2款繰入金1項繰入金1目繰入金1節一般会計繰入金が6,088万7,330円となっております。

次に、歳出ですが、120ページをお願いします。

歳出額の大きいのが11、需用費と13、委託料ですが、需用費では光熱水費と燃料費、修繕費が多い支出となっております。光熱水費が1,995万8,452円、燃料費が1,400万1,386円、修繕費が1,556万6,800円です。13委託料ですが、運転管理委託料、設備と高圧で709万7,760円、浄化槽管理委託料125万4,858円、観覧者席保守点検料37万8,000円、特殊建築物定期検査委託料が32万4,000円となっております。

決算書の121ページをお願いします。歳入総額1億1,941万円で、歳出総額が1億1,941万円と、実質支出額はゼロです。

また、以前から指摘がございました百菜の電気代金に関しましては、毎月返済をいただいております。今年の12月で完納予定となっております。

以上で報告を終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

補足説明を終わります。

日程第6 認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について議題とします。
補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（福島隆也君）

認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算書について補足説明いたします。
決算書の125ページ、成果説明書73ページをお開きください。主なものについて補足説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。1款使用料及び手数料1項1目水道使用料、現年度分及び滞納分あわせて調定額が1億210万2,076円に対しまして、収入済額5,386万2,687円、収入未済額は4,823万9,389円であります。その内訳といたしまして、現年度分収入済額は4,884万4,027円、過年度分収入済額は501万8,660円であり、徴収率は現年度分94.42%、滞納分は9.96%であります。

次に、2款国庫支出金国庫補助金1億4,286万円、これは簡易水道老朽管更新事業に係るものでございます。

次に、3款繰入金6,722万4,000円は一般会計よりの繰入金。内訳としまして、建設改良費に要する費用と給料、手当等になります。

4款繰越金2,042万6,838円は前年度からの繰越金。

5款諸収入2項1目雑入18万5,954円においては、県畑地帯総合整備事業に係る補償工事金であります。

次に、126ページに移りまして、6款町債1項1目辺地対策事業債7,100万円。2目公営企業債1億4,550万円は補助事業に係る事業債であります。歳入合計が5億105万9,479円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。

決算書は127ページからで、成果説明書は73ページ、3費用構成からとなります。主な項目をご説明いたします。

1款水道事業費1項一般管理費13節委託料285万700円は公営企業会計導入指導助言委託料でございます。2項原水浄水費1目原水浄水費11節需用費1,582万4,657円はポンプ等に係る電気料及び薬品費でございます。不用額の48万4,343円に関しましては配管維持管理費の減によるものでございます。

次に128ページ、3項配水給水費2目西部地区基幹改良事業費1,830万1,000円のうち1,089万7,720円を支出し、710万8,000円を繰り越すものであります。繰り越す理由といたしましては、木之香地区の県道改良工事が次年度に延期したためであります。

次に、3目東部地区基幹改良事業費15節工事請負費2億4,415万5,000円のうち2億3,461万6,600円を支出し、907万円を繰り越し、目に同じく17節公有財産購入費100万円を翌年度へ繰り越すもの

であります。理由といたしましては、減圧槽に係る用地買収費とその工事費です。減圧槽の設計が
おくれたためであります。

次に、129ページをお願いします。4目東部地区簡易水道増補改良事業15節工事請負費支出済額
1億2,065万2,000円に関しましては、東部浄水場の活性炭ろ過器及び東部配水池から面縄配水池ま
での送水管の布設工事に係るものでございます。工事費に係る不用額は工事執行残によるものです。

次に、2款公債費1項公債費元金につきましては4,037万7,954円です。

以上、130ページの実質収支に関する調書、歳入総額5億105万9,000円。歳出総額4億9,930万7,000
円。翌年度へ繰り越すべき財源と実質収支額を合わせた歳入歳出差引額175万2,000円を翌年度へ繰
り越すものいたします。

以上で、簡易水道特別会計の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

補足説明を終わります。

日程第7 認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題とします。
補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（福島隆也君）

認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

お手元の上水道会計決算書の1ページをお開きください。収益的収支及び支出の収入の欄になり
ます。

第1款水道事業収益につきまして、決算額は1億184万5,267円で、予算額に対しまして86.79%の
執行率でございます。主なものとして、第1項の営業収益8,185万7,547円は水道料金及び
職員の給料、手当等です。一般会計からの負担金も含まれております。予算額に比べ決算額の増減
1,550万6,453円は、営業費用に補填する額が減少したためであります。第2項の営業外収益の1,950
万3,087円につきましては、企業債償還利息等に係る一般会計からの繰入金でございます。第3項特
別利益48万4,633円につきましては、過年度損益、修正益でございます。

次に、支出の欄でございます。第1款水道事業費用決算額1億103万6,332円、予算に対しまして
98.13%の執行率であります。主なものとして、第1項営業費用9,463万4,400円につきまし
ては、浄水場及び配水管等の維持管理費また電気代、薬品代、減価償却費などがございます。不用
額の189万5,600円につきましては、人件費の減によるものであります。第2項の営業外費用287万
8,734円につきましては、企業債の利息でございます。第3項特別損失352万3,198円につきましては、
過年度分の水道料金還付などがございます。

次に、2ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入につきまして、第1款資本的収入
決済額4,804万2,836円、予算額に対しましては99.98%の執行率でございます。主な内容として、
第1項企業債3,000万は老朽管整備事業に充てる企業債であります。第2項他会計出資金1,804
万2,836円は一般会計出資金でございます。

次に、支出の欄でございます。第1款資本的支出決済額5,328万5,029円で、予算に対する執行率は97.56%でございます。主なものといたしまして、第1項建設改良費3,890万88円は老朽管整備事業に係るものでございます。不用額の133万3,912円は工事費の執行残でございます。第2項企業債償還金1,438万4,941円の企業債の償還金でございます。

次に、3ページをお願いします。財務諸表につきまして損益計算書の中の当年度純利益32万2,045円が当年度の利益となります。

以上の報告をまとめたのが8ページの上水道事業報告書であります。特に営業の欄の有収率80.01%とありますが、これは水をくみ上げた水量と家庭に使用した水量の比較であります。上水道会計の地区で80.01%、簡易水道地区では69.4%と大変低く、水道事業の経営を圧迫している要因であります。早急に、漏水等の対策等を行う必要があると思われま。

最後に、上水道の徴収率について、現年度分が出納閉鎖時3月末日で77.84%、5月末日整理期間があるものとした場合、93.04%と前年度と比べて1.53%の減、滞納分においては29.89%と前年度比で1.21%の増となっております。

以上で、平成29年度上水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

補足説明を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次の委員会は、9月19日水曜日午前10時から開きます。日程は平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算の質疑から採決までといたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時57分

平成30年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成30年9月19日

平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成30年 9月19日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第1号 平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第2 認定第2号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第3 認定第3号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第4 認定第4号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第5 認定第5号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第6 認定第6号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第7 認定第7号 平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
6番	岡林 剛也 君	7番	牧 徳久 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
10番	福留 達也 君	11番	前 徹志 君
12番	明石 秀雄 君	13番	樺山 一 君

1. 欠席議員（2名）

5番	清 平 二 君	14番	美島 盛秀 君
----	---------	-----	---------

(※清議員及び美島議員は、決算審査特別委員ではないため。)

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	佐 寶 永 英 樹 君

～平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前 10 時 00 分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ただいまから平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

本日の会議につきましては、9月18日の委員会に引き続き、質疑から採決までを行います。

審議を始める前に、質疑や答弁をされる場合は、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭に発言されることを心がけていただき、質疑においては1項目3回までの質問といたします。それ以上の質疑は、他の委員の質問に支障を来す関係上、許可しませんので、あらかじめ申し添えておきます。

日程第1 認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

平成29年度歳入歳出決算。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

マイクをお願いします。

○13番（樺山 一君）

決算について質疑をします。まず、最初に、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算審査において、平成28年度多世代交流機能拡張事業が完了していないにもかかわらず、決算書を偽装して平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算で議会に認定させた件についてどう考えているか、町長の意見をお伺いします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

いや、大丈夫です。町長お願いします。

○町長（大久保明君）

意図的に偽装したということは全くありません。29年度6月6日にその報告を受けまして、その後、その業者の、オーナーは奥様ですけど、本人に早急に対応するふうなことを厳しく指導していた状況でありましたので、それがあたかもすぐ納金できるような話でしたので、その後はそれを期待して待っていた状況の中で決算が終わったということがありますので、そのことを詳細にどのように判断していくのか、その時点で、そのときは非常に流動的な状況ですから、それを決算の……。

（「5月末」と呼ぶ者あり）5月末、失礼いたしました、よくよく振り返って考えてみますと、決算は5月末での決算でございますので、報告を受けたのが6月6日ということで、もう決算は全て終わっていたという状況でありますので、それはこの年度をまたいで継続して、今後検証していくということになったわけであります。

○13番（樺山 一君）

私が「偽装」と言うのは、伊仙町が県のほうに顛末書を出したときに、「今回の交付金の不適切予算執行の経緯は、発注済み備品が納入されていないにもかかわらず、当該年度内に事業完了した形式を整えるために、検査調書を納品済みであるように偽装し、代金を支払ったことが発端であります」という、この顛末書に書いてあるので私も偽装と言っているんですけど。もちろん6月6日に町長はそれを知って、そして、この決算に関連して、今年の29年度のこの決算書には反映されているということですか。その調定と、結局は偽装はしていないということですか。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

要するに、偽装をしたという認識があるかどうかという確認ですか。

○13番（樺山 一君）

そうです。（発言する者あり）

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

この決算審査の意義といいますのは、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか審査するとともに、住民にかわって行政効果を評価すると、きわめて重要な意味があるということです。

そして、その意義についてですけど、意義の1つに、この決算を認定することによって町村長の執行責任を住民に向かって開示をするということになるのが、この決算審査の意義でありますので、その辺はちゃんと答えていただきたいと思います。（発言する者あり）

○13番（樺山 一君）

それでは、また一般質問でしましょう。そうしたら、いや、この29年度にも同じようなことがあるから、どう考えているのか、その考えも聞きながらこの29年度の質疑もしていこうと思って私聞いているだけですので、それは年度が違うのでしたら、それは一般質問でします。

29年度の質疑に移ります。

決算書の14ページ、款14県支出金項2 県補助金目4 農林水産業費補助金節5 水産業費補助金について質疑をします。予算額687万4,000円、調定収入済み額644万9,191円、その差額について、何が原因でこういう差額になったか説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えいたします。

差額42万4,809円のうち41万8,809円は、離島漁業再生支援事業補助金の県に対しての返還金でございます。

○13番（樺山 一君）

42万4,800円のうちの41、それはもう離島漁業再生支援交付金事業の実績がなかった精算分と考えてよろしいわけですか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい、差額の41万8,809円につきましては、実績が伴わないということで返還しております。

○13番（樺山 一君）

この件は、県が何らかの情報で伊仙町の離島漁業再生交付金事業で備品、炊き出し用釜が納品されていないと、これは補助金を県としても出しているが我々には関係ないと、実績がなかったことにしてくれ、交付済みの補助金を返納させられ、また町サイドは漁業集落に対して炊き出し用釜の事業がなかったように実績報告を求め、実績報告をさせたと考えてよろしいでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

実際に納入がなされていなかったということで理解いたしております。

○13番（樺山 一君）

そして県には補助金41万8,809円返納してありますよね。漁業集落からは支払い済みの補助金、実績に基づく差額、結局は漁業集落に補助金全額支払っておりますので、その返金請求等はしましたでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

一般質問でもお答えいたしましたとおり、今詳細な報告書を作成中ですがけれども、そちらのほうに固まり次第、今後は、まずは漁業集落に対しまして返還の請求をしていこうと考えております。

○13番（樺山 一君）

これは、この決算で、結局県に対しては補助金を返納しているわけですね、41万。これは私もちよっと県の補助金か国の補助金か何かかわからないですけど、この決算をくくるためには、県には補助金を返した、そうしたら漁業集落から実績に基づいて、この釜の分83万を引いた金額の727万4,383円を予算使ったということで報告を受けて、そうしたらこの83万、調定を組まなければいけないじゃないですか、未収金か何かの調定を、その請求をして、そうしてこの決算書がくくられるべきではないでしょうか、お伺いします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時22分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

樺山議員の質問にお答えをいたします。

30年度のほうで新たに予算を組みまして、調定をとりたいと思います。

○13番（樺山 一君）

私もどう処置をしていいのかわからないですけども、ただ、県には補助金を返還して、そして漁業集落からはその出した補助金を返納請求していないということで、ちょっと違和感があ

るので尋ねましたけど、町民の皆さんに納得できるような処置をして、30年度の決算にでも説明ができるようにしていただきたいと思います。それから……。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

樺山委員、ちょっといいですか、しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午後 1時25分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

答弁させていただきます。

この件につきまして、県への実績報告が済み、県より交付金の確定通知が出た段階で、本来であれば漁業集落に対しましても町として適切に処理すべきところでございましたけれども、年度末に時間が経過をしてしまい、29年度で処理ができなかったことをおわび申し上げます。

この件につきましては、今年度改めまして予算立てをし、適切に事務処理をしてまいりたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

県に補助金返納する前に、やっぱり漁業集落に補助金返納請求を出して、お金をもらって、そのお金で県に補助金を返納すればこういう問題は起こらなかったわけですので、そういう手順をやはり間違えないで、しっかりしていただきたい。そして30年度の決算にはしっかりそういうことがはっきりわかるような形で反映させていただきたいと思います。

次に、また質問移ります。

今議会で岡林議員からも一般質問がありましたけども、この件で、その炊き出し用釜、そして、そういう問題もありましたけども、岡林議員に対しては、業者から取るとか答弁していたのですが、そこも業者から取るのか、取れないのか、そういうところも町としてしっかりと、この決算ではもう業者から取れないですよ、この決算をくくれば。だからそういうところもしっかり考えて、やはり答弁したりしていかなければ、どっちなのか、どっちに役場サイドとしては行こうとしているのかわからないので、その点はしっかりと精査して来年度の決算書に反映させていただきたいと思います。

平成29年度の漁業集落実績報告書727万4,383円に対して、その炊き出し釜を抜いた分に対して、大島支庁の農林水産課長のほうから平成29年度のサメ駆除、オニヒトゲ駆除、町が保管している活動写真データと活動記録において、活動記録の実施日、写真データの撮影間隔日数や日付に相違がある点について精査を行い、活動が適切に行われたか否かを報告すること。

2番目に、伊仙町漁業集落における平成27年4月1日時点の漁業世帯数について、国の運用等に

基づき精査を行い、漁業世帯数について根拠資料を添えて報告するという事で依頼を受けたと思います。町の調査結果として、これらの活動について適正に行われていないと判断すると報告しています。そのため727万4,000円の中からも補助金の返納の可能性が出ております。

そして平成30年度離島漁業再生支援事業の補助金申請ができず、平成30年度予算812万円が予算執行ができない状況にあります。その状況についてどう考えているか、町長、お伺いします。

○町長（大久保明君）

ただいまの樺山議員の質問に対しましては、その経過などを踏まえて、そしてこのさらに返納すべき金額などを確定しながら、今、経済課のほうでも漁協と再度いろんな話し合いなどをしていくこととなりますので、その経過に関しまして、今後しっかりした結果が出るように各担当課長もしっかりやっていただけたらと思っております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ精査をして、今月いっぱい県に報告をして、県の結果待ちということになると思いますが、この30年度予算の812万円が予算補助金請求して、予算が使えるような形でぜひ努力していただきたい。

そして、成果説明書の64ページ、水産業振興、離島漁業再生支援事業、目的、従来の漁業に加え、種苗放流、イカシバ設置、密漁の監視、サメ駆除、オニヒトデの駆除など、漁業の生産力向上に関する取り組みを行い、漁業所得の向上を図る。

そして、概要実施状況、魚まつりの実施、密漁監視、イカ産卵床の設置、サメ駆除695匹、オニヒトデ駆除45匹、スジアラ放流1,000尾。成果、種苗放流を行うことにより資源育成が図られた。また、サメ駆除、オニヒトデ駆除を実施したことで、漁業所得の向上につながっている。

まず、この成果説明書の成果が、この812万円が実施できなかつたら、もう成果がなくなるわけですので、ぜひ来年もこの成果が報告できるように、その点はお願ひしておきます。

そして、この中に、サメ駆除695匹、オニヒトデ駆除45匹、この数字の中に不適切と思われる数字が含まれていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

再度確認をしたいと思ひます。

○13番（樺山 一君）

また確認して、後で報告をお願いします。

こういう補助金返納等発生しておりますので、補助金の適正化法に、不正な手段によって補助金を受給した場合、5年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金に処せられる、補助金等適正化法に抵触させない、その団体をさせないように、ぜひ町で指導して補助金返納をしていただけて、その離島漁業の団体を補助金適正化法に抵触させないように、町のほうで事務手続を速やかに行っていただきたいということで、この質問に関しては終わります。

続きまして、成果説明書35ページ、地方創生推進事業について、8番の地方創生空き家改修費補

助金交付金事業に、成果説明で空き家改修補助交付金事業665万円、そしてその効果として、地方創生推進事業交付金を活用し、応募のあった10件を選定委員会により改修空き家として決定し、改修を行った。要綱にそぐわない空き家が3件あり、補助金の交付まで至った空き家は7件となった。7件全てを空き家バンクに登録し、そのうちの1件は東京の会社がオフィスとして活用するなど成果を上げている。県からの指摘により、地方創生推進交付金の事業対象経費として認められなかったものの、もちろん個人資産に対する補助金交付は認められなかったと。

企業誘致に成功するなど、大きい成果を上げられたと確信しているとありますが、この665万円の空き家改修補助交付金事業は、この半額50%は地方創生交付金で行われているのか、県からの指導で認められなかったとここに書いておりますが、一般財源で行ったのか、半分は地方創生補助金で行ったのかお尋ねします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

本事業の計画としまして、地方創生交付金事業を活用してという計画であったものの、県の指導、これが他の省庁が出している補助事業と重なるもの等に引っかかるということで、この29年度の空き家改修については単独で行いました。

○13番（樺山 一君）

それでは、この空き家改修費補助金交付金事業は、100%一般財源だと認識してよろしいでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

そのとおりです。

○13番（樺山 一君）

そうしたら、どこでその歳入を落としてあるの。地方創生補助金の歳入はどこで落としてどうなっているか説明していただきたい。

これはもちろん半分は町単事業、そして50%は地方創生の補助金であるという予定で予算化した事業だと思いますけど、そして、その補助金の、県に指摘されて補助金が使えなかった、それをどこで落としたのか説明をお願いします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時45分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この空き家改修がこの事業に適さないということを県のほうから指導を受けましたので、その分に対しては地方創生推進交付金の実績としては報告してありませんので、補助金としてはその後も下りてきていない状態です。

実績の最終の報告をしたのが4月10日、今実際ちょっと日にちが10日から17日の間だったと記憶しているのですが、その実績として報告してありますので、補助金はその部分には含まれていないのですが、その分を、補助金の歳入が落ちた分は単独で扱われているということになります。

○13番（樺山 一君）

4月に実績報告を上げるということで、こういう予算が一般財源に補助事業が変わるときには、やはり組み替えをして報告をしてできるように、この成果説明を見れば、やはり地方創生の空き家補助金を使っているのだと誤解しますので、そういうのをやはり明確にまた来年度の決算あたりで報告していただきたいと思います。これをどうせいと言ってもどうできるものでもないので、この件は一応、苦言を呈して終わります。

次に、成果説明書の68ページ、ここに工事施工した場所が列挙されております。そしてこの繰越明許工事について伺います。

繰越明許工事が多過ぎます、私から見れば。これはどういう理由でこんなにたくさん繰越明許になったのか。理由があったら説明をお願いします。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

過疎対策道路事業関連のほうは、発注時期が積算に時間を要して、ちょっと発注時期がおくれたことで繰り越し事業となっております。社会資本整備交付金関係の繰り越しに関しましては、国有林の保安林解除ができなかったため繰り越しとなっております。

○13番（樺山 一君）

いろいろ理由は聞けばあると思います。私は一番やはり職員がやはり予算決定すれば、例えばその予算を執行して、そして地域の方々、そのインフラを整備する地域の方々に使っていただくのが私は一番だと思います。これはもう1年後に使用していただいているわけですよ、このインフラを整備して1年後に。

そういう、やはり職員の仕事に対する考え方、それが欠けているのではないかと思います。やはり納税者に対していかにそのインフラを利用していただくか、それを考えていただきたい。

そしてまた、国の公共工事の品質確保の促進に関する法律において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより、発注・施工時期等の平準化に努めることとされております。前倒しに発注してすべきだと、国土交通省はうたっています。それが1年もおくれるわけだから、やはりそういうのもこういう法律にものをもって、ぜひ町長、職員に指導させて、またこういうおくれることが

ないように30年度は工事ができるかお伺いします。

○町長（大久保明君）

繰り越し事業に関しましては、他にも発生しておりますけれども、例えば災害とかいろんな状況、保安林解除だけではなくていろんな、例えば機材がなかなか島に持ってくるできないとか、いろんな状況が今後ともあり得ると思いますので、そういうことも前提にして、今後は年度の当初から仕事ができるように、その平準化するという指導、年度末に重なるのではなくて、全ての月で仕事があるようにという話、指導なども来ておりますので、今後のいろんな計画があるわけですが、それを早い段階で、先ほど樺山議員から何とかと表現がありましたけれども、予測して発注をしていくというふうな話だったと思いますけれども、根拠がある形で地域の方々に説明をして、町民の方々にいろんな迷惑をかけないように形にしていくのが、当然だと思っておりますので、この各課が、建設事業に関しましてはいろいろ多岐にわたっておりますので、横の連携等、最近は道路工事後に水道工事があるだろうということで、その道路工事を水道工事に合わせていくとか、そういうことなどもやるようになってきておりますので、全力でこの協議を頻繁に行わないといけないといろいろ考えておりますので、副町長も含めて全力で取り組んでまいります。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、公共事業は地域の経済にも関係しますし、またインフラを整備することで町民の方々、やはり利便性もよくなりますので、ぜひ施工時期の平準化を図って、繰越明許等が多くならないような形に努力していただきたいと思います。

次に、決算書の60ページ、款9教育費項3中学校費目6学校建設費節15、工事請負費2,440万円、その不用額について、その後の経過説明をお願いいたします。

○教委総務課長（喜 昭也君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

この工事請負費は伊仙中学校の耐震補強及びサッシ周りの転落防止による工事費ですが、2月の議会でも協議をされたと思われませんが、今後、全面的な改修または取り壊しや、または建てかえ等を調査をするのが先ではないかということで見送ったということでございます。現在調査ということで、改修を前提の調査、建てかえ等両面から今後の方針を調査の結果によって検討していく予定でございます。

○13番（樺山 一君）

耐力度調査、もしくは建てかえ等を今検討しているという答弁をいただきましたが、この予算は平成28年度耐震補強で予算化されて、手をつけられず何カ月か放置され、29年度に明許繰越されている予算だと思います。そして当時、私も6月議会だったか、それは記憶にないですけど、この工事は夏休み期間中に終わるようにするんですねということを質問したら、そうですということで答弁をいただいた記憶があります。

そして、いざしようとしたら、もう耐震補強ではできないと、それではどうしてももたないとい

う判断が出たとおっしゃいましたが、私は財政法上、翌年度を年限とする継続費ということで予算が未執行になったのではないかと考えているぐらいです。

やはり1年半も、予算がついて、これは28年度の12月議会かそこから補正がついていると思います。その29年度内でぴしっとした方向性が出せない。今耐力度なのか取り壊しなのか検討している状況ですよね、もう30年度です。そういうのはやっぱり職員の怠慢、そしてまたこれは補助金の返納じゃなくて、これもやはり精算らしいです。858万5,000円、国庫補助金ですよね。

予算を使うと国に申請しながら、予算を使わない、これはやっぱり伊仙町に対する国からの信用が落ちると思いますけど、町長、これはどうお考えですか。

○町長（大久保明君）

伊仙中学校のケースは、後で報告を受けたときの状況は、この耐震補強の予定だったときに、その年の夏かにかなり大きな台風が来て、そのサッシがずれて合わなくなったとか、そういう予想しないような状況が出てまいりまして、それで、これは耐震補強だけではもたないのではないかというふうな状況での説明を受けて計画が変更になったというふうに私は記憶しておりますので、やっぱり、いろいろ先ほどから話があるように、このいろんな状況の変化によって補助金の事業が返納とか、これはより厳密に、厳しくやった場合にはそういうことはないと思いますけれども、年度年度のいろんな事業を遂行していく場合に、この予算を要望しなければいけないという状況がありますので、そうしないと、やっぱりいろんなインフラ整備も進まないということも全体を見た場合にはあり得るわけですから、例えば、これは関係あるかわかりませんが、学校の改築に関しましては、国の予算、県の予算が年度末にかなり余剰金が出るということを予測して、年度末にいろんな公共や学校関係の事業はやるとそれは必ず通ると、そして補助率も高いというふうなことなど、この国の予算編成、県の国との連携などを見た場合に、やはりこの急変することもあるし、それから今回の、先ほどの質問の件ですけれども、この教育委員会のあった今回の補助金返納に関しまして、そのことが地方創生事業の中で関連しているということで、県はかなり今回、この空き家改修に関しても厳しい状況、そこまで悪影響がいったというふうに考えられますので、今後こういうことのないように事業内容の検証と、それから職員同士の連携も密にして、今まで以上にやはり襟を正して予算の行使、要望から実行に関しては厳しくやっていかなければならないと考えております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ職員の指導、町三役、管理職の指導力不足があると思いますので、ぜひ指導していただいて、せつかくいただいた予算、完全に遂行できるような形にさせていただきたいと思います。

私の質疑はこれで終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

○2番（牧本和英君）

すみません、決算書の57ページ、9款教育費2項小学校費から中学校費、備品購入費がやっぱり

ちょっと少ないと思われませんが、このことに関して教育長はどうお考えでしょうか。備品購入費、節の18。

○教育長（直章一郎君）

各学校の備品購入費が少ないというご指摘ですけれども、実はそれぞれの学校、消耗品とか備品、いろいろな要望は各学校から上がってきています。上がってきていますけれども、なかなかそれぞれの学校から上がってきた要望どおり現在いっていないというのが実情です。

私は大島地区でも3つの市町村まわっていますけれども、ほとんどの町村がその学校の備品、あるいは消耗品の対する予算というのは、どこの町村も下がってきていました。幾ら要望してもなかなか聞いてくれないというそういう状態でしたけれども、伊仙町にしても、それぞれの学校から本当に校長先生は一生懸命していますので、教育委員会に教育予算のいわば増額の要望が来ていますけれども、なかなかそれに応えられないというのが現状です。

○2番（牧本和英君）

やっぱり少なくて、子供たち、教育環境の場がちょっときびしい状態でありますので、どうか予算づけ、こういうのに一般財源を使っていただきたいと思います。

そして、予算決算書の51ページ、7款土木費2項道路橋梁費3目道路維持費についてですが、これは当初予算850万余りで、使ったのが3,300になっていますが、こう膨らんだわけはなんですか。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

こう膨らんだ原因としまして、町道の補修ということで、約50カ所の道路補修がありましたので、このように膨らんでおります。

○2番（牧本和英君）

30年度の一般会計補正予算でも、もう既に補正額757万2,000円されて、もう総額1,800万になっております。今後もまた増えていく可能性もあるのかなと思いますが、これはもう全て一般財源ですよ。そしてまた、その補修した50カ所わかる何か地図等、補修した場所、そういうのを後で構いませんので、ちょっともらえたらというふうに思います。

○建設課長（松田博樹君）

地図に落とすとなると、ちょっと時間がかかりまして、そのときに現場等の写真であれば、後で見せることは可能だと思います。

○2番（牧本和英君）

すみません、お願いします。それを資料等として欲しいのですが、やはり片方では予算がなく困っている状態で、片方では50件の要望があったからはいしましたというのでは、ちょっと統合性がとれないのではないかと思いますので、ぜひともまた教育委員会のほうにも予算のつけ方を考えていただきたいと思いますが、町長、どうですか。

○町長（大久保明君）

予算はある課に偏在しないように、これは総務課長も常に配慮をしているわけであります。この伊仙町がこの全ての小中学校の存続をするとその決断したときに、教育予算がかなりやっぱり維持管理も含めて、備品その他も含めてかかるだろうというふうに、それは覚悟でやったわけでありませぬ。

しかし、図書費の問題とか、いろいろ少ない中で学習支援センターとか、この寺子屋などはかなり島内でも評価されるようになってきておりますので、そういった教育委員会と連携できる事業の中で、いろんな備品などに関しましても、あるところには潤沢に、各課や町長部局と教育委員会部局での、この備品の共有ができたらか、そういう部分もよく効率的にやっていくことも縦割り行政を柔軟に対応していくことなども考えていく時代が来たのではないかと考えておりますので、教育問題、これから次の世代のことを考えたら、伊仙町の場合は、高齢者の方々も子供たちの将来のためには自分たちの予算は縮小してもいいというぐらいの町でありますので、そのことをしっかりと念頭に置いて取り組んでまいりたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、そういう予算づけをお願いいたします。

そして、成果説明書の60ページの4、徳之島地域文化情報発信施設、そこに事業費として歳出歳入がありますが、約160万のマイナスが出ていますのですが、このことについてご説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この施設使用料といたしましては、なくさみ館のイベント回数が20回、そして資料館展示施設の入館者数が2,592人となっております。

以上です。

○2番（牧本和英君）

闘牛開催が20回、すみません。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

いえ、資料展示施設の入館数が2,592人ということです。いえ、すみません。（「60ページですよ」と呼ぶ者あり）闘牛回数が20回です。（「これ17回なんです、今60ページです」「17回か」と呼ぶ者あり）すみません、闘牛大会の回数が17件です。それで——ちょっと待ってください。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

引き続き、会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

この差額については管理委託料でありまして、一般財源が入っております。

○2番（牧本和英君）

そうしたら収入に一般財源が入っているちゅうことですか。この歳入に入っていないんですか。

（発言する者あり）

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

歳入に対しましたその入館料並びに撮影料等でございまして、歳出がそこマイナスということは、その分、一般財源が入っているということでありまして。

○2番（牧本和英君）

わかりました。そういうのはわかりやすく、ちょっとしてもらいたいと思います。

そして、これは28年度もそういうふうにして、一般財源を歳入で入れてあるのか、28年度の収入は幾らなのかちょっとお聞きします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

やはり歳入だけではちょっと運営ができない状態でございますので、歳出もやはりこの一般財源を繰り入れしているところであります。できるだけ大きいたくさんイベントがございましたら、その分収入が入るわけでありまして、今のところ現状はこういう状況であります。

○総務課長（池田俊博君）

少しきゅらまち観光課長のほうの答弁に補足したいと思いますが、昨年度、平成28年度の決算においては、歳入が411万2,000円、歳出が432万5,000円だったのでございますが、今年度においては、歳入のほう339万7,000円、まず歳入のほうが少なくなっています。そして歳出のほう519万と昨年度よりも170万ほどふえている。

これは大きく言いますと、今向こう2人雇っているのですが、28年度まではこのうちの1人分を観光連盟のほうに負担をしていたということで、そして今年度からはその部分がなくなった、観光連盟のほうにそのほうから引き上げてなくなったということで、この先の赤字という形になっているところであります。

○2番（牧本和英君）

わかりました。

そうしたら、成果説明書の64ページの鳥獣対策事業で、「箱わなを導入し」とありますが、いつ箱わなを導入し、またこのイノシシ捕獲頭数が48頭、その箱わなで何頭捕獲できたのかをお尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

箱わなの設置した年度はまた調べて報告をしたいと思いますが、担当から聞いておるのでは、箱わなのほうはなかなかイノシシも学習能力があるということで、鉄のにおいがするとなかなか入ってこないということで、最近箱わなでの捕獲はないというふうに聞いております。

○2番（牧本和英君）

その箱わなはちゃんと町として管理をされているのかどうかお尋ねをします。

○経済課長（仲島正敏君）

箱わなにつきましては、猟友会のほうにお願いをしていると思います。

○2番（牧本和英君）

ここの48頭と出ていますが、1頭当たりの補助金、最後にお願いします。

ちょっと予算書と計算したら決算書とちょっと違うのではないかと思うような金額でしたが。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほう、実績48頭とこう書いてございますけども、補足というか、48頭をとりましたけども1頭は幼いけものということで、子供のイノシシが1頭ありまして、お金を1万8,000円で支出しているのは47頭ということでございます。説明書のほうに記載のほうが漏れておりました、申しわけないです。

○2番（牧本和英君）

わかりました。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

○4番（佐田 元君）

私たち初めての新人議員さんがいますので、ちょっとお聞きしますが、この成果書なんですけど、この成果書の3ページのほう、この将来負担率ということが出ていますが、このことについてちょっと説明をお願いしたいと思います。どういうことなのか。

○総務課長（池田俊博君）

この件に関しましては、議会の当初の財政健全化比率ということの中で全て説明してございます。同じようなことになるのですが、一応、その次の次のページの6ページのほうをお開きいただければと思います。

この中で、これから伊仙町が歳出の予想がされるという地方債の現在高、これは返す金額です。そして債務負担行為の予定額、そして公営企業債等繰入見込み額、これは公営企業ですので、水道課、上水のほうです。そして組合負担等見込み額、これは愛ランドのこれから先の見込み額、そして退職負担見込み額、これが職員の退職手当組合の負担額です。

そしてその金額を合算したのを、下にありますこれから先、伊仙町が充当可能な財源ということで、充当可能な基金が13億7,546万4,000円、そして充当可能な特定歳入ということで、住宅などの

使用料等、そして基準財政需要額算入見込額、これは過疎債、辺地債とこれから先、起債を借りた部分に関しての国の充当額でございます。これで割った金額が86.2ということで、これが将来の負担比率という形となります。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございました。何せ初めてのこういう決算委員会ですので、すみません。

これは他の他町村と比べたら、86.2というこの数字は、他と比べたらどういうものですか、低いとか高いとかってどうですか。

○総務課長（池田俊博君）

今、手元で持ってはいないですが、他町村ということに関しても、伊仙町のほうは割と上のほうの部類でございます。いいところになりますと50%以下とか、そこら辺の数値となっているところがございます。一番悪いという感じではないのですが、少し上の部類ということで、昨年度は100%を超えていたところを86.2のほうに落とした次第であります。

○町長（大久保明君）

これは伊仙町が今86%ですけれども、これは国からいろいろ指導があつて、180%を超すと嚴重注意ということで、250%を超すと、もう国のほうからいろんな補助事業を受けられなくなるということで、郡内においては、伊仙町はかなり安定してきている状況になっております。

○4番（佐田 元君）

他の市町村と比べて悪くもなく、良くなるほうでもないということでございますが、この負担率をこれからも少しでもポイントを下げたいように努力していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

成果書の8ページ、目的別歳出のほうの衛生費の増減額でございますが、2,762万5,000円、これが減になっておりますが、これは下の特徴点を見ますと、愛ランド広域連合負担金の減でこういう数字が出ています。この2,762万5,000円、今後この減になった分をどういうふうな財源に入れて、どういうふうにしていくのか伺いたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

この部分の一番大きな原因は、愛ランド広域連合の借入額、公債費の負担の部分が多いものですから、伊仙町の場合においても、過疎債とかそういうものの起債のほうでこの部分は充当してございまして、その部分に関して起債、過疎債の場合には70%が普通交付税のほうで入ってくる予定になっていましたので、その普通交付税の部分が減額になってくると。あと残りの30%の部分が一般財源として2,700万でしたら、900万ぐらいは一般財源として使用可能な部分になってくると思います。

○4番（佐田 元君）

これは私の提言ですが、2,762万5,000円、これは愛ランドに負担金として払っておった部分ですので、これを町民に、この半分でも結構ですが、還元していただけないかという思いで質問してい

るところでございます。

私が計算しましたところ、町民、この島全体ですが、このごみ袋の値段が非常に高いということで、町民の皆さんからいろいろお話を聞いております。

それで、私がこれは2,762万5,000円を、この伊仙町6,754人の人口で割った場合、1人に約4,000円が還元できるのではないかとこの計算が出ました。ごみ袋を50円として、約80枚が還元できるのではないかという思いがして、こういう質問をしているわけでございます。

皆さんもいろいろな町民の中から声を聞いたりしていると思いますが、ある老人の方なんかのお話聞いて見ますと、この1枚当たりのごみ袋の値段が高いということで、他の方がごみステーションに出されたごみ袋、少しでもあいているところに、お店のほうからもらった三角袋にごみを入れて、ステーションの指定のごみ袋に入れているという話も聞いております。

そういうことで、このごみ袋に対しては、もう本当に町民も関心を持っているようでございますので、ぜひマイナスとなった部分を少しでも町民のほうに還元できるようにしていただきたいと思っております。これは提案ですので、また検討していただきたいと思っております。

次に、同じく成果書の17ページ、一時借入金ということで載っておりますが、これは平成30年3月22日に借り入れして、平成30年4月10日に返済してあるようですが、この3億という、こういう工事金の増しでという借り入れ理由が出ていますが、こういう一時的な借り入れを工事金に充当しているという、このことについて説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

この部分に関しては、工事とかそういうのに関しては、国の補助金が4月を越えて5月とか、県の補助金がですね、そして起債の借り入れの場合には25日あたりになってくるものですから、どうしてもその部分に関しては資金が不足してくる、3月の末の起債の返還とあと3月でちょうど工事完了の支払いの時期、その時期に関しては、どうしてもこのような不足の状態が続くと。

その部分に関して、他にまだ基金等、そういうところでも活用はしているんですけど、それでも足りなかった3億円というのを一時借入金でしのいでいるという状況でございます。

○4番（佐田 元君）

諸々の説明を受けましたが、こういうことは当初予算で組み入れしたりできるのではないかと思いますので、ぜひ資金の運用には、こういうような無駄のない計画を立てて、しっかりした計画のもとでこういう事業をやっていただきたいと思っております。

次に移ります。

次、同じく成果書の34ページですが、光ファイバーの修繕費1,015万4,400円となっておりますが、これは伊仙町内だけの修繕費ですか。お伺いたします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。修繕費の1,015万4,400円ですが、これは伊仙町内の分だけあります。

○4番（佐田 元君）

この光ファイバーは、これは徳之島町、天城町も利用はされていますよね。これは他のところのこういう修繕費とかというのはわからないですか。他のところと比べて伊仙町が高いとか、そういうことはないかと思っていたのですがお伺いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

他町の実績というか、修繕費の幾らかかっているというデータは今持ち合わせていないのですが、それほど大きく変わらないという認識をしております。

○4番（佐田 元君）

この修繕費1,000万超していますので、これはいろいろな災害等での修繕ではないかと思いますが、伊仙町だけがこんなに修繕が高いということであれば、この光ファイバー、これも少し考える必要があるんじゃないかと思いますので、また、他の町村のほうも、天城町、徳之島町のほうもぜひ調べてやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

○10番（福留達也君）

監査報告書の14ページをお願いいたします。

性質別決算という第9の表、上から義務的経費として人件費とか扶助費、公債費とか出ていますが、県のホームページにいろんな各市町村のその決算状況が載っているのがあって見たんですけども、今示しているのは29年度決算ですけども、28年度の決算状況が載っていて、一つその資料的に見てきたのがあって、その中に今28年度に関しては、この人件費に関して、その表で見てわかるとおり、28年度の決算でその人件費の構成比が16.5%だと。

28年度決算をこの伊仙町がそれを出したときに自分たちの分析として、類似団体平均との比較は高い水準が続いていると。職員の若年化を促進させ、組織再編や指定管理制度システムの導入により、職員の見直しを行うなど、行政改革への取り組みを通じて人件費の削減に努めると、こういった目標を立ててやっていくということでありましたけれども、28年度がそうであって、29年度がちょっと構成比的にも0.5%上がって17%となっていると。

こういった結果ですけども、その29年度行ったこういった人件費抑制政策と、また現在は30年度も続いています、何かきちんとした対策というか取り組みはどのようなことが行われていますか。

○総務課長（池田俊博君）

なかなか人件費というのは、どうしても経常経費の中でもそう動かせるというような数字的なものではございませんので、これから人件費、職員給与、そういういろんな部分に関して、減らせる努力はこれからまたやっていければいいと思っています。

○10番（福留達也君）

次の扶助費もそうですよ、28年度が15.5%、29年度はまた0.5%上がって16%となっていますけれども、28年度に出したその目標が、「扶助費に係る経常収支比率が類似団体平均を上回り、かつ上昇傾向にある要因として、社会福祉費、児童福祉費及び障害福祉費の額が急激に膨らんでいることなどが挙げられる。資格審査等の適正化や各手当等への独自加算の見直しを進めていくことで、財政を圧迫する上昇傾向に歯止めをかけるよう努める」、こういった目標を立ててありますけれども、これに対して何か取り組んでおられますか。

○総務課長（池田俊博君）

29年度においては、また私立保育所の児童措置等の増加と、また身体障害者の医療費給付等の急激な上昇等みたいなものがございまして、それは何ったところ、人工透析の患者数が1人ふえた部分だけでも月100万円ほどふえるというような形で出てくるという形があったものですから、その部分に関して増加が急に出てくる可能性等ございますが、そこら辺のところ、これから減らせる努力を何とかやっていきたいとは思っています。

○10番（福留達也君）

こうして決算になって、締めて数字が出てくると足りなかった分というのが、努力しなきゃいけない部分が出てきて、どういった方向で自分たちはやっていくという報告も出さなきゃいけない。出した以上は、やはり先ほどのその人件費に関してもなかなか難しいって簡単に済ませずに、やはりきちんと目標を立ててやっていくという報告をしたならば、きちんと続けていってほしいと思います。

次の公債費に関しても、そういったことでなかなかあれですけども、また、逆に物件費とか補助費等、それに関しては県内でも努力されているという感じであるらしいですので、今後とも続けていってほしいと思います。

監査報告書の11ページをお願いします。

第6表、この表を見ながらちょっと聞きたいのですが、一般会計、その一番右側なんですけれども、一般会計繰入金、国保に関しては1億6,300万、介護には1億3,400万、後期高齢者1億5,000万とあるんですけども、このいろんな報告を見ると、こういった繰り入れがあって、結局、国民健康保険会計等に関しては、全てのその特別会計を含め黒字で終わっているという報告があるんですけども、これを繰り入れた結果黒字になって、その隣の実質収支のところ積み立てをしていると。

例えば、国保会計であれば1億6,300万繰り入れられているのだけれども、実質収支が2,600万黒字になったと、2,600万繰り入れをしていると、介護保険に関しても3,400万基金に積み立てしていると。確かにその帳尻合わせというか、形的にこうしなきゃいけない、これはその地方自治法233の2ということで、その積み立てをしているという報告があるのですけれど、これは赤字を出したらいけない、きちんと黒字にして基金を積み立てていかなければいけないというふうに、その法律上なっ

ているのですか。

○総務課長（池田俊博君）

今11ページの上のほうの一般会計の繰入金でございますが、これは法定内繰り入れとして、例えば民生費の中に国民健康保険基盤安定繰出金、これは国保への繰出金です。また、介護保険の給付費繰り出し、伊仙町が介護保険のその中において、11.何%超える、その繰り出しの基準がございます。繰り出しの基準の中において繰り出した金額でございます。

また、簡易水道においても、これは公債費関係の繰り出しとか職員給与繰出費、そこら辺は法定内の繰り出しということでやっているところでもあります。

また、今年度においては赤字会計という事態は起こってはいません。しかし、これが赤字になった場合においては、一般財源からの赤字繰り出し、または伊仙町も昔やっていたけど、国保会計自体の繰上げ充用金の活用とかというような形も昔はやっていたところがございます。

○10番（福留達也君）

法定内繰り入れということをやっているということですが、例えば、その介護保険に関して1億3,433万3,000円繰り入れていると、その結果3,456万4,000円その黒字になったと、そのうちの3,400万を基金積み立てにしたと、これ基金を別に積み立てなくて、3,400万プラスで終わるんだったら、一般会計から1億だけ、1億3,400万じゃなくて、1億だけ入れて、どうしても足りないときには、その繰り入れとか補填する、そういった形がわかりやすいんじゃないかと思うんです。

これはこの前の新聞記事でちょっと見たのですけれども、いろんな介護保険料とか国保のそういった保険料が上がりそうだとするときに、今まで積み上げていたその基金を取り壊して、何とか保険料を上げずにしたのだけれども、そんなことではもう賄い切れないと。じゃあ、3年後にこう、急に上がりますよとって驚いている自治体が結構あるらしいですよ。

なまじそこに基金を積み立てて、そんなので介護保険、その住民サービスの意味合いでそういった保険料を安く抑えろとか、本当に大変なのにそんな基金だけを壊してやるとか、そういったもののほうが余計健全ではないような気がするのですが、そういったものというのはできないのですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険に関しましては、おっしゃるとおり保険料を今、第7期の介護保険計画に沿って計画を実施しています。その中で、保険料を今回は上げずに、基金のほうも積み立ててありますので、この3年間、これでいけないかということで、今回、保険料を上げずに調整しました。積み立てが今年も3,400万ありますので、ちょっと1億超えるぐらいの基金が今積み立て上がられていますけれども、資産を見ますと、今後上げざるを得ない状況ということで、これまでも保険料のほうは、今回、第7期で上げてないのですけれども見ているところです。

おっしゃるように、もちろん保険料は計画の中で積算して出しておりますが、必要な介護保険に

関してはしっかり申請をしていただいて、その中で適切に運用していますので、相談も説明でもしましたけども多くなっています、必要な方には必要なサービスが届くような、そのへんに関しましては配慮しているつもりですので、そこのところはご理解いただきたいと思います。

○10番（福留達也君）

実際カットしなきゃ、整えて黒字になっているというのだと、なかなか、それぞれの特別会計の中での補完というのか、そこが見えづらいものだから、きちんと赤字になりそうだったら赤字だと、そういったのがわかって、その時点で入れるとか。そういった工夫をやっていけたらなという思いで聞いておりましたけれども、検討していただきたいなと思います。

監査報告書の5ページをお願いします。

一番右端の徴収率に関してなんですけれども、真ん中あたりの公営住民使用料の54.5%、農林水産分担金の15.7%、簡易水道の52.8%、半分程度のところも結構ありますけれども、毎回、これ、決算の時に言われて、徴収対策会議を設けて夜間徴収等を行い、また、差し押さえ等強制的な強制執行にも取り組んで徴収率向上を図るとというのが定番のような答えになっておりますけれども、これ、今のところの収入未済額。その29年度の合計が2億9,000万。上から5段目に町税の小計ありますけれども、町税が3億7,100万だと。これのうち3億1,600万入っているんですけれども、収入未済額というのが約3億近く、2億9,000万程度も入っていないと。これに対して、これだけ入れば、全然、また、財政運営も違ってくるのだろうなといつも思うのですけれども、今後、この徴収対策に関してどういった取り組みでやっていこうと考えているのか伺いたいと思います。

○税務課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、税務課のほうにも県税のほうで勉強した3年間、徴収関係にも勉強してきた係長が1人入っていて、全員、職員のスキルアップということで技術向上に努めてまいりまして、まず、滞納整理をしながら、現年度優勢ということで、現年度の徴収に努めて、今、いるところであります。また、国保税についても、国保アドバイザーが年6回、今年から来ることになりまして、それぞれ指導を受けながら、徴収率アップに努めていく方向でいるところであります。

以上です。

○10番（福留達也君）

8月31日の南日本新聞に1つおもしろい記事があったものですから紹介したいと思うんですけれども、これは国保税に関してなんですけれども、滞納していた約200万、一括で納付しろと言われて、分割でお願いと言われてもなかなか聞いてもらえずに、ヤミ金融のほうに行って、借りて、払うよという、そういう恫喝的に言われたという方の話でありますけれども、国保に関しては、財政運営というのは都道府県に移管され、その保険料の徴収だけが市町村に業務としてまだ残っているのですけれども、その収納率を上げた市町村には交付金が手厚く配分される。そういった仕組みがある。そういったことがあるものだから、余計に、行政側がどうにかして払えと、そういったこと

をしているらしいですけれども。

これと、こういった話のあとに、また、別の滋賀県の野洲町というところが、水道料金とか、住宅使用料とか、そういったいろんな債権。役場からすれば債権。そういったものを一元的に管理する条例をつくって、処理していくという動きがあって、支払いが滞るのは市民が困窮しているサインだと。そうであれば、1つの支援のきっかけにしていこうと。税金を払うのはもちろんなんだけれども、まずは、それよりも生活の立て直し策が優先だと。暮らしを壊してまで回収してはいけな

いと。そういった原則をその市長さんが打ち出して取り組んでいると。その結果、保険料の収納率といのは、近隣市町村と比べて、また、格段に上がってきていると。僕ら、普通の感覚からすれば、払わない所に徹底して行って、徴収対策を取って、夜間徴収したり、強制執行かけたり、そういったことしか浮かばなかったのですけれども、逆に、この対応政策的に、そういった、払えない人は払いたくても払えない方もやっぱりいるわけですから、払う能力があるのに払わない。そういった所をメインにやっていけたらいいのだけど、そこもなかなか厳しいとは思うんです。ひとつ、取り立て的なそういったことだけじゃなくて、なぜ払えないのか。そこを解決して払えるような仕組みというのかな。そういったものにも取り組むというか。そういった1つの方法もありますということを提案して終わりたいと思います。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算書について質疑をします。

115ページ、繰入金甲1繰入金、調停額6,088万7,330円。ほーらい館、ちょうど10周年ということで、繰り入れが29年度には6,088万7,330円。最初、オープン当初、3,000万円から3,500万円。もちろん、それに職員の給料はなかったのですが、給料を入れてから、もう5,000万円台。あと3年もしたら1億円になると思います。

今年、平成30年度の補正予算で繰入金が6,967万8,000円。これを、町長、3年すれば1億近くになってくると思いますけども、抜本的に改革をして、例えば、もう節約だけじゃなく、もうちょっと予算を入れて集客できるような形で、そういう考えもしたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

いろいろ、庁舎からのほーらい館長出向というシステムが1つは問題であります。この老朽化したものを年次ごとには改修はしております。いろんなほーらい館運営審議会の中でも、バス路線の改修とか、いろいろやってきた中で、例えば、天城町から来た人たちがほぼ来なくなりましたので、その分、町内の新しい路線を回る場合に、今のほーらい館のバスで細かく回ることは不可能だということで、実際に効果がないということも判明いたしましたし、1つは、水泳教室が独立しまして、水泳教室、3人のスタッフで、かなり、このスイミングスクールの子供たちもふえてまいりました。

今後、話かわりますけど、百菜のほうは指定管理者制度にしていこうということで、近く公募をしていきたいと考えておりますので、ほーらい館も健康増進施設、厚労省が認定した施設だということとか、いろんなハードルがありますけども、この癒ていなホールを、今後、例えば、指定管理

者制度になった場合に、ほーらい館もそうした場合に、癒ていなホールの活用とか、いろんなイベントを広場でやっていくとか、民間のいろんなアイデア、ノウハウをもってすれば、かなりの経営的には安定できるのではないかと。ひとつ、ずっと審議会の中で問題になっているのは料金の問題です。

料金が安いという。例えば、20代の方々に聞くと、まだ高いというふうな意見が。みんな簡単には行けないということですがけれども、町内のいろんな、例えば、転勤族と言われる方々はかなり本土よりは恵まれている施設だというふうに話してしまして、町外からもかなりいらしていますので、今後、いろんな健康増進施設として健康長寿の町、島の象徴としてやっていくなど、10年たって、新しい段階に経営も来たのではないかと思います。

1億円の繰り入れになる可能性あるということも、今、指摘していただきましたけれども、民間活力というものは当初からいろいろ議論になっていましたけれども、今後、いろんな、先ほど話題になりました情報関係のIT企業とか、そういう方々とも、また、私たちが、今、ほーらい館で自転車の貸し借りをしている、ああいう全国規模の会社なども注目はしていますので、そういう方々等も含めて、今、ほーらい館を生まれかわれるような状況にしていくことも重要ではないかと考えておりますので、今日の樺山議員も非常に心配した形での質問だと思いますけれども、これはあの施設があったということで、伊仙町の方々だけでなく、島内の健康増進にも間違いなく貢献をしていますので、そういった目に見えない効果。ほーらい館百菜がなかったら伊仙町どうなっただろうかという。こんなことはいけませんけれども、そういうことをいつも考えて、それに安心するわけじゃありませんけれども、チャンスは今後もかなりあると思いますので、当初も指定管理者制度、民間活力という話をしていましたので、今、それをやるべき時期に来たとは思っております。

○13番（樺山 一君）

今まではほーらい館を開館して10年、経営節減等いろいろ努力されたと思います。これからも10年、施設たちました。維持管理、修理が上がってくると思います。そのためには、どうしても売り上げを伸ばさないと、節約ばかりすれば先細りしていきます。売り上げを伸ばして、例えば、年中無休だったほーらい館が1週間1日休みになった。そして、10時までしていた営業が9時までになった。そういうことじゃなくて、ちょっとお金を入れて、アイデアをかえて設備投資をして、どうにか売り上げを伸ばす形にして。

地方創生予算で百菜の経営診断をした。余った予算とかあった。ああいう予算を使って経営診断をして、どのようにすればいいか。例えば、中小企業診断士か、そういう診断士の指導を仰いだり、そういうことをして、そういう方面への設備投資。民間委託と町長おっしゃいましたけれども、民間委託もいいですけども、民間はやはり売り上げの努力もするでしょうし、また、経費節減の努力もするし、それより、やはり、町で、公共でするほうが、やっぱ、町民のためにもなるし、そういう視点をかえて考えていただけないかお尋ねします。

○町長（大久保明君）

今、時間帯の問題は、例えば、ファミリーマートで朝からパンを売っていると。それを、パンの担当の方は自分はやっていいというような話もありますし、結局、月曜日に関しましては、保守点検とかという形で、月1回の休みから月4回ないし5回の休みになったと。年末年始も休みがふえたということなどは、職員のいろんな、やっぱり不満といいますか、ほーらい館でのいろんな待遇の問題とか、いろいろ、やっぱり納得できない面もあって、運営審議会の中でもそのことを認めてきたという面がありますけれども、職員が本当は誇りをもって、自信をもってやれる施設ではあることは間違いないと思いますけれども、今まで、ほーらい館でいろんな資格を取得した方が、かなり、町職員に、採用試験受けて異動したということなどが、職員の、ある意味、士気の低下にもつながってきたのではないかと思いますので、今後、例えば、営業時間の時間差の問題などを断行することは自治体として本当に可能なのか。町からほーらい館長を出すことが本当に、今度は我々に入ってくる情報もいっぱいあるわけですから、そういうものを一つずつ解決して、夜遅くまで営業すると。そして、もっともっと顧客獲得のために営業活動やっていくとか。それは民間でなければできません、これ。

ですから、いろいろ投資してやったとしても、町の職員が行くことは限界があると思いますので、やっぱり、民間の優秀な会社等が応募してくることは今の時代、十分あり得ると思いますので、そのへんは、また、地域課の中で議論をしてまいりたいと思います。

○13番（樺山 一君）

30年度で6,900万、7,000万近く繰入金が上がっておりますので、ある人が伊仙町民の全体が、全町民が1万円ずつほーらい館に負担しているんだなと言っていました。そういうことにならないように、ぜひ努力をしていただいて、町からの繰入金と、そして、また、ほーらい館が10年、20年と営業できるような形で、やはり、町長の指導力を発揮していただきたいと思います。

以上で終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会規則第

77条の規定により議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会は、これをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

異議なしと認めます。したがって、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。お疲れさまでした。

次の会議は9月21日午前10時から開きます。日程は本会議です。全員協議会を行いますので、午前9時までに議会委員会室にご参集ください。

閉 会 午後 3時30分

平成30年第3回伊仙町議会定例会

第 7 日

平成30年9月21日

平成30年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

平成30年9月21日（金曜日） 午前10時05分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 追加日程第1 議案第52号 平成30年度GEPONシステム機器更新工事請負契約（提案理由～補足説明～討論～採決）
- 追加日程第2 議案第53号 伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約（提案理由～補足説明～討論～採決）
- 追加日程第3 議案第54号 平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事1工区請負契約（提案理由～補足説明～討論～採決）
- 日程第1 認定第1号 平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

○議長（美島盛秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

会議を開く前に大久保町長に申し上げます。お手元に決算審査特別委員会の委員長の報告書が配付されておりますが、報告書の7ページの離島漁業再生交付金事業について、地方創生空き家改修費補助交付事業について、平成28年度決算の議会へ虚偽報告についての件について、大久保町長の町民への陳謝を求めます。

○町長（大久保明君）

ただいま追加議案を説明する前に、今議会におかれまして、さまざまな問題が出てまいりました。その点に関しまして、私のほうから少し町民の方々にお伝えしたいと思います。

私も今、5期目に入りまして、この長期町政の中で、長期政権のいろんな課題が露呈してまいりました。そのことが、今議会を総括してみましていろんな点が出てまいりましたので、今後、今まで以上に緊張感を持ち、そして身を引き締め、私自身も今まで以上に緊張感を持って取り組んでまいりたいと思うし、課長を含めた職員の手綱を今まで以上にしっかりとやってまいりたいと思っております。謙虚に町民の方々の意見、伊仙町議会議員の真摯ある意見を受けとめて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

今、議長のほうから提案のあったことに関しまして、一般質問等において、私は町民、そして多くの方々に、今回の件に関しまして謝罪をしておりますので、改めてそのことをお伝え申し上げて、今後とも伊仙町が今最大の課題は農業問題であり、少子化問題、人口減少問題であります。

それはとりもなおさず日本の大きな課題でありますので、その課題解決のために伊仙町がその先進地域として、伊仙町の取り組みが日本を引っ張っていけるようなまちづくりを皆さんとともに、さらに推進してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

△ 追加日程第1 議案第52号 平成30年度GEPONシステム機器更新工事請負契約

△ 追加日程第2 議案第53号 伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約

△ 追加日程第3 議案第54号 平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事
建築本体工事1工区請負契約

○議長（美島盛秀君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から議案第52号、平成30年度GEPONシステム機器更新工事請負契約、議案第53号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約、議案第54号、平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事1工区請負契約が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第3までとして、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。議案第52号、平成30年度G E P O Nシステム機器更新工事請負契約、議案第53号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約、議案第54号、平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事 1 工区請負契約を日程に追加し、追加日程第 1 から第 3 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第52号、平成30年度G E P O Nシステム機器更新工事請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第52号は、平成30年度G E P O Nシステム機器更新工事の請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（久保 等君）

議案第52号について、補足説明をいたします。

平成30年度G E P O Nシステム機器更新工事請負契約であります。1、工事名、平成30年度G E P O Nシステム機器更新工事。工事場所、大島郡伊仙町伊仙地内。請負契約額9,558万円。契約相手方、鹿児島市鴨池新町 1 番 1 号、株式会社九電工鹿児島支店、上席執行役員支店長中島雄二。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第52について、質疑を行います。

○6 番（岡林剛也君）

議案第52号、平成30年度G E P O Nシステム機器更新工事請負契約について質疑をいたします。

これの正確な場所はどちらでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

消防車庫の後ろにあるサーバー室であります。

○6 番（岡林剛也君）

前々回か前回ぐらいも何か、たしか機器更新で同じぐらいの金額がかかっていたと思いますが、それとは別でしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

今回の機器更新は I P 告知システムの通信、それからインターネット回線との通信を管理する機

器の更新であります。この契約更新期日が今年の10月30日までとなっておりますので、この機器を更新しないリスクとしましては、例えば、その不具合が出たときに新しく更新するということにもなった場合、6カ月以上かかるということになり、インターネットサービス及びIP告知システムサービスが使用できないということが発生することが懸念されますので、今回の更新工事という形であります。

○6番（岡林剛也君）

機器の更新工事ということですが、その後のメンテナンスとかそういう管理はどちらが行うのでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この更新工事にはメンテも含まれておりますので、またその期間、このメンテナンスもこの工事に含まれているということになります。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、平成30年度GEAPONシステム機器更新工事請負契約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第52号、平成30年度GEAPONシステム機器更新工事請負契約は、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 議案第53号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第53号は、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約を締結をいたしたく、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会に議決を求めます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（仲島正敏君）

議案第53号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約につきまして、補足説明をいたします。

平成11年2月に購入いたしました伊仙町堆肥センター散布車が老朽化のため購入するものでございます。備品購入事業名、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入事業。納入場所、大島郡伊仙町伊仙1842番地伊仙町役場。購入金額、1,362万9,600円。契約相手方、大島郡伊仙町検福444の6番地、有限会社上門自動車商会代表取締役上門宏嗣氏。

以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第53号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第53号、伊仙町堆肥センター堆肥散布車購入契約は、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3 議案第54号、平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事1工区請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第54号は、平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事1工区請負契約の締結をいたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（松田博樹君）

それでは、補足説明いたします。

工事名、平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事 1 工区。工事場所、大島郡伊仙町目手久地内。請負契約金額、5,173万2,000円。契約相手方、大島郡伊仙町伊仙2686番の1番地、有限会社幸林工務店、代表取締役幸林正二氏。

以上です。ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第54号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

議案第54号、平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事 1 工区請負契約について、質疑をいたします。

この本体工事のほかにも、あと建具とか、あと外構、電気工事、機械設備、管理業務とかあると思うのですが、それぞれの落札の金額と、それぞれの落札率をお願いします。すみません。この業者の名前は言っても大丈夫なのですか、落札した。

○議長（美島盛秀君）

後ほど資料でもらったらどうですか。資料でもらったほうが全体的にわかり、今、質疑でいくよりも。

○6番（岡林剛也君）

はい。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。資料提出で……。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

この後、資料のほうを提出させていただきます。

○6番（岡林剛也君）

名前はいいですけども、その金額と落札率は、ここで今、発表できますか。

○建設課長（松田博樹君）

それでは、建築本体工事 2 工区、契約金額3,250万8,000円、落札率98.8%です。

建具工事788万4,000円、落札率96.7%です。

外構工事1,636万2,000円、落札率が98.8%です。

電気設備工事1,296万円、落札率97.2%です。

機械設備工事2,130万8,400円、落札率が98.5%で、管理業務委託407万9,160円、落札率が85%で

す。

以上です。

○6番（岡林剛也君）

それでは、あともって資料の提出をお願いします。

以上で終わります。

○12番（明石秀雄君）

これは何棟で何軒ですか。

○建設課長（松田博樹君）

1棟6戸です。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事1工区請負契約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第54号、平成30年度社会資本整備総合交付金目手久団地新築工事建築本体工事1工区請負契約は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第1 認定第1号 平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第2 認定第2号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第3 認定第3号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第4 認定第4号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第5 認定第5号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第6 認定第6号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第7 認定第7号 平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（美島盛秀君）

日程第1 認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第2 認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3 認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第4 認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第5 認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第6 認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第7 認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の7件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る、平成30年9月11日に当特別委員会に付託されました平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算は、9月14日から9月21日までの8日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

審査の概要といたしましては、9月14日に大久保町長をはじめ、担当課長及び職員出席のもと、現地調査を実施いたしました。9月18日と9月19日の2日間は町長をはじめ、執行部の皆様が説明員として出席し、平成29年度各会計決算書、主要施策の成果説明書並びに監査意見書を参考にし、予算の執行状況や経済効果、行政運営効果を町民にかかわって評価するという目的に沿って、慎重に審査を行いました。

まず、9月14日に行われた現地調査について報告いたします。

1件目に、成果説明書64ページ、決算書45ページ、款5項1目17農業支援センター運営の現状について、青緑の里所長より説明を受けました。

9月に、新規研修生1名を受け入れし、まずは土づくりについての研修を進めているとの説明がありました。説明の後、研修生から研修に向けての力強い挨拶がありました。続いて、もう一つの柱である土壌分析事業について説明がありました。一つの畑から5カ所のサンプルを採取し、混ぜ合わせて分析しているとの説明でしたが、委員からは、5カ所それぞれ違うPH数値の可能性もあるので、それぞれのPH数値を計測して、各圃場に合ったきめ細やかな土づくり、土壌分析ができるように検討するよう要望します。

始まったばかりの研修ですが、志布志市農業公社の取り組みなどを参考にしながら、研修制度の充実を図るよう要望いたします。

次に、徳之島高校義名山農場を視察しました。12カ所約200aの農場があり、現在は荒れ地の状態でした。県から測定の許可を得たので、土改連との打ち合わせを進め、早急に測量に入りたいとの説明でした。

課題としましては、農道や末端水路の改修も必要なため、多額の事業費を要することも説明されました。しかし、委員からは周囲の草木を伐採し、土を起す程度の工事で、なるべく経費をかけ

ずに、現状のままでも十分研修圃場として活用できるのではないかという意見が多数ありました。まずは早急に測量を行い、県から払い下げを受けられるよう要望します。

次に、2件目の成果説明書76ページ、決算書129ページ、款1項3目4東部地区簡易水道増補改良事業費の面縄浄水場について、担当者より施設概要説明を受けました。

平成27年度より3億8,000万円の事業費で、全面的な改修工事を実施し、東部ダム下流に日量638tの急速ろ過施設と300tの貯水槽を整備し、平成30年3月に給水開始とのことでした。この施設の完成により、面縄から喜念までの水質の改善と、給水能力の向上が期待できるものでありました。また今年度は、東部ダムの上層水を取水できるよう計画しており、浄水処理費の削減が期待できるとのことでした。

議会といたしましても、水道水は町民生活にとってとりわけ大切なものでありますので、今後とも未整備地区の計画的な改修を行い、水質向上及び水の安定供給に努めていただくよう要望します。

次に、3件目の成果説明書91ページ、決算書67ページ、款9項6目2給食センターについてであります。

給食センター所長及び栄養士から13項目の要望がありました。その中でも特に台風時の停電により給食が行えないことがあることから、発電機の設置、2、給食運搬車プラットフォームと調理場との間に囲いが無いため、衛生的ではないため間取りの改修、3、給食センター本体と外構との排水路が無い場合、衛生的ではない状況ですので配水管新設工事、4、衛生的な水道水確保のため塩素ポンプの整備の4点を早急に対応してほしいとの説明でありました。施設の耐用年数も残り少ないため、新設工事なども含めて検討し、安心安全な給食を供給できるよう要望します。

次に4件目の成果説明書67ページ、決算書52ページの社会資本整備総合交付金事業の町道整備についてですが、枯れ松の倒木や壁面崩落の危険性が高い箇所が多々ありますので、重大な事故や被害が起こる前に対策を検討し、早急に対策を講じるよう要望いたします。

続いて、9月18日から9月19日にかけて実施された各会計の決算審議内容についてご報告いたします。

平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算について、補足説明を受け質疑応答を行いました。

平成29年度一般会計歳入歳出総額は59億9,002万7,165円、歳出総額は58億3,052万3,746円であり、歳入歳出差引額については1億5,950万3,419円となっており、8,150万3,419円を翌年度繰り越し、実質収支額が1億4,476万4,000円の黒字となり、地方自治法第233条2の規定により7,800万円を財政調整基金積立金へ繰り入れしておりました。

次に、同会計の歳入についてであります。自主財源が12%と低く、財政の硬直化が生じており、地方債残高は78億円でありました。町税、使用料の収入未済額が2億9,000万円余りとなっており、今後とも所得申告の強化による公平な課税を図り、町税、使用料、分担金、手数料等の徴収率を向上させ、今後、増大する老朽施設の改修、償還金、住民サービスの維持などの財源を確保するため

にも、全庁的な徴収体制と計画的な徴収対策が喫緊の課題であります。

また、不納欠損に関しては約924万円となっておりますが、滞納者管理の徹底を図り、安易な不納欠損はせずに、悪質な滞納者に関しては厳しく法的処分を実施するよう要望いたします。

決算書14ページの水産業費補助金、離島漁業再生支援交付金事業について質疑があり、執行部から返納手続きが遅れ、平成29年度出納締めまでに処理できなかったため、平成30年度予算での処理を行うという説明と、お詫びがありました。また、地方創生空き家改修費補助金交付事業においても、議会としては地方創生予算の理念に沿った形での予算議決であったにもかかわらず、県からの指摘があり、地方創生交付金は活用できず、町が個人所有の空き家改修費用を補助するというずさんな予算執行となり、結果として町単独事業となったとの説明がありました。

平成28年度には、同決算審査特別委員会へあたかも事業が完了したかのごとく、虚偽の報告をして同決算を認定させ、議会に対する町民からの信頼を著しく失墜させ、住民監査請求を起こさせるという事案がありましたので、平成30年度以降の予算では二度とこのようなことがないように、厳正な予算執行事務処理を行うよう強く要望します。百菜への貸付金と電気料金の回収については、返済計画に基づき分納されておりますので、完納まで返納管理に努めるよう要望いたします。

続きまして、歳出についてであります。成果説明書68ページの過疎対策道路整備事業や社会資本整備総合交付金事業において、平成28年度の道路工事などの明許繰り越し工事が多く記載されておりますが、年間を通しての事業平準化に努め、また技術職員を確保し、早期発注を行うことや支出負担行為なども検討し、少しでも早く改修された道路を共用できるよう要望します。

次に、決算書60ページ、款9項3目6節15学校建築費の工事請負費は、平成28年度に補正された予算ですが、平成29年度決算においては2,440万円全額が不用額となっております。綿密な事業計画を立てた上で予算計上しないと、国や県との信頼関係に影響が出ることとなりますので、慎重な予算要求を要望します。

道路維持費には多額な補正予算を計上しておりますが、教育関係予算に係わる校内備品などは学校からの要望に応えられない状況であり、各学校は苦慮しているとのことですので、予算配分についても検討するよう要望します。

なくさみ館は昨年度より人員が2名から3名になり、賃金が増加したため赤字が大きくなり、一般会計からの持ち出しが増加しているとの説明であったが、運営の見直しなど、補填削減を検討するよう要望します。

成果説明書8ページの衛生費ですが、これはクリーンセンター建設費の償還が完了したため、徳之島アイランド広域連合負担金が2,762万5,000円減少したとの説明でしたが、減少分の予算を、ごみ袋補助など町民に還元できないか検討するよう要望します。

決算審査意見書の14ページの人件費や扶助費が昨年度よりも約5%伸びていますが、それぞれの抑政策の検討を要望します。

また、11ページの各特別会計財政収支状況では、一般会計の繰り入れで黒字になり基金積み立て

をしていますが、会計処理方法の検討を要望します。

5 ページの第3表、年度別収入未済額調べでも徴収率が低い状況ですが、滞納処分を強化するとともに滞納者の生活再建を含めて対応できる体制構築を要望します。

次に、国保・介護・後期高齢者医療の各特別会計についてであります。

各事業とも厳しい財政運営ですが、各種の予防事業や集落でのサロン活動、町民の健康への意識を高める広報などを推進し、病気の重症化を予防するなど、町民の健康増進とともに国保税保険料負担の改正と徴収率の向上を図り、一般会計からの繰入額の縮減を要望いたします。

ほーらい館については一般会計繰入額が年々増加している状況ですが、経費削減や運営の縮小を進めるのではなく、予算を増額し、施設や運動教室などの充実を図り、会員増加につなげることも検討するよう要望します。

各水道事業会計につきましては、年次的に老朽施設の改修を進めて、断水などは改善されておりますが、平成32年度の事業統合に向けての準備と、引き続き断水の軽減と安全な飲料水の供給と徴収率向上に努力されましよう要望いたします。

以上、決算監査意見指摘事項の改善を図ることと、特別委員会の意見を付して平成29年度一般会計歳入歳出決算他6特別会計決算について、本特別委員会では採決の結果、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

平成30年9月21日、決算審査特別委員会委員長、岡林剛也。

○議長（美島盛秀君）

これで委員長報告を終わります。

これから認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。

○6番（岡林剛也君）

私は平成29年度決算審査特別委員会において委員長を務めていましたが、一昨日の特別委員会解散と、先ほどの委員長報告をもって、特別委員長の職務を解かれましたので、今は一議会議員として反対の立場で討論を行いたいと思います。

決算の認定とは、私が述べるまでもなく、議会が議決した予算が適正に執行されたか否か、またその行政効果を住民にかわって審査評価し、住民に対して決算審査を行う議会を通じて町財政の実態を知らせ、理解と納得を得るという意義があります。

このことを踏まえると平成28年度決算審査において、町長は社会教育課の多世代機能拡張備品購入事業について、備品が納入されていないのを認識していたにもかかわらず、事業が完了したごと

く虚偽の報告で我々議会を欺き、平成28年度決算を認定させました。

また、今回の平成29年度決算審査においては、離島漁協再生支援交付金事業において、不適切な予算執行が行われ、補助金返納事案が発生したにも関わらず、その後の処置を怠り、平成30年度会計で対処するという旨の到底納得しがたい説明があり、不適當な決算となっていることが審査の段階で判明しました。

また、これだけにとどまらず、款2総務費項1総務管理費目13移住推進事業費においても、我々議会に対しては、地方創生予算を活用して推進していくと説明し、議決を得たにもかかわらず、県から交付金事業の対象として認められないと指摘を受け、結果、665万円を一般会計から全額支出するという、議会軽視どころか議会無視としか思えないでたらめな予算執行をしていたということが審査において発覚しました。

これらのことをもってして、この決算の何をどうすれば認定できるというのか、私にはさっぱり理解できません。何より町民に対してこの決算をどのように説明すれば理解と納得を得られるというのか。

以上のことを勘案すると、この決算はどんなに肯定・賛成しようが、そんな言葉は誰の心にも届かない詭弁にしか過ぎないということを申し上げて、平成29年度決算の認定に対する私の反対討論といたします。

○議長（美島盛秀君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○8番（上木千恵造君）

ただいま反対討論が出ましたので、これについて賛成討論をいたします。

一般的には認定すべきだと考えておりますが、一部について、先ほど委員長報告にも指摘がありましたように不手際の件がございました。これは、この予算全体を否決するほどの大きな間違いでもなく、今後、このようなことがないように気をつけるということで……。

○議長（美島盛秀君）

上木議員に注意します。予算に関係ないということはありませんので、予算に十分関係しておりますので、取り消してください。

○8番（上木千恵造君）

本予算を反対するほどの大きな間違いはないと思いますので、賛成したいと思います。

○議長（美島盛秀君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成29年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認

定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成29年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

△ 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（美島盛秀君）

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（美島盛秀君）

日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 永 田 誠

伊仙町議会議員 福 留 達 也

平成30年第3回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成30年10月26日

平成30年第3回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年10月26日（金曜日） 午後2時45分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第55号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（5件一括して提案理由説明の後、1件ずつ補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第56号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第57号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 議案第58号 平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第59号 平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約（補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
税務課長	名古 健二 君	町民生活課長	水本 斉 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	直 章一郎 君
教委総務課長	喜 昭也 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学給センター所長	伊藤 勝徳 君	ほーらい館長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午後 2時45分

○議長（美島盛秀君）

今から平成30年第3回伊仙町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美島盛秀君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、前 徹志君、明石秀雄君、予備署名議員を
樺山 一君、杉山 肇君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（美島盛秀君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日10月26日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日10月26日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第55号 平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）

△ 日程第4 議案第56号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予
算（第3号）

△ 日程第5 議案第57号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第6 議案第58号 平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

△ 日程第7 議案第59号 平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工
事請負契約

○議長（美島盛秀君）

日程第3 議案第55号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）、日程第4 議案第56号、
平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第5 議案第57号、
平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、日程第6 議案第58号、平成30年度伊仙
町上水道事業会計補正予算（第2号）、日程第7 議案第59号、平成30年度防災関連施設整備事業
防災行政無線デジタル化工事請負契約の5件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

平成30年度第3回伊仙町議会臨時会に提案いたしました議案第55号から議案第59号について、提案理由の説明をいたします。

議案第55号は平成30年度伊仙町一般会計、議案第56号は平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第57号は平成30年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第58号は平成30年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

議案第59号は平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事の請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第55号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第55号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額63億3,378万2,000円に歳入歳出それぞれ2億7,743万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を66億1,122万1,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明をいたします。

17款繰入金、補正前の額2億871万2,000円に2億7,743万9,000円を増額し、4億8,615万1,000円とするものであります。

歳入合計63億3,378万2,000円に2億7,743万9,000円を増額し、66億1,122万1,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は4ページでございます。

3款民生費、補正前の額13億9,292万6,000円に4,376万5,000円を増額し、14億3,669万1,000円とするものであります。主なものとして、新規に4項災害救助費を設定し、台風24号災害被害対策として災害ごみ処理経費、避難所運営経費、家屋被災に遭われた住民への災害見舞金を予算計上してございます。

4款衛生費、補正前の額4億8,811万8,000円に241万7,000円を増額し、4億9,053万5,000円とするものであります。主なものとして、上水道事業、簡易水道会計への災害復旧経費繰り出しであります。

10款災害復旧費、補正前の額127万8,000円に2億3,125万7,000円を増額し、2億3,253万5,000円とするものであります。主なものとして、台風24号被災による農林水産施設災害復旧費において、堆肥センター等の農林水産施設、前泊漁港、農地災害復旧経費でございます。

さらに、公共土木施設災害復旧費において、道路災害、住宅施設災害、河川災害復旧費等でございます。

また、項の新設で、学校体育館等復旧経費を計上した3項文教施設災害復旧費、へき地保育所、集落公民館等災害復旧費を計上した4項厚生労働施設災害復旧費、庁舎、消防車庫、光ファイバー施設ほ一らい館関係災害復旧繰り出し等の計上を行った5項その他公共施設、公用施設災害復旧事業費の補正を計上してございます。

歳出合計63億3,378万2,000円に2億7,743万9,000円を増額し、66億1,122万1,000円とするものであります。

以上、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第55号に対して、質疑を行います。

○7番（牧 徳久君）

平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

その前に、この前の台風24号、25号において被災された皆様方には、この場をお借りしましてお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質疑をしていきたいと思います。

歳出のほうの災害救助費の中で12の役務費、産業廃棄物処理手数料2,816万円が予算化されておりますが、それについては、伊仙町には産廃業者がおらず、恐らく徳之島町にある何業者かが引き受けるものと思いますが、これについては今回は金額が高額な金額となっておりますが、これは業者が数社あると思いますが、分けて出すのか一社に独占して出すのか、これをお伺いしてみたいと思います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

その前に台風の概況を少し報告したいと思います。

台風24号が29日から30日の未明に到来いたしまして、義名山体育館駐車場前を瓦れき置き場として設置いたしまして、瓦れきを受け入れました。10月2日までの3日間の受け入れを開始いたしました。

ところが、この駐車場は、あっという間に満杯状態になり、他の原野を借り上げ整地をし、ユンボ3台で整地をしまして搬入を行いました。

なお、受け入れを10月2日で中止した原因としましては、台風25号が発生したため、大量の瓦れ

きが飛散が起こりうることで、3日からは産廃場への搬入に取りかかりました。

この産廃、3日の日になかなか産廃場の受け入れができなくて、1社の業者に受け入れをお願いしましたところ断られまして、そしてもう1社の産廃場をお願いしましたところ、引き受けてくれるということで、産廃に取りかかりましたけれども、その業者ももうちょっとこれ以上の瓦れきは受け入れられないということで、もう一方の業者に委託した次第でございます。

そのときは、台風が接近するというので、その1社に産廃したところでございます。

9月30日から10月12日までの13日間の処理実績としまして、ユンボのコンマ7が12台、そしてコンマ2のユンボが12台、ミニユンボが11台、そして10tダンプが33台、4tダンプが11台、2tダンプが9台、1tダンプが13台、そして軽トラックが22台稼働しております。

この実績といたしまして、木くずが2,128m³、そしてプラスチック類が129m³、電化製品が36m³で、また繊維くず等が68m³、そしてトタン等が1,728m³、その他コンクリ殻、サイディング等が68m³としております。

今の実績の受け入れとしまして、10月1日から10月12日のこのユンボ等の借上料が373万2,000円で、今後の10月24日からまた受け入れを開始しておりますが、それが11月の29日まで受け入れをいたしまして、12月の初めから12月の8日ぐらいまで、また産廃場へ運んでいきたいと思っておりますが、この今受け入れている分に対しましては、見積書を取りまして産廃していきたいと思っておりますが、この今までの実績の分は1社のほうに産廃料として支出する予定でございます。

以上です。

○7番（牧 徳久君）

1町で2,800万、これを3町にしますと、相当量の徳之島全体では、このトタンとか木くずが出るものと思いますが、1社ではできないと思いますので、なるべく分散して処理するようにお願いしたいと思います。

それと、この産廃トタン等ですが、まだまだ道路上に、うちの集落あたりは、きゅらまち観光課へ電話したのですが、道路上に大きなのが放置されたままになってはいますが、また飛んで飛散してきた関係上、どこのトタンかもわからずに放置されているんですが、これを今後役場のほうで回収するということはできないのかお伺い申し上げます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

その道路等に飛散しております瓦れき等については、今、職員で回収しているところでありまして、今後も引き続き、急にはみんな取れないのですが、職員等で回収していく予定にしております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、今後2020年度には世界自然遺産登録に向けても取り組んでいるわけでございますので、この飛散トタンについても、公共の道路にあるものについては回収をお願いしたいと思います。

それともう1点ですが、空き家等が今回の強い台風でトタンが飛んで、そのまま放置されて、今後また来年あたり台風が来ますと、2次災害等も起きるような感じがいたしている空き家が多数ありますが、飛んでそのままなっている空き家が小島にも4、5軒まだありますが、こういった対策を今後は町では考えられないのかお伺いしてみたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

空き家に対する関係ですけど、なかなかこれは難しいところもありまして、空き家に関してはやっぱり個人の財産ということ等もございます。また、こういう危険な空き家ということも、国のほうでも県のほうでも十分議論されているところであり、そこら辺のところ、財産の持ち主等とその後継者等とまた連絡を取りながら、それを回収できる方向でやってはいきたいと思います。

また、回収した場合において、回収とかそれを取り除いた場合においては、応分の負担はまたいただくものかというような、負担のほうはその空き家の持ち主のほうに一応はしていきたいと思っているところでもあります。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、空き家等、当集落においては多数ありまして、今度の台風で飛んで、屋根がもうなくなっている状況の空き家が多数ありますので、ぜひこれを親戚等が大阪、東京あたりにいると思いますんで、町のほうで連絡取り合って、これをどうするのか検討していただきたいと思っております。

次に、7ページをお願いします。

7ページの目3番、漁港施設災害復旧費についてお尋ねをいたします。

工事請負費等も計上されておりますが、今後の流れとして本格的に査定を受けまして、この査定後予算化して、その予算が議会で可決されますと工事に入るわけですが、そうした場合、非常に期間が長くかかり過ぎるということで、事前着工という形で、例えば鹿浦漁港あたりは今、船見にも行けないし、そこに入り口は道路が台風で飛散して入れない状況になっておりまして、その応急処置とか、それから一時的に漁民が魚、船降ろして出向できるような状態にもっていくため、その船だまりの一時的な浚渫工事、災害、本格的な査定を受ける前のこういったのも国、県と打ち合わせして、事前着工して事前申請すれば、恐らくできるのではないかと思います。今後こういった検討はできるのかお伺いしてみたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

鹿浦港に関しましては、4日の港湾災害復旧費のほうの工事費のほうで臨港道路、それと鹿浦港の浚渫工事を先にする予定にしております。

○7番（牧 徳久君）

ありがとうございます。

するということではありますが、なるべく漁民がこの鹿浦港に係留されている船の主は、これで生活を、生計を立てているわけでありまして、その工事に関しても早急に入札をしていただいて、

早期着工でお願いしておきたいと思います。

それと、今、海岸付近、阿権浜付近を見ますと、今度高潮で道路の際まで浸食されておるわけですが、こういったのを災害になるのかならないのか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

阿権から木之香にかけての海岸線は、今度の災害査定のほうに上げております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひここも、海岸が浸食されて、非常に昔から阿権浜あたりでは浜で闘牛が行われていたり、部落の浜下りなどがある由緒あるところでもありますので、この浸食のところもほったらかしにしないで、今後きれいにもとどおり災害で指定いただけたらありがたいなと思っております。

それと、前泊港についても、今みたいに降りていく道のほうが浸食されていますが、それについてもどういう考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

前泊港につきましては、とりあえず浚渫工事から始めて、その降りてくる道路のほうは、災害のほうに当たらないということで、町で今後を考えていく必要があるのかなと思っております。

○7番（牧 徳久君）

前泊港の奥のほうに船上げ場がありますが、今回の台風で8隻ぐらいの船がもう波で打ち上げられてだめになったわけですが、前回、10年ぐらい前も同じように船が10隻ぐらい使いものにならないぐらい波で打ち上げられたわけですが、それで2回目、町が指定している船上げ場として揚げて、2回目こういった船がもう全滅、壊滅状態になっているわけですが、この船上げ場、ここにはもう置いたら、2度あることは3度あるということがありますので、この時期台風が来たら、ここに置いたらまただめになるということでもありますので、前泊港の場合には、その船上げ場じゃなくて今現在この道路上をずっと上まで苦労して上げているのですが、衆議院議員の金子先生も見たいと思いますが、抜本的にこの船上げ場を、この今の道路からじゃなくて、岩のあそこの浚渫工事をして、あそこから経済課の生活改善センターのほうにでも上げられるような状況にもっていったら一番ベターだと思いますが、今後の改修計画において、国にこのような要望はできないものかお伺いしてみたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

生活改善センターまで船を上げる道をつくるとなると、とてもちょっと今時点で答えることはできないので、今後各漁協組合や集落の方とかも話し合いをしながら、検討していきたいと思っております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、前泊港の下のほうには、台風時には置けないということでもありますので、この曲がりくねった急勾配の坂を上まで上げるのも難しい状況でもありますので、この船上げ場の確保だけは今後、政治力を利用してでも、再検討というか抜本的な改革をしていただきたいものだと思います。

それと、ついですが、この船上げ場においても使用不能になった漁船も多々ありますが、これについて保険も下りないような状況になっていることを聞いているのですが、保険も下りない、漁民は船を買うにしても買う金もない、大変なことになっておりますので、ぜひ、この今の船上げ場の確保だけはよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

○6番（岡林剛也君）

平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

先ほどもありましたけれども、産業廃棄物処理ですけども、11月29日までまた再開ということで、今取り組んでいるようですが、この後製糖期に入ってハーベスターが稼働しますと、畑の中にまだ相当数のトタンやら何やら被災ごみが出てくると思われますが、来年の3月4月製糖終了までこのごみ収集を続ける必要があると思われるのですが、それについてどう思いますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、考え方といたしましては、11月29日まで受け入れ体制をして12月3日ごろからこの産廃料を運ぶのには、やはりキビ運搬車でしかできないものですから、キビ運搬車がキビの運搬している間、運ぶことができませんので、やはり今言われたように、やはりハーベスター関係で畑から出てきたこともあろうかと思っておりますので、やはり受け入れをするように検討したいと思っております。

その中で、やっぱり今の第二仮置き場は、3月まで借りるようにはしておりますので……。

○議長（美島盛秀君）

ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時17分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に続いて、会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今後の搬入にいたしましては、産廃業者の運搬業を持っている業者に委託していきたいと思えます。

○6番（岡林剛也君）

製糖終了までまた収集を続けるということによろしいですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

仮置き場のほうは、3月まで借りるようにはしておりますので、ここに運んでいただければと思

ます。

○6番（岡林剛也君）

それと、今、私が集めているのはトタンと切れっ端の木材だと思うのですが、サイディングとかサッシとかガラスとかがまだそのまま放置されている倉庫やその他多々見られますが、それをクリーンセンターに運ぶときは何か補助というかそういうのは考えられませんか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

サイディング等は、クリーンセンターでは受け入れを行っておりませんので、やはり産廃業者しかございません。

○6番（岡林剛也君）

それだったら、トタンとは別に、サイディングとかも災害ごみだったら、引き受けてくれた方が、住民も助かると思うのですか。どうでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

この補正予算に上げている分は、その分はちょっと含まれてございませんので、また検討させていただきたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

なぜこういふかと言いますと、この間一時の台風25号の影響でストップしたとき、もう既に海岸とか山とかにの産廃ごみが捨てられているという事例が、相当発生しておりまして、だからやっぱりこういう場合は町がやってくれる方が、本当に町民として不法投棄もかなり減らすことができるんじゃないかと思って聞いているんですが、どうでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

やはりどうしてもその費用がかかりますので、これはちょっとまた検討させていただきたいと思います。私のほうで、この補正で、これ以外のお金が発生するため、また検討していきたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

ぜひとも、前向きに検討して、町民のために頑張ってほしいと思います。

あと、ちょっと細かいことですが、予算書の9ページ、社会教育施設災害復旧費で、歴史民俗資料館ネット回線単線修繕費、10万8,000円ですが、これはビジョンの2,400万修繕費が出ておりますが、これとはまた別になるのですか。その説明をお願いします。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えいたします。

役場の回線とはまた別で、資料館と農業支援センターのほうのネット回線が使えないということで、断線されているということで、見積もりを上げてもらったということです。

○6番（岡林剛也君）

普通の民家に引いている分は多分ただでやっているのですけれども、町の施設の場合はお金がかかるということですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

これ、ビジョンさんと図書室に入れている回線がMICさんということで両方と協議して、また違うということで予算計上したということでございます。

○総務課長（池田俊博君）

ただ今の質問に少し補足したいと思います。

ビジョンさんは本線から役場のそこまでもってくと。だけどそのもってきたところから、教育委員会の場合においてはその部分の施設の中に関しての配線等は、屋内という考え方でやっていますので、そうしますとビジョンさんでそれを直すということではできないということでございます。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。水道メーターの中は自分で修理するんだよというようなことですね。わかりました。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

○5番（清 平二君）

平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）についてですけども、やはりこの中を見ても、やはり専決をして速やかに進める、速やかに終わるのがあるような気がしますが、予算ではなくやはり災害、緊急を要していますので、やはり今後このようなことじゃなくて、ややもすると事前着工をしているような感じが見える予算ですので、そうでなくてやはり専決をして、専決部分を専決をして、そして町の町民が本当に住みやすいということを予算執行していただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまのご指摘はごもっともだと思います。

しかし、執行しながらにおいてもまた、ある程度の予算の枠は固めておかなければならないということで、補正という形で皆様のご理解を得ながらやってきたということでございますので、専決にいくほうにおいても議会の皆様が、それが本当に急に必要な部分か、また皆様のご審議を受けてやったほうがいいのかというそこら辺の見きわめがなかなか難しいところで、今回におきましては、どうしても皆様方のご理解を得なければならないということで、このような形をとらせていただきました。

これからまたそのようなことがありましたら、できる限りの専決で、どうしても必要な部分に関しては、やっていきたいというふうに思っております。

○5番（清 平二君）

やはり緊急を要する場合は、やはり議会を開くような時間がないだろうと思いますので、そういうときは専決をして、その専決予算を私たち議会に報告をしていただきたいと思います。

非常にこの、勘違いされるようなことが多々ありますので、その辺のところは今後十分気をつけていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

○10番（福留達也君）

いろんなどういった手当てをしていくかといったときに、災害指定を行っていくとか申請をしていくという話を聞くのですけれども、数年前、徳之島町でいろんな災害のときに激甚災害の指定があったという話があるのですけれども、今回これ、国会議員と県知事とか県議さんとかいろんな方が実際視察に来て、やはりびっくりして帰っていかれると。これ、今、激甚災害の指定の要請、これはどういった形で行って、そのめど、それはどうなっていきそうなのですか。

○総務課長（池田俊博君）

今の、これは耕地課の例をとって今、説明いたしますと、激甚災害の災害指定ということは、区切りをとってやっているものですから、今、途中でやっていて、今その災害が起きたと、ということは、12月までの災害の全て網羅して、その形で指定を受けるというような形を今、国のほうがつけているみたいですので、そこで災害の災害救助法指定をしていただくような形で、県のほう、国のほうにもまた働きかけをしている段階でございます。

○10番（福留達也君）

12月ぐらいに何とかそのそれが指定されるかどうかがわかっていくという方向であるんですか。どうということですか。

○総務課長（池田俊博君）

こないだの話によると、12月までの災害が受けた部分が、翌年度あたりで指定ができる、するんじゃないかなという話のほうは受けております。

○10番（福留達也君）

今回はその、今把握されている分で2億7,000万ぐらいのその災害の追加というのか、補正していますけれども、それ以上、恐らくなっていくのだろうなという思いもあるのですけれども、これ、仮にその激甚災害みたいなのに指定されて認定されると、されるされないで、全然町の負担、そういったものは変わってくるのですか。

○総務課長（池田俊博君）

今、補助のほうが大體コンマ8ぐらいですけど、この補助率のほうのかさ上げで9割とか9.3、9.4とかそういうふうなかさ上げで、町のほうの負担を軽減していくという形になってくると思います。

○10番（福留達也君）

今回、災害が非常に大きくて、いろんなところにいろんな害が出たと思うのですけれども、いろんな分野あると思うのですけれども、今役場に一番住民から切望というのか来ている要望、改善してほしい、こうしてほしい、いろんな分野があると思うのですけれども、特に多い、こういったことが多いですか。

○総務課長（池田俊博君）

これ、今、総務課で受けている電話に関しましては、光ファイバーの断線によって、電話回線がつかない、そういうところの電話、苦情というのが一番多いところであります。

○10番（福留達也君）

その光に関しては、災害があるたびに、台風が来るたびに断線して、保険で対応しながらも、それができない部分は持ち出しでやっていくということなのですけれども、やはりこれ、いろんな九電工さんとかNTTとかそういったところと比べると、機動力が違って、災害があるとNTTと九電工とやはり機動力があって応援部隊がきて復旧につながっているという感じですが、ビジョンさんに関しても一生懸命やっているのしょうけれども、これ、1度契約したら10年間は解約できない、そういった契約の形式になっていると思うのですけれども、今後、やはりいろんな部分を考えると、数年後にまた契約時期が、更新の時期が来ると思うのですけれども、いろんな面を考えて、また対応していただきたいと思います。

終わります。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

○2番（牧本和英君）

済みません、予算書の8ページ、災害復旧費、そして5目の住宅設備災害復旧費の7、賃金、これについてちょっと説明、ここと、そして11、ここに犬田布もちょっと屋根が浮いている状態もあります。ちょっとこの部分について140万4,000円というのをちょっと説明をお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

再度、質問してください。

○2番（牧本和英君）

予算書の8ページの款10項2で目5の節7賃金のところのその賃金の9,000円掛ける4掛けの3日が13カ所ありますけど、ちょっとこれの説明をお願いいたしたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

この大工賃金は、今現在使われていない公営住宅を、とりあえずの避難場所ということで、住宅整備するための大工賃金になっております。

政策空き家なので、阿三であったり伊仙であったり、亀の戸であったり、使えそうなところを探

して、被災者の一時避難ということで、大工賃金としてそこを修繕して、そこに1年間住んでもらうという形をとろうということで、この大工賃金を組んであります。

○2番（牧本和英君）

その大工賃金で、9,000円掛けの4人掛けの3日で金額が140万4,000円、違うの。（発言する者あり）済みません、そしてその河地団地の屋根の修繕費もありますが、犬田布団地のほうはどうなっていますか。

○建設課長（松田博樹君）

犬田布団地、新しい住宅でしょうか。

○2番（牧本和英君）

はい。

○建設課長（松田博樹君）

そちらのほうは、普通の修繕費のほうで対応していております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○3番（西彦二君）

今回、台風被害で学校関係で多大な修繕が出されています。特に、ブロック塀の補修や体育館の屋根関係、またいろんな修理で今回上がっていますが、生徒の学校の教育面に支障はなされないようにスムーズに改修のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（直章一郎君）

そういった施設面で、子供たちの授業とかあるいは子供たちの生活に影響するようなことは絶対してはいけないと思いますので、その辺は十分、教育委員会としても注視していきたいとこのように考えています。

○3番（西彦二君）

ブロック塀とか危険な場所にはやっぱり、危険、立ち入り禁止の表札とか徹底をお願いしたいと思います。

○教委総務課長（喜昭也君）

台風24号、25号で倒壊したブロック塀等は完全に撤去してあり、まだ危険な場所には立ち入りのロープを張るなど、現在対応しているところでございます。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

○3番（西彦二君）

これには、今回農業の面にはまだ出ていないですけども、知事また金子議員の視察等の結果です

けど、また前期も今期もまたいろんな被災が出ます。農業やまた畜産に関係していますけど、いろんな被災でみんな苦しんでいます。また、そういったような予算化をぜひ前向きに、町民のためによろしくをお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

先週、高鳥農林水産副大臣がお見えになった際にも、今月、セーフティーネットのほうで基金が発動になったということでしたので、今後、担当のほうで県のほうにその基金の、来期の春植え以降の対策につきまして、また要望を上げていきたいと思っております。

○3番（西 彦二君）

よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

○4番（佐田 元君）

最初の資料のほうの2ページのほうですが、飛来ごみ破損備品等処分費26万円組まれておりますが、これの説明をお願いいたしたいと思えます。

それと、その重機借り上げ料、778万3,000円計上されておりますが、この分の説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

先ほども説明いたしましたように、9月30日から10月12日までの13日間の修理実績による重機借り上げ等と、今後、10月24日から11月29日までの受け入れの重機の借り上げ等でございます。

○4番（佐田 元君）

これは、重機借り上げの説明していただきましたが、その前に、26万円、この飛来ごみ破損備品等の処分費となっておりますが、これの説明までお願いいたします。2ページです。その上です。

○総務課長（池田俊博君）

この部分に関しては、各課からの拾い上げの予算でございまして、飛来ごみ破損備品の処分費に関しましては、教育委員会関係の飛来ごみの処理の部分であります、26万円は。教育委員会の関係の倉庫のトタンだとか、そういうものを産廃の業者のほうに依頼したということでございます。

○4番（佐田 元君）

教育委員会のほうの飛来ごみということですが、これは前は飛んできているごみですので、個人のものもあるかと思いますが、こういうのも含めてですか。

○総務課長（池田俊博君）

これは学校関係の備品関係とか、後は商工関係の飛来ごみということと、後はほかから飛んできたトタン関係とかそういうのを拾って、産廃業者に運んでいただいたということでございます。

○4番（佐田 元君）

わかりました。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第55号、平成30年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第56号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○ほーらい館長（重村浩次君）

それでは、議案第56号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

1 ページをお願いします。既定の歳入歳出予算額総額 1 億3,293万5,000円に歳入歳出それぞれ210万円を増額し、歳入歳出の総額を 1 億3,503万5,000円とするものです。

3 ページをお願いします。

歳入、款 2 繰入金、補正前の額6,967万8,000円に210万円を増額し、7,177万8,000円とするものです。

歳入合計、1 億3,293万5,000円に210万円を増額し、1 億3,503万5,000円とするものです。

6 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の11需要費の歳出修繕費の210万円については、台風24号の被害で、地下搬入路のシャッターの破損と屋根瓦、アルミサッシ等の修繕費です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第56号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第56号平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第56号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第57号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第57号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5億5,572万3,000円に歳入歳出それぞれ30万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億5,902万5,000円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正前の額8,292万3,000円に30万2,000円を増額するものでございます。

次に、6ページをお願いします。

歳出をご説明いたします。

11款水道事業費、2項原水上水費、1目原水上水費、補正前の額3,555万3,000円に30万2,000円を増額するものでございます。

内訳といたしましては、主に発電機の設置費用と、糸木名河地浄水場のドア及び窓ガラスの修繕費用でございます。

以上、補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第57号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第57号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第57号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第58号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第58号、平成30年度伊仙町上水道事業補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

補正予算書の1ページと2ページをお開きください。

歳入、収益的収入及び支出の補正の歳入から説明させていただきます。

第1款、水道事業収益、1項営業収益の1億680万3,000円に、211万5,000円を増額するものであります。これにつきまして、他会計からの繰入金であります。

次に、支出について説明いたします。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水上水費、4,026万4,000円に211万5,000円を増額するものであります。これにつきましては、主に中部浄水場の管理棟のドアの破損、また水処理板活性炭ろ過機の修理代であります。

以上、補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（美島盛秀君）

議案第58号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第58号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第58号、平成30年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第59号、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第59号、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約について、補足説明をいたします。

工事名、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事。

工事場所、大島郡伊仙町地内。

請負金額、請負契約額、6,264万円。

契約相手方、鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町29の11、有限会社南西通信システム、代表取締役 泉勇藏。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第59号について、質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約について、質疑をいたします。

29年度は喜念から上面縄までと東部から順番に来ているのですが、去年は実績が673台つけて5,900万ぐらいで、今回は1,177台で6,264万円となっていますが、単価が相当安くなっていると思われませんが、これはどうしてでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

今の業者見積りで5社を指名してございまして、その中での単価決定でございますので、それほど変化の部分においては多分ないものだと思います。

○6番（岡林剛也君）

安くなることはいいことですのであれですけども、あの指名の中に町内の業者とか島内の業者とかはあったのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

この工事自体、各家庭に無線のほうで情報の提供をする工事でありますので、業者選定そして電気通信という通信事業のなされている業者を選定してございます。この中では、徳之島の島内の業者はございません。郡内の業者と鹿児島県内の業者でございます。

○6番（岡林剛也君）

島内においては、資格といいますかそういうのはないという、持っている業者はいないということですか。

○総務課長（池田俊博君）

入札の指名願の中においては、その資格を持っている業者は、島内のほうにはございませんでした。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。多分、島内の業者も今いろいろ資格とか取り入れる業者も多分おられると思いますが、またこの先もまたこの事業、続いていくと思いますが、そのときはまたなるべく町内、島内を優先して指名をよろしくお願いします。

それと、この新しい機器は、聞くところによると、単一から単三までの電池でも使えると言って聞いたんですが、そうなんですか。

○総務課長（池田俊博君）

おっしゃるとおり、使えるそうです。

○6番（岡林剛也君）

先ほどの説明、全協での説明もありましたけれども、今回のこの台風のときに、せっかく東部地区はそういういい機械がついていたのに、役場の放送がなかったということを知りましたので、ぜひ停電して真っ暗な中で皆さん住民の方怖い思いをされて、いつ台風が過ぎ去っていくのかドキドキしながら待っていたと思います。

これの予算のうちのこの6,200万ですけども、この財源の内訳はどうなっているのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

財源の内訳でございますが、これは奄美郡島振興開発交付金を活用してございます。この中で国庫補助が50%、県補助が10%、残りを起債対応でしてございます。この起債は充当率が100%で、後ほど交付税措置として元利償還金の70%が普通交付税により措置されてございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、ほぼ100%に近いような補助率になると思うのですが、また今から、来年からも続いていくと思いますが、ぜひとも住民にもその機械の使い方、また電池の入れ方とかも、ぜひとも説明をできるところはして、いないところは説明書いた紙でも置いて、昔あったその有線の防災無線は電気と電池と両方あったのですが、電池を入れっぱなしにしてさびつかせて、結局使えなくなるということがありましたので、そういう注意喚起とかもぜひ住民の方にもお知らせして、

このデジタル無線を有効に活用してほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第59号平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第59号、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約は、可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回伊仙町議会臨時議会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 前 徹 志

伊仙町議会議員 明 石 秀 雄